

第 61 条第 1 項) , これを受けたガス工作物の技術上の基準を定める省令 (平成 12 年通商産業省令第 111 号。以下「技術基準省令」という。) においては、導管につき、「供用中の荷重並びに最高使用温度及び最低使用温度における最高使用圧力に対し、設備の種類、規模に応じて適切な構造でなければならない。」(技術基準省令第 15 条第 1 項第 6 号) などと定められている。

導管は、その種類ごとに、技術基準省令で定める適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない (技術基準省令第 51 条) などとされていることから、一般ガス導管事業者は、定期的にガスの漏えいの有無を検査する義務を負っており、漏えいが発見されれば、導管を補修するなどして、漏えいが認められない状態を維持しなければならない。

したがって、一般ガス導管事業者は、私道下に導管を設置した場合、当然に導管の維持管理義務を負い、それに必要な限度で私道を利用することが予定されているといえる。

(3) 導管等の所有関係

一般ガス導管事業者は、事業者ごとに託送供給約款を作成し、これに基づいてガスの託送供給を行っているが、導管は、本支管、供給管、内管の 3 種類に分類されている。

ア 本支管

原則として公道 (道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路) に並行して公道に埋設する導管をいう。本支管は、事業者の所有に属する。

なお、私道に埋設する導管についても、不特定多数の人及び原則として道路構造令第 4 条第 2 項に定める普通自動車の通行が可能である等の要件を満たす私道については、事業者による変更・修繕について承諾が得られた場合には、本支管として取扱われる。

イ 供給管

本支管から分岐して、道路と需要家等が所有又は占有する土地との境界線に至るまでの導管をいう。供給管も、事業者の所有に属する。

ウ 内管

イの境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいう。

内管は、ガス利用者の所有に属する。

(4) 導管を私道下に設置する場合の法律関係

ア ガスの需要家と一般ガス導管事業者との関係

ガスの供給に関し、需要家が供給契約を締結するのは、ガス小売事業者との間であり、一般ガス導管事業者との間では契約関係がない。

イ 導管設置における一般的取扱い

託送供給約款においては、一般ガス導管事業者が需要家等のために私道に導管を埋設する場合には、需要家等は私道所有者からの承諾を得る必要がある旨規定されている。

この承諾については、需要家自身又は工事を実施する業者が、一般ガス導管事業者宛ての導管設置工事の承諾書を私道所有者から徴し、それを一般ガス導管事業者へ提出するのが通常である。現在、当該承諾書では、導管の補修、取替え等を行う必要がある場合の工事についても、承諾の対象としており、工事の際に改めて承諾を得る必要がないようになっている。

ただし、過去に結ばれた一部の承諾書では、導管の補修、取替え等に係る工事についての承諾を含まない場合がある。この場合、一般ガス導管事業者は、工事の際に、私道内で工事を行うことを承諾する旨の承諾書を私道所有者から提出させ、これに基づいて工事を行っている。私道所有者との関係で工事の承諾が取得できない場合であっても、現にガスの漏えいが発生しているような場合には、民法第 698 条の緊急事務管理の考え方にに基づき、一般ガス導管事業者が補修工事を実施している。

一般ガス導管事業者と私道所有者の間の私道の利用権の性質については、貸借権、区分地上権等、一様ではないようであるが、その期間は、一般に、ガス管の設置後、撤去するときまでとされており、数十年にわたる長期間の利用も可能とされている。

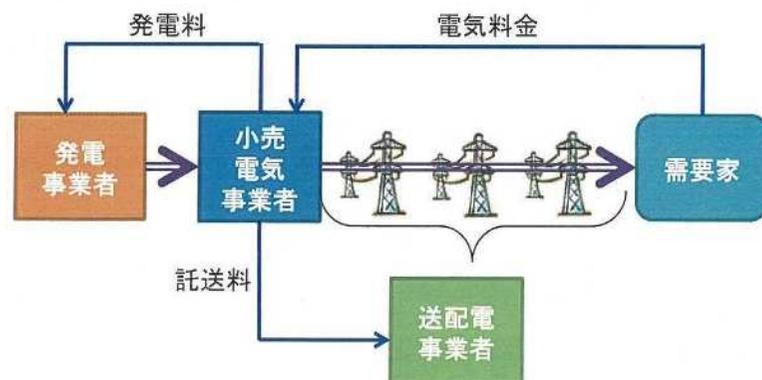
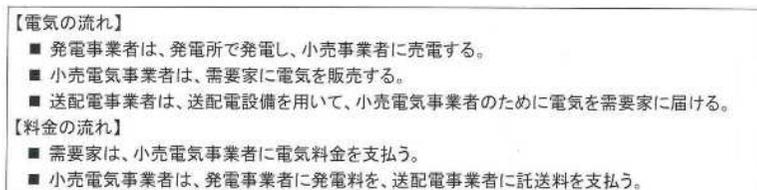
【電気事業及び電柱関係】

(電気事業及び電柱関係に関する法律関係)

(1) 電気事業について

電気事業の全体構造の概要は下図のとおりである。

需要家である一般家庭が小売電気事業者と電気の小売供給契約を締結すると、発電事業者により発電された電気は、送配電事業者の送配電設備を経由して需要家に供給される。



【出典：経済産業省】

(2) 一般送配電事業者の義務

ア 託送供給義務

一般送配電事業者は、小売電気事業者からの依頼に対し、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給を拒んではならない（電気事業法〔昭和39年法律第170号〕第17条第1項）とされている。

一般送配電事業者は、電気小売事業者が契約している需要家に対し供給するための電気を託送することになるが、その際、必要な電柱の設置は、一般送配電事業者が行っている。

イ 事業用電気工作物を維持する義務

- (ア) 私道に設置される電柱は、一般的に、一般送配電事業者が所有・管理している。これらの電柱は、電気事業法における事業用電気工作物（同法第38条第3項）であり、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）における「支持物」に当たる（同省令第1条第15号）。
- (イ) 一般送配電事業者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないとされているところ（電気事業法第39条第1項）、これを受けた電気設備に関する技術基準を定める省令においては、電柱を含む支持物の材料及び構造は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速40メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならない旨規定されている（第32条第1項）。

また、一般送配電事業者は、電柱を含む事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定めて経済産業大臣に届け出た上で、それを守らなければならないとされている（電気事業法第42条第1項、第4項）。

したがって、一般送配電事業者は、私道に電柱を設置した場合、当然に電柱の維持管理義務を負い、それに必要な限度で私道を利用することが予定されているといえる。

(3) 電柱等を私道に設置する場合の法律関係

ア 電気の需要家と一般送配電事業者との関係

電気の供給に関し、需要家が供給契約を締結するのは、小売電気事業者との間であり、一般送配電事業者との間では契約関係がない。

一般送配電事業者が、需要家である一般家庭に電気を供給するため、私道に電柱を設置するには、小売電気事業者からの供給申込みを受ける必要がある。

イ 電柱設置における一般的取扱い

一般送配電事業者が需要家のために私道に電柱を設置する際、実務においては、電柱を設置する土地の地番を特定した上で、当該地番の土地の所有者から一般送

配電事業者が所有・管理する電柱の設置のために使用すること及びこれに対して土地の使用料を支払うことにつき、承諾を得た上で、電柱設置工事を行っている。

私道所有者からの承諾は、一般的には、私道所有者から、一般送配電事業者宛ての電柱設置に係る承諾書を受領することにより得ている。

一般送配電事業者は、この承諾に基づいて私道に電柱を設置し、それを經由して需要家に電気を供給している。

なお、電柱の取替え等を行う必要がある場合、一般送配電事業者は、私道内で工事を行うことを承諾する旨の工事承諾書を私道所有者から受領し、それに基づいて私道を掘削した上で、電柱の取替え等をしている。

事業者と私道所有者との間で設定される電柱設置のための土地利用権の性質については、一般的には賃借権であり、その期間は、一般に、一般送配電事業者が設備の設置を必要とする期間とされており、数十年にわたる長期間の利用も可能とされている。

○ 導管関係等対照表

導管関係においては、導管の所有・管理者が誰か、接続先の導管が公共的導管か私人導管か、導管を設置する私道が共同所有型か相互持合型かの各要素の組合せにより、それぞれの法律関係が決定されるが、導管の種類が異なっても、法律関係は同じ場合もある。

そこで、本ガイドラインにおいては、一般的に支障事例が多数生じていると考えられる代表的な類型の事例を取り上げ、それと同様の規律となることが明らかな事例については、下記の対照表で結論のみを掲げ、考え方については、代表的な類型についての説明を参照できるようにした上で、適宜参照された。

なお、導管設置等の工事を私道所有者や公共導管設置・管理者単独で実施することができる類型の枠は水色で、私道の各所有者の持分の過半数の同意で行うことができる類型の枠は黄色で、私道所有者全員の同意がなければ実施することができない類型の枠はピンク色で表示している。

		水 道		下 水 道		ガ ス	
		共同所有型	相互持合型	共同所有型	相互持合型	共同所有型	相互持合型
新 設	公共的導管 に接続	事例11 (給水管新設) 持分に応じた使用 → 単独で可	事例12 (給水管新設) 地役権 → 単独で可	事例19 (排水管新設) 持分に応じた使用 → 単独で可	事例20 (排水管新設) 下水道法 → 単独で可	(通常想定されない)	
	私人導管 に接続	事例13 (給水管新設) 持分に応じた使用 → 単独で可	事例14 (給水管新設) 地役権 → 単独で可	事例13参照 持分に応じた使用 → 単独で可	事例14.20参照 下水道法, 地役権 → 単独で可	(通常想定されない)	
	公共的導管を 私道下に設置	事例21参照 管理に関する事項 → 持分の過半数の 同意で可	事例22参照 設置部分の 各土地の所有者が 地方公共団体との間で 利用権設定必要	事例21 (公共下水道新設) 管理に関する事項 → 持分の過半数の 同意で可	事例22 (公共下水道新設) 設置部分の 各土地の所有者が 地方公共団体との間で 利用権設定必要	事例23 (ガス管新設) 管理に関する事項 → 持分の過半数の 同意で可	事例22参照 設置部分の 各土地の所有者が 事業者との間で 利用権設定必要
補 修 ・ 取 替	私人導管の 補修・取替え	事例15 (給水管補修) 持分に応じた使用 → 単独で可	事例16 (給水管補修) 明示又は黙示の合意 → 単独で可	事例15参照 持分に応じた使用 → 単独で可	事例16, 20参照 下水道法 明示又は黙示の合意 → 単独で可	(通常想定されない)	
	公共的導管の 補修・取替え	事例17 (配水管取替え) 明示又は黙示の合意 → 公共的導管の 設置・管理者単独で可	事例18 (配水管取替え) 明示又は黙示の合意 → 公共的導管の 設置・管理者単独で可	事例17参照 明示又は黙示の合意 → 公共的導管の 設置・管理者単独で可	事例18参照 明示又は黙示の合意 → 公共的導管の 設置・管理者単独で可	事例24 (ガス管補修) 明示又は黙示の合意 → 公共的導管の 設置・管理者単独で可	事例18参照 明示又は黙示の合意 → 公共的導管の 設置・管理者単独で可
		電 柱					
		共同所有型	相互持合型				
新 設		事例25 (電柱新設) 管理に関する事項 → 持分の過半数の 同意で可	事例25参照 設置部分の 各土地の所有者が 事業者との間で 利用権設定必要				
取 替 (同一場所)		事例26 (電柱取替) 明示又は黙示の合意 → 公共的導管の 設置・管理者単独で可	事例26参照 明示又は黙示の合意 → 公共的導管の 設置・管理者単独で可				
取 替 (隣接場所)		事例27 (電柱取替) 管理に関する事項 → 持分の過半数の 同意で可	事例27参照 設置部分の 各土地の所有者が 事業者との間で 利用権設定必要				

事例11 給水管の新設事例 ～給水管を配水管に接続(共同所有型)

○ 共同所有型私道を経由して給水管を公道下の配水管に接続する必要があるが、共有者の一部が所在不明で給水管設置工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

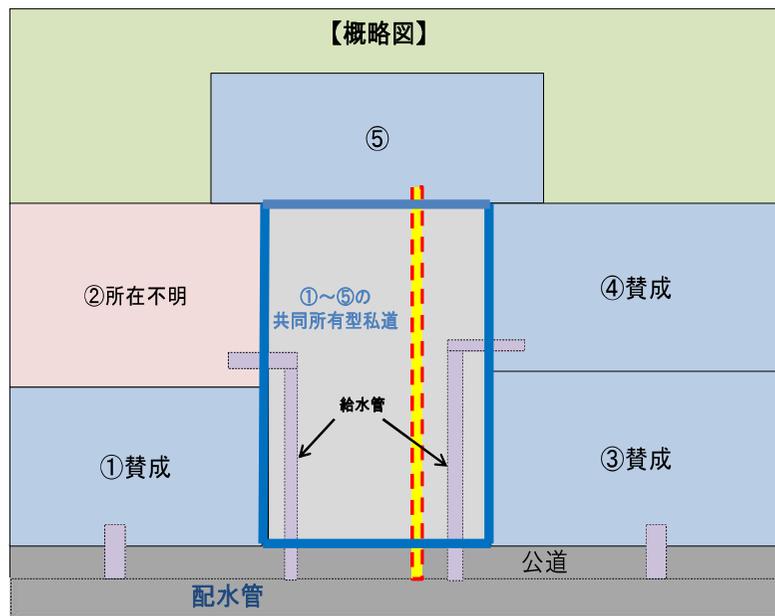
- ・平成10年私道築造
- ・延長20m, 幅4m(コンクリート舗装)
- ・①～④は、自己所有の給水管(下図紫色部分)を公道下の配水管と接続

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ②は所在不明)
- ・⑤は自宅の新築に伴い、私道下に自己所有の給水管を設置し、公道下の配水管に接続する必要あり

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は⑤
- ・私道を掘削し、⑤所有の給水管(下図黄色部分)を設置して公道下の配水管と接続させ、路面を舗装する



事例11 給水管の新設事例

～給水管を配水管に接続(共同所有型)

事例のポイント

- ⑤の共有者が、自己の宅地内に新たに水を引き込むため、共同所有型私道下に給水管を設置する。
- 工事の実施主体は、⑤の共有者である。
- アスファルト舗装された私道下に⑤の共有者が所有する給水管を設置するために、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、給水管を設置した後、路面まで埋め戻し、再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができるため(民法第249条)、共同所有型私道について共有持分を有する共有者は、それぞれ、その持分に応じて私道敷を使用することができる。
本事例では、⑤の共有者は、その持分に応じて私道敷を全部使用することができ、給水管を設置することにより、他の共有者が持分に応じた使用収益を侵害されるものではないと考えられるから、掘削工事を行うことについて、民法上、②の共有者の同意を得る必要はない。

事例12 給水管の新設事例

～給水管を配水管に接続(相互持合型)

- 相互持合型私道を経由して給水管を公道下の配水管に接続する必要があるが、所有者の一部が所在不明で給水管設置工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

- ・平成10年私道築造
- ・延長20m、幅4m(コンクリート舗装)
- ・①～④は、自己所有の給水管(下図紫色部分)を公道下の配水管と接続

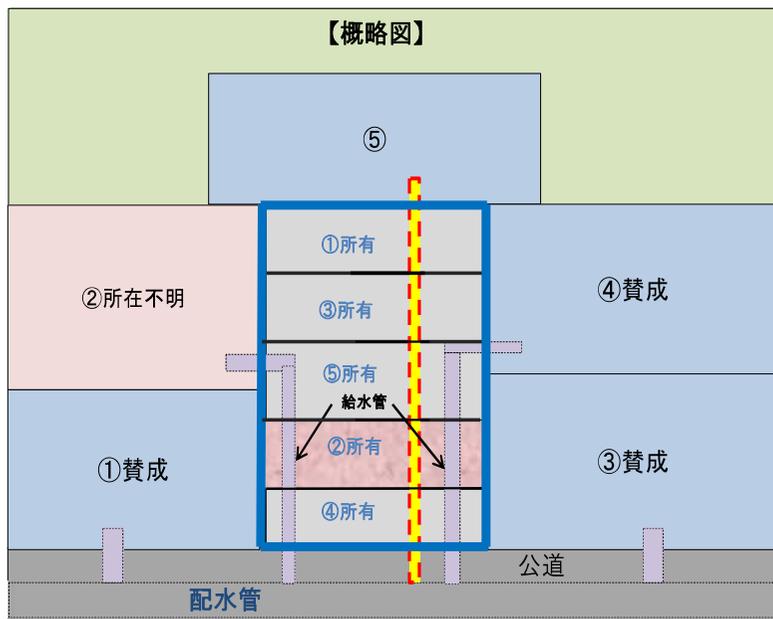
2. 権利関係等の概要

- ・5筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑤が各1筆ずつ所有(②は所在不明)
- ・⑤は自宅の新築に伴い、私道下に自己所有の給水管を設置し、公道下の配水管に接続する必要あり

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は⑤
- ・私道を掘削し、⑤所有の給水管(下図黄色部分)を設置して公道下の配水管と接続させ、路面を舗装

【概略図】



事例12 給水管の新設事例

～給水管を配水管に接続(相互持合型)

事例のポイント

- 相互持合型私道に接した宅地を所有する者が、当該宅地内に水を引き込むための給水管を設置する。
- 宅地に水を引き込むには、他人の所有する私道敷の下に給水管を設置する以外には方法がない。
- アスファルト舗装された私道下に⑤の所有者が所有する給水管を設置するために、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、給水管を設置した後、路面まで埋め戻し、再度アスファルト舗装する工事を実施する。
- 工事の実施主体は、⑤の所有者である。

事例の検討

- 上水道については、下水道の排水設備を設置する際の隣地所有者の受忍義務(下水道法第11条)に類する規定は、水道法上存在しない。
- もっとも、私道下に給水管が設置されている場合、私道を構成する土地の提供者は、相互に、地上の通行だけでなく、通路の地下に、公道に設置されている配水管に接続するための給水管を設置することを明示又は黙示に承諾していたものと考えられる。
したがって、このような場合には、新たに給水管を設置する者(⑤)に対する関係においても、私道の地下に給水管の設置を目的とする地役権(民法第280条)が明示又は黙示に設定されていると解され、⑤の所有者は、給水管を設置することができる。
- なお、他の土地を経由しなければ、水道事業者の設置した配水管から宅地に給水を受けることができないいわゆる導管袋地については、他の土地に囲まれて公道に通じない土地(袋地)の所有者の通行権(囲繞地通行権)に関する民法第210条から第213条までの類推適用により、他人の土地の使用が認められる場合もある。

事例13 給水管の新設事例

～給水管を共有給水管に接続(共同所有型)

- 共同所有型私道下に給水管を新設し、共有給水管に接続する必要があるが、共有者の一部が所在不明で給水管設置工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

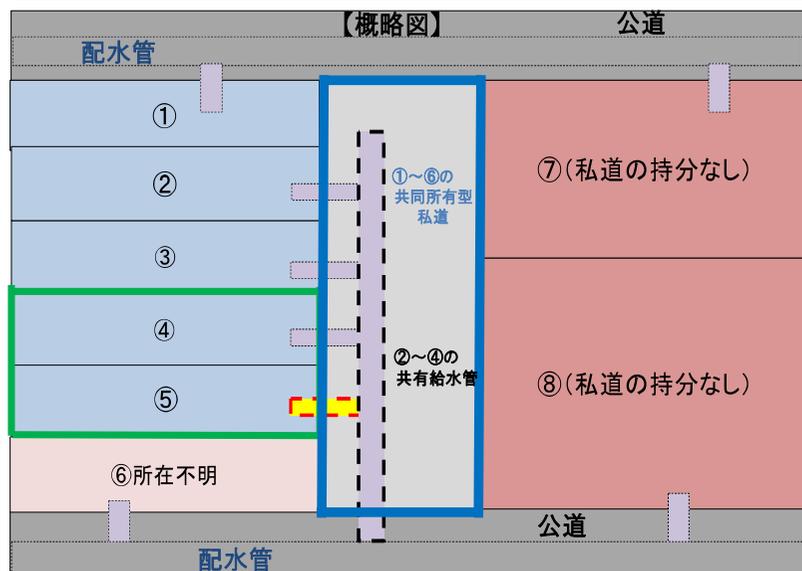
- ・昭和60年私道築造
- ・延長30m、幅4m(コンクリート舗装)
- ・私道下には、私道開設と同時に、②～④の共有給水管(下図紫色部分の黒点線枠内)が設置され、②～④は、自己所有の給水管を共有給水管に接続(①、⑥～⑧は公道に自己所有の給水管を接続)

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑥が共有(共有持分は①～③、⑥が各5分の1、④と⑤は各10分の1、⑥は所在不明)
- ・④は、下図緑枠内の土地を所有していたが、分筆して一部を⑤に譲渡するとともに、自己の私道の持分の半分を⑤に譲渡
- ・⑤は自宅の新築に伴い、私道下に自己所有の給水管を設置し、②～④の共有給水管に接続する必要あり

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は⑤
- ・私道を掘削し、⑤所有の給水管(下図黄色部分)を設置して②～④の共有給水管と接続させ、路面を舗装する



事例13 給水管の新設事例

～給水管を共有給水管に接続(共同所有型)

事例のポイント

- ⑤の私道共有者が、自己の宅地内に新たに水を引き込むため、共同所有型私道下に給水管を設置する。
- 私道の地下には、公道に設置された配水管に直結する共有給水管が設置されている。給水管の共有者は、②～④の私道共有者であり、⑤の私道共有者が共有給水管に給水管を接続することについても同意している。
- 工事の実施主体は、⑤の私道共有者である。
- アスファルト舗装された私道下に⑤の私道共有者が所有する給水管を設置するために、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、給水管を設置した後、路面まで埋め戻し、再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができるため(民法第249条)、共同所有型私道について共有持分を有する共有者は、それぞれ、その持分に応じて私道敷を使用することができる。
本事例では、⑤の私道共有者は、その持分に応じて私道敷を全部使用することができるから、掘削工事を行うことについて、民法上、⑥の私道共有者の同意を得る必要はない。
また、②～④の私道共有者の共有給水管に、⑤の私道共有者が給水管を接続する工事については、②～④の私道共有者の同意が得られている。
なお、仮に、給水管の共有者の一部が所在不明である場合でも、⑤の私道共有者は、民法第220条及び第221条の類推適用により、共有給水管を使用することができるものと考えられる(【事例14】参照)。

事例14 給水管の新設事例

～給水管を共有給水管に接続(相互持合型)

○ 相互持合型私道に隣接する宅地の居住者が、他人の土地である私道下に給水管を新設し、共有給水管に接続する必要があるが、土地所有者が所在不明で給水管設置工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

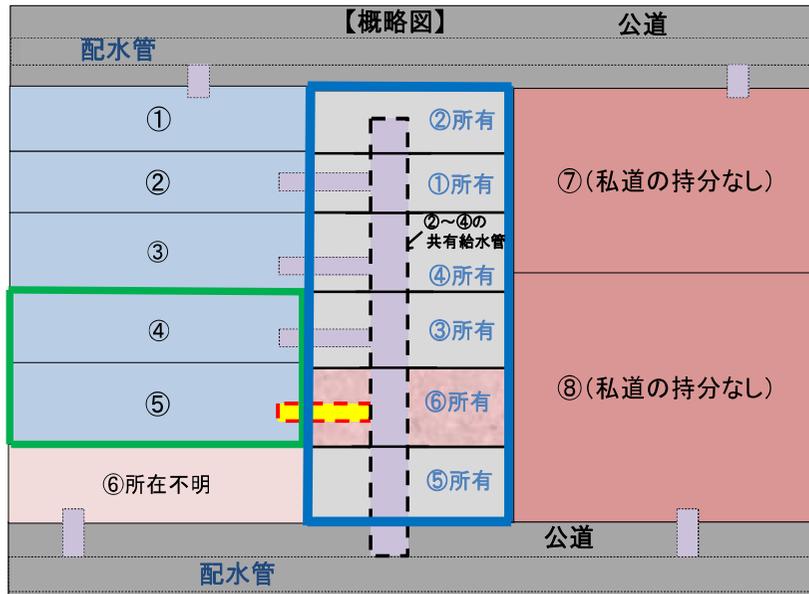
- ・昭和60年私道築造
- ・延長30m, 幅4m(コンクリート舗装)
- ・私道下には、私道開設と同時に②～④の共有給水管(下図紫色部分の黒点線枠内)が設置され、②～④は、自己の給水管を共有給水管に接続(①、⑥～⑧は公道に自己所有の給水管を接続)

2. 権利関係等の概要

- ・6筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑥が1筆ずつ所有(⑥は所在不明)
- ・④は、下図緑枠内の土地を所有していたが、分筆して一部を⑤に譲渡するとともに、私道部分に有していた2筆の土地のうちの1筆分を⑤に譲渡
- ・⑤は自宅の新築に伴い、⑥の土地下に自己所有の給水管を設置し、②～④の共有給水管に接続する必要あり

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は⑤
- ・⑥所有の土地を掘削し、⑤所有の給水管を設置して②～④の共有給水管と接続させ、路面を舗装



事例14 給水管の新設事例

～給水管を共有給水管に接続(相互持合型)

事例のポイント

- 相互持合型私道に接した宅地を所有する者が、当該宅地内に水を引き込むための給水管を設置する。
- 宅地に水を引き込むには、他人の所有する私道敷の下に給水管を設置する以外には方法がない。
- 私道の地下には、他の宅地の所有者が共有する給水管が設置されている。
- 工事の実施主体は、⑤の所有者である。
- アスファルト舗装された私道下に⑤の所有者が所有する給水管を設置するために、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、給水管を設置した後、路面まで埋め戻し、再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 上水道については、下水道の排水設備を設置する際の土地の所有者に対する受忍義務(下水道法第11条)を定めた規定はない。
- もともと、宅地の所有者は、他の土地を経由しなければ、水道事業者の設置した配水管から宅地に給水を受けることができない場合において、他人の給水設備を給水のため使用することが他の方法に比べて合理的であるときは、その使用により当該給水設備に予定される効用を著しく害するなどの特段の事情のない限り、民法第220条及び第221条の類推適用により、当該給水設備を使用することができる(最高裁判所平成14年10月15日第三小法廷判決・民集56巻8号1791頁参照)ため、⑤の所有者は、⑥の所有者の同意がなくて

も、給水管の設置のために⑥の所有者の私道敷を使用することができると考えられる。

○ また、自己の宅地内に水を引き込むための給水管を、他人が共有する給水管に接続するために、他人が所有する隣地を使用せざるを得ない場合には、給水管の設置という生活に不可欠の導管を設置する必要性の観点から、袋地利用を確保するための相隣関係の規定である民法第210条から第213条の類推適用により、他人の土地の使用が認められる場合があると考えられる。

○ 加えて、私道下に給水管が設置されている場合、私道敷となる土地の提供者は、相互に、地上の通行だけではなく、私道敷の地下に、公道に設置されている配水管に接続するための給水管を設置することを明示又は黙示に承諾していたものと考えられる。

したがって、このような場合には、新たに給水管を設置する者(⑤)に対する関係においても、私道敷の地下に給水管の設置を目的とする地役権(民法第280条)が明示又は黙示に設定されたと考えられ、地役権に基づき給水管を設置することもできると考えられる。

(参考)

○最高裁判所平成14年10月15日第三小法廷判決・民集56巻8号1791頁

宅地を所有する者(X)が、宅地内に水を引き込み、また、下水を公流又は下水道等まで排出するため、市道に設置された他人(Y)所有の給排水設備を使用することの承諾を求めた事案についてのもの。最高裁判所は、宅地の所有者が、他の土地を経由しなければ、水道事業者の敷設した配水管から当該宅地に給水を受け、その下水を公流又は下水道等まで排出することができない場合において、他人の設置した給排水設備をその給排水のため使用することが他の方法に比べて合理的であるときは、その使用により当該給排水設備に予定される効用を著しく害するなど特段の事情のない限り、民法第220条及び第221条の類推適用により、当該給排水設備を使用することができるものと解するのが相当であると判示し、YはXによる当該給排水設備の使用を受忍すべきであるとした。

事例15 給水管の補修事例(共同所有型)

- 共同所有型私道の地下に設置されている給水管から漏水したため、共同所有型私道を掘削し、給水管を修復する必要があるが生じたが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

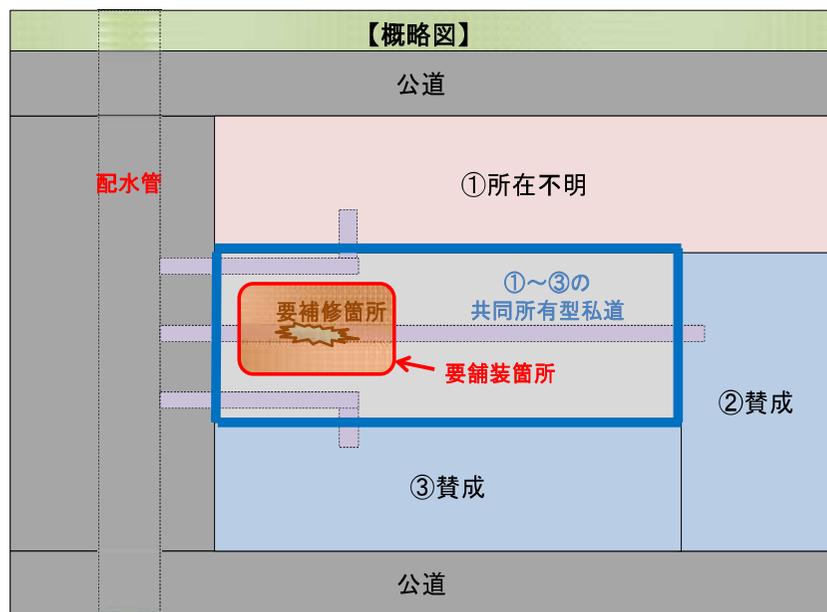
- ・平成5年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長12m, 幅約4m
- ・①～③は, 私道開設と同時に, 自己所有の給水管を公道下の配水管に接続
- ・②所有の給水管が損傷しており, 補修の必要がある

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)
- ・公道下の配水管は水道事業者所有
- ・給水管(下図紫色部分)は①～③がそれぞれ所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②
- ・私道の一部を掘削し, ②所有の給水管を補修後, 埋め直して路面の一部(3m×4m=12㎡)をアスファルト舗装



事例15 給水管の補修事例(共同所有型)

事例のポイント

- 共同所有型私道の地下に設置された給水管が破損して漏水している。
- 工事の実施主体は, ②の共有者である。
- 共同所有型私道の路面を掘削し, 地中に設置されている給水管を補修した後, 路面まで埋め戻し, 再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 私道の共有者は, 共有物の全部について, その持分に応じた使用をすることができるため(民法第249条), 一般に, 共同所有型私道の下に給水管を設置することができる。
- そして, 当該給水管に損傷が生じた場合には, 持分に応じた土地の使用として, 設置した給水管の損傷を補修するために必要な工事を行うことができる。
- 本事例においては, ②の共有者は, 共同所有型私道下に設置した自己所有の給水管を補修するため, 持分に応じた使用として, ①の共有者の同意がなくても, 工事を行うことができるものと考えられる。

事例16 給水管の補修事例(相互持合型)

- 相互持合型私道の地下に設置されている給水管から漏水したため、私道を掘削し、給水管を修復する必要があるが生じたが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

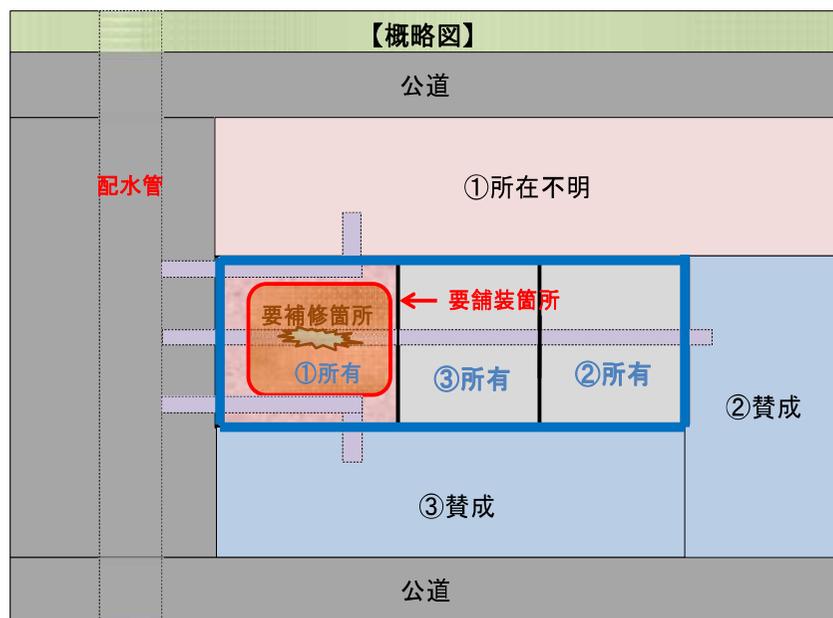
- ・平成5年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長12m, 幅約4m
- ・①～③は、私道開設と同時に、自己所有の給水管を公道下の配水管に接続
- ・②所有の給水管が損傷しており、補修の必要がある

2. 権利関係の概要

- ・3筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～③が各1筆ずつ所有(①は所在不明)
- ・公道下の配水管は水道事業者所有
- ・給水管(下図紫色部分)は①～③がそれぞれ所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②
- ・私道の一部を掘削し、②所有の給水管を補修後、路面の一部(3m×4m=12㎡)をアスファルト舗装



事例16 給水管の補修事例(相互持合型)

事例のポイント

- 相互持合型私道が築造されたのと同時に、私道下に①～③がそれぞれ所有する給水管が設置され、現在に至るまで使用されている。
- 相互持合型私道の地下に設置された給水管が破損して漏水している。
- 工事の実施主体は、②の所有者である。
- 相互持合型私道の路面を掘削し、地中に設置されている給水管を補修した後、路面まで埋め戻し、再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 相互持合型私道においては、特段の合意がない場合、それぞれの所有土地部分を要役地とし、互いの所有地部分を他方の通行のための承役地とする地役権(民法第280条)が黙示に設定されていることが多い。また、地役権の内容は、設定行為によるところ、敷地内に建物を建てるのと同時に通路(私道)を開設するとともに、給水管も設置していたような場合には、土地の提供者は、相互に、私道の地下に各土地の所有者の自宅敷地内に水を引き込むための給水管を設置して私道下を利用することを内容とする地役権(民法第280条)を明示又は黙示に設定したと考えるのが合理的である。
- 私道下の給水管(導管)の設置を目的とする地役権が設定されていると考えられる場合に、本事例のように、給水管が損傷して漏水し、その利用が阻害されているときには、要役地所有者(②の所有者)は、私道下の給水管の利用を確保するために補修工事を実施することができ、承役地所有者(①の所有者)はこれを受忍すべき義務を負うと考えることができる。
- また、他の土地を経由しなければ、水道事業者の設置した配水管から宅地に給水を受けることができないいわゆる導管袋地については、他の土地に囲まれて公道に通じる土地(袋地)の所有者の通行権(囲繞地通行権)に関する民法第210条から第213条までの類推適用により、他人の土地の使用が認められる場合もある。

事例17 配水管の取替事例(共同所有型)

- 共同所有型私道の地下に設置されている配水管が老朽化したため、路面を掘削し、配水管を取り替える必要が生じたが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

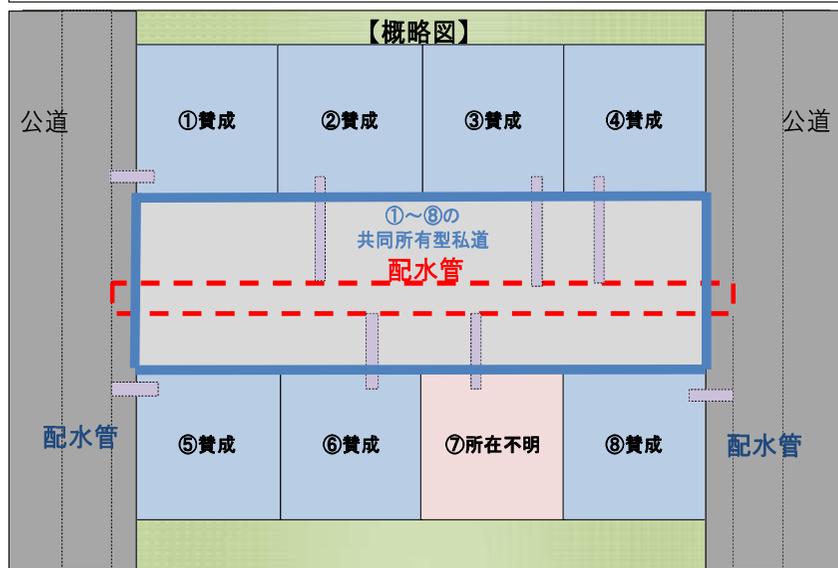
- ・昭和44年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅約5.5m
- ・私道下には配水管(昭和44年布設)が設置されているが、老朽化している
- ・配水管の老朽化により耐力が低下し、破損・損傷による水質悪化、漏水の危険がある

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑧が共有(共有持分は各8分の1, ⑦は所在不明)
- ・私道下の配水管(赤点線部分)は水道事業者所有
- ・給水管(下図紫色部分)は①～⑧がそれぞれ所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は水道事業者
- ・路面を掘削して老朽化した配水管を取り替えた後、路面全体をアスファルト舗装



事例17 配水管の取替事例(共同所有型)

事例のポイント

- 共同所有型私道が築造されたのと同時期に、私道下に水道事業者が所有・管理する配水管が設置され、現在に至るまで使用されている。
- 私道下に設置されている配水管が老朽化することにより、配水管の耐力が低下し、破損・損傷による、漏水の危険が生じるため、配水管を管理する水道事業者は、配水管の補修・取替えを行う必要がある。
- 工事の実施主体は、水道事業者である。
- 共有私道の路面を掘削し、地中に設置されている配水管を取り替えた後、路面まで埋め戻し、再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 水道事業者(市町村等)は、配水管を設置する際、通常、私道の共有者全員の同意を得て、配水管の設置のため地下を利用する権利の設定を受けている。また、水道事業者は、配水管設置のための地下の利用権の設定を受ける際、配水管の補修・取替え・撤去のための私道の利用についての承諾をあらかじめ得ることによって、工事について合意していることが多い。
- 私道の共有者全員の承諾書が存在しない場合でも、共有者は配水管を通じて水の供給を継続的に受けているのであり、配水管の設置・補修等につき、共同所有する私道の利用権が黙示に設定されたと認められることが多い。
- また、水道事業者は水道施設である配水管が耐力を有し、水が汚染され、かつ、漏れるおそれのないようにすべき責務がある。
- 本事例において、水道事業者は、⑦の共有者を含む私道共有者の合意に基づき、配水管の取替工事を行うことができ、私道共有者は、工事を受忍すべき義務を負うものと考えられる。

事例18 私道下の配水管を取り替える事例(相互持合型)

- 相互持合型私道の地下に設置されている配水管が老朽化したため、路面を掘削し、配水管を取り替える必要が生じたが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

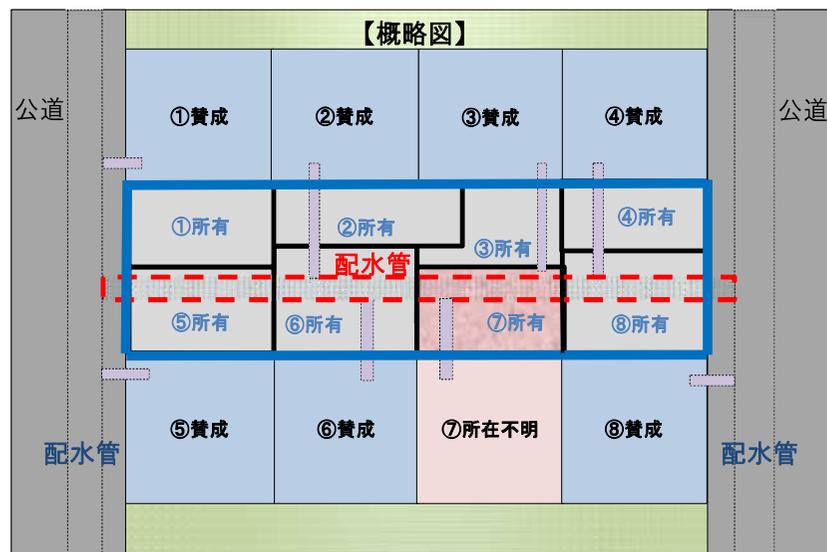
- ・昭和44年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅約5.5m
- ・私道下には配水管(昭和44年布設)が設置されているが、老朽化している
- ・配水管の老朽化により耐力が低下し、破損・損傷による水質悪化、漏水の危険がある

2. 権利関係の概要

- ・8筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑧が各1筆ずつ所有(⑦は所在不明)
- ・私道下の配水管(赤点線部分)は水道事業者所有
- ・給水管(下図紫色部分)は①～⑧がそれぞれ所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は水道事業者
- ・路面を掘削して老朽化した配水管を取り替えた後、路面全体をアスファルト舗装



事例18 私道下の配水管を取り替える事例(相互持合型)

事例のポイント

- 相互持合型私道が築造されたのと同時期に、私道下に水道事業者が所有・管理する配水管が設置され、現在に至るまで使用されている。
- 私道下に設置されている配水管が老朽化することにより、配水管の耐力が低下し、破損・損傷による漏水の危険が生じるため、配水管を管理する水道事業者は、配水管の補修・取替えを行う必要がある。
- 工事の実施主体は、水道事業者である。
- 私道の路面を掘削し、地中に設置されている配水管を取り替えた後、路面まで埋め戻し、再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 水道事業者は配水管を設置する際、通常は、私道の所有者全員の同意を得て、配水管の設置のため地下を利用する権利の設定を受けている。また、水道事業者は、配水管設置のための地下の利用権の設定を受ける際、配水管の補修・取替え・撤去のための私道の利用についての承諾をあらかじめ得ることによって、工事について合意していることが多い。
- 私道の所有者全員の承諾書が存在しない場合でも、私道の各所有者は、水道事業者が設置する配水管を通じて水の供給を継続的に受けているのであり、私道の各所有者は、水道事業者に対し、配水管を設置するための土地の利用権を黙示に設定したものと認められることが多い。
- また、水道事業者は水道施設である配水管が耐力を有し、水が汚染され、かつ、漏れるおそれのないようにすべき責務がある。
- 本事例において、地方公共団体は、⑦の私道敷所有者を含む私道敷所有者の合意に基づき、配水管の取替工事を行うことができ、私道敷所有者は、工事を受忍すべき義務を負うものと考えられる。

事例19 私有排水管の新設事例(共同所有型)

○ 共同所有型私道下に排水管を設置したいが、共有者の一部が所在不明で工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

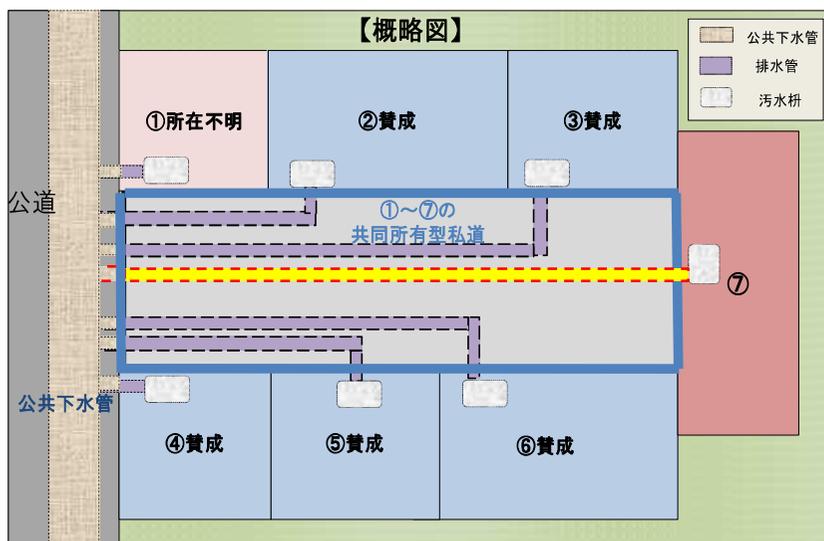
- ・平成9年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長18m, 幅約4.5m
- ・公共下水道の排水区域内
- ・⑦は、自宅の新築に伴い、私道下に排水管を設置して公道下の公共下水道に接続しなければ、宅地の下水を公共下水道に流入させることが困難

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑦が共有(共有持分は各7分の1, ①は所在不明)
- ・私道下の排水管は②, ③, ⑤, ⑥がそれぞれ所有
- ・公共下水管は地方公共団体所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は⑦
- ・路面を掘削して、⑦所有の汚水枡を地方公共団体所有の公共下水管に接続し、路面を埋め戻して、必要な限度でアスファルト舗装



事例19 私有排水管の新設事例(共同所有型)

事例のポイント

- 公共下水道の排水区域内である。
- 工事の実施主体は、⑦の共有者である。
- アスファルト舗装された私道下に⑦の共有者が所有する排水管を設置するために、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、排水管を設置した後、再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができるため(民法第249条)、共同所有型私道について共有持分を有する共有者は、それぞれ、その持分に応じて私道敷を使用することができる。本事例では、⑦の共有者は、その持分に依りて私道敷を全部使用することができるから、掘削工事を行うことについて、民法上、①の共有者の同意を得る必要はない。

事例20 私有排水管の新設事例(相互持合型)

○ 相互持合型私道下に排水管を設置したいが、所有者の一部が所在不明で工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

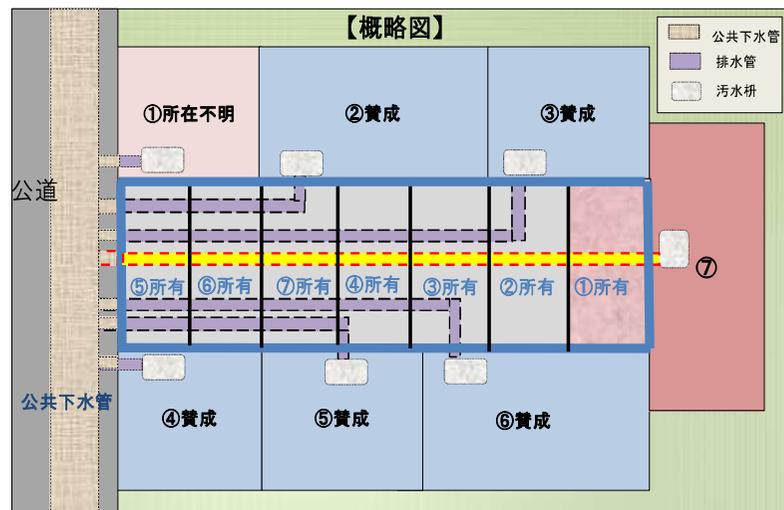
- ・平成9年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長18m, 幅約4.5m
- ・公共下水道の排水区域内
- ・⑦は、自宅の新築に伴い、私道下に排水管を設置して公道下の公共下水管に接続しなければ、宅地の下水を公共下水管に流入させることが困難

2. 権利関係等の概要

- ・7筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑦が各1筆ずつ所有(①は所在不明)
- ・私道下の排水管は②, ③, ⑤, ⑥がそれぞれ所有
- ・公共下水管は地方公共団体所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は⑦
- ・路面を掘削して、⑦所有の汚水枡を地方公共団体所有の公共下水管に接続し、路面を埋め戻して、必要な限度でアスファルト舗装



事例20 私有排水管の新設事例(相互持合型)

事例のポイント

- 公共下水道の排水区域内である。
- 私道に隣接する宅地の所有者は、他人の所有する私道敷の地下に排水管を設置して私道下の公共下水管に接続させなければ、宅地の下水を公共下水道に流入させることが困難である。
- 工事の実施主体は、⑦の所有者である。
- アスファルト舗装された私道下に⑦が所有する排水管を設置するために、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、排水管を設置した後、再度アスファルト舗装する工事を実施する。

事例の検討

- 公共下水道の供用が開始された場合には、原則として、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならないとされている(下水道法第10条第1項)。
- 下水道法第10条第1項により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる(下水道法第11条第1項)、この場合、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない(下水道法第11条第1項)。
- 下水道法第11条第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者は、当該排水設備の設置をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができ、この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない(下水道法第11条第3項)、当該土地の所有者の同意を得なくても排水設備を設置することができる。
- 本事例においては、⑦の所有者は、①の所有者が所有する私道部分の下の公共下水管に接続させなければ公共下水道に下水を流入させることが困難であるから、下水道法第11条第1項に基づき、①の所有者の同意を得ることなく、当該私道にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法によって私道下に公共下水管に接続させる排水管を設置することができる。
 なお、私道に排水管を設置するための私道の使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならないとされている(下水道法第11条第4項)。

事例21 公共下水管の新設事例(共同所有型)

○ 下水道設置のため、共同所有型私道を掘削して地下に公共下水管を新設し、アスファルトで再舗装する事例

1. 私道の概要

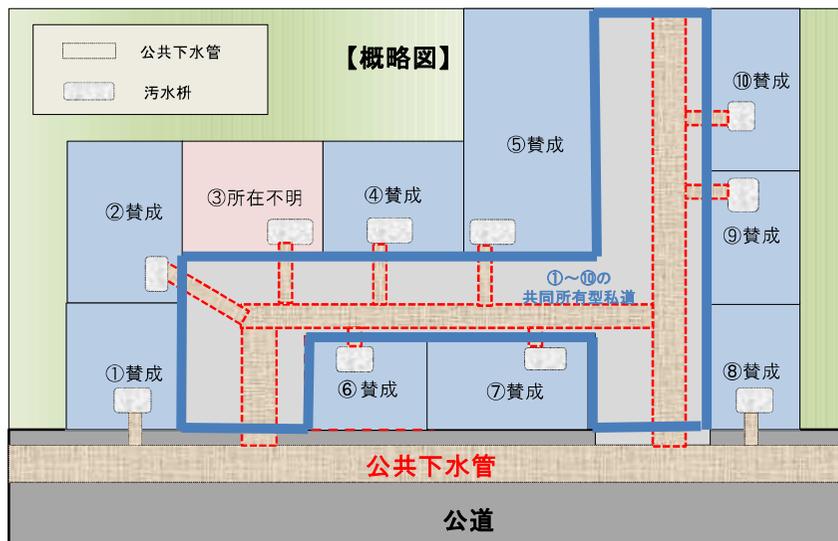
- ・平成5年築造(アスファルト舗装)
- ・延長40m, 幅4m
- ・これまで排水区域外であったため、下水道が普及しておらず、②～⑦, ⑨, ⑩は浄化槽を利用
- ・新たに排水区域指定され、下水管を整備する必要

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑩が共有(共有持分は各10分の1, ③は所在不明)
- ・公共下水管は全て地方公共団体所有
- ・私道共有者は、地方公共団体との間で、公共下水管(下図赤点線部分)設置のための利用権設定契約を締結したい

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は地方公共団体
- ・必要な範囲で路面を掘削し、私道下に公共下水管を布設し、再度路面をアスファルト舗装



事例21 公共下水管の新設事例(共同所有型)

事例のポイント

- 私道沿いの各住宅は、汚水処理のために浄化槽を利用しており、私道下に排水管は設置されていなかった。
- 地方公共団体は、通常、私道下には公共下水管を設置しないが、下水道事業における排水管整備の一環として、私道所有者全員から同意が得られた場合等の一定の条件の下で、地方公共団体の負担で公共下水管を設置することがある。
- 工事の実施主体は、地方公共団体である。
- アスファルト舗装された私道下に公共下水管を設置するために、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、公共下水管を設置した後、再度アスファルト舗装する工事を実施する。
- 地方公共団体は、私道下に公共下水管を設置するために、私道の所有者との間で公共下水管を設置するための利用権設定契約を締結し、長期間土地を使用する。

事例の検討

- 市町村等が私道の地下に公共下水管を設置する際には、一般に、私道の所有者との間で、公共下水管を設置するために地下を利用する権利を設定する契約を締結している。設定される利用権の法的性質は一律ではないようであるが、一般にこのような利用権を設定する際には、契約期間は定まっていなかったもの、数十年にわたる長期間の利用が予定されている。
- 市町村等が私道下に公共下水管を設置する場合、市町村等が公共下水管の改築、修繕、維持その他の管理を行うこととなり(下水道法第3条)、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕する等の義務を負い(下水道法第7条の2、同法施行令第5条の12)、私道が公共の管理に服することとなる。
- もっとも、公共下水管を私道の地下に設置した場合には、私道の地下の状態は物理的に変更されるものの、一般的に、私道の機能についての変更は生じないことや、私道共有者自身も公共下水管を使用することからすると、私道の地下に公共下水管を設置する行為は、共有物の管理に関する事項に当たり、共有者の持分価格に従い、その過半数で決する(民法第252条本文)。
 したがって、持分の価格に従い、その過半数の共有者の同意により、公共下水管の設置工事を行うことができるから、民法上は、③以外の共有者の同意に基づいて工事を行うことができるものと考えられる。

事例22 公共下水管の新設事例(相互持合型)

- 下水道設置のため、相互持合型私道を掘削して地下に公共下水管を新設し、アスファルトで再舗装する事例

1. 私道の概要

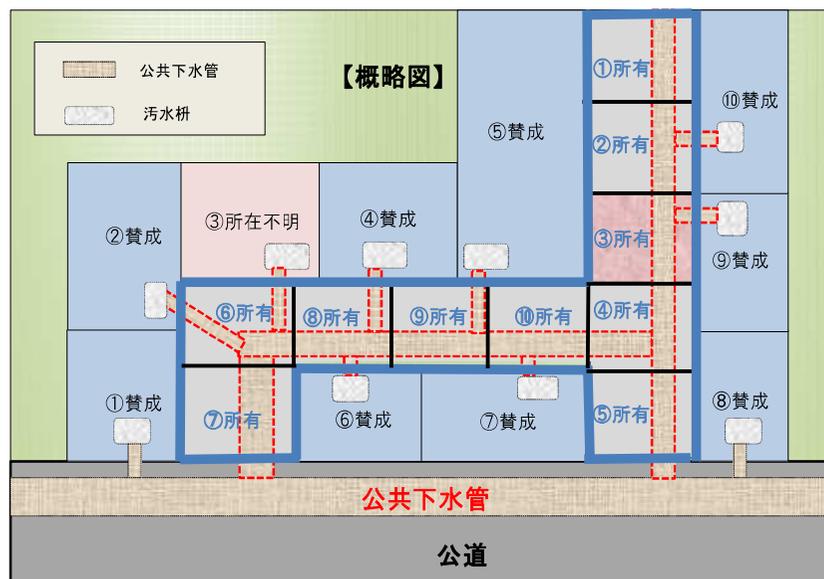
- ・平成5年築造(アスファルト舗装)
- ・延長40m, 幅4m
- ・これまで排水区域外であったため、下水道が普及しておらず、②～⑦, ⑨, ⑩は浄化槽を利用
- ・新たに排水区域指定され、下水管を整備する必要

2. 権利関係等の概要

- ・10筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内を①～⑩が所有, ③は所在不明)
- ・公共下水管は全て地方公共団体所有
- ・私道所有者は、地方公共団体との間で、公共下水管(下図赤点線部分)設置のための利用権設定契約を締結したい

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は地方公共団体
- ・必要な範囲で路面を掘削し、私道下に公共下水管を布設し、再度路面をアスファルト舗装



事例22 公共下水管の新設事例(相互持合型)

事例のポイント

- 私道沿いの各居宅は、汚水処理のために浄化槽を利用しており、私道下に排水管は設置されていなかった。
- 地方公共団体は、通常、私道下には公共下水管を設置しないが、下水道事業における下水道管整備の一環として、私道所有者全員から同意が得られた場合等の一定の条件の下で、地方公共団体の負担で公共下水管を設置することがある。
- 工事の実施主体は、地方公共団体である。
- アスファルト舗装された私道下に公共下水管を設置するために、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、公共下水管を設置した後、再度アスファルト舗装する工事を実施する。
- 地方公共団体は、私道下に公共下水管を設置するために、私道の所有者との間で公共下水管を設置するための利用権設定契約を締結し、長期間土地を使用する。

事例の検討

- 市町村等が私道の地下に公共下水管を設置する際には、一般に、私道の所有者との間で、公共下水管を設置するために地下を利用する権利を設定する契約を締結している。設定される利用権の法的性質は一様ではないようであるが、一般にこのような利用権を設定する際には、契約期間は定まっていないもの、数十年にわたる長期間の利用が予定されている。
- 市町村等が私道下に公共下水管を設置する場合、市町村等が公共下水管の改築、修繕、維持その他の管理を行うこととなり(下水道法第3条)、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕する等の義務を負い(下水道法第7条の2、同法施行令第5条の12)、私道が公共の管理に服することとなる。
- 相互持合型私道においては、私道の全ての土地の所有者が、それぞれ地方公共団体との間で利用権設定契約を締結することが必要となると考えられる。
なお、その際、共有となっている土地がある場合は、【事例21】に準じて、共有物の管理に関する事項に当たり、当該土地の共有者の持分価格に従い、過半数の同意が必要となる(民法第252条本文)。
- したがって、③の所有者の同意がない限り、公共下水管を新設することは困難である。
- もっとも、①, ②, ④～⑩の各所有者は、不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選任された管理人から、公共下水管の設置についての承諾を得ることにより、私道下に公共下水管の設置を受けることができると考えられる。

事例23 ガス管の新設事例(共同所有型)

- 共同所有型私道の路面を掘削し、地下にガス管を新設する必要が生じたが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

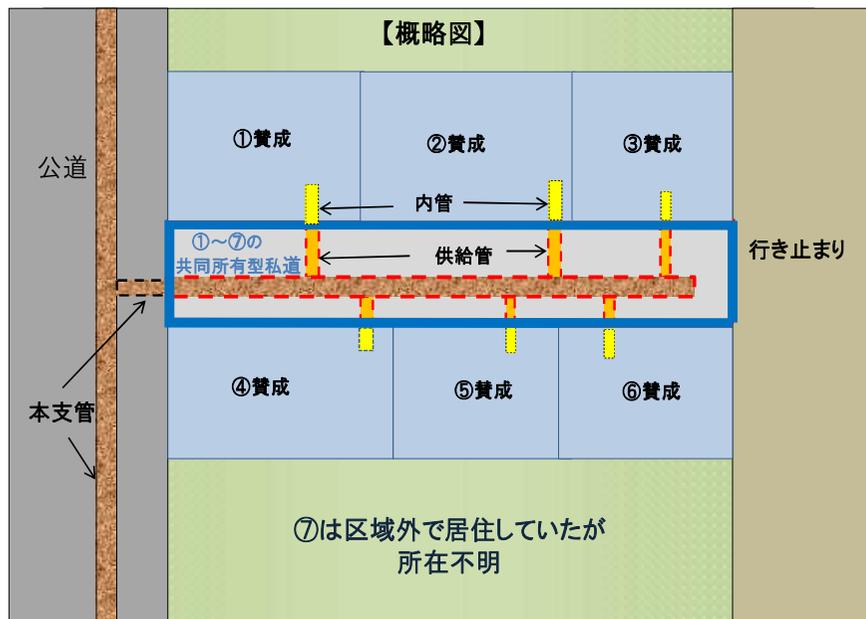
- ・昭和52年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長約20m, 幅約4m
- ・私道下にガス管(本支管, 供給管, 内管)が設置されておらず, 新設する必要がある

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑦が共有(共有持分は各7分の1, ⑦は区域外で居住していたが所在不明)
- ・設置後, 本支管(下図茶色部分)と供給管(下図オレンジ色部分)は一般ガス導管事業者所有, 内管(下図黄色部分)は各個人(①～⑥)所有となる
- ・私道所有者は, 一般ガス導管事業者との間で, 本支管及び供給管設置のための契約を締結したい

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般ガス導管事業者
- ・私道上のアスファルトを撤去して掘削し, 下図のように, 私道下に本支管と供給管を新設した後, 路面全体をアスファルト舗装



事例23 ガス管の新設事例(共同所有型)

事例のポイント

- ガス管が設置されていなかった地域において, 共同所有型私道下にガス管(本支管及び供給管)を新設する。
- アスファルト舗装された私道下に, 本支管及び本支管から各戸に繋がる供給管を設置するため, 必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し, ガス管を設置した後, 再度アスファルト舗装する工事を実施する。
- 工事の実施主体は, 一般ガス導管事業者である。
- 設置する本支管及び供給管は一般ガス導管事業者所有である。
- 一般ガス導管事業者は, 本支管及び供給管を設置するために, 私道の所有者との間でガス管を設置するための利用権設定契約を締結し, 長期間土地を使用する。

事例の検討

- 一般ガス導管事業者が私道の地下に同事業者の所有するガス管を設置する際には, 私道の所有者との間で, ガス管を設置するために地下を利用する権利を設定する契約を締結している。その設定される利用権の法的性質は様々であるが, 一般にこのような利用権を設定する場合, 数十年にもわたる長期間の利用も可能とされている。
- ガス管を私道の地下に設置した場合には, 私道の地下の状態は物理的に変更されるものの, 一般的に, 私道の機能についての変更は生じないことや, 私道共有者自身もガス管を使用することからすると, 私道の地下にガス管を設置する行為は, 共有物の管理に関する事項に当たり, 共有者の持分価格に従い, その過半数で決する(民法第252条本文)。
したがって, 持分の価格に従い, その過半数の共有者の同意により, ガス管の設置工事を行うことができるから, 民法上は, ⑦以外の共有者の同意に基づいて工事を行うことができるものと考えられる。

事例24 ガス管の補修事例(共同所有型)

- 地下の本支管が破損し、ガス漏れが生じていることから、共同所有型私道の路面を掘削し、地下の本支管を補修する必要が生じたが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例

1. 私道の概要

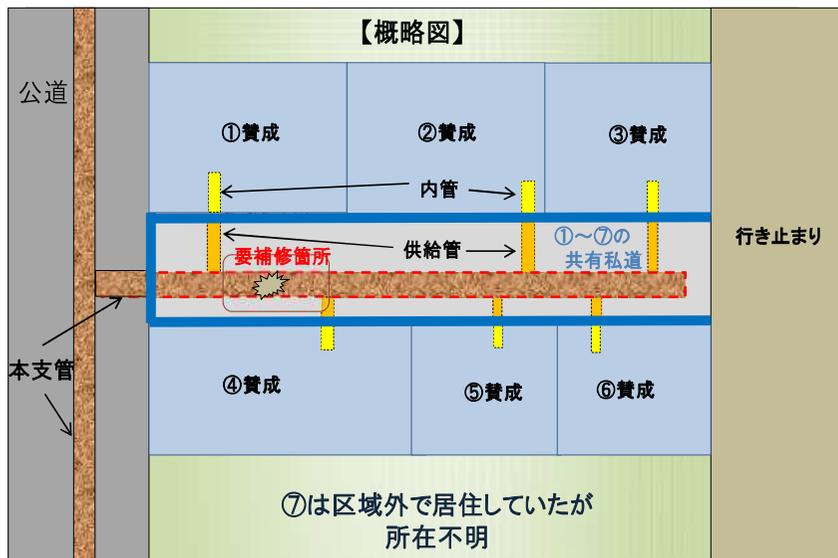
- ・平成5年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長約20m、幅約4m
- ・私道下にガス管(平成5年設置)が設置されているが、本支管が破損し、微量のガス漏れが生じている

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の道路(下図青枠内)を①～⑦が共有(共有持分は各7分の1、⑦は区域外に居住していたが、所在不明)
- ・設置後、本支管(下図茶色部分の赤点線枠内)、供給管(下図オレンジ色部分)は一般ガス導管事業者所有、内管(下図黄色部分)は各個人(①～⑥)所有となる
- ・①～⑦と一般ガス導管事業者の間では、本支管と供給管を共有私道下に設置するための利用権設定契約が締結されている

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般ガス導管事業者
- ・私道の一部のアスファルトを撤去して掘削し、地下の本支管を補修した後、路面の一部をアスファルト舗装(2m×4m=8㎡)



事例24 ガス管の補修事例(共同所有型)

事例のポイント

- 共同所有型私道が築造されたのと同時期に、私道下にガス事業者が所有・管理するガス管(本支管)が設置され、現在に至るまで使用されている。
- 私道下に設置されている一般ガス導管事業者が所有・管理するガス管(本支管)からガスが漏れているため、ガス管(本支管)を管理する一般ガス導管事業者は、ガス管(本支管)の補修を行う必要がある。
- ガスは、空气中で一定濃度を超え、着火源が存在すると着火する可能性があることから、地中でガス漏れが生じている本事例においては、着火・爆発に至る可能性がある。
- 工事の実施主体は、一般ガス導管事業者である。
- 私道の路面を掘削し、地中に設置されているガス管を補修して埋め直し、路面を再舗装する。

事例の検討

- 一般ガス導管事業者はガス管を設置する際、通常は、私道の共有者全員の同意を得て、ガス管の設置のため地下を利用する権利の設定を受けている。また、一般ガス導管事業者は、ガス管設置のための地下の利用権の設定を受ける際、ガス管の補修・取替え・撤去のための私道の利用についての承諾をあらかじめ得ることによって、工事について合意していることが多い。
- 私道の共有者全員の承諾書が存在しない場合でも、共有者がガス管を通じてガスの供給を継続的に受けているようなケースであれば、何らかの利用権が黙示に設定されたと認められることが多い。
- 一般ガス導管事業者は、私道下に設置しているガス管を維持管理すべき責務を負っている。
- 本事例において、一般ガス導管事業者は、⑦の共有者を含む私道共有者の合意に基づき、当該私道を利用してガス管の補修工事を行うことができ、私道共有者は、工事を受忍すべき義務を負うものと考えられる。

事例25 電柱の新設事例

- 共同所有型私道の上に電柱を新設したいが、共有者の一部が所在不明であるため、工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

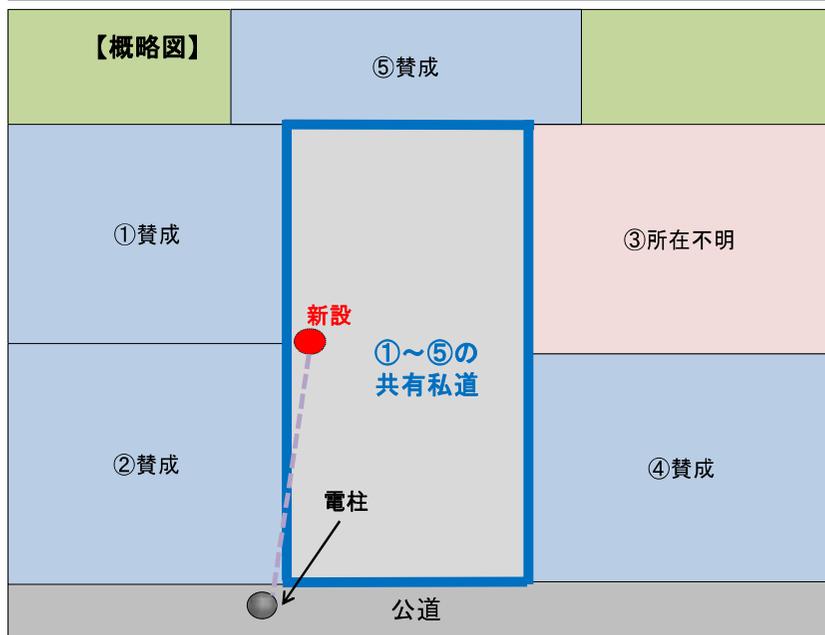
- ・平成10年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m
- ・①～④は、公道上の電柱から自宅に電線を引き込んでいたが、⑤宅の新築に伴い、電気を供給するための電柱を共有私道内に新設する必要がある

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ③は所在不明)。
- ・電柱は一般送配電事業者所有
- ・一般送配電事業者は、私道所有者との間で、電柱設置のための契約を締結したい

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般送配電事業者
- ・必要な限度で路面を掘削して電柱を設置し、舗装する
- ・工事期間は約1か月間



事例25 電柱の新設事例

事例のポイント

- 私道の上に電柱は設置されていなかった。
- アスファルト舗装された私道に電柱を設置するため、必要な範囲でアスファルトを剥がして路面を掘削し、一般送配電事業者所有の電柱を設置する。
- 工事の実施主体は、一般送配電事業者である。
- 一般送配電事業者は、私道に電柱を設置するために、私道の所有者との間で電柱を設置するための利用権設定契約を締結し、長期間土地を使用する。

事例の検討

- 一般送配電事業者が私道の上に新たに電柱を新設する場合、一般に、私道の所有者との間で電柱を設置するために土地を利用する権利を設定する契約を締結している。設定される利用権の法的性質は、一般的には賃借権であるが、その期間は、一般に、数十年にわたる長期間の利用も可能とされている。
- 本事例において、私道の共有者が、一般送配電事業者との間で利用権設定契約を締結し、同事業者に電柱の新設工事を行わせることは、私道の状態を物理的に変更するものの、一般的に、私道の機能についての変更は生じないことからすると、私道に電柱を設置する行為は、共有物の管理に関する事項に当たり、共有者の持分価格に従い、その過半数で決する(民法第252条本文)。
- したがって、持分の価格に従い、その過半数の共有者の同意により、電柱の設置工事を行うことができるから、民法上は、③以外の共有者の同意に基づいて工事を行うことができるものと考えられる。
- なお、相互持合型私道において、電柱を新設する場合には、電柱を設置する土地の部分の所有者の同意が必要であると考えられる(当該土地が共有となっているときは、共有物の管理に関する事項に当たり、共有物の持分価格に従い、その過半数で決する(民法第252条本文))。
- 実務上は、全員の同意が得られない場合は、同意が得られる宅地敷地内に電柱を設置して送電ができるようにしていることが多い。

事例26 電柱の取替事例(同一場所)

- 共同所有型私道上の電柱を取り替えたいが、共有者の一部が所在不明であるため、工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

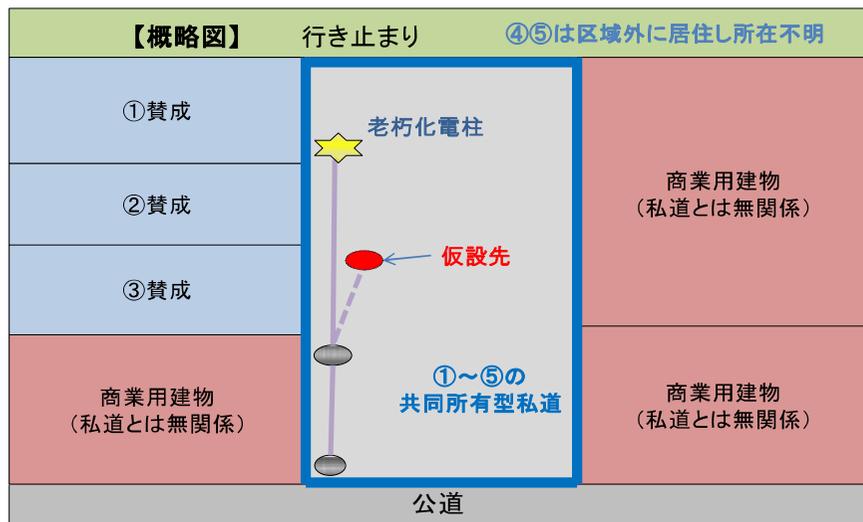
- ・昭和56年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m
- ・①宅前に事業者所有のコンクリート製の電柱が設置されている(下図星印, 平成元年設置)が、ひび割れるなど老朽化しており、取り替える必要がある

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ④・⑤は区域外に居住しているが、いずれも所在不明)
- ・電柱は一般送配電事業者所有
- ・事業者は、①～⑤との間で、電柱設置のための契約を締結している

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般送配電事業者
- ・本事例の場合、老朽化電柱の隣が②の居宅の玄関前であり、電柱を建てることができないため、(1)下図の仮設先に電柱を建てて仮舗装する、(2)老朽化電柱から既設電線を撤去する、(3)仮設電柱に新規電線を設置する、(3)老朽化電柱を撤去して、同所に新電柱を建てて本舗装する、(4)仮設電柱の既設電線を撤去して、新電柱に新規電線を設置し、仮設先を本舗装するという流れで工事を実施
- ・工事期間は約6か月



事例26 電柱の取替事例(同一場所)

事例のポイント

- 共同所有型私道が築造されたのと同時期に、私道上に一般送配電事業者が所有する電柱が設置され、現在に至るまで使用されている。
- 私道に設置された電柱に大きな亀裂が生じており、将来的に倒壊する危険があるため、電柱を管理する義務を負う一般送配電事業者は、電柱の補修・取替えを行う必要がある。
- 工事の実施主体は、一般送配電事業者である。
- 私道上の別の場所に仮設の電柱を設置し、旧電柱に取り付けられた電線を取り外し、仮設電柱に電線を移設する。
- 旧電柱を撤去し、同所に新電柱を設置した後、仮設電柱に取り付けられた電線を取り外して新規電線に移設し、仮設電柱を撤去し、同所を再舗装する。
- 一般送配電事業者と土地所有者との間では、土地につき、電柱を設置するための利用権設定契約が締結されている。

事例の検討

- 一般送配電事業者が電柱を設置する際、通常は、私道の共有者全員の同意を得て、電柱の設置のため私道を利用する権利の設定を受けることによって、工事について合意している。
- 私道の共有者全員の承諾書が存在しない場合でも、共有者は電気の供給を継続的に受けているのであり、何らかの利用権が黙示に設定されたと認められることが多い。
- 本事例において、一般送配電事業者は、④及び⑤の共有者を含む私道共有者の合意に基づき、電柱の取替工事を行うことができ、私道共有者は、工事を受忍すべき義務を負うものと考えられる。
- また、工事の期間中に仮設電柱を共有私道上に設置することも、電柱を設置する際の合意の範囲内の行為とみることができ、私道共有者はこれを受忍すべき義務を負うものと考えられる。
- これに対し、相互持合型私道の場合には、一般送配電事業者は、電柱の設置の際に、電柱を設置する部分の土地の所有者との間で、電柱の設置のため当該部分を利用する権利の設定を受けることによって、工事について合意している。
そのため、一般送配電事業者は、明示又は黙示の合意に基づき、電柱を取り替えて再度同じ位置に設置することができる。
- 相互持合型私道において仮設電柱を設置する場合については、これを設置する土地の所有者の同意を得る必要がある。

事例27 電柱の取替事例(隣接場所)

- 共同所有型私道上の電柱を取り替えたいが、共有者の一部が所在不明であるため、工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

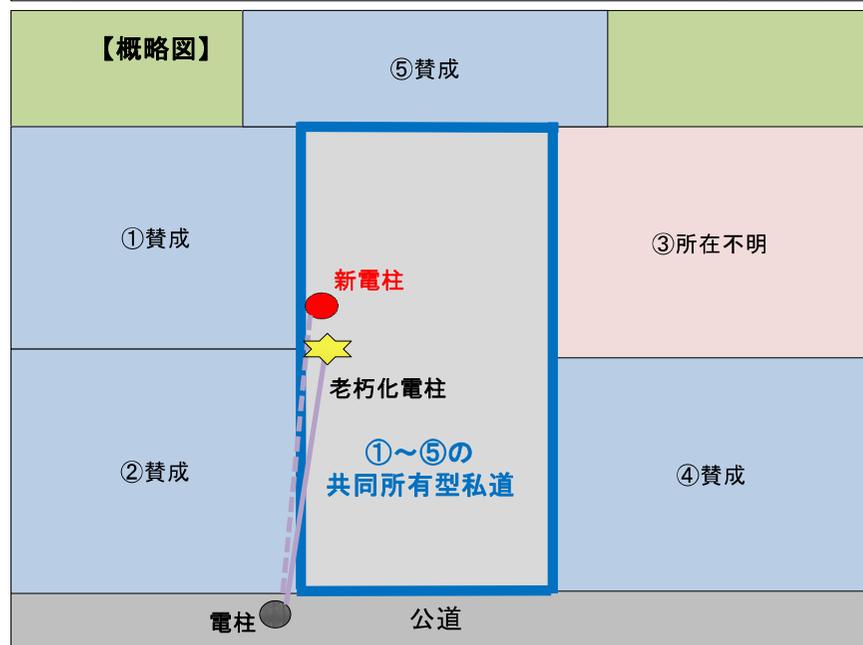
- ・昭和56年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m
- ・私道上の電柱が老朽化しており, 取り替える必要がある

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ③は所在不明)。
- ・電柱は一般送配電事業者所有
- ・一般送配電事業者は, 私道共有者との間で, 電柱設置のための契約を締結している

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般送配電事業者
- ・①現在の電柱の所在地から約1m離れた場所を必要限度で掘削して新電柱を立てて舗装し, ②新電柱に新規電線等を設置した後, 旧電柱の既設電線を撤去し, ③旧電柱を撤去して路面を舗装する
- ・工事期間は約3か月



事例27 電柱の取替事例(隣接場所)

事例のポイント

- 共同所有型私道が築造されたのと同時期に, 私道上に一般送配電事業者が所有する電柱が設置され, 現在に至るまで使用されている。
- 私道に設置された電柱に大きな亀裂が生じており, 将来的に倒壊する危険があるため, 電柱を管理する義務を負う一般送配電事業者は, 電柱の補修・取替えを行う必要がある。
- 工事の実施主体は, 一般送配電事業者である。
- 現在の電柱の所在地に隣接する場所を必要限度で掘削して新電柱を設置し, 新電柱に新規電線等を設置した後, 旧電柱の既設電線を撤去し, 旧電柱を撤去して路面を再舗装する。
- 一般送配電事業者と土地所有者との間では, 土地につき, 電柱を設置するための利用権設定契約が締結されている。

事例の検討

- 一般送配電事業者が電柱を設置する際, 通常は, 私道の共有者全員の同意を得て, 電柱の設置のため私道を利用する権利の設定を受けることによって, 工事について合意している。
- 私道の共有者全員の承諾書が存在しない場合でも, 共有者は電気の供給を継続的に受けているのであり, 何らかの利用権が黙示に設定されたと認められることが多い。
- 本事例において, 一般送配電事業者は, ③の共有者を含む私道共有者の合意に基づき, 電柱の取替工事を行うことができるが, 電柱の設置位置を変更することにより, 土地の利用状況・方法が変更されるから, 電柱を隣接場所に移設することは, 共有物の管理に関する事項に当たり, 共有者の持分価格に従い, 過半数の同意が必要となる(民法第252条本文)。なお, 電柱の危険度・電柱取替の緊急性が高い場合には, 電柱の取替のための土地利用について, 保存行為として, 共有者の一人の承諾で足りる場合もあり得ると考えられる。
- これに対し, 相互持合型私道の場合には, 一般送配電事業者は, 電柱の設置の際に, 電柱を設置する部分の土地の所有者との間で, 電柱の設置のため当該部分を利用する権利の設定を受けているが, それ以外の部分の土地所有者との間では, 利用権の設定を受けていない。
そのため, 一般送配電事業者は, 新たな電柱を設置する土地の所有者との間で利用権の設定を受けていない場合には, 改めて, 当該土地所有者との間で利用権の設定を受ける必要がある。

3 その他

事例28 階段の新設事例

○ 坂道である共同所有型私道に階段を設置したいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

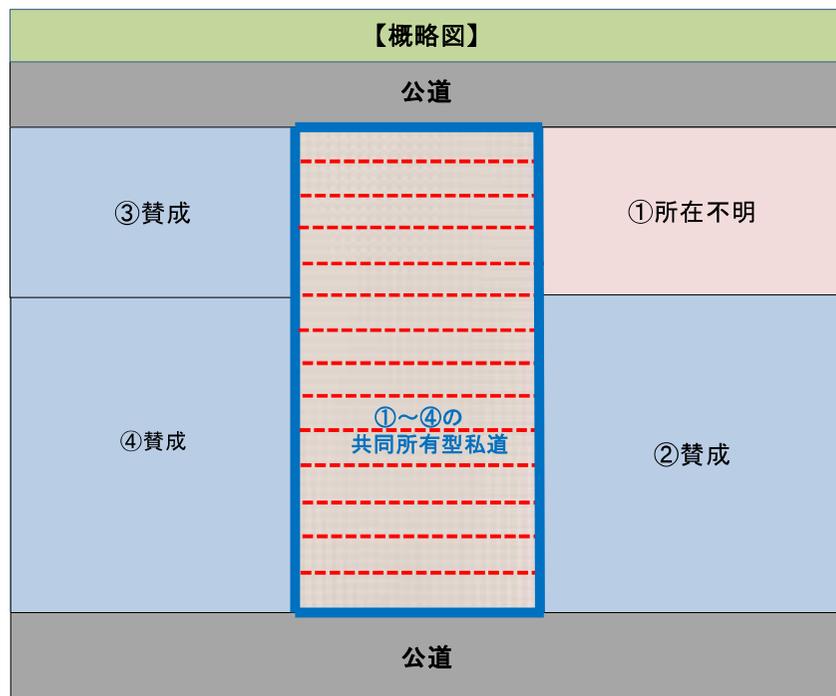
- ・昭和60年私道築造(コンクリート舗装)
- ・延長20m, 幅4m
- ・私道は急勾配の坂道

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～④が共有(共有持分は各4分の1, ①は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は②～④
- ・下図のように、坂道である私道上に階段を設置する



事例28 階段の新設事例

事例のポイント

- コンクリート舗装された坂道として利用されている。
- 工事の実施主体は、②～④の共有者である。
- 坂道であるコンクリート道の路面の全体にコンクリートの階段を設置し、私道全体を階段にする。

事例の検討

- 坂道であるコンクリート道の形状を変更して、コンクリートの階段を新設する工事は、私道敷に加工を施し、コンクリート等を土地に付合させるものと評価でき(民法第242条)、物理的に大きな変更を行うものといえる。
- 階段が設置されていない坂道と階段が設置された道とでは、道路としての機能が異なり得るところ、坂道から階段への変更は、坂道であれば通行できた自動車や自転車の通行が不可能になるなど道路の機能を大きく変えるものと評価できる。
- 以上からすると、坂道である通路の全面に階段を新設する行為は、一般に、共有物に変更を加えるものであり、共有者全員の同意が必要である(民法第251条)。したがって、①の共有者から同意が得られない限り、階段を新設することはできない。
- もっとも、本事案における各居宅と共有私道は、区分所有法上の団地に該当すると考えられるところ、区分所有法上は、団地内にある団地建物所有者が共有する土地に形状又は効用の著しい変更を伴う変更を行う場合であっても、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議があれば、これを行うことができる(同法第66条、第17条第1項)。したがって、区分所有法に規定する手続を経れば、②～④の共有者の同意を得て、階段を設置することができると考えられる。
- また、②～④の各共有者は、不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選任された管理人から、階段の設置に係る同意を得ることにより、私道上に階段を設置することができると考えられる。
- なお、相互持合型私道の場合には、他の者が所有する部分については、所有者の承諾なく階段の設置工事を行うことができない。他の所有者は、階段の設置工事を実施する場合には、不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選任された管理人から、階段の設置に係る同意を得ることにより、私道上に階段を設置する工事を実施することができると考えられる。

事例29 階段の拡幅事例

○ 共同所有型私道上の階段を拡幅したいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

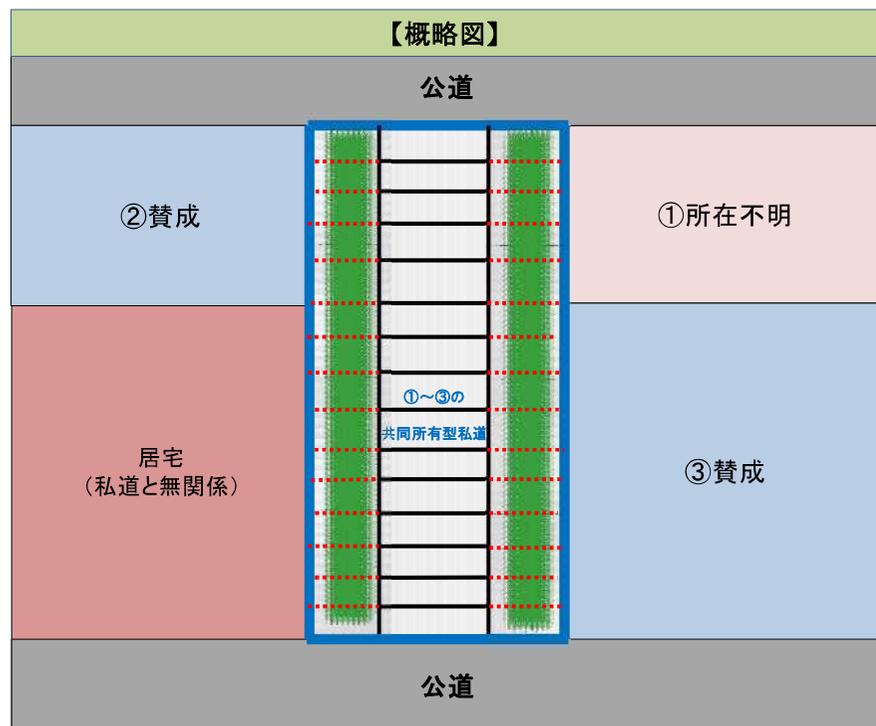
- ・昭和60年私道築造(コンクリート舗装, 階段部分の幅2m)
- ・延長20m, 幅4m
- ・階段の幅が狭く, 通行人がすれ違う際に支障がある
- ・私道の両端は未舗装で雑草が生育している

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・下図の赤点線部分のように, 私道上の階段を2m拡幅



事例29 階段の拡幅事例

事例のポイント

- 共同所有型私道上に幅2メートルのコンクリート階段が設置されており, その両端には雑草が生育していた。
- 私道上の幅2メートルの階段を4メートルに拡幅する。
- 工事の実施主体は, ②及び③の共有者である。
- 従前は雑草が生育していた階段の両端にコンクリートで階段を設置する工事を行うことにより階段を拡幅する。

事例の検討

- 私道上の階段を拡幅する行為は, 物理的に路面の形状を変更するものではあるが, 元来, 幅2メートルの階段を2メートル拡幅しても形状の変更の程度は大きいとはいえない上, 階段としての私道の機能には変更がないことから, 一般には, 共有物の変更行為には当たらないと考えられる。
- 私道上の階段を拡幅することにより, 階段を同時に通行できる人数が増加し, 通行の安全性が高まることから, 私道の階段を拡幅する行為は, 一般に, 共有私道の道路としての機能を向上させ, 改良するものとして, 共有物の管理に関する事項に当たり, 共有者の持分価格に従い, 過半数で決する(民法第252条本文)。したがって, 持分の価格に従い, その過半数の共有者の同意により, 拡幅工事を行うことができるから, ①以外の共有者の同意に基づいて, 工事を行うことができるものと考えられる。
- なお, 相互持合型私道の場合には, 他の者が所有する部分については, 所有者の承諾なく階段の拡幅工事を行うことができない。他の所有者は, 階段の拡幅工事を実施する場合には, 不在者財産管理人等の選任申立てを行い, 選任された管理人から, 階段の拡幅に係る同意を得ることにより, 私道上の階段を拡幅する工事を実施することができると考えられる。

事例30 階段への手すり設置事例

○ 共同所有型私道上の階段に手すりを設置したいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

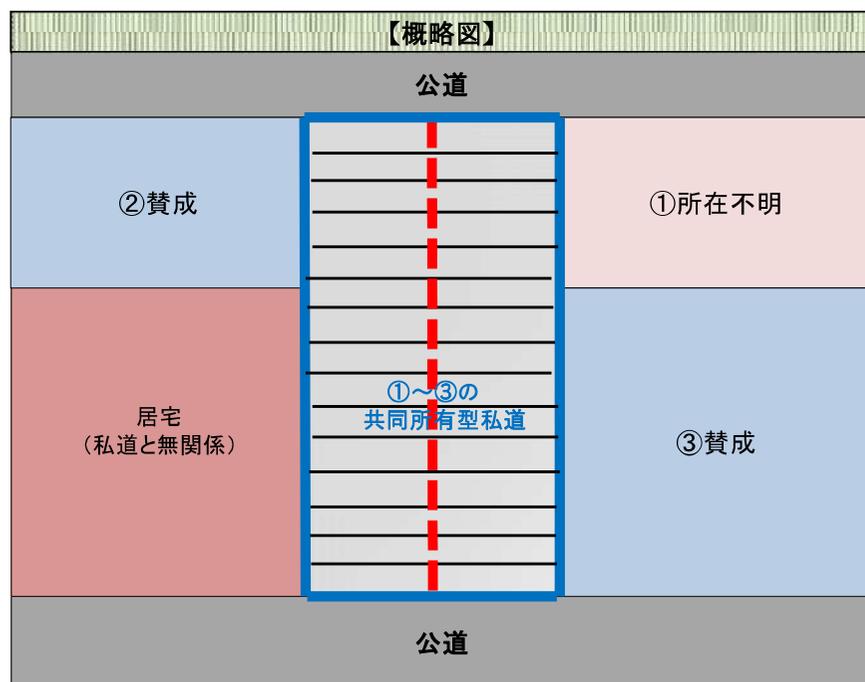
- ・昭和60年私道築造(コンクリート舗装, 全体が階段状)
- ・延長20m, 幅4m
- ・階段である私道に手すりがなく, 高齢者の通行に危険が伴っている

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①~③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・階段である共有私道の中央部分に手すりを設置する(下図の赤点線部)



事例30 階段への手すり設置事例

事例のポイント

- 共有私道上に階段が設置されている。
- 工事の実施主体は、②及び③の共有者である。
- 幅4メートルの共有私道上の階段の中心に手すりを設置する。

事例の検討

- 共有私道上の階段に手すりを設置しても、路面の物理的変更の程度は大きいといえず、階段としての機能に変更もないことから、階段に手すりを設置する行為は、一般に共有物の変更行為には当たらないと考えられる。
- 共有私道上の階段に手すりを設置することで、高齢者や子ども等が転倒を防止することができるなど、階段としての利便性が向上することから、階段への手すりの設置行為は、共有物を改良するものとして共有物の管理に関する事項に当たり、共有者の持分価格に従い、過半数で決する(民法第252条本文)。したがって、持分の価格に従い、その過半数の共有者の同意により、手すりの設置工事を行うことができるから、①以外の共有者の同意に基づいて、工事を行うことができるものと考えられる。
- なお、相互持合型私道の場合には、他の者が所有する部分については、所有者の承諾なく手すりの設置工事を行うことができない。他の所有者は、手すりの設置工事を実施する場合には、不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選任された管理人から、手すりの設置に係る同意を得ることにより、手すりを設置する工事を実施することができると考えられる。

事例31 ゴミボックスの新設事例

○ 共同所有型私道上に近隣住民が利用するゴミボックスを設置したいが、共有者の一部が所在不明で同意を得られない事例

1. 私道の概要

- ・平成10年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅6m
- ・ゴミ置き場での猫によるゴミの散乱が問題になっている

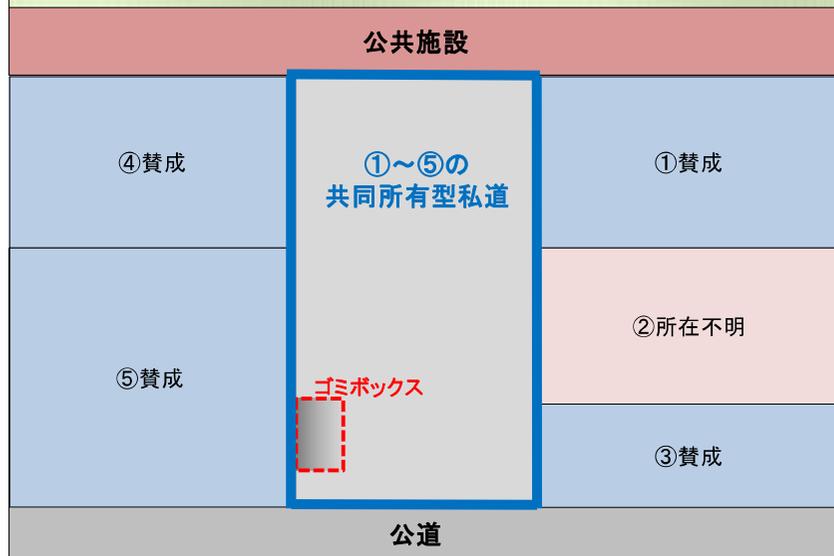
2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ②は所在不明)
- ・ゴミボックスは, ①, ③～⑤が加入している自治会の所有
- ・①, ③～⑤は, 自治会からゴミボックスを借り受けて共同所有型私道上に設置

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は①, ③～⑤
- ・ゴミステーションにステンレス製のゴミボックスを設置
- ・ゴミボックスの大きさは, 縦2m×横2m×高さ1m
- ・ゴミボックスは路面を变形させるものではないが, 重量が約50kgあり, 動かすのは容易でない

【概略図】



事例31 ゴミボックスの新設事例

事例のポイント

- 共有私道上に大型のゴミボックスを設置する。
- ゴミボックスは, ①, ③～⑤の共有者が加入している自治会の所有であるが, ①, ③～⑤の共有者が自治会からゴミボックスを借り受けて, 私道の通行の妨げにならない位置に設置する。
- ゴミボックスの設置主体は, ①, ③～⑤の共有者である。
- ゴミボックスは路面に固定するわけではないが, 重量が50キログラムあり, 動かすのは容易ではない。

事例の検討

- ゴミボックスを路面に固定しない方法により私道上に設置することは, 私道をどのように利用するかという利用方法に関する事項であるため, 一般的には, 共有物の管理に関する事項に当たる(民法第252条本文)。
したがって, 持分の価格に従い, その過半数の共有者の同意により, 共有私道の利用方法を決めることができるから, ③以外の共有者の同意に基づいて, ゴミボックスを設置することができるものと考えられる(民法第252条本文)。
- もっとも, ゴミボックスの設置場所によっては, 宅地からの出入りや公道への車による出入りが困難になる等, 共有者の一部の者の共有私道の利用を妨げることになったり, トラブルが生じたりする可能性があるため, 設置位置については可能な限り共有者間で協議を行い, 少なくとも, 居宅前にゴミボックスを設置される共有者の同意を得る等十分に配慮することが望ましい。
- なお, 相互持合型私道の場合には, ゴミボックスを設置する土地の所有者の同意を得る必要がある。

事例32 樹木の伐採事例(共同所有型)

- 共同所有型私道上に生育している樹木を伐採したいが、共有者の一部が所在不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

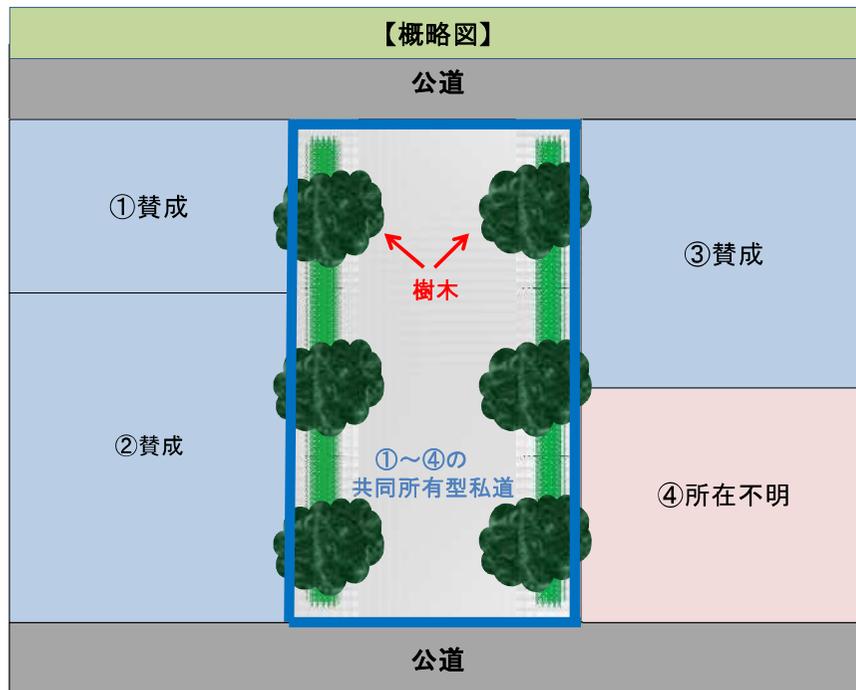
- ・昭和60年私道築造
- ・延長20m, 幅6m(両脇1mに植え込みがあり, 中央はアスファルト舗装)
- ・私道内の植え込みには樹木が6本生育している(いずれも①～④の共有。共有持分は各4分の1)

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～④が共有(共有持分は各4分の1, ④は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①～③
- ・専門業者に委託して樹木を根元から伐採



事例32 樹木の伐採事例(共同所有型)

事例のポイント

- 私道の両端に植え込みがある。
- 私道の植え込み部分に、樹木が生育している。
- 樹木は、①～④の共有者の共有物である。
- 枯葉の処理や剪定などの樹木の維持・管理が大変なため、私道に生育している樹木を全て伐採する。
- 樹木の伐採の実施主体は、①～③の共有者である。

事例の検討

- 共有私道上に生育した樹木は、特段の合意がない限り、共有私道に付合する物(民法第242条本文)として、①～④の共有者全員の共有物であるところ、これを伐採する行為は、一般に、共有物に変更を加えるものであり、原則として、共有者全員の同意が必要である(民法第251条)。
したがって、④の共有者から同意が得られない限り、樹木を伐採することはできない。
- もっとも、本事案における各居宅と共有私道は、区分所有法上の団地に該当すると考えられるところ、区分所有法上は、団地内にある団地建物所有者が共有する土地に形状又は効用の著しい変更を伴う変更を行う場合であっても、団地建物所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議があれば、これを行うことができる(同法第66条, 第17条第1項)。
- したがって、区分所有法に規定する手続を経れば、①～③の共有者の同意を得て、樹木の伐採を行うことが可能と考えられる。
- また、①～③の共有者は、不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選任された管理人から樹木の伐採についての同意を得ることにより、樹木を伐採することができると考えられる。

事例33 樹木の伐採事例(相互持合型)

○ 相互持合型私道上に生育している樹木を伐採したいが、所有者の一部が所在不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

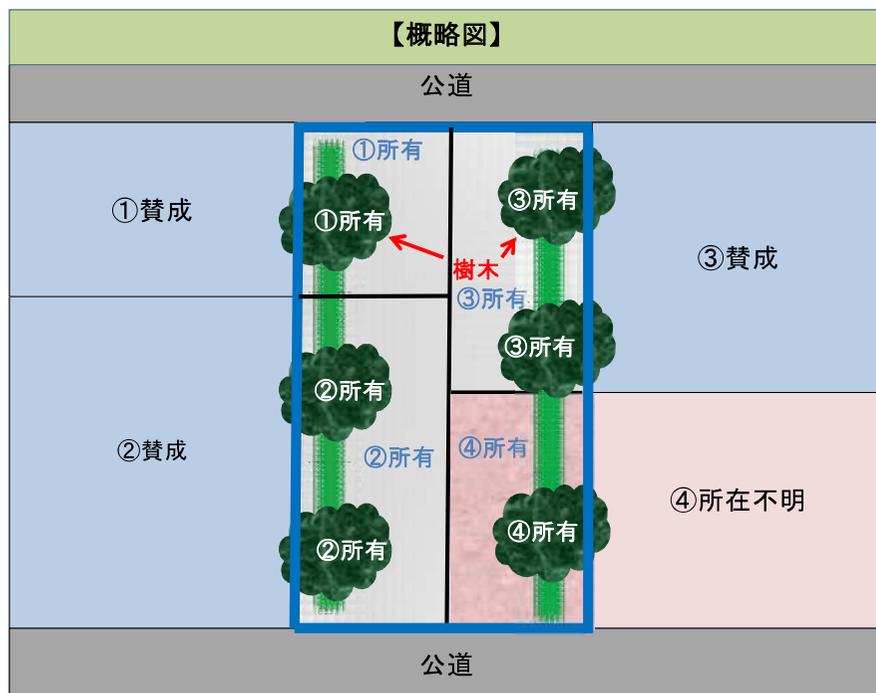
- ・昭和60年私道築造
- ・延長20m、幅6m(両脇1mに植え込みがあり、中央はアスファルト舗装)
- ・私道内の植え込みには樹木が6本生育している(下図のとおり、各土地の所有者が各樹木を所有)

2. 権利関係等の概要

- ・4筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～④が各1筆ずつ所有(④は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①～③
- ・専門業者に委託して樹木を根元から伐採



事例33 樹木の伐採事例(相互持合型)

事例のポイント

- 私道の両端に植え込みがある。
- 私道の植え込み部分に、樹木が生育している。
- 樹木は、生育している各土地に付合しており、当該各土地の所有者にそれぞれ帰属している。
- 枯葉の処理や剪定などの樹木の維持・管理が大変なため、私道に生育している樹木を全て伐採する。
- 樹木の伐採の実施主体は、①～③の所有者である。

事例の検討

- 相互持合型私道においては、特段の合意がない場合、それぞれの所有土地部分を要役地とし、互いの所有地部分を他方の通行のための承役地とする地役権(民法第280条)が黙示に設定されていることが多い。
- 地役権は、他人の土地を自己の便益に供する権利であり、要役地所有者(④の所有者以外の所有者)は、地役権の目的に応じて、承役地(④の所有する私道敷部分)を利用することができるが、通行を目的とする地役権の場合、承役地所有者は、要役地所有者による通行を受忍すべき義務を負うにとどまる。
- 本事例において、相互持合型私道の他人が所有する土地部分に生育した樹木は、当該土地の一部となるため、これを伐採する行為は、当該樹木に対する権限がない以上、当該土地の所有者(④)の承諾なく伐採することはできない。
- なお、①～③の共有者は、不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選任された管理人から、樹木の伐採についての同意を得ることにより、樹木を伐採することができると考えられる。

事例34 宅地からせり出している枝の伐採事例(共同所有型)

- 宅地の庭から共同所有型私道上にせり出した樹木の枝を伐採したいが、共有者の一部が所在不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

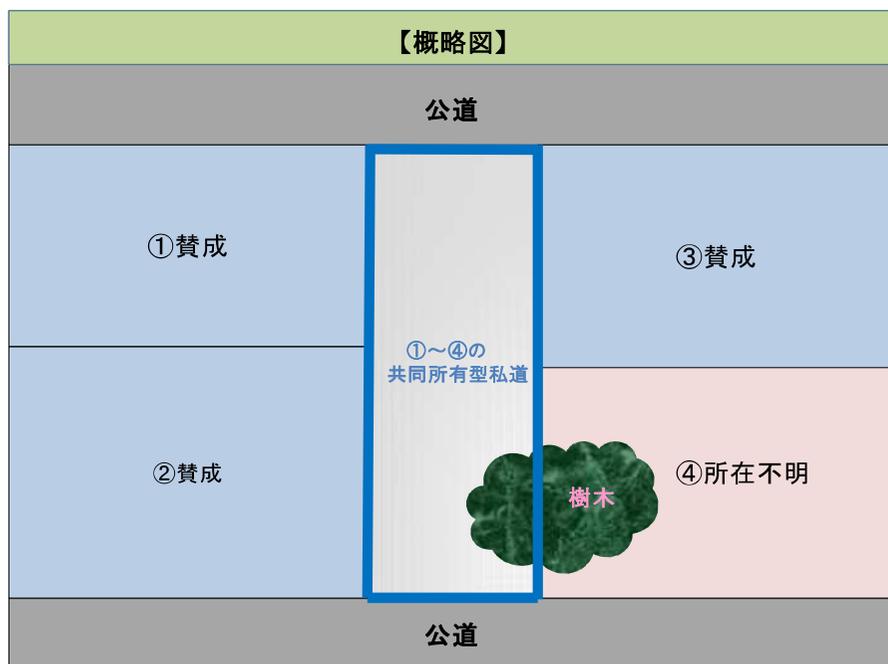
- ・昭和57年私道築造
- ・延長20m, 幅4m
- ・宅地(④所有)の庭に生育している樹木の枝が共同所有型私道にせり出し、通行に支障が生じている

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～④が共有(共有持分は各4分の1, ④は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①～③
- ・専門業者に依頼して樹木の枝を伐採する



事例34 宅地からせり出している枝の伐採事例(共同所有型)

事例のポイント

- 私道に隣接する宅地上に樹木が植えられている。
- 宅地に植えられている樹木の枝が隣接する私道との境界を越えて私道にせり出しており、通行に支障が生じている。
- 樹木の枝の伐採の実施主体は、①～③の共有者である。

事例の検討

- 私道の所有者は、隣接する宅地上の樹木の枝が私道に侵入した場合には、樹木の所有者に対し、民法第233条第1項又は物権的請求権(所有権に基づく妨害排除請求権)に基づき、枝を切除するよう請求することができる。

もともと、④は、私道に共有持分を有するため、①～③の共有者が④に対して枝を切除するよう請求するためには、枝が境界線を越えることにより私道の通行が妨げられる等の事情が存在する必要があると考えられる。

- 民法第233条第1項は、竹木の所有者に対して枝の切除を請求することを認めるにとどまり、隣地の所有者に対して自ら枝を切除することを認めるものではない(これに対し、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、自らその根を切り取ることができる(同条第2項))。物権的請求権についても同様である。

したがって、隣地の所有者の所在が不明である場合には、法律上は、隣地の所有者に対し、枝の切除を求める訴訟を提起し、請求認容判決を得た上で、民事執行手続(竹木所有者の費用負担で第三者に切除させる方法による。民法第414条第2項本文、民事執行法第171条⁴⁾)をとる必要がある。なお、枝の切除を求める訴訟の提起は、①～③の共有者はそれぞれ単独で行うことができる⁵⁾。

⁴⁾ 平成29年法律第44号及び平成29年法律第45号(平成32年4月1日施行)による改正前のものである。これらの法律による改正後は、民事執行法171条1項1号。

⁵⁾ 国土交通省・所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン(第2版)」58頁に、訴訟を提起するに当たっての詳細な情報が掲載されているので、あわせて参照されたい。

事例35 宅地からせり出している枝の伐採事例(相互持合型)

○ 宅地の庭から相互持合型私道上にせり出した樹木の枝を伐採したいが、所有者の一部が所在不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

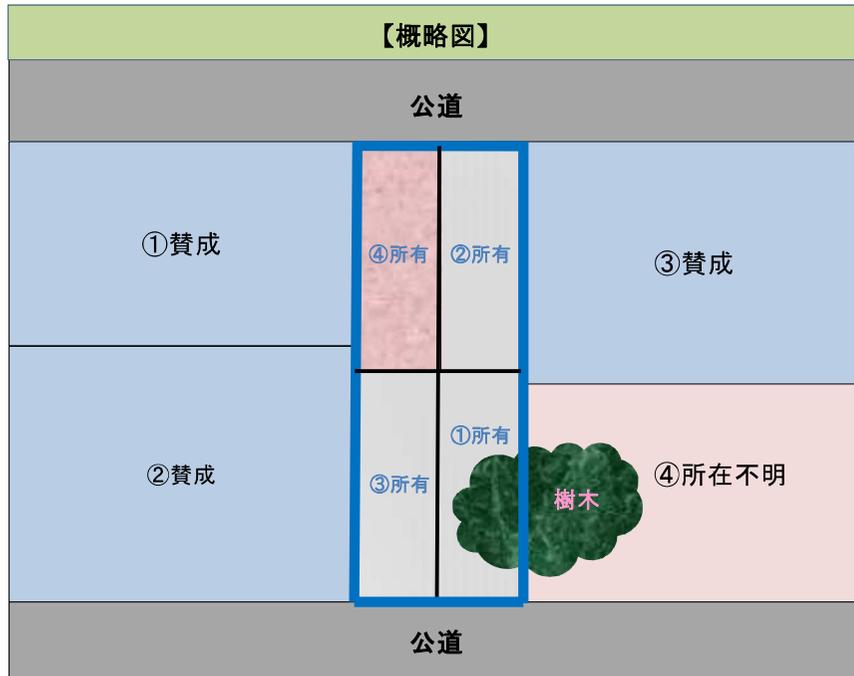
- ・昭和57年私道築造
- ・延長20m, 幅4m
- ・宅地(④所有)の庭に生育している樹木の枝が相互持合型私道にせり出し、通行に支障が生じている

2. 権利関係等の概要

- ・4筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～④が各1筆ずつ所有(④は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①
- ・専門業者に依頼して樹木の枝を伐採する



事例35 宅地からせり出している枝の伐採事例(相互持合型)

事例のポイント

- 私道に隣接する宅地上に樹木が植えられている。
- 宅地に植えられている樹木の枝が隣接する私道との境界を越えて私道にせり出しており、通行に支障が生じている。
- 樹木の枝の伐採の実施主体は、①の所有者である。

事例の検討

- 私道の所有者は、隣接する宅地上の樹木の枝が私道に侵入した場合には、樹木の所有者に対し、民法第233条第1項又は物権的請求権(所有権に基づく妨害排除請求権)に基づき、枝を切除するよう請求することができる。
- もっとも、民法第233条第1項は、竹木の所有者に対して枝の切除を請求することができることを認めるにとどまり、隣地の所有者に対して自ら枝を切除することを認めるものではない(これに対し、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、自らその根を切り取ることができる(同条第2項))。物権的請求権についても同様である。

したがって、隣地の所有者の所在が不明である場合には、法律上は、隣地の所有者に対し、枝の切除を求める訴訟を提起し⁶、請求認容判決を得た上で、民事執行手続(竹木所有者の費用負担で第三者に切除させる方法による。民法第414条第2項本文、民事執行法第171条⁷)をとる必要がある。

⁶ 国土交通省・所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン(第2版)」58頁以下に、訴訟を提起するに当たった詳細な情報が掲載されているので、あわせて参照されたい。

⁷ 平成29年法律第44号及び平成29年法律第45号(平成32年4月1日施行)による改正前のものである。これらの法律による改正後は、民事執行法171条第1項1号。

第4章 今後に向けて

以上に検討してきたとおり、共有私道については、民法のみならず、ライフラインに関する各種行政法制の規律が適用され、法律関係が複雑になることが多いが、本ガイドラインでは、実際に問題となることが多い事案につき、その代表例を幅広く取り上げ、民事基本法制の観点を中心に、可能な限り法律関係を明らかにすることに努めた。

これにより、特に所有者（共有者）の一部が所在不明である共有私道の工事を実施するに際し、所在不明者の同意がなくてもその他の所有者の同意を得れば足りるか、また、全ての所有者の同意を得なければならないとしても、財産管理制度や区分所有法の団地管理組合制度を始めとして、どのような方法をとれば対応することが可能になるのかが、相当程度明らかになったものと考えられる。本ガイドラインを参考に、共有私道の整備が円滑に進められることが望まれる。

他方、共有私道に関連するものに限らず、共有地の保存・管理、財産管理制度の在り方等の所有者不明土地問題に関わる民事基本法制上の諸課題については、今後、土地法制の在り方との関係も踏まえながら、更に検討を深めていく必要がある。

政府においては、共有私道に関する法律関係についての本研究会の詳細な検討の結果を踏まえ、関係省庁が連携して、迅速かつ適正な対策を講じていくことが望まれる。

参考文献目録

1 民法関係

- 秋山靖浩、伊藤栄寿ほか「物権法」（日本評論社、平成27年）
内田貴「民法I 総論・物権総論 第4版」（平成20年、東京大学出版会）
梅謙次郎「民法要義 卷之二 物権編」（有斐閣、明治29年）
遠藤浩＝鎌田薫編「基本法コンメンタール 物権 第5版 新条文対照補訂版」（日本評論社、平成17年）
近江幸治「民法講義II 物権法 第3版」（成文堂、平成18年）
川井健「民法概論2 物権 第2版」（有斐閣、平成17年）
川島武宜「民法I 総論・物権」（有斐閣、昭和35年）
川島武宜＝川井健編「新版注釈民法（7）物権(2)」（有斐閣、平成19年）
佐久間毅「民法の基礎2 物権」（有斐閣、平成18年）
末弘巖太郎「物権法 上巻」（有斐閣、大正10年）
鈴木禄弥「物権法 5訂版」（創文社、平成19年）
谷口知平＝石田喜久夫編「新版注釈民法(1)総則(1)」（有斐閣、平成14年）
谷口知平＝久貴忠彦編「新版注釈民法（27）相続(2)」（有斐閣、平成25年）
富井政章「民法原論第二巻物権」（有斐閣、明治39年）
中島玉吉「民法釈義 卷之二 物権編 上」（金刺芳流堂、大正4年）
能見善久＝加藤新太郎編「論点大系 判例民法2 物権」（第一法規、平成21年）
林良平「物権法」（青林書院、昭和61年）
舟橋諄一「物権法」（有斐閣、昭和35年）
星野英一「民法概論2 物権・担保物権」（良書普及会、平成6年）
法典調査会民法議事速記録（学術振興会）
松岡久和「物権法」（成文堂、平成29年）
山野日章夫「物権法 第5版」（日本評論社、平成24年）
我妻栄（有泉亨補訂）「新訂物権法（民法講義II）」（岩波書店、昭和58年）
我妻栄ほか「我妻・有泉コンメンタール民法 総論・物権・債権 第4版」（日本評論社、平成28年）

2 区分所有法関係

- 稲本洋之助＝鎌野邦樹「コンメンタールマンション区分所有法 第3版」（日本評論社、平成27年）
濱崎恭生「建物区分所有法の改正」（法曹会、平成元年）
渡辺晋「最新 区分所有法の解説 6訂版」（住宅新報社、平成27年）

3 家事事件手続法関係

金子修編著「一問一答 家事事件手続法」(商事法務, 平成24年)
金子修編著「逐条解説 家事事件手続法」(商事法務, 平成25年)
裁判所職員総合研修所監修「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究—別表第一事件を中心に—」(司法協会, 平成29年)
司法研修所編「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」(法曹会, 平成15年)

4 共有私道に関する法律関係

安藤一郎「新版相隣関係・地役権」(ぎょうせい, 平成3年)
安藤一郎「私道・境界(現代裁判法系5)」(新日本法規出版, 平成10年)
安藤一郎「よくわかる私道のトラブルQ&A」(三省堂, 平成19年)
安藤一郎「境界・私道の法律相談Q&A」(信山社, 平成24年)
安藤一郎「私道の法律問題 第6版」(三省堂, 平成25年)
岡本詔治「通行権裁判の現代的課題」(信山社, 平成22年)
埼玉弁護士会編「共有をめぐる法律と実務」(ぎょうせい, 平成13年)
埼玉弁護士会編「相隣関係をめぐる法律と実務」(ぎょうせい, 平成23年)
沢井裕, 出水順ほか「道路・隣地通行の法律紛争」(有斐閣, 昭和57年)
塩崎勤=安藤一郎編「相隣関係訴訟(裁判実務大系24)」(青林書院, 平成5年)
末光祐一「Q&A 道路・通路に関する法律と実務 登記・接道・通行権・都市計画」(日本加除出版, 平成27年)
末光祐一「Q&A 隣地・隣家に関する法律と実務 相隣・建築・私道・時効・境界・空き家」(日本加除出版, 平成28年)
平松弘光「地下利用権概論」(公人社, 平成7年)
三平聡史「共有不動産の紛争解決の実務」(民事法研究会, 平成29年)
宮崎裕二「Q&A重要裁判例にみる私道と通行権の法律トラブル解決法」(プロGRESS, 平成28年)

5 その他行政法規

下水道法令研究会「逐条解説下水道法 第4次改訂版」(ぎょうせい, 平成28年)
水道法制研究会著「水道法逐条解説 第4版」(日本水道協会, 平成27年)
経済産業省調査会「電気事業法の解説」(平成14年)
経済産業省商務流通保安グループ「電気設備に関する技術基準を定める省令の解説」(平成28年)
経済産業省商務流通保安グループ「ガス工作物定期自主検査要領」(平成29年) 社団法人日本ガス協会供給約款ワーキンググループ「標準一般ガス供給約款の解説」(平成15年)
ガス事業法の解説(ぎょうせい, 平成17年)

東京瓦斯株式会社「小売供給約款」(平成28年)
東京瓦斯株式会社「小売託送供給約款」(平成29年)
東京瓦斯株式会社「ガス工事約款」(平成29年)
中部電力株式会社「ガス基本契約要綱」(平成29年)

6 所有者不明土地問題関係

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン(第2版)」(平成29年)
東京弁護士会法友会編「所有者不明の土地取得の手引 売買・相続・登記手続」(青林書院, 平成29年)

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議の開催について

平成30年1月19日
閣議口頭了解

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会

座長	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾	弘
委員	早稲田大学大学院法務研究科教授	秋山	靖浩
	上智大学法学部教授	伊藤	栄寿
	神戸大学大学院法学研究科教授	角松	生史
	司法書士	白井	聖記
	弁護士	野村	裕
	土地家屋調査士	丸山	晴広

- 1 所有者不明土地等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、総務大臣、法務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、復興大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣官房長官が主宰する。
- 4 会議の庶務は、法務省、国土交通省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針

令和2年7月3日

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議

所有者不明土地は、相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせている。

人口減少・超高齢社会が進展し、相続多発時代を迎えようとする中、所有者不明土地等問題の解決は喫緊の課題となっている。

このため、これまでに制定された法律及び今国会において成立した法律の円滑な施行を図るとともに、別添工程表のとおり、民事基本法制の見直し等の重要課題については、今後、さらに具体的な検討を進め、今年度中できるだけ速やかに必要となる法案を提出するなど、期限を区切って着実に対策を推進する。

1 新しい法制度の円滑な施行

一昨年制定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(以下、「特措法」という。)について、先進事例への支援や関係団体との連携、地方協議会を通じ、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施する。

農地、林地についても農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律等の制度の普及啓発を図り、農地や森林経営管理の集積・集約化を促進する。

また、昨年制定された表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づき、表題部所有者不明土地の解消作業を着実に進める。

本年3月に成立した土地基本法の一部を改正する法律(以下、「改正土地基本法」という。)に基づき、土地についての基本理念、責務、土地基本方針等について、土地所有者や地方公共団体等に対する普及啓発を図るとともに、所有者不明土地等問題の解消に向けた各種施策の一体的実施のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求等を検討する。

2 土地所有者等の責務

土地の公共性を踏まえ、改正土地基本法に新たに規定した土地の管理や利用に

関して土地所有者等が負うべき責務や土地の適正な利用・管理の確保を重視した基本理念について、広く国民、土地所有者等に周知する。また、国土審議会等での調査審議を通じて、本年5月に策定した土地基本方針の更新を図りながら、関係省庁が連携して、民事基本法制の見直しをはじめ土地所有者等の責務を具体化する施策を一体的に検討・推進していく。

3 地籍調査の円滑化・迅速化

土地の適切な利用の基礎データとなる地籍調査に関し、固定資産課税台帳の情報利用等による所有者探索の合理化や一部の所有者が不明な場合等でも調査が進む調査手続の活用、都市部における官民境界の先行調査や、山村部におけるリモートセンシングデータの活用などの地域特性に応じた効率的な調査手法の導入、調査の優先度の高い地域(優先実施地域)における重点実施、民間測量成果の活用等を盛り込んだ新たな国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査を円滑かつ迅速に推進する。また、これらの手法の普及が進むよう、地方公共団体への支援を行うとともに、当該計画の進捗目標を達成するため必要となる予算の確保に努め、調査の仕組みの在り方についても検討する。

あわせて、地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める。

4 民事基本法制(民法・不動産登記法)の抜本的な見直し等

現行法上、土地所有権の内容は法令の制限に服し、公共の福祉優先の理念に基づく立法が妨げられるものではないことを前提にして、現在、法制審議会において、相続等による所有者不明土地の発生を防止するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備する観点から、民法及び不動産登記法の改正についての最終的な検討を進めており、今年度中できるだけ速やかに、民事基本法制の見直しについて必要となる法案を提出する。

具体的には、相続登記や住所変更等の登記の申請を土地所有者に義務付けることや申請者の負担軽減を効果的に図ることなどにより不動産登記情報の更新を図る方策、遺産分割されずに長期間経過した場合に遺産を合理的に分割できる方策、土地所有権の放棄を可能とする方策(放棄の要件や認定・費用負担のあり方等)など、所有者不明土地の発生を予防するための仕組みを検討するとともに、民法の共有制度を見直し、共有関係にある所有者不明土地について金銭供託等を利用して共

有関係を解消する方策等や、不在者財産管理制度等を見直し、所有者不明土地に特化した合理的な管理を可能とする方策、相隣関係に関する規定を見直し、ライフライン設置等のために所有者不明の隣地でも同意不要で円滑に使用可能とする方策など、所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組みを検討する。

また、法定相続情報証明制度の円滑な運用や、本年7月に施行される法務局における遺言書の保管制度の円滑な導入などにより、相続登記を促進する。

来年11月に特措法の施行から3年が経過し、見直しの時期となることに向けて、長期相続登記未了土地の解消がより効率的・効果的に行われるために必要となる見直しを検討する。

5 多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み

関係行政機関や民間事業者が土地所有者に関する情報を円滑に把握できるよう、登記所が他の公的機関の台帳(住民基本台帳、戸籍、商業登記等)から、土地所有者の死亡や住所変更情報等を入手し、個人情報保護にも配慮しつつ、不動産登記の最新化に繋げる仕組みを構築することを目指す。また、法務省が管理する戸籍副本の管理システムを活用して行政機関等に対して戸籍情報を電子的に提供するための新たなシステムの設計や開発作業を着実に進める。

なお、国際化の進展を踏まえ、国内外を問わず土地所有者の所在地等を的確に把握できるよう、海外に居住する土地所有者の日本国内における連絡先を登記事項とするなどの仕組みについても検討する。

これとあわせ、土地に関する各種台帳情報連携を促進するとともに、これを容易にするためのデータ形式の見直しやシステム間の調整を行い、オンライン化の取組も含めた情報連携の仕組みの構築に向けた検討を進める。

こうした制度を構築するまでの間においても、自治体の協力による登記手続きの促進や、関係機関から自治体への照会による所有者情報の把握の取組を進め、関係機関の協力による所有者情報の把握を着実に実施する。

6 所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用の活用及び運用

来年11月に特措法の施行から3年が経過し、見直しの時期となることに向けて、地域福利増進事業等の施行状況も踏まえ、所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図る仕組みの拡充や、所有者不明土地の発生予防等の観点から重要となる管理不全の土地や低未利用土地の利活用・管理に向けて、利用ニーズのマッチング等を

促進するランドバンクの取組や地方公共団体等による土地所有者への助言、勧告・命令等の実施、インフラに関する防災対策を後押しする仕組み等を検討し、国土審議会において必要な当面の制度見直し等の内容を来年中目途にとりまとめ、令和4年に制度見直し等を行う。その際、空き家対策の推進や区分所有建物の取り扱い、民間による開発や空き家・空き地の利活用等にも配慮しながら検討する。

所有者不明農地等のより円滑な利活用・管理に向けて、民事基本法制等の見直しの検討状況を踏まえ、必要となる対応について検討する。

共有者による私道の円滑な利用や管理が可能となるよう、共有私道ガイドラインの更なる周知を行うとともに、例えば自治体が独自に実施している共同排水設備の設置等に係る補助金について、申請時の印鑑登録証明書の添付を不要としている事例を調査し、必要な助言や他自治体への周知を行うことを検討する。

また、取用手続きの合理化・迅速化のための新制度の円滑な運用を図るとともに、用地取得を円滑に進めるための手引きの作成や地方協議会を通じた周知等により地方公共団体の実務を支援する等、公共事業の迅速な実施に向けた土地収用の的確な活用及び運用に取り組む。

7 関連分野の専門家等との連携協力

今後の所有者不明土地等問題への対応及び検討にあたっては、関連分野の専門家等と地方公共団体、地域コミュニティ等と関係行政機関との一層の連携体制を構築しつつ、これらの意見等を十分踏まえながら対応する。

経済財政運営と改革の基本方針 2020

～危機の克服、そして新しい未来へ～(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)(抜粋)

第 3 章「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）
（抄）

（条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用）

第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

事務連絡
令和3年4月22日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

PRTR制度における届出及び化学物質管理計画の策定について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づき、一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、毎年度6月30日までに、国土交通大臣に届け出なければなりません。

つきましては、PRTR制度の確実な運用を図るため、「化管法の対象となる下水道事業者判定フロー」(別紙1)に基づき、届出の必要性の有無を確認し、届出に万全を期すようお願いいたします。詳細は、「化管法の対象となる下水道事業者とその責務」(別紙2)を参照して下さい。

また、届出に際しては、「PRTR届出提出前の確認事項」(別紙3)に基づき、届出内容の確認をお願いします。

なお、下水道事業者の届出の一部については、紙面又は磁気ディスクによる届出が行われているところですが、特に紙面による届出の事務処理には多くの労力を要し支障となっています。PRTR届出事務全体の効率化の観点から、「電子届出の促進について」(別紙4)を参照し、原則、インターネットブラウザによる電子届出を活用いただきますようお願いいたします。

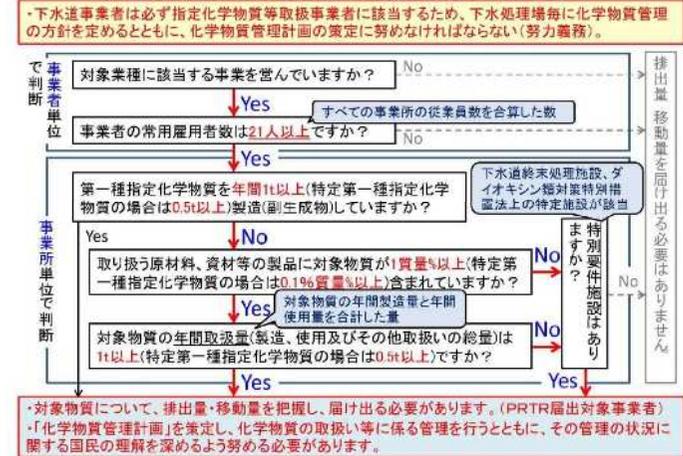
さらに、下水道における化学物質リスク管理の初期対応では、化学物質管理計画が必要であることから、下水道終末処理施設を設置する下水道事業者のうち化学物質管理計画を未策定の団体においては、「化学物質管理計画の策定」(別紙5)を参照し、早期に策定していただくようお願いいたします。なお、日常業務を体系的に整理しとりまとめることで、容易に化学物質管理計画を策定できる簡易様式(別紙6)を作成しましたので参考として下さい。

今後、化学物質管理計画の策定状況についてフォローアップしていきますのでよろしくお願い致します。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村(政令市を除く)に対して、この旨周知方よろしく申し上げます。

連絡先 国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付 別府
tel:03-5253-8432 E-mail: beppu-a26p@mlit.go.jp

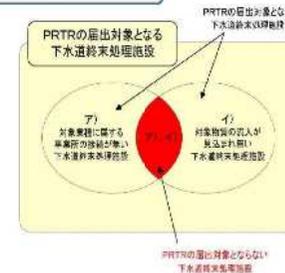
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる下水道事業者 判定フロー



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる下水道事業者 PRTR届出対象除外要件

・下水道事業者は、以下のいずれにも該当することが確認できた下水道終末処理施設については、排出量等の届出は不要として運用しています。

- ア) 対象業種に属する事業所の接続がないこと
下水道使用者のリストから判断するものとし、いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなす。
- イ) 対象物質の流入が見込まれないこと
過去に行われた放流水の水質測定において、対象物質が検出されなかった場合を意味する。

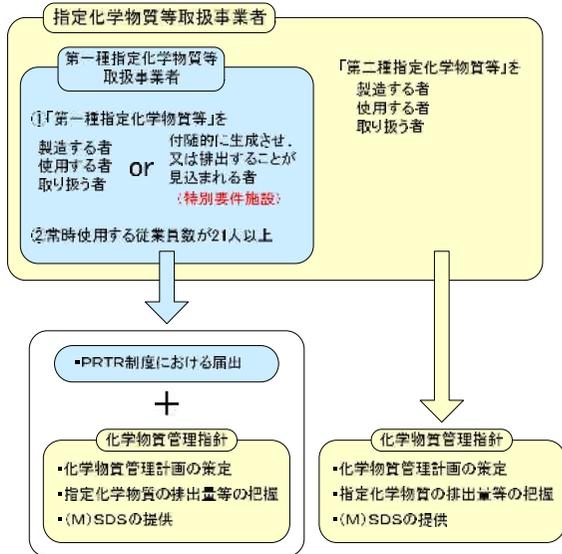


特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
の対象となる下水道事業者とその責務

1. 対象事業者の責務

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、化学物質排出把握管理促進法、又は化管法）では、同法で指定されている第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取扱等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」としています。さらに、同様に化管法によって指定されている第二種指定化学物質を製造、使用その他業として取扱等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者と「第一種指定化学物質等取扱事業者」を合わせて「指定化学物質等取扱事業者」としています。

「第一種指定化学物質等取扱事業者」はP R T R制度の対象事業者となるため、対象物質について、排出量・移動量を把握し、届け出る必要があります。さらに、「指定化学物質等取扱事業者」でもあることから、化学物質管理指針¹⁾に留意し、「化学物質管理計画の策定」、「指定化学物質の排出量等の把握」、「(M) SDSの提供」を行うことによって、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされています。



出典「PRTR排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)」、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)平成 23 年度版」等をもとに国土交通省作成

図 1-1 指定化学物質等取扱事業者の分類と責務

¹⁾ 化学物質管理指針：指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

2. 対象となる下水道事業者

2.1. 対象事業者の判定

化管法に基づく P R T R の届出対象事業者であるかどうか、また、排出量・移動量の算出・届出の対象となる物質が何かを判定するには、

- ① 事業者の業種
- ② 常時使用する従業員の数
- ③ 当該事業者が有する事業所における対象物質の年間取扱量¹⁾

または、

- ④ 特別要件施設の有無²⁾

により判定されます。

下水道事業者のうち、下水処理場を設置している者、又は事業活動に伴って所定の質量の第一種指定化学物質等を取り扱う事業所を有している者であって、常時使用する従業員の数が 21 人以上である者は、対象事業者となります。

具体的には図 2-1 に従い、要件に該当する事業者は、**P R T R の届出対象事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）** となります。

¹⁾ 法第 2 条第 5 項第 1 号に該当する事業者は、年間取扱量により届出対象事業者となる。法に基づく、年間取扱量は「製造量」、「使用量」、「その他取扱量」の合計となる。用語の意味は以下に示す。
 ・年間取扱量…年度内 1 年間(年度初め 4 月～年度末 3 月)に取り扱った対象物質の量のことで、対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量
 ・年間製造量…年度内 1 年間に化学反応、精製等により作り出される対象物質の量
 ・年間使用量…年度内 1 年間に原材料、資材等に含まれる対象物質を事業所内で用いる量
 なお、年度途中から対象業種に含まれる事業を開始した場合の年間取扱量、年間製造量、年間使用量は、事業を開始した時点から当該年度の 3 月末までの期間で算出すること。

²⁾ 法第 2 条第 5 項第 2 号に該当する事業者は、特別要件施設の有無により届出対象事業者となる。事業活動に伴って付随的に対象物質を生成、または排出することが見込まれる事業者はこれに該当する。

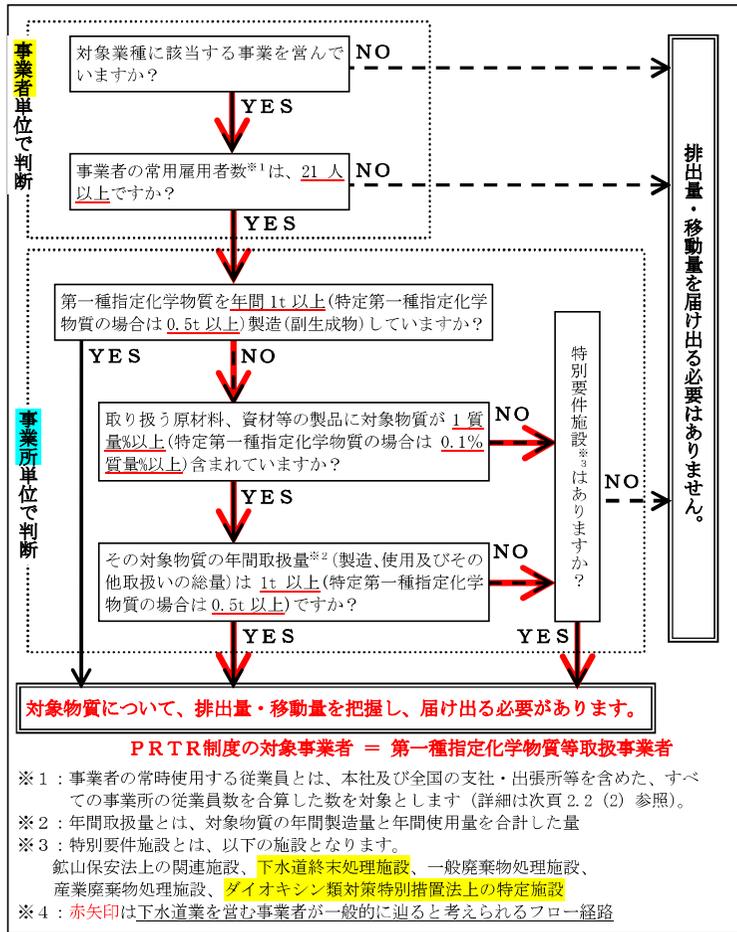


図 2-1 判定フロー

2. 2. 対象事業者判定における留意事項

(1) 業種の判定

下水道事業者は、化管法の政令で定めた対象業種のうちの「**下水道業**」に該当します。

(2) 常時使用する従業員の数の判定

事業者の常時使用する従業員の数が21人以上の場合、対象事業者となります。ここでの常時使用する従業員とは本社及び全国の支社・出張所等を含めた全ての事業所の従業員数の合計であり、下水道事業者においては、**地方公営企業の場合は、当該企業の全職員が該当し、それ以外の場合にあつては、当該地方公共団体の全職員が該当**します。従って、下水処理場を設置している下水道事業者が従業員数が21人以上という要件から外れるケースは、非常に少ないと想定されます。

なお、届出書「本紙」にも従業員数を記載する箇所がありますが、こちらは「事業所(下水処理場)」の従業員数になります。対象事業者の判定で使用する「事業者(地方公営企業や地方公共団体)」の従業員数とは異なる点にご注意ください。

表 2-1 国や地方公共団体の従業員数の考え方

事業者	従業員数
国※1	全職員数(省庁単位)
自衛隊駐屯地、基地等	全職員数(駐在地等単位)
独立行政法人等	全職員数(法人単位)
国立大学	全職員数(大学単位)
国立(診療所含む)	全職員数(病院単位)
都道府県	全職員数(都道府県単位)
市町村	全職員数(市町村単位)
地方公営企業※2	全職員数(公営企業単位)
一部事務組合	全職員数(組合単位)
公立大学	全職員数(大学単位)
公立病院(診療所含む)	全職員数(病院単位)
【参考】民間企業	全職員数(事業者単位)

※1 自衛隊駐屯地、基地等を除く。

※2 地方公共団体の経営する企業のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の規定の適用を受けるもの。

出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第4.2版)」より抜粋

(3) 対象物質の年間取扱量の判定（事業所単位）

対象物質の年間取扱量は事業所ごとに算出します。使用量・取扱量等の変動や事業内容の変更、排出削減対策の実施などにより、届出対象となる事業所や物質が変わる可能性があるため、年間取扱量（4月から翌年3月までの一年間）の判定は毎年行う必要があります。

表 2-2 に示す指定量以上の年間取扱量の対象物質が一つ以上ある場合は、届出対象事業者となり、年間取扱量が指定量以上の対象物質が、排出量・移動量の届出の対象となります。

なお、対象物質の年間取扱量等の判定を行う事業所の判別や事業所毎の対象物質の年間取扱量の算出手順については、P 13「PRTR 関連情報の入手先」からマニュアル等入手の上、ご活用ください。

表 2-2 事業所ごとの対象物質の年間取扱量の要件

対象物質の種類	特定第一種	第一種
使用する原材料、資材等の形状	廃棄物・天然物・再生資源及び一般消費者の生活用品以外の、主に気体・液体・粉体の製品(非密閉)	
使用する原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率	0.1 質量%以上	1 質量%以上
対象物質の年間取扱量	0.5 t/年以上	1 t/年以上

出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)」等をもとに国土交通省作成

(4) 特別要件施設の判定（事業所単位）

次に示す特別要件施設がある場合には、PRTR の届出対象事業者該当します。下水道事業者は通常 **イ** に該当し、「ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設」となっている下水道終末処理施設は、**イ** に加え **エ** も該当する場合があります。

- ア 金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者 → 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施
- イ 下水道業を営む事業者 → 下水道終末処理施設**
- ウ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者 → 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設
- エ いずれかの対象業種を営む事業者 → ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設**

届出対象物質は、特別要件施設から排出される排ガス・排水等に含まれる他法令に基づく測定の対象物質（水質汚濁防止法の排水基準項目のうち PRTR 対象物質に該当する物質、ダイオキシン類）で、表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 特別要件施設（下水道事業者関連のみ）の対象物質（R3.4 現在）

対象事業所	把握対象	届出対象物質
下水道終末処理施設が設置されている事業所	公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す 30 物質 (別資料「PRTR 制度における届出について」を参照) ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合)
ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設が設置されている事業所	大気基準適用施設にあつては当該施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出量 水質基準適用事業場にあつては当該事業場からの排水に含まれるダイオキシン類の排出量 廃棄物焼却炉である特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の排出量及び移動量	ダイオキシン類

注)水質汚濁防止法の排水基準項目：排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)別表第一に掲げる排水基準項目及び別表第二に掲げる排水基準項目を指す。
(参考：別表第一のうち 26 物質(ただし、有機燐化合物の一部を除く。)及び別表第二のうち 4 物質(銅、亜鉛、マンガン、クロム)が、次の第一種指定化学物質に該当。)

出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)」等をもとに国土交通省作成

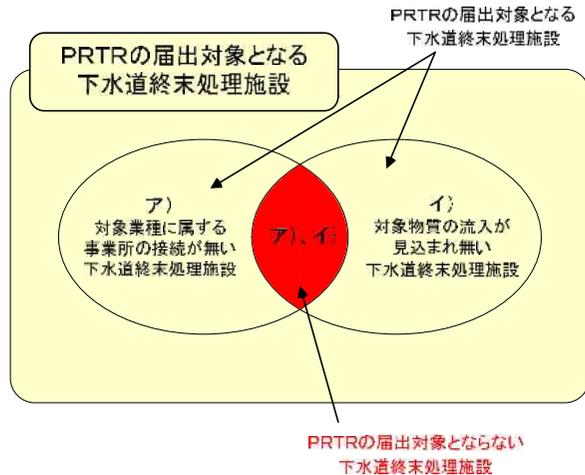
また、下水道事業者は、以下の**いずれにも**該当することが確認できた下水道終末処理施設については、**排出量等の届出は不要として運用しています。**

ア) 対象業種に属する事業所の接続がないこと

下水道使用者のリストから判断するものとし、**いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなす。**

イ) 対象物質の流入が見込まれないこと

過去に行われた放流水の水質測定において**対象物質が検出されなかった場合**を意味する。



出典「PRTR排出量等算出マニュアル(第4.2版)」等をもとに国土交通省作成

図 2-2 下水道事業者におけるPRTR届出対象除外要件

但し、下水道業を営む事業者が、**自らPRTRの対象物質を使用しており、その年間取扱量が1t(特定第一種指定化学物質の場合は、0.5t)を超える場合は、届出が必要となります。**なお、同様の考え方から、もっぱら生活排水等の処理を行う農業集落排水施設及び合併処理浄化槽についても、届出は不要としているところです。

表 2-4 対象業種一覧

1 金属鉱業	4 電気業	21 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
2 原油・天然ガス鉱業	5 ガス業	22 医療業(注1)
3 製造業	6 熱供給業	23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
a 食料品製造業	7 下水道業	24 自然科学研究所
b 飲料・たばこ・飼料製造業	8 鉄道業	
c 繊維工業	9 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	
d 衣服・その他の繊維製品製造業	10 石油卸売業	
e 木材・木製品製造業	11 鉄スクラップ卸売業 ^{*)}	注1: 2008(平成20)年の法施行令改正により、2010(平成22)年度からの排出・移動量の把握、2011(平成23)年度からの届出の対象に追加。
f 家具・装備品製造業	*) 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。	注2: 公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。
g パルプ・紙・紙加工品製造業	12 自動車卸売業 ^{*)}	
h 出版・印刷・同関連産業	*) 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。	注3: 日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠した業種分類
i 化学工業	13 燃料小売業	
j 石油製品・石炭製品製造業	14 洗濯業	
k プラスチック製品製造業	15 写真業	
l ゴム製品製造業	16 自動車整備業	
m なめし革・同製品・毛皮製造業	17 機械修理業	
n 窯業・土石製品製造業	18 商品検査業	
o 鉄鋼業	19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)	
p 非鉄金属製造業	20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	
q 金属製品製造業		
r 一般機械器具製造業		
s 電気機械器具製造業		
t 輸送用機械器具製造業		
u 精密機械器具製造業		
v 武器製造業		
w その他の製造業		

(留意事項)

- ① 「国や地方公共団体等の公務」は、実際に行われる業務の外形に着目して業種の分類を行い、分類された業種が対象業種に該当すれば、届出の対象となります。
- ② 業種分類は日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠しています。
- ③ 「その他の製造業」は、日本標準産業分類(平成5年改定)の中分類34に分類されるものが該当します。具体的には、貴金属製品製造業、楽器製造業、玩具・運動用具製造業などが含まれます。
- ④ 自動車整備業の登録はしておらず、専ら自動車部品やカーアクセサリの販売を行っている事業者が、部品の修理サービスを行い、それに伴ってカーエアコン等からフロンの抜き取りなどを行っている場合でも、当該事業者は「自動車部品・付属品小売業」であり、対象業種には該当しません。
- ⑤ 発電所が建設工事中の場合は、未だ「電気業」を営んでいるとは考えられませんので、他の対象業種に属する事業を行っていないければ、対象業種には該当しません。
- ⑥ 薫蒸業者との契約に基づき薫蒸庫を貸している事業者は、倉庫業を営んでいますので、対象業種に該当します。

3. 化管法における下水道事業者の責務

化管法の対象となる下水道事業者に課せられる責務⁹⁾は、以下のようなものがあります。

① PRTR制度における届出

一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、国土交通大臣に届け出なければならない。(化管法第5条)

さらに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、罰則として20万円以下の過料が科せられる。(化管法第25条第1項)

② 化学物質管理計画の策定

下水道終末処理施設を設置する下水道事業者は、国の定める化学物質管理指針に留意して、化学物質管理の方針及び化学物質管理計画の策定・実施を行うなど、化学物質等の使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。(化管法第4条)

③ 指定化学物質の排出量等の把握

指定化学物質等取扱事業者である下水道事業者は、指定化学物質の管理の改善に資するため、指定化学物質の排出量等を把握すること。(化学物質管理指針)

④ (M)SDSの提供

下水道事業者は、指定化学物質等を含有する製品を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その性状及び取扱いに関する情報((M)SDS)を相手方に提供しなければならない。(化管法第14条)

4. 下水道事業者が届出を行う対象物質

下水道事業者の届出対象物質は、「下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となっている第一種指定化学物質」(化管法施行規則第4条第1号ニ)となっており、具体的には表3-1に掲げる30物質及びダイオキシン類の排出量について届け出る必要があります(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合のみ)。これらの物質の排出量は、**算定結果が0.0であっても届け出る必要があります。**

都道府県の判断により下表に示す30物質及びダイオキシン類以外のPRTRの対象物質で水質検査の対象に加えられている物質(いわゆる「横出し」規制物質)については、届出の必要はありません。

表 3-1 下水道法水質測定項目(30物質)(R3.4現在)

物質名	政令番号		物質名	政令番号	
	H23届出以降	H22届出以前		H23届出以降	H22届出以前
1 垂鉛の水性化合物 <垂鉛及びその化合物>	1	1	16 水銀及びその化合物 <水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物>	237	175
2 O-エチル=O-4-エトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN) <有機燐化合物>	48	37	17 セレン及びその化合物	242	178
3 ガドミウム及びその化合物	75	60	18 テトラクロロエチレン	262	200
4 クロム及び三価クロム化合物 <クロム及びその化合物>	87	68	19 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	268	204
5 六価クロム化合物	88	69	20 銅水溶性塩(錯塩を除く) <銅及びその化合物>	272	207
6 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	113	90	21 1,1,1-トリクロロエタン	279	209
7 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く) <シアン化合物>	144	108	22 1,1,2-トリクロロエタン	280	210
8 N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	110	23 トリクロロエチレン	281	211
9 四塩化炭素	149	112	24 鉛化合物 <鉛及びその化合物>	305	230
10 1,4-ジオキサン	150	113	25 砒素及びその無機化合物 <砒素及びその化合物>	332	252
11 1,2-ジクロロエタン	157	116	26 ふっ化水素及びその水溶性塩 <ふっ素及びその化合物>	374	283
12 1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	158	117	27 ベンゼン	400	299
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	159	118	28 ほう素化合物 <ほう素及びその化合物>	405	304
14 1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	179	137	29 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	406	306
15 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	186	145	30 マンガン及びその化合物 <マンガン及びその化合物(溶解性)>	412	311

※物質名は、政令名を記載。但し、化管法における第一種指定化学物質と下水道法の水質測定項目が完全に一致しない場合は、下水道法の化学物質名を< >書きで記載。

※「鉛化合物」の法令等改正前(平成21年度把握・平成22年度届出分以前)の物質名は「鉛及びその化合物」

※「ほう素化合物」の法令等改正前(平成21年度把握・平成22年度届出分以前)の物質名は「ほう素及びその化合物」

※「1,4-ジオキサン」は平成24年度把握・平成25年度届出分以降届出が必要

⁹⁾「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)平成23年度版」より抜粋

4. 1. P R T R 制度の届出物質に関する留意事項

(1) フェノール類の取り扱い

下水道法、水質汚濁防止法等の測定項目では「フェノール類」が水質検査の対象となっていますが、これには P R T R の対象物質である「フェノール」、「クレゾール」及び「ピロカテコール」を含む多様な物質が含まれており、それぞれの分別が困難であること等にかんがみ、いずれについても届出の必要はありません。

(2) 汚泥による排出量等の取扱

特別要件施設に関して、他法令に基づく測定項目となっている対象物質以外に、自主的に行った汚泥中の化学分析等の結果を用いた排出量等の届出は必要ありません(届出を行わないでください)。

但し、下水道業を営む事業者が、自ら対象物質を使用しており、その年間取投量が 1t (特定第一種指定化学物質の場合は、0.5t) を超える場合は、届出が必要となります。

(3) 排出量等の把握について

他法令で測定義務があるにもかかわらず、実際には対象物質の濃度を測定していない場合でも、その対象物質の排出量・移動量を把握する必要があります。

(4) 「溶解性」の水質測定項目の取り扱い

マンガン及びその化合物(物質番号 412)等^{*}については、下水道法、水質汚濁防止法等の水質測定項目としては「溶解性」のものに限定されており、対象物質の範囲と他法令における測定項目の記載にズレがありますが、このような場合は、「溶解性マンガン」についての測定結果をそのまま用いて、「マンガン及びその化合物」の排出量を算出して差し支えありません。(なお、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」(国土交通省年・地域整備局下水道部、平成 17 年 8 月)の中でサンプリング調査等を行い、一定の排出係数が設定されています。)

※「マンガン及びその化合物」とそれ以外に該当する物質は以下になります。

- ・「亜鉛の水溶性化合物」(←法定測定項目は「亜鉛及びその化合物」)
- ・「クロム及び三価クロム化合物」(←「クロム及びその化合物」)
- ・「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)」(←「シアン化合物」)
- ・「水銀及びその化合物」(←「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」)
- ・「銅水溶性塩(錯塩を除く)」(←「銅及びその化合物」)
- ・「砒素及びその無機化合物」(←「砒素及びその化合物」)
- ・「ふっ化水素及びその水溶性塩」(←「ふっ素化合物」)
- ・「ほう素化合物」(←「ほう素及びその化合物」)
- ・「マンガン及びその化合物」(←「マンガン及びその化合物(溶解性)」)

(5) 「有機燐化合物」の取り扱い

下水道法や水質汚濁防止法等の法定測定項目ではパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN の総量で「有機燐化合物」として測定していますが、この場合、「有機燐化合物」としての測定値を用いて、「EPN」(物質番号 48)の排出量を算出しても、差し支えありません。なお、P R T R の届出を行うべき物質は、「有機燐化合物」ではなく、「BPN」です。

(6) 「塩化第二鉄」の取り扱い

塩化第二鉄を凝集剤として使用している場合、凝集剤として投入した塩化第二鉄が排水中で全て沈殿物となり、排水中に塩化第二鉄が存在しない場合には、公共用水域への排出量は「0」として届出してください。

一方、沈殿物の中に塩化第二鉄が含まれている場合には、その塩化第二鉄の量を移動量として届出していただく必要(凝集剤として投入した塩化第二鉄が全て沈殿物に含まれる場合には、投入した量を移動量として届出してください。)がありますが、化学反応により塩化第二鉄が全て別の物質(P R T R の対象物質以外の物質)に変化した場合には、移動量は「0」として届出してください。

なお、塩化第二鉄は特別要件施設において、他法令に基づく測定対象物質以外の P R T R 対象物質のため、法令上の指定量以上ある場合に排出量・移動量の届出が必要となります。

5. P R T R 届出の方法

5. 1. 参考となる手引き・マニュアル

P R T R 届出を行う際、届出方法や排出量・移動量などの算出方法など届出に関する必要な情報は下記の資料に記載されています。

- ✓ P R T R 排出量等算出マニュアル
 - ・ P R T R 制度の意義
 - ・ 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順
 - ・ 排出量・移動量の基本的な算出手順
 - ・ 特別要件施設の判定、特別要件施設からの排出量・移動量の算出手順
 - ・ 届出の仕方
 - ・ その他(Q & A、用語集、法令集など)
- ✓ P R T R 届出の手引き ～届出書の作成・提出の方法について～
 - ・ 電子、磁気ディスク、書面による届出の方法
 - ・ 変更届出の方法(届出を行った後、その届出内容を変更(修正)する手続方法)
 - ・ 取下げ願いの方法(届出を行った後、その届出を取り消す手続方法)
 - ・ その他(対象化学物質一覧、業種コード・届出先一覧など)

上記手引き・マニュアルは P 1 3 「P R T R 関連情報の入手先」にある経済産業省及び環境省の P R T R 関連ホームページ、または独立行政法人製品評価技術基盤機構(N I T E)のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

P R T R 関連情報の入手先

経済産業省及び環境省の P R T R 関連ホームページには、

- 化学物質排出把握管理促進法についての紹介
- P R T R 制度の紹介
- 排出量・移動量の算出方法（P R T R 排出量等算出マニュアルほか）
- Web 上で届出書（PDF 形式ファイル）を作成する「PRTR 届出作成支援システム」や、オンラインで 24 時間いつでも届出手続きが可能な「電子届出システム」など、届出に関する必要な情報が掲載されておりますので、ご活用ください。

□経済産業省ホームページ「化学物質排出把握管理促進法」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

□環境省ホームページ「PRTRインフォメーション広場」

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）のホームページにおいても、参考となる情報が掲載されています。

□NITE化学物質管理センターホームページ「化学物質管理 化管法関連情報」

http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

また、国土交通省のホームページには、化管法に基づく届出に係る公表データをもとに、下水道からの様々な化学物質の排出量を把握するとともに、化学物質管理計画の策定や情報の提供・リスクコミュニケーションを進めるための具体的な手法を示したガイドライン（案）を策定しています。

□国土交通省ホームページ「水管理・国土保全局下水道部 審議会・委員会」

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000447.html

下水道における水系水質リスク対応検討会

- 下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案) (H23.6)
- 資料編
- 付録

P R T R 届出提出前の確認事項（下水道事業者版）

届出書（様式1）「本紙」（1）

記入事項		チェック項目	届出方法別		
			電子届出	磁気ディスク届出	書面届出
①	提出日	窓口への提出日（郵送の場合は投函日、電子による届出の場合は届出ファイルの送信日）は記入したか。			
②	あて先	届出先（主務大臣）	「国土交通大臣」を選択したか。	—	—
		届出先（都道府県知事等）	⑧で選択した「主たる事業」に対応する大臣か。 「東京都知事」など、提出窓口となる自治体首長か。 事業所が存在する政令指定都市等が提出先となっている場合、「横浜市長」などとしたか。		
③	届出者	郵便番号	提出日時点の地域で通常使われている郵便番号か。大口事業所で使われている個別郵便番号は不可。		
		住所	提出日時点の事業者の住所（法人にあっては登記上の本社）としたか。		
		氏名（法人にあっては名称）	法人の場合、提出日時点の法人名（登記上の名称）及び法人の代表者名（登記している）を記入したか。		
		ふりがな	ふりがなを記入したか（書面届出のゴム印使用時に注意）。		
		代理人	化学物質の管理・責任を有する者か。法人内部で委任行為をした者か。 代理人役職を記入したか。		
	押印	書面による届出は、押印または自署があるか。磁気ディスクによる届出では、提出票に押印または自署があるか。（コピー不可）	—		
④	事業者の名称	法人の場合、把握年度4月1日時点の法人名（登記上の名称）としたか。 ふりがなを記入したか。（書面届出のゴム印使用時に注意）			
⑤	事業所の名称	把握年度4月1日時点の工場、事業場の名称としたか。また、事業者名称は省略しているか。 ふりがなを記入したか。（書面届出のゴム印使用時に注意）			
⑥	事業所の所在地	把握年度4月1日時点の地域で通常使われている郵便番号か。大口事業所で使われている個別郵便番号は不可。 ふりがなを記入したか。			
⑦	事業所において常時使用される従業員の数	把握年度4月1日時点の事業所の従業員数としたか。事業者全体の従業員数ではない。			

届出書（様式1）「本紙」（2）

記入事項	チェック項目	届出方法別		
		電子届出	磁気ディスク届出	書面届出
⑧ 事業所において行われる事業が属する業種	「主たる事業」は、「下水道業」を選択したか。下水道「事業」は誤りです。			
⑨ 第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙の枚数を記入したか。	—	—	
⑩ 法第6条第1項の請求に係るものであることの有無	「有」「無」のいずれかを選択したか。秘密情報の請求を行わない場合は「無」である。			
⑪ 担当者	届出内容を把握している担当者か。			
	ふりがなを記入したか。			

届出書（様式1）「別紙」

記入事項	チェック項目	届出方法別		
		電子届出	磁気ディスク届出	書面届出
① 別紙番号	「第一種指定化学物質」の号番号（物質番号）の順番（昇順）に並べ、1から順に連続する番号としたか。	—	—	
② 第一種指定化学物質の号番号・名称	正しい号番号、名称を使用したか。			
	記入した化学物質に誤りはないか。 化学物質の名称に対応する号番号を記入したか。			
③ 排出量・移動量	『ロ 公共用水域への排出』の欄に記入する排出先名は、経済産業省、環境省、NITEのホームページにある「公共用水域の名称」 ^{注1} 一覧から選択したか。			
	排出量、移動量は、有効数字2桁で記入したか。 (例：「12.2」→「12」、「1,875」→「1,900」と記入) ダイオキシン類の場合、少数以下でも有効数字2桁としたか。 (例：「0.000364」→「0.00036」「0.103」→「0.10」)	—	—	
	排出量及び移動量の全ての項目について、空欄はないか。(排出量がない項目についても「0.0」と記入)			
	過去に届け出た排出量等の数字と比較して、妥当な数字であるか。計算間違いによる桁違いなどはないか。			
	排出量及び移動量の合計が取扱量を超えていないか。			
	『下水道終末処理施設の名称』は経済産業省、環境省、NITEのホームページにある「下水道終末処理施設の名称」 ^{注2} から選択したか。			
	『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の移動量がある場合は、『廃棄物の処理方法』又は『廃棄物の種類』で該当する項目を選択したか。			
	『ロ 当該事業所の外への移動量（イ以外）』の移動量がある場合、製品や有価物の量が記入されていないか。			
『ロ 当該事業所の外への移動量（イ以外）』の移動量がある場合、②に記入した物質ではないものに変化した量が含まれていないか。				

注1：NITE ホームページ 公共用水域の名称 (<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/waterarea.html>)注2：NITE ホームページ 下水道終末処理施設の名称 (<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/sewageplant.html>)

その他

記入事項	チェック項目	届出方法別		
		電子届出	磁気ディスク届出	書面届出
① 様式	最新の様式を使用したか。なお、磁気ディスク届出、及び書面届出を選択した場合は、可能な限り「PRTR届出作成支援システム ^注 」を使用して届出書を作成してください。			
② 届出届出	書面による届出は、様式第1の本紙と全ての別紙（別紙については別紙番号順に）を重ね、左上1箇所をホチキスで綴じたか。	—	—	
	磁気ディスク届出は、磁気ディスクに必要事項を記入したラベルを貼付したか。	—		—
③ 変更届出	書面による変更届出は押印または自署があるか。（届出者が法人の場合）	—	—	
	磁気ディスクによる変更届出では、提出票と内容変更依頼書に押印または自署があるか。（届出者が法人の場合）	—		—
④ 特別要件施設（下水道終末処理施設）における届出対象物質	平成25年度（平成24年度把握分）より法令改正のため、「1,4-ジオキサン」を追加した内容で届出を提出する必要があります。「1,4-ジオキサン」に関する別紙の提出はありますか。			
	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合、「ダイオキシン類」を追加した内容で届出を提出する必要があります。「ダイオキシン類」に関する別紙の提出はありますか。			
	次頁の全ての届出対象物質は排出量の算定結果が0.0kgであっても届け出る必要があります。次頁の届出対象物質は全て別紙にありますか。			
	次頁の全ての届出対象物質の把握対象は放流水に含まれる対象物質の排出量のみです。『ロ 公共水域への排出』のみに排出量を入力していますか。（但し、自ら対象物質を使用し、その年間取扱量が1t（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t）を超える場合は、『ロ 公共水域への排出』以外の排出量・移動量を把握する必要があります。）			
	次頁の届出対象物質以外の届出は必要ありません。次頁の届出対象物質以外の別紙の提出はありますか。（但し、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている場合や自ら対象物質を使用し、その年間取扱量が1t（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t）を超える場合は、この限りではありません。）			

注：NITE ホームページ(https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html)の「使用方法」の「届出書作成」

特別要件施設（下水道終末処理施設）における届出対象物質（令和3年4月現在）

物質名	政令番号		チェック欄
	H23届出以降	H22届出以前	
1 亜鉛の水溶性化合物	1	1	
2 O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名E P N)	48	37	
3 カドミウム及びその化合物	75	60	
4 クロム及び三価クロム化合物	87	68	
5 六価クロム化合物	88	69	
6 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	113	90	
7 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	144	108	
8 N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	110	
9 四塩化炭素	149	112	
10 1,4-ジオキサン ⁴⁾	150	113	
11 1,2-ジクロロエタン	157	116	
12 1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	158	117	
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	159	118	
14 1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	179	137	
15 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	186	145	
16 水銀及びその化合物	237	175	
17 セレン及びその化合物	242	178	
18 テトラクロロエチレン	262	200	
19 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	268	204	
20 銅水溶性塩(錯塩を除く。)	272	207	
21 1,1,1-トリクロロエタン	279	209	
22 1,1,2-トリクロロエタン	280	210	
23 トリクロロエチレン	281	211	
24 鉛化合物 ²⁾	305	230	
25 砒素及びその無機化合物	332	252	
26 ふっ化水素及びその水溶性塩	374	283	
27 ベンゼン	400	299	
28 ほう素化合物 ³⁾	405	304	
29 ポリ塩化ビフェニル(別名P C B)	406	306	
30 マンガン及びその化合物	412	311	

1)物質名は、政令名を記載

2)「鉛化合物」の法令等改正前(平成21年度把握・平成22年度届出分以前)の物質名は「鉛及びその化合物」

3)「ほう素化合物」の法令等改正前(平成21年度把握・平成22年度届出分以前)の物質名は「ほう素及びその化合物」

4)「1,4-ジオキサン」は平成24年度把握・平成25年度届出分以降届出が必要

電子届出の促進について

PRTRの届出方法は、電子届出、磁気データ届出、紙面届出があります。このうち、電子届出は、PRTR届出に係る事務作業全体の省力化に有効であることから、磁気データ及び紙面による届出を行っている下水道管理者においては、電子届出の促進にご協力をお願いします。

1) 電子届出の利点と磁気及び書面届出の欠点

【電子届出の利点】

- 排出先の名称等が更新された最新データが登録されているため、届出書の作成において間違いが少ない。
- 疑義照会や変更届出などをサイト上でやりとりを行うことができ、関係者間で届出状況を共有しやすい。
- 変更届出の提出や所管大臣への送付が他の届出媒体に比べ早い。
- 過去の届出データがサイト上にあるため、確認・管理が行いやすい。

【磁気、書面届出の欠点】

- PRTR届出作成支援プログラムを用いて作成する際は、届出書の作成において間違いが少ないが、書面届出の様式に記入する方法で作成する場合、排出先の名称や届出物質の過不足などの間違いが発生する可能性がある。
- 窓口等で事務処理作業（送付リスト作成、データ入力等）が発生するため、電子届出に比べ事務処理作業が遅い。
- 関係者間で届出状況を共有しにくいいため、疑義照会や変更届出などは時間を要する。

(参考) 電子届出に係るアンケート調査の結果

- ・ 電子届出に変更した自治体（処理場）の約7割が**事務手続きの効率化や簡素化、コスト削減（印刷費用等）につながった**と回答しています。
- ・ 電子届出に変更した全ての自治体（処理場）が、**来年度以降も電子届出を利用する**と回答しています。

※平成30年度に書面・磁気ディスクから電子届出に変更した下水処理場を有する自治体へのアンケート調査結果より。

2) 電子届出に必要な主な手続き方法

① 事前届出書の提出

事業所が所在する都道府県等の担当窓口へ「電子情報処理組織使用届出書」を提出してください（届出期間：通年）。**当該年度に電子届出を行うためには、6月20日までに使用届出書を都道府県等に提出する必要があります。**なお、使用届出書は一度提出すれば再度提出する必要はありません（次年度以降も有効です。）。

② ユーザID・初期パスワード等及びクライアント証明書の受領と登録

使用届出書が都道府県等に受理されると、使用届出書に記載された担当者宛に「クライアント証明書」が電子メールで送付されます。また、「ユーザID・初期パスワード及びクライアント証明書登録用パスワード」が都道府県等から郵送されます。

電子届出を行うパソコンのインターネットブラウザへクライアント証明書を登録してください。**なお、届出に使用するパソコンを変更する場合は、新しいパソコンにクライアント証明書を再登録する必要があります。担当者が変わった場合等ではご注意ください。詳細は「PRTR届出システム クライアント証明書登録マニュアル（独立行政法人製品評価技術基盤機構）」をご確認ください。**

③ PRTR届出システムにログインして届出書を作成・送信

電子届出用パソコンでインターネットへ接続し、ユーザID・初期パスワードを入力・ログインし、届出書を作成・送信してください。

※電子届出を初めて行う方は、以下に示す「PRTR 制度 電子届出が初めての方へ」や、「よくある質問」を参考に電子届出を行ってください。

3) 参考URL

～PRTR 制度 電子届出が初めての方へ(NITE ホームページ)～

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

～PRTR 届出システム クライアント証明書登録マニュアル(NITE)～

<https://www.nite.go.jp/data/000008608.pdf>

～よくある質問(NITE ホームページ)～

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/faq_i.html

～都道府県の届出窓口一覧(環境省資料)～

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/prtr_toiawase.pdf

化学物質管理計画の策定

1. 下水道の化学物質管理計画

化学物質管理計画は、下水道管理者が化学物質管理指針に留意し、指定化学物質等の管理の改善を図るための下記の事項を定めたものである。

- 化学物質管理の方針
- 管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標
- 目標達成のための各種方策

下水道管理者は少なくとも各種法規制の義務の範囲について、これらの事項を定めた化学物質管理計画（狭義の管理計画）を下水処理場毎に定める必要がある。

【解説】

(1) 化学物質管理計画策定の必要性

化学物質管理計画は、化管法第4条や化学物質管理指針を根拠に策定するものである。

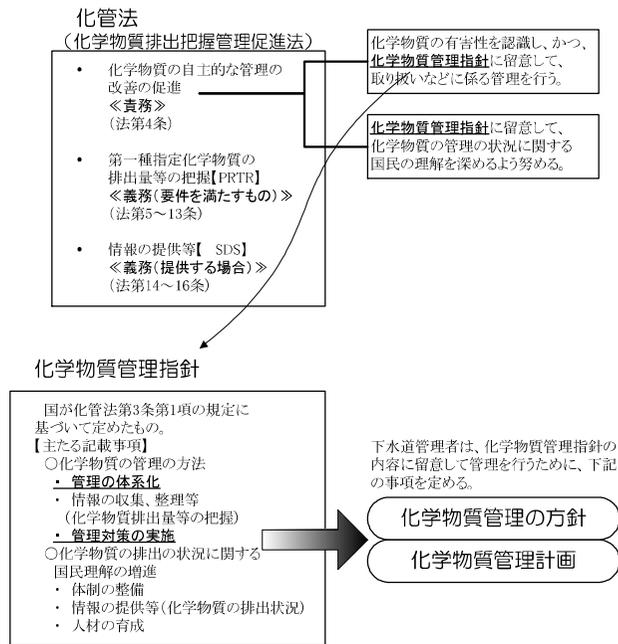


図 1-1 化管法と化学物質管理指針の枠組み

化学物質管理指針の「化学物質の管理の体系化」では、「化学物質管理の方針」「化学物質管理計画」を定めることとしている。そして化学物質管理計画には、具体的に下記の事項が必要となる。

【化学物質管理計画に定める事項】

- 指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標の設定
- 具体的目標を達成する時期と具体的方策
- 管理計画の実施にあたって必要な事項
 - ・ 組織体制の整備
 - ・ 作業要領の策定
 - ・ 教育、訓練の実施
 - ・ 他の事業者との連携
- 管理の状況の評価及び方針等の見直し

(2) 狭義の管理計画

下水道における化学物質リスク管理の初期対応では、前述の通り、化学物質管理指針に留意した化学物質管理計画の策定が必要である。これを、狭義の管理計画と定義する。狭義の管理計画は、下水道管理者にとって最低限必要な事項として位置づける。

狭義の管理計画で記載すべき内容について、化学物質管理指針と現状の下水道の管理状況をふまえ、表 1-1 に整理した。表 1-1 から狭義の管理計画の内容のほとんどは、下水道管理者が日常実施していることであり、「下水道維持管理指針」に記載されている内容であることがわかる。したがって、これらの日常業務を体系的に整理しとりまとめることで、化学物質管理計画を策定することが可能となる。

また化学物質管理計画は一般に、事業所単位で策定される場合が多い。この理由として、次の事項を挙げることができる。

- 事業所単位で取り扱う化学物質が異なる。
- 事業所単位で作業工程が異なる。
- 広範囲に事業所が点在する場合、所在地ごとに遵守すべき関係法令等が異なる。
- 情報提供やリスクコミュニケーションは、基本的に事業所単位で行う場合が多い。

このため化学物質管理指針では、管理計画に関して「事業所における」ということが前提となっている。このため、下水道の化学物質管理計画についても、基本的に下水処理場毎に策定する。

表 1-1 (1) 狭義の管理計画の内容

項目	内容	下水道維持管理指針*との関連
①化学物質管理の方針	<p>下水道管理者が、指定化学物質等の管理の改善を図るための方針を定める。</p> <p>【化学物質管理の方針の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。 化学物質管理計画を円滑に進めるための組織体制を整備する。 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。 	/
②管理の目標 (達成時期)	<p>「①化学物質管理の方針」に即して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定する。なお、これらの目標については可能な範囲で達成時期を定めることが望まれる。</p> <p>【管理の目標の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質管理に関わる検討会を年〇回実施する。 放流水で定量下限値以上の化学物質Aは、年〇回へと測定回数を変更する。 凝集剤は〇年以内に、指定化学物質等を含わないものへと変更する。 下水処理場をとりまく化学物質情報について、周辺地域に段階的に公表する。 下水処理場の放流水質測定結果をホームページで公表する。 下水処理場に流入が見込まれる化学物質の情報を、PRTR制度を活用して収集する。 下水処理場からの化学物質排出量について、放流先に着目して考察する。 	
③組織体制の整備	「②管理の目標」を実施していくための組織を整備する。	第1章 総論 第4節 維持管理の体制
④緊急時の連絡体制の整備	シアン、水銀等の下水処理場で処理困難な有害物質が下水道に多量に流入した場合等の事故時においては、下水道管理者は適切かつ速やかな対応を図る必要がある。このような事故時の応急措置や事故に関する情報の提供に対応すべく、「③組織体制の整備」とは別に緊急時の連絡体制を整備する。	第1章 総論 第6節 災害対策 (改正下水道法 第12条の9)

※下水道維持管理指針:下水道維持管理指針 —2003年版— (前編:第1~6章、後編:第7~12章)、(社)日本下水道協会

表 1-1 (2) 狭義の管理計画の内容

項目	内容	下水道維持管理指針*との関連
⑤作業要領	下水道管理者が管理計画を実施するために必要な事項であるモニタリング、使用薬品の取り扱い、事故等への対応について具体的に示す。	(以下に示す)
⑤-1 モニタリング	指定化学物質等の測定回数、試料の採取方法、分析方法などを具体的に定める。	第10章 水質試験
⑤-2 使用薬品の 取り扱い	下水処理工程で使用している薬剤(凝集剤、消毒用薬剤など)の取り扱い上の留意点や、水質試験室の安全対策等を具体的に示す。	第6章 水処理施設 第21節 消毒設備の運転 など 第7章 汚泥処理施設 第6節 汚泥脱水設備 など 第12章 安全衛生管理 第6節 水質試験室の労働 安全衛生対策
⑤-3 事故等への 対応	下水処理場に指定化学物質等が多量に流入した場合の、具体的な対応策について示す。	第1章 総論 第6節 災害対策
⑥教育、訓練 の実施	管理計画を確実に推進するために必要となる職員等への教育、訓練の内容を具体的に示す。	第1章 総論 第4節 維持管理の体制
⑦他事業者と の連携	住民・事業者等から指定化学物質等の適切な取り扱い等に関する情報の提供が求められた場合の対応方法について示す。	/

※下水道維持管理指針:下水道維持管理指針 —2003年版— (前編:第1~6章、後編:第7~12章)、(社)日本下水道協会

2. 他事業者との連携

下水道管理者は、化学物質管理指針の「他事業者との連携」にしたがって、処理区域内の事業所に対し情報の提供を求めることが可能である。

【解説】

化学物質管理指針では、管理計画の実施の1項目として「他事業者との連携」を定めている。

【他の事業者との連携】

指定化学物質等取扱事業者は、他の指定化学物質等取扱事業者から、指定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

指定化学物質等取扱事業者である下水道管理者には、下記に示す他事業者への情報提供の責務、および他事業者からの情報収集の権利がある。

- 他事業者への情報提供の責務
下水道管理者が他の事業者等から指定化学物質等に関する情報提供等の要請があった場合、適切な情報提供等を行うよう努めること。
- 他事業者からの情報収集の権利
下水道管理者は指定化学物質等取扱事業者に対して、情報提供等を要請することができる。

つまり下水道管理者は、後者の「他事業者からの情報収集の権利」を活用することで、処理区域内の指定化学物質等取扱事業者の化学物質情報を収集することができる。その結果、下水道管理者は処理区域内全体の化学物質の動態を把握し、事業者への化学物質情報の提供が可能となる。

一方、処理区域内の指定化学物質等取扱事業者は、下水道管理者の情報提供結果をふまえ、下水道へ排出する化学物質が環境に及ぼす影響を再認識し、化学物質管理について新たな努力目標を掲げることができるようになる。

このように下水道管理者と処理区域内の事業者が化学物質情報の開示を通じて連携し、環境中への化学物質排出量の削減に取り組んでいくことが望まれる。

3. 管理計画の策定例

制定日		改正日		表番号	I
-----	--	-----	--	-----	---

付録2 管理計画の策定例

～ ○○市A下水道処理場化学物質管理計画 ～

組織名	○○市下水道
下水処理場名	○○市A下水処理場

【目次】

1. 化学物質管理の方針	2
2. 管理の目標	2
3. 下水道部局における組織体制	3
4. 緊急時の連絡体制	3
5. 取組み事項	4
5.1 モニタリング	4
5.2 PRTR届出	4
5.3 使用薬品の取扱い(SDSの提供)	4
5.4 事故等への対応	4
5.5 教育、訓練の実施	5
5.6 リスクコミュニケーション	5
6. 管理状況の評価と設備対応の拡大	5

下水処理場名	○○市A下水処理場
--------	-----------

制定日	改正日	版番号	1
-----	-----	-----	---

1. 化学物質管理の方針

下水道管理者は、「下水道における化学物質リスク管理」の一環として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への指定化学物質等の排出抑制に努める。

【化学物質管理の方針】

- ① 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- ② 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- ③ 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションに心がける。
- ④ 上記①～③の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2. 管理の目標

1. で定めの方針に則して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

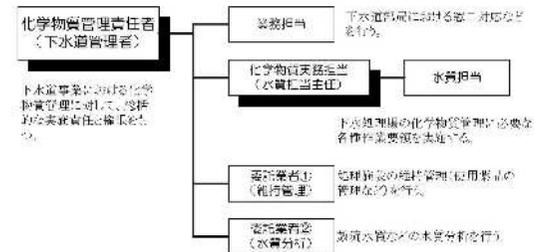
【管理の目標(例)】

- 放流水質の測定回数を年2回から3回へ増やす。
- 下水道の PRTR 届出対象である 30 物質について、年1回の頻度で流入水中の含有濃度を測定する。

下水道処理場名 | ○○市A下水道処理場

制定日	改正日	版番号	1
-----	-----	-----	---

3. 下水道部局における組織体制



【各構成員の役割】

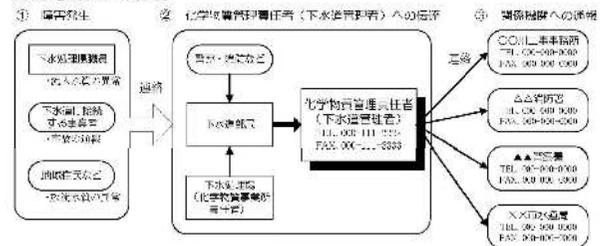
化学物質管理責任者(下水道管理者)

- 下水道事業における化学物質管理に対して、総合的な実施責任と権限をもち、
- 関係行政機関との連携を図る。
- 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。
- 下水道事業に関わるすべての職員などに対して、教育・訓練を実施する。

化学物質実務担当(水質担当主任)

- 作業要領に関わる各種作業(モニタリング、PRTR 届出、使用薬品の取り扱い、事故等への対応など)を実施する。
- 化学物質管理における問題点・課題などを、化学物質管理責任者(下水道管理者)に報告する。

4. 緊急時の連絡体制



下水道処理場名 | ○○市A下水道処理場

制定日	改正日	版番号	1
-----	-----	-----	---

5. 取組み事項

5.1 モニタリング

モニタリングの実施にあたっては下水道部局で測定頻度を定め、委託業者に対して試料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。

測定項目については、下水道法水質測定項目(30物質)とダイオキシン類である。なお下水道独自の対応として、年〇回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。

5.2 PRTR 届出

- PRTR 届出にあたっては、委託業者に年間平均水質の算出を依頼する。なお、年間平均水質の算出にあたっては、算出方法を必ず確認する。
- 年間平均水質に年間放流水量を乗じることで、年間排出量を算出する。

$$\text{年間排出量(kg/年)} = \text{年間平均水質(mg/L)} \times \text{年間放水量(千 m}^3\text{/年)}$$

5.3 使用薬品の取り扱い(MSDS の提供)

- 下水処理場で使用している薬品については、使用薬品に添付されている SDS (Safety Data Sheet: 化学物質等安全データシート)を用いて、使用薬品に含まれる指定化学物質の取扱量を把握する。
- 1年間に取扱う第一種指定化学物質の量が1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)の物質については、PRTR 届出を行う(義務)。
- 使用薬品の管理は、委託業者に依頼する。

5.4 事故等への対応

- 緊急時の連絡体制を活用し、事故等の早期発見に努める。
- 処理区域内の特定事業場と特定事業場が取扱う化学物質を把握にすると共に、特定事業場に対して事故が生じた場合の応急措置と届出を義務づける。
- 発生原因の調査および特定、発生原因への対策にあたっては、関連部局(河川部局、環境部局)などと連携する。

下水処理場名 | ○○市A下水処理場

制定日	改正日	版番号	1
-----	-----	-----	---

5.5 教育、訓練の実施

①教育・訓練の対象者

すべての下水処理場職員、および業務委託者

②教育・訓練の内容

- PRTR 制度の概要
- 化学物質のモニタリング
- 化学物質の排出・移動量の算出方法
- 事故等への対応
- リスクコミュニケーションへの対応

③教育・訓練の時期

- 一般職員および業務委託者に対しては年〇回(▲月)とする。
- 新入・転入職員に対しては年〇回(□月、×月)とする。

5.6 リスクコミュニケーション

- 下水道部局のホームページを活用し、住民への情報提供を行う。
- 職員各自が下水道部局の化学物質管理状況を理解し、問い合わせ対応を行う。
- 必要に応じて関連部局(河川部局、環境部局)などと連携し、リスクコミュニケーションを実施する。

6. 管理状況の評価と段階的対応

- PDCA サイクル(Plan(計画策定)→Do(計画の実施)→Check(点検)→Action(見直し))に配慮して、計画を進めていく。
- 計画の推進にあたっては、地域住民や事業者の計画に対する理解が必要である。そのためのアカウンタビリティ(説明責任)が必要である。
- 計画を推進するにあたって必要な各種管理対策(設備点検等の実施、廃棄物の管理など)を積極的に実施する。

下水処理場名 | ○○市A下水処理場

主に赤字箇所を記入することで、最低限の項目を含んだ化学物質管理計画を策定することができます。まず、最低限の化学物質管理計画を策定し、指定化学物質等の管理の改善を図るとともに、管理状況の評価、継続的な見直しの実施に努めて下さい。

別紙 6

化学物質管理計画簡易様式

(下 水 道 業)
化学物質管理計画

〇〇市下水道
〇〇下水処理場
令和〇〇年〇〇月〇〇日

1 管理の方針

〇〇下水処理場は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に關する法律」に定める「第一種指定化学物質」を取扱う事業者として、化学物質の適正な管理を重要課題の一つとして認識し、環境の保全上の支障を未然に防止することにより、地域住民の福祉に貢献する。

- ① 法令遵守はもとより、所内規則にのっとり環境保全に貢献する。
- ② 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- ③ 下水道に接続する事業者や地域住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に図る。
- ④ 上記①～③の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2 管理の目標

1 で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

【管理の目標(例)】

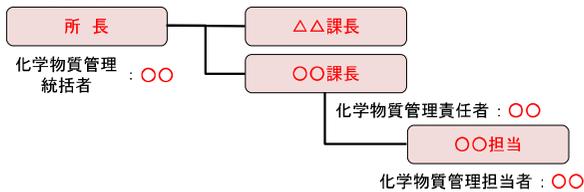
- ① 放流水質の測定回数を年2回から〇回へ増やす。
- ② 下水道のPRTR届出対象である30物質について、年〇回の頻度で流入水中の含有濃度を測定する。

3 組織体制

(1) 管理責任者等

	職名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	所長	化学物質の管理に関する統括的な責任と権限を有し、化学物質管理責任者を指揮する。
化学物質管理責任者	課長	課内の化学物質管理の実施を推進するとともに、進捗状況の点検、評価を行う。
化学物質管理担当者	担当	化学物質管理責任者の指揮の下、管理計画等の内容を所員に周知するとともに、化学物質の適正管理を推進する。

(2) 組織体制



4 取扱化学物質

化学物質	年間取扱量 (kg/年)	関係法令	
		毒劇法	化管法(政令番号)

取扱いのある化学物質について記入する。

5 モニタリング

- ① モニタリングの実施にあたっては下水道部局で測定頻度を定め、委託業者に対して資料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。
- ② 測定項目については、下水道法水質測定項目(30項目)とダイオキシン類である。
- ③ 年〇回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。

ダイオキシン類は必要に応じて定める

6 化学物質の管理に係る取組み

- ① 第一種指定化学物質は、公共用水域へ排出されていることから、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。
 <具体的方策>
 - ① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理
 - ② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持
 - ③ 定期的な水質調査による機能確認

② 地域住民等への情報提供を前提とした情報の整理を行う。

7 事故に関する措置

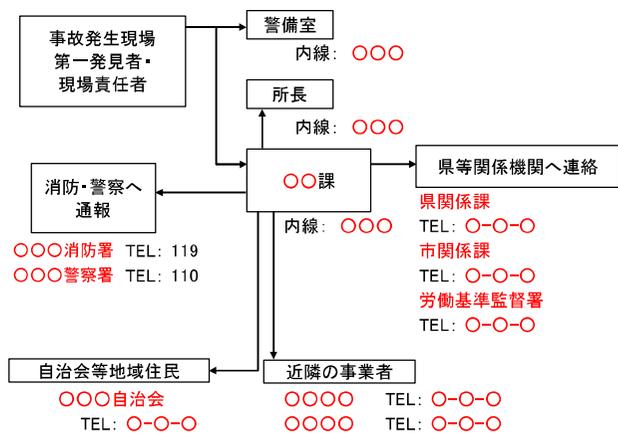
下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害防止を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 未然防止措置
 - ① 施設に運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
 - ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
 - ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

(2) 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等の関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて下流の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局(河川部局、環境部局)などと連携する。

(3) 緊急連絡体制



8 教育・訓練

(1) 対象者

すべての下水処理場職員、および業務委託先。

(2) 実施内容

- ① 化学物質管理計画の内容の周知を図る。
- ② 化学物質の性状、危険性等に関する教育を行い、所員に周知を図る。
- ③ 化学物質に関する各種法令の内容の周知を図る。
- ④ 作業要領に基づいた化学物質の取扱いに関する訓練を行う。
- ⑤ 漏洩等の事故を想定した処置訓練、緊急連絡訓練を実施する。

(3) 実施時間

- ① 一般職員および業務委託先に対しては年〇回(△月)とする。
- ② 新入・転入職員に対しては年〇回(□月、×月)とする。

(4) 計画の推進

- ① 教育・訓練実施計画を定め、所員に対し定期的に教育・訓練を行う。
- ② 教育・訓練を行った場合は、記録を保存するとともに、反省点・改善点を話し合い、次回の訓練で活かすこととする。

(5) 教育・訓練実施計画

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所員教育		○					○					
緊急時訓練				○						○		

該当月に○を記入する。

※「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)(H23.6)」の記載内容を踏まえ、富山県生活環境文化部環境保全課「よくわかる! 化学物質-環境リスク改善への道しるべ」を参考に作成。

(下水道業)

化学物質管理計画

〇〇市下水道
〇〇下水処理場
令和〇〇年〇〇月〇〇日

1 管理の方針

〇〇下水処理場は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」に定める「第一種指定化学物質」を取扱う事業者として、化学物質の適正な管理を重要課題の一つとして認識し、環境の保全上の支障を未然に防止することにより、地域住民の福祉に貢献する。

- (1) 法令厳守はもとより、所内規則にのっとり環境保全に貢献する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に図る。
- (4) 上記(1)～(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2 管理の目標

1 で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

【管理の目標(例)】

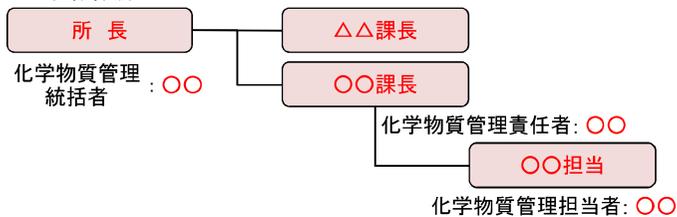
- (1) 放流水質の測定回数を年2回から〇回へ増やす。
- (2) 下水道のPRTR届出対象である30物質について、年〇回の頻度で流入水中の含有濃度を測定する。

3 組織体制

(1) 管理責任者等

	職名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	所長	化学物質の管理に関する統括的な責任と権限を有し、化学物質管理責任者を指揮する。
化学物質管理責任者	課長	課内の化学物質管理の実施を推進するとともに、進捗状況の点検、評価を行う。
化学物質管理担当者	担当	化学物質管理責任者の指揮の下、管理計画等の内容を所員に周知するとともに、化学物質の適正管理を推進する。

(2) 組織体制



4 取扱化学物質

化学物質	年間取扱量 (kg/年)	関係法令	
		毒劇法	化管法(政令番号)

取扱いのある化学物質について記入する。

5 モニタリング

- (1) モニタリングの実施にあたっては下水道部局で測定頻度を定め、委託業者に対して資料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。
- (2) 測定項目については、下水道法水質測定項目(30項目)とダイオキシン類である。
- (3) 年〇回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。ダイオキシン類は必要に応じて定める

6 化学物質の管理に係る取組み

- (1) 第一種指定化学物質は、公共用水域へ排出されていることから、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。
 <具体的方策>
 - ① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理
 - ② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持
 - ③ 定期的な水質調査による機能確認
- (2) 地域住民等への情報提供を前提とした情報の整理を行う。

7 事故に関する措置

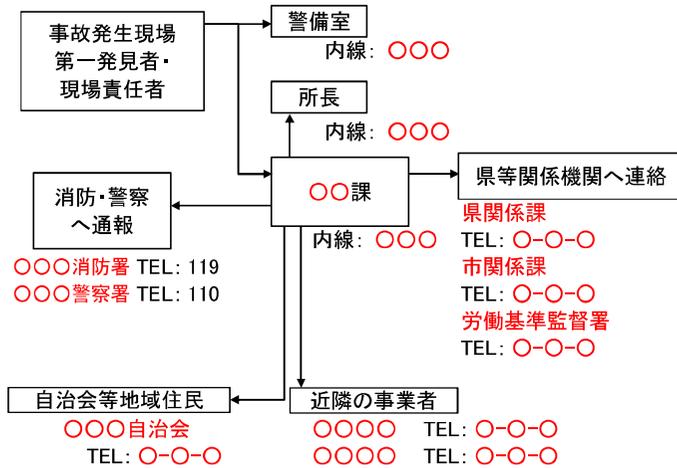
下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害防止を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 未然防止措置
 - ① 施設に運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
 - ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
 - ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

(2) 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等の関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて下流の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局(河川部局、環境部局)などと連携する。

(3) 緊急連絡体制



8 教育・訓練

(1) 対象者

すべての下水処理場職員、および業務委託先。

(2) 実施内容

- ① 化学物質管理計画の内容の周知を図る。
- ② 化学物質の性状、危険性等に関する教育を行い、所員に周知を図る。
- ③ 化学物質に関する各種法令の内容の周知を図る。
- ④ 作業要領に基づいた化学物質の取扱いに関する訓練を行う。
- ⑤ 漏洩等の事故を想定した処置訓練、緊急連絡訓練を実施する。

(3) 実施時間

- ① 一般職員および業務委託先に対しては年〇回(△月)とする。
- ② 新入・転入職員に対しては年〇回(□月、×月)とする。

(4) 計画の推進

- ① 教育・訓練実施計画を定め、所員に対し定期的に教育・訓練を行う。
- ② 教育・訓練を行った場合は、記録を保存するとともに、反省点・改善点を話し合い、次回の訓練で活かすこととする。

(5) 教育・訓練実施計画

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所員教育	○						○					
緊急時訓練				○						○		

該当月に○を記入する。

※「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)(H23.6)」の記載内容を踏まえ、富山県生活環境文化部環境保全課「よくわかる! 化学物質-環境リスク改善への道しるべ」を参考に作成。

規模	大規模処理場 (50,000m ³ /日以上)		中規模処理場 (10,000~50,000m ³ /日)		小規模処理場 (10,000m ³ /日以下)		その他 (管路、ポンプ場など)			
分野	水処理 (標準法)	水処理 (OD法)	水処理 (高度処理)	汚泥処理 (脱水・濃縮)	汚泥処理 (乾燥・焼却)	汚泥処理 (消化)	維持管理 (処理場)	維持管理 (管路)	浸水対策	その他
効果	省コスト	省CO ₂	省エネ	創エネ	資源利用	水質向上	維持管理 性向上	被害軽減	その他	

事務連絡
令和3年4月22日

(地方整備局等下水道担当課長経由)
各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課下水道国際・技術室 課長補佐
下水道事業課 課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道事業が抱える課題解消に向けた新技術の活用について (周知)

平素より下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
国土交通省では、下水道事業が抱える様々な課題の解消に向けて、実規模レベルの施設で技術的な検証を行い、ガイドラインを作成して全国展開を図る「下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト)」を実施しています。B-DASH プロジェクト*では、これまで28のガイドラインを作成し、同技術の活用施策を進めているところです。

令和2年度は、国土技術政策総合研究所より以下の5技術のガイドラインを作成し、令和3年3月25日及び4月21日付で公表いたしました。技術①は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた下水道事業の脱炭素化に資する技術、②~⑤はマネジメントサイクルの確立によるストックマネジメントの高度化を実現する技術になります。これまでにガイドラインを公表した技術も含めて積極的な活用をお願いします。

各都道府県におかれては、貴管内の市町村 (政令指定都市を除く) 宛て、周知をお願い致します。

- ① 高濃度消化・省エネ型バイオガス精製による効率的エネルギー活用技術**
コンパクトなメタン発酵槽、低動力のバイオガス精製装置、及び小規模の水素製造・供給装置を組み合わせた、下水汚泥からの効率的なエネルギー回収・活用技術。
- ② センサー連続監視とクラウドサーバ集約による劣化診断技術および設備点検技術**
振動センサー等による24時間監視データと、タブレットで入力した日常点検データをクラウドサーバに集約し、劣化診断と予測を行うことで効率的に修繕・更新計画の作成・実施を行う技術。
- ③ センシング技術とビッグデータ分析技術を用いた下水道施設の劣化診断技術**
機械設備の状態を連続的に自動測定する振動センサーを取り付け、正常時と異常時の変化量を比較し、異常を予測することで、下水道施設における設備劣化異常の早期発見する技術。
- ④ クラウドを活用し維持管理を起点とした継続的なストックマネジメント実現システム技術**
下水道施設における設備・機器の点検結果等の維持管理データを、ICT・クラウドを用いて一元的に収集・蓄積して活用することで、効率的かつ継続的なストックマネジメントを実現する技術。
- ⑤ AIによる音響データを用いた雨天時浸入水検知技術**
安価なボイスレコーダを用いて下水道管路内の流水音データを収集し、晴天時と雨天時の違いをAIで解析することにより、安価かつ短時間で雨天時浸入水の有無を調査可能な技術。

*B-DASH プロジェクトについては、国土交通省下水道部および国土技術政策総合研究所のホームページで公開していますので、ご参照ください。

国土交通省 http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000450.html
国土技術政策総合研究所 <http://www.nilim.go.jp/lab/eag/bdash/bdash.html>

なお、令和3年度より、社会資本整備総合交付金の「下水道地域活力向上計画策定事業」を拡充し、デジタル化を含む下水道施設の整備・管理の効率化等に係る計画策定に伴う調査を交付対象に追加しましたので、併せてご活用ください。

以上

高濃度消化・省エネ型バイオガス精製による効率的エネルギー活用技術 (株)神鋼環境ソリューション・日本下水道事業団・富士市共同研究体 (H30)

- 投入汚泥の高濃度化により、消化槽のコンパクト化が可能!
- 大規模処理場に加え、中規模処理場においても、バイオガスの多面的な利用が可能!

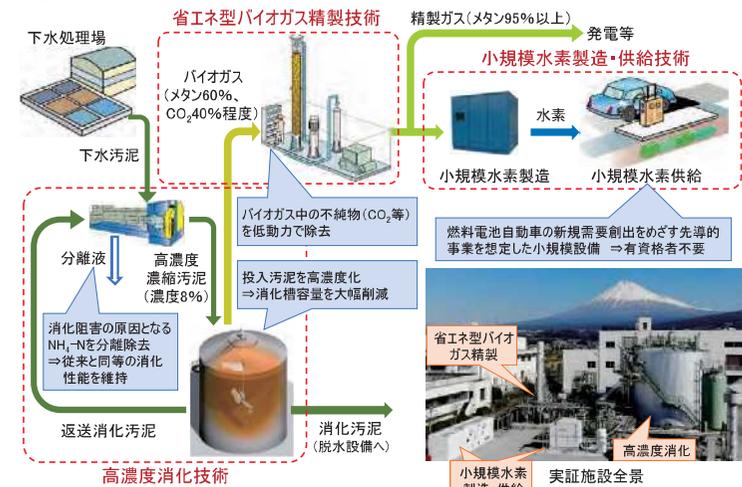
◇ 下水道事業が抱える課題

- 代表的な下水汚泥エネルギー化技術である消化技術は、脱水汚泥の減量化も可能である一方、大容量の槽を建設する必要がある等、導入に当たった負担が大きい。
- バイオガス利活用技術は、維持管理が煩雑化するため、中小規模の自治体が有する処理場での採用が進んでいない。



- 投入汚泥を高濃度化することで、消化槽容量を大幅削減し、総費用を削減
- シンプルな機器構成で低動力かつ効率的にバイオガスおよびバイオガス由来水素を供給

◇ 技術の概要



◇ 技術の適用範囲

適用条件

- 初沈汚泥が発生する水処理方式 (最初沈殿池を備える) であること。
- 本技術全体を導入する場合、流入下水量が日最大20,000m³/日以上であること。

推奨条件

- 余剰汚泥に対する初沈汚泥の固形分比率が大きいこと。
- 本技術全体を導入する場合、流入下水量が日最大50,000m³/日以上であること。
- 既設脱水機を継続利用する場合、遠心、ベルトプレス、または難脱水対応強化型スクリーンプレスであること。

技術の導入効果

試算範囲

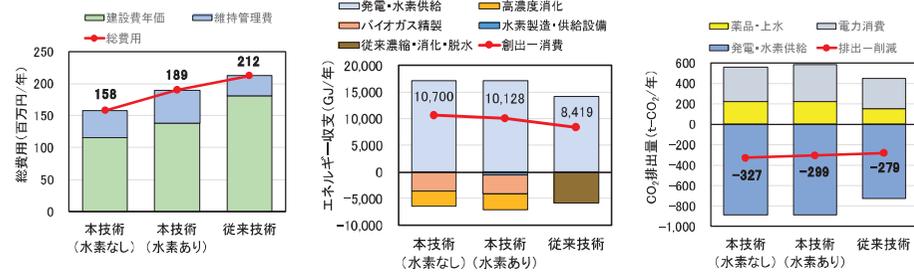
従来技術	<ul style="list-style-type: none"> 重力濃縮（初沈汚泥）、機械濃縮（余剰汚泥）、消化、発電 脱水は本技術との差分を計上
本技術	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度消化（濃縮含む）、省エネ型バイオガス精製、発電 「水素あり」では小規模水素製造・供給を含む

試算規模

流入 下水量	日最大 50,000 m ³ /日 日平均 40,000 m ³ /日
処理 汚泥量	日最大 8.5 t-ds/日 日平均 6.8 t-ds/日

総費用※ (年価換算値)	水素あり 11%縮減	エネルギー収支 (創出量-消費量)	水素あり 20%向上	温室効果ガス収支 (排出量-削減量)	水素あり 7%向上
	水素なし 26%縮減		水素なし 27%向上		水素なし 17%向上

※ 総費用（年価換算値）
= 建設費年価 + 年間維持管理費



留意点

重力濃縮設備を保有する処理場に本技術を導入する場合、以下の事項に留意する必要がある。

- ・本技術の高濃度濃縮設備はSS回収率が95%以上であり、消化槽投入汚泥の固形物量が既存濃縮汚泥の固形物量より増加する可能性があるため、汚泥量の設定に当たり留意する。

実証施設概要

要素技術	導入先自治体	処理場名	実証施設規模
高濃度消化技術	静岡県富士市	東部浄化センター	消化槽容積 1,000 m ³
省エネ型バイオガス精製技術			バイオガス処理能力 100 Nm ³ /h
小規模水素製造・供給技術			圧縮機能力 29.75 Nm ³ /日

実証フィールド提供自治体からのコメント

富士市上下水道部：下水処理場統合に際し土木躯体を増設せずに水処理能力向上を実現し、消化ガス発生量の増大を目的として選定し、2014年に専門家からなる水処理検討委員会を実施して決定しました。補助は社会资本整備総合交付金によるものです。

参考資料

国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道研究室B-DASHプロジェクト
<http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/bdash.htm>



問い合わせ先

地方公共団体：富士市 上下水道部 下水道施設維持課 TEL 0545-67-2846
 代表企業：株式会社環境ソリューション 営業本部 水環境営業部 東日本営業室 TEL 03-5931-3714

規模	大規模処理場 (50,000m ³ /日以上)		中規模処理場 (10,000~50,000m ³ /日)		小規模処理場 (10,000m ³ /日以下)		その他 (管路、ポンプ場など)			
分野	水処理 (標準法)	水処理 (OD法)	水処理 (高度処理)	汚泥処理 (脱水・濃縮)	汚泥処理 (乾燥・焼却)	汚泥処理 (消化)	維持管理 (処理場)	維持管理 (管路)	浸水対策	その他
効果	省コスト	省CO ₂	省エネ	創エネ	資源利用	水質向上	維持管理 性能向上	被害軽減	その他	

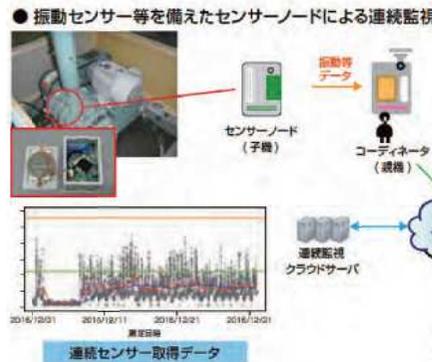
センサー連続監視とクラウドサーバ集約による劣化診断技術 水ing(株)・仙台市共同研究体 (H27)

ICTを活用したモニタリングにより、設備の劣化状況を診断するシステム
 状態監視保全によるメンテナンス周期の適正化、設備の信頼性向上による施設のライフサイクルコスト低減!

技術の概要

ICTを活用したセンサーモニタリング技術とその補完的な位置づけとしてのタブレット点検技術、またそれらを用いてクラウドサーバ上に蓄積した情報を元にした設備劣化診断/劣化予測技術を要素技術としている。これらにより、劣化診断及び劣化予測の精度向上や劣化診断の作業量・時間の低減を図り、劣化診断結果によっては補修点検周期の延伸が可能となる。

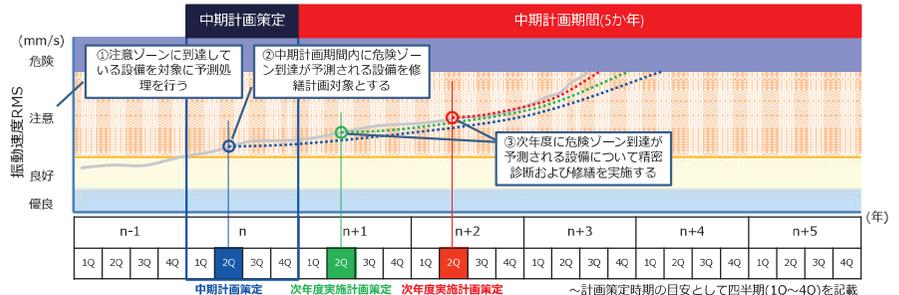
①センサーモニタリング技術



②タブレット点検技術



③設備劣化診断/劣化予測技術



④ 技術の適用範囲

適用条件

- 陸上設置の中速回転設備(600rpm超)

推奨条件

- 精密診断の費用を多く要している施設
- 設備の故障頻度が多い施設
- 巡回点検箇所が多く帳票集計作業に時間を要する施設
- クラウドサーバ及び場内通信環境の整備が可能である施設(必須)

④ 技術の導入効果

従来技術

- 手測定による年に数回の振動モニタリング
- 紙帳票による日常点検データの人手による集積
- 蓄積情報から設備劣化状況を簡易診断

試算規模

処理規模	日最大50,000m ³ /日
対象機器	汚水ポンプ：4台 曝気ブロウ：4台



処理規模別の経費回収年

処理規模	対象機器(台数)	建設費(千円)	維持管理費(千円)	導入効果(千円)	経費回収年(年)
1万m ³ /日	汚水ポンプ(4台) ブロウ(4台)	5,833	616	1,955	4.7
5万m ³ /日	汚水ポンプ(4台) ブロウ(4台)	5,833	616	2,009	4.5
10万m ³ /日	汚水ポンプ(6台) ブロウ(5台)	7,493	696	2,102	5.9

④ 留意点

振動センサーモニタリング技術は、以下の設備に適用できないため留意する必要がある。

- 汚泥掻き寄せ機等の低速回転設備
- 水中ポンプ等の軸受が水中にある設備
- ターボ送風機等の金属筐体で覆われ無線通信に適さない設備
- 汚泥脱水機等の補機類の組み合わせで動作する設備
- ガスタービン等の高性能な振動測定器が必要な高速回転設備

④ 参考資料

国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道研究室B-DASHプロジェクト
<http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/bdash.htm>



問い合わせ先

代表企業：水ing株式会社 デジタルイノベーション統括 ITサービス開発 TEL 03-6830-9085
 地方公共団体：仙台市 建設局下水道経営部 経営企画課 TEL 022-214-8509

規模	大規模処理場 (50,000m ³ /日以上)		中規模処理場 (10,000~50,000m ³ /日)			小規模処理場 (10,000m ³ /日以下)		その他 (管路、ポンプ場など)		
分野	水処理 (標準法)	水処理 (OD法)	水処理 (高度処理)	汚泥処理 (脱水・濃縮)	汚泥処理 (乾燥・焼却)	汚泥処理 (消化)	維持管理 (処理場)	維持管理 (管路)	浸水対策	その他
効果	省コスト	省CO ₂	省エネ	創エネ	資源利用	水質向上	維持管理 性向上	被害軽減	その他	

センシング技術とビッグデータ分析技術を用いた下水道施設の劣化診断技術

(株)ウォーターエージェンシー・日本電気(株)・旭化成エンジニアリング(株)・日本下水道事業団・守谷市・日高市共同研究体 (H27)

- 回転機器の軸受部に振動センサを取り付け、基準値をもとに振動状態を常時監視可能!
- 処理場の動きをモデル化し、現在の動きと比較することでサイレント障害を早期発見可能!
- 過去の機器性能を機械学習することで、将来訪れる機器の性能低下を予測可能!

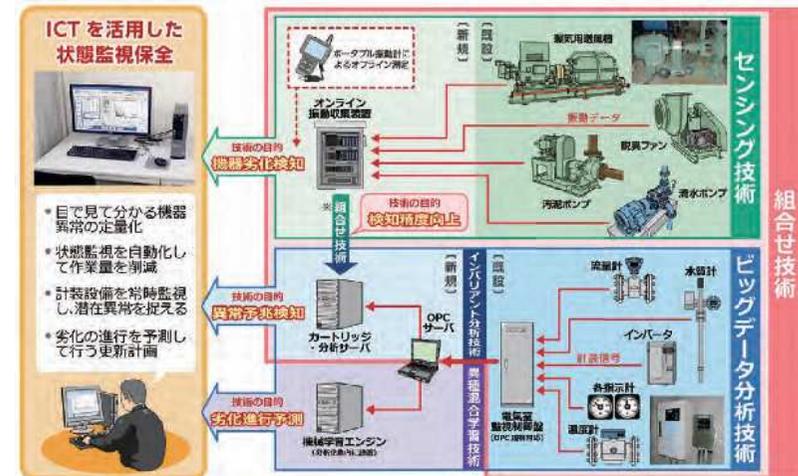
④ 下水道事業が抱える課題

- 下水道施設の老朽化に伴い、改築更新費や修繕工事費、維持管理費等の費用が増加。
- 維持管理を支えてきた技術者の減少がとまらず、管理体制や技術力の継承が課題。



革新的技術を活用することで①回転機器の劣化状況を定量的に把握でき、設備監視では②施設異常を兆候段階から捉え、また③予測結果をもとに更新計画の立案が可能となる。

④ 技術の概要



④ 技術の適用範囲

適用条件

- 600rpm以上の陸上型回転機器
- 600rpm以下の一軸ねじ式ポンプ、横軸渦巻ポンプ
- 分析に必要なデータ量が確保されている
- 監視制御装置のコントローラがOPC規格に準拠

推奨条件

- 精密診断を多く実施している施設
- 設備の故障頻度が多い施設
- 汚水主ポンプの更新を計画している施設

技術の導入効果

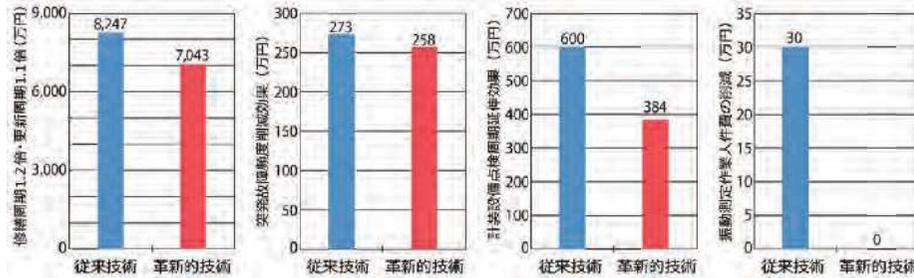
従来技術

- 定期的な修繕工事および更新工事等
- 技術者の五感による機械設備の良否判定

試算条件

- 現有処理能力が5万³/日の下水処理場
- 試算基礎データは国総研調査結果を用いた
- 故障頻度、計装点検周期、振動測定作業時間は実証実験結果

修繕・更新工事費用	14%削減	突発故障対応費用	5.8%削減	計装設備点検費用	36%削減	振動測定人件費用	100%削減
-----------	-------	----------	--------	----------	-------	----------	--------



※全ての値は仮定した導入効果もとに研究成果から導き出した年価である

留意点

センシング技術

- インバータ機器や防振構造機器は、測定点ごとに専用基準値を設ける必要がある。
- 専用基準値を設けるには、約1ヶ月分（累計）程度の振動データが必要となる。

ビッグデータ分析技術

- 分析モデルの作成には、過去の運転データが一定期間蓄積されている必要がある。
- 系列の増設時やセンサ交換時は、補正のため分析モデルの再作成が必要になる。

実証フィールド及び実証施設の概要

実証フィールド	実証施設規模
守谷浄化センター	現有処理能力：48,000m ³ /日 実証対象機器 56台
日高市浄化センター	現有処理能力：18,800m ³ /日 導入サーバ 8台

実証フィールド提供自治体からのコメント

守谷浄化センター：

実証実験から得たデータは、今後の保守点検業務に活用するように期待します。

日高市浄化センター：

過去の運転データを分析することで、将来の汚水主ポンプの性能低下が確認できました。

参考資料

国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水処理研究室B-DASHプロジェクト
<http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/bdash.htm>



問い合わせ先

代表企業：株式会社エージェンシー フューチャーソリューション推進室 TEL 03-3267-4039
 ビッグデータ分析技術：日本電気株式会社 第一都市インフラソリューション営業部 TEL 03-3798-6018
 センシング技術：旭化成エンジニアリング株式会社 プラントライフ事業部 TEL 044-382-4600

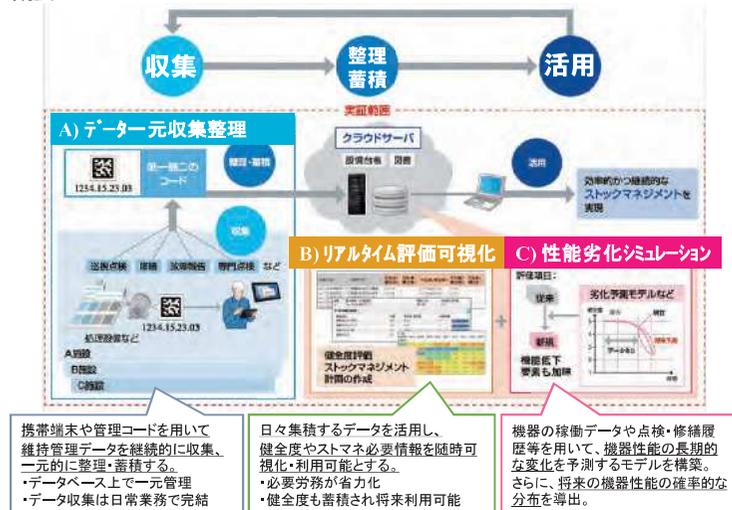
規模	大規模処理場 (50,000m ³ /日以上)		中規模処理場 (10,000~50,000m ³ /日)			小規模処理場 (10,000m ³ /日以下)		その他 (管路、ポンプ場など)		
分野	水処理 (標準法)	水処理 (OD法)	水処理 (高度処理)	汚泥処理 (脱水・濃縮)	汚泥処理 (乾燥・焼却)	汚泥処理 (消化)	維持管理 (処理場)	維持管理 (管路)	浸水対策	その他
効果	省コスト	省CO ₂	省エネ	創エネ	資源利用	水質向上	維持管理 性向上	被害軽減	その他	

クラウドを活用し維持管理を起点とした継続的なストックマネジメント実現システム

メタウォーター(株)・池田市・恵那市共同研究体 (H30)

維持管理業務の一環で得られる情報を活用し、効率のかつ継続的なストックマネジメントを実現！

技術の概要



技術の適用範囲

適用条件

下水道施設（処理場・ポンプ場）における機械・電気設備の区分、施設規模や既設の監視制御システムのメーカーに関係なく、適用可能

推奨条件

- 複数の下水道施設を管理している
- 設置日や工事費等の設備情報が整理されている
- 運転データ、修繕等の情報が蓄積されている

主な導入事例

要素技術	導入先自治体	処理場名	規模	導入年度
データー元収集整理	大阪府池田市	池田市下水処理場	51,660 m ³ /日	R2
リアルタイム評価可視化	岐阜県恵那市	恵那浄化センター 他 5施設	10,900 m ³ /日 (恵那浄化センター)	

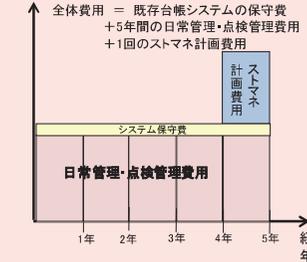
技術の導入効果

試算条件

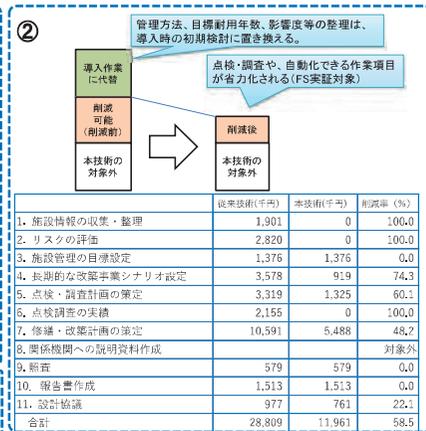
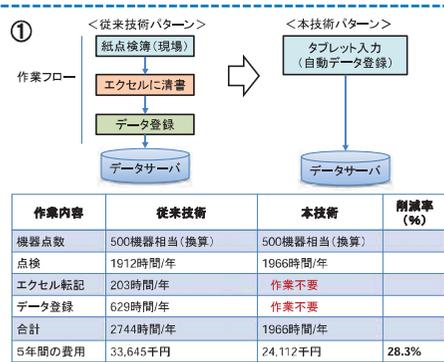
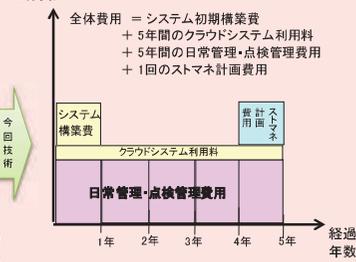
処理量50,000m³/日の処理場のうち機械500機器に対する本技術の導入効果の評価
 ・評価範囲：①5年間の日常点検管理費、②ストマネ計画作成費、③システム構築・保守運用費
 (維持管理から計画策定までの一連のプロセスにおける費用削減効果を算出する。)

<従来技術>点検データは紙点検簿で記録。ストマネ計画作成は**全て外部委託**により行う。
 <革新的技術>点検データは**タブレットで登録**。健全度評価や計画資料作成に**本技術を利用**。

従来技術: 既存の台帳システムを継続利用
 全体費用

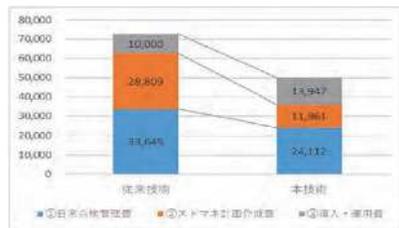


革新的技術: 既存システムを本技術に置き換え運用
 全体費用



	従来技術	本技術
システム導入費(千円)	0	7,447
保守運用費(千円)	10,000	6,500

①+②+③ 削減率 31%
 従来技術(千円) 72,454 本技術(千円) 60,020



参考資料

国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水処理研究室
 B-DASHプロジェクト
<http://www.nilim.go.jp/lab/ebg/b-dash.htm>



問い合わせ先

代表企業：メタウォーター(株) 営業本部営業企画課
 地方公共団体：池田市上下水道部経営企画課
 恵那市水道環境部上下水道課

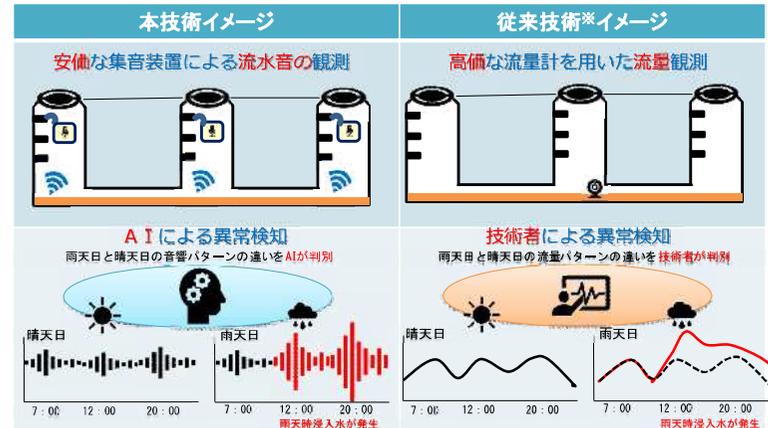
TEL 03-6853-7340
 TEL 072-752-1111
 TEL 0573-26-2111

AIによる音響データを用いた雨天時浸入水検知技術 (H31)

技術の概要

建設技術研究所、産業技術総合研究所、郡山市、つくば市、名古屋市、神戸市、熊本市共同研究体

本技術は、安価な集音装置を用いて下水道管内の流水音を収録する①音響調査と、晴天時と雨天時における音響パターンの違いから雨天時浸入水の有無を自動的に判別する②AI解析を組み合わせることにより、従来技術※と比較して雨天時浸入水調査に要する**費用の削減と日数の短縮を図ることができる技術**です。



※従来技術：流量計による観測結果を技術者が分析することで、雨天時浸入水の発生区域や箇所を絞り込む技術

導入効果 (試算例)

【条件】

実証フィールド5都市10地区にて、本技術と従来技術を同一箇所に設置した場合の調査に要する費用と日数を比較。

【事業性】

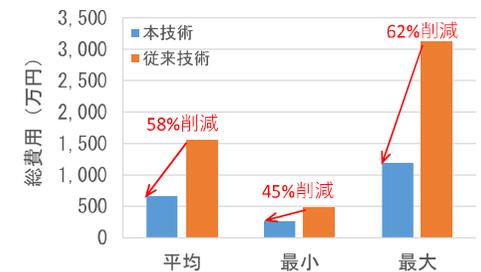
本技術を導入することで、調査に要する費用が従来技術に比べ、**平均5.8% (最小: 4.5%、最大: 6.2%)**削減できると試算されました。

【効率性】

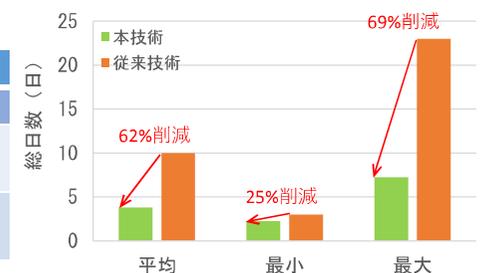
本技術を導入することで、調査に要する日数が従来技術と比べ、**平均6.2% (最小: 2.5%、最大: 6.9%)**短縮できると試算されました。

項目	本技術の導入効果		
	平均	最小	最大
事業性 (削減率)	5.8%	4.5%	6.2%
効率性 (短縮率)	6.2%	2.5%	6.9%

事業性



効率性



事務連絡
令和3年4月22日

(地方整備局等下水道担当課長経由)
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課下水道国際・技術室 課長補佐

下水熱利用マニュアル(案)の改訂について(周知)

下水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
国土交通省では、平成27年に下水道法改正等を行い、民間事業者による下水道管内への熱交換器の設置に関する規制緩和を行うとともに、「下水熱利用マニュアル(案)(平成27年7月)」等を整備し、行政・民間事業者による下水熱の活用拡大を推進してきました。
今般、カーボンニュートラルの実現に向けた国内の状況を踏まえ、下水熱利用マニュアル改訂に向けた意見交換会(令和2年度開催)の議論を経て、「下水熱利用マニュアル(案)」として改訂・公表いたしましたので周知いたします。
各都道府県におかれは、貴管内の市町村(政令指定都市を除く)宛て周知方お願いします。また、不動産開発事業者(デベロッパー)やエネルギーサービス事業者等への積極的な情報提供も併せてお願い申し上げます。

記

1. 改訂の主な内容

- ・「下水熱利用マニュアル(案)(平成27年7月)」に、「民間事業者による下水熱利用手続ガイドライン(平成24年12月)」を統合
- ・下水道管理者、エネルギー供給事業者、熱利用事業者のそれぞれ関係者が構想・企画段階で必要となる基礎情報や協議事項の整理
- ・システムの基本設計に関する技術情報や事業採算性の評価方法の整理

2. 改訂版マニュアル等の掲載場所

国土交通省 下水道部 HP
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000467.html

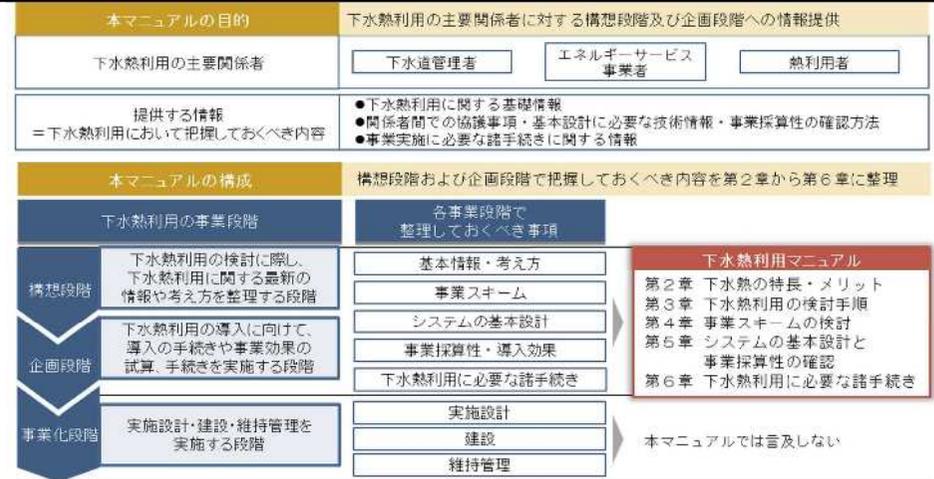
3. 問い合わせ先

下水道部下水道企画課下水道国際・技術室 村岡、岡内
TEL:03-5253-8427 E-mail: muraoka-m2g7@mlit.go.jp, okauchi-k24j@mlit.go.jp

下水熱利用マニュアル(案)の改訂について

別紙

- 下水熱利用マニュアル(案)は、下水熱利用の主要関係者(下水道管理者、エネルギーサービス事業者、熱利用者)が事業化を検討する際に必要な情報の提供が目的。
- 下水熱利用の構想段階及び企画段階に資する、関係者間での協議事項、基本設計に必要な技術情報、事業採算性の確認方法、事業実施に必要な諸手続き等を整理。
- マニュアルの参考として、「下水熱利用事例集等のリンク集」及び「下水熱利用可能性簡易検討ツール」を合わせてパッケージ化。



新型コロナウイルス関連通知等

事務連絡
令和2年4月24日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(第2回調査依頼結果)

3月18日付け国水企第97号の通知により、国土交通省より各公共下水道管理者に要請しておりました下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(第1回調査依頼結果及び第2回調査依頼)」(令和2年4月10日付け事務連絡)により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。

各公共下水道管理者におかれましては、各地域での支払い猶予等の柔軟な措置の実施について、取組みの参考にさせていただきようお願い致します。

国土交通省下水道部では、今後も支払い猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

以上

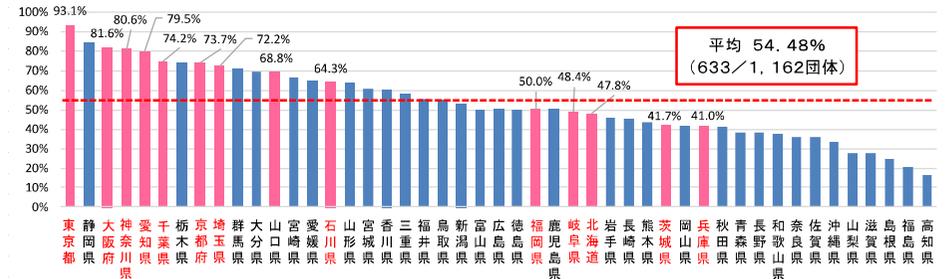
1. 調査実施概要

- ①対象団体: 全国の公共下水道管理者
- ②実施時期: 令和2年4月10日(金)～4月17日(金)※回答期限以降の提出分も集計に反映
- ③回答状況: 1,162 団体より回答あり

2. 支払猶予等措置の実施状況(4月10日時点)

- ①実施中 633 団体 (54.48%)
- ②今後実施予定 115 団体 (9.90%)
- ③検討中 261 団体 (22.46%)
- ④実施予定無し 153 団体 (13.17%)

(参考)都道府県別の実施率



(注)新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の特定警戒都道府県を赤字にて表記している。

3. 支払猶予等の実施概要 (2. ①の633 団体の実績)

- ①相談件数: 合計 4,550件 (家庭用 3,403件、家庭用以外 1,147件)
- ②猶予実施件数: 合計7,794件 (家庭用 3,149件、家庭用以外 4,645件)
- ③猶予実施金額: 合計 1億5,929万1,375円
(家庭用 2,220万1,858円、家庭用以外 1億3,708万9,517円)
- ④減免等の実施状況: 減額・・・1市 9件、減額総額 約 60万円
免除・・・1町 69件、免除総額 約160万円
※いずれも、家庭用以外の法人を対象として実施

別添資料1

事務連絡
令和2年5月7日

事務連絡
令和2年5月4日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

標記について、別添資料1のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

標記について、国土交通省直轄事業の工事等において、別添のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

別添

事務連絡
令和2年5月4日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

工事及び業務の対応について」(令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号)に取扱いを定めたところである。これらの通知及び今般の国土交通大臣発言に基づき、引き続き、遺漏なきよう措置されたい。

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月4日に緊急事態宣言が延長された。また、この延長措置を受けて開催された、同日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部(第12回)においては、国土交通大臣より、工事等を継続又は再開する場合の現場での3つの密の回避など感染拡大防止対策の徹底、受注者の申し出に応じた一時中止や工期延期などの措置、これらに伴う経費の発注者による適切な負担について発言があった。

感染拡大防止対策の徹底については「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号)に、緊急事態宣言を踏まえた工事等の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた

別紙 1

国官総第 12 号
国地契第 5 号
国官技第 19 号
国営管第 49 号
国営計第 9 号
国港総第 62 号
国港技第 9 号
国空予管第 47 号
国空空技第 13 号
国空交企第 12 号
国北予第 3 号
令和 2 年 4 月 20 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付け国地契第 1 号、国官技第 6 号、国営管第 12 号、国営計第 1 号、国港総第 16 号、国港技第 3 号、国空予管第 15 号、国空空技第 5 号、国空交企第 3 号、国北予第 1 号）（以下「4 月 7 日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和 2 年 4 月 16 日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4 月 7 日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4 月 7 日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3 つの密を避けるための手引き（別紙 1）」や「建設現場「3 つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和 2 年 4 月 17 日付け国土建第 7 号。別紙 2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の 3 密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNS の活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



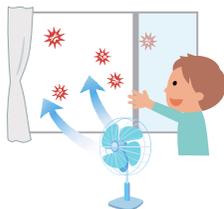
①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の種類」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- 風の流れができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。

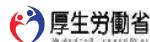


機械換気がある場合

- 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m)を確保するよう努めなければなりません。
- したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- 通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



厚生労働省フリーダイヤル



厚労省 コロナ

検索

0120-565653



厚生労働省フリーダイヤル



厚労省 コロナ

検索

0120-565653

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離(**2メートル以上**)を取りましょう。



- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

- 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。



店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

- エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



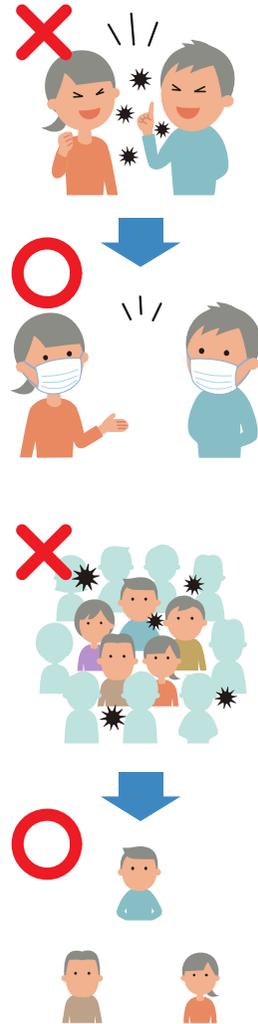
- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。**
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、このほか注意して下さい。



建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が
全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について

内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、基本的対処方針における事業継続の考え方、感染拡大防止策の徹底、下請負人への配慮、事業者への支援措置等につきまして、下記のとおり改めて通知いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解頂くとともに、建設工事の現場における「三つの密」の回避等の対策に万全を期すなど、適切な対応をお願いいたします。また、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的対処方針における事業継続の考え方について

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。)において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、事業の継続が求められる事業に位置付けられております。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係(電力、ガス、上下水道等)、家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられます。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日決定)においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされております。

今回、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたところですが、公共工事については、対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、この取扱いを民間工事の発注者にも参考送付しているところです。

工事の継続にあたっては、「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」で改めて示したとおり、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、適切な対応が図られるよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付事務連絡）において、手洗い・うがいなどの感染予防対応の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について適切な対応をお願いしたところでありますが、今般、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大されたことを受け、改めて、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しくお願ひします。

加えて、建設工事の現場において、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策に一層万全を期す必要があることから、令和2年4月8日付事務連絡のとおり、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めていただくことを改めてお願いいたします。

これまで施工中の建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、関係団体のご協力を得て、このたび、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を別添のとおりとりまとめたので、貴職におかれましては、会員企業及び傘下団体等において、これを参考に、建設現場における「三つの

密」の回避等の徹底に努められるよう、会員企業等に周知徹底いただけますようお願いいたします。

なお、施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従って、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

3. 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期等に際しては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）により、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底をお願いしているところです。

今般の緊急事態宣言等を受け、建設工事の一時中止・延期がさらに増えることも考えられますが、その際には、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をしていただくとともに、元請負人と下請負人との間の取引の適正化について更なる徹底が必要です。

国土交通省では、建設工事における元請下請間の取引適正化を推進するため、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（平成19年6月）を策定するとともに、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているところです。

上記ガイドラインでは、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、正当な理由がない長期にわたる支払保留などの下請負人へのしわ寄せ行為等について、どのような行為が建設業法に違反又は違反するおそれがあるかについて具体的に示しています。

貴職におかれては、傘下の建設業者等に対して、建設工事の一時中止・延期等に伴う変更契約等に際し、元請下請間の取引適正化が図られるよう、改めて上記ガイドライン及び「駆け込みホットライン」の周知を図っていただくとともに、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6により、当該建設工事に従事するすべての下請負人に対して、建設業法の規定に違反しないよう、指導に努めなくてはならない義務があることについて、併せて周知いただくようお願いいたします。

【建設業法令遵守ガイドライン】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

※ 上記ガイドラインのポイント「建設企業のための適正取引ハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/001202625.pdf>

【駆け込みホットライン】

<http://www.mlit.go.jp/common/001330568.pdf>

4. 建設業に係る金融支援事業の活用について

公共工事等については、工事の請負代金債権を譲渡し、債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を融資する「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化等に配慮いただくようお願いします。

また、公共工事、民間工事を問わず、万が一、元請負人から建設工事の請負代金・賃金等が支払われなかった場合に備え、下請負人が元請建設業者に対して有する債権の支払いをファクタリング会社が保証し、元請負人からの債権回収が困難となった際、保証債務の履行により下請建設業者等に保証金を支払い、下請け代金等債権を保全する「下請債権保全支援事業」の活用を図ることも可能でありますので、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

【下請セーフティネット債務保証事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/safety_leaflet.pdf

【地域建設業経営強化融資制度】

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka/about.html>

【下請債権保全支援事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/leaflet_hozen2019.pdf

5. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援措置

令和2年4月13日付国総政第2号により、国土交通大臣より新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮を要請したところです。これまでも、工事の一時中止等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう、下請負人への十分な配慮等をお願いしているところですが、今後、一時休止等が拡大することにより、資金繰りが悪化するなどの影響も懸念されることです。

政府としては、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模108兆円の経済対策を講じ、特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じることとしております。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規にかかわらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の

休業の対象への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

貴団体におかれましては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動を受けやすい現場の労働者の雇用の安定を図るため、改めて、以下の事業継続に向けた資金繰り支援や雇用調整助成金の特例措置などを積極的に活用し、従業員の雇用維持に努めていただくよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

○資金繰り対策

- ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠の拡充、既往債務の実質無利子・無担保債務への借換
- ・民間金融機関による実質無利子・無担保融資

○雇用の維持

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（助成率引き上げ、助成対象の非正規雇用労働者への拡充等）
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度であり、種々の特例を措置

○事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- ・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（「持続化給付金（仮称）」）の創設

○税制措置

- ・納税の猶予（無担保・延滞税なしで1年間猶予）
- ・中小事業者等に対する固定資産税等の減免

以上を含め、下記のホームページに新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策が掲載されておりますのでご活用ください。

【新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

以上

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2 m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩こみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等利用による現場・事務所間の遠隔開催等

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小等
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用等

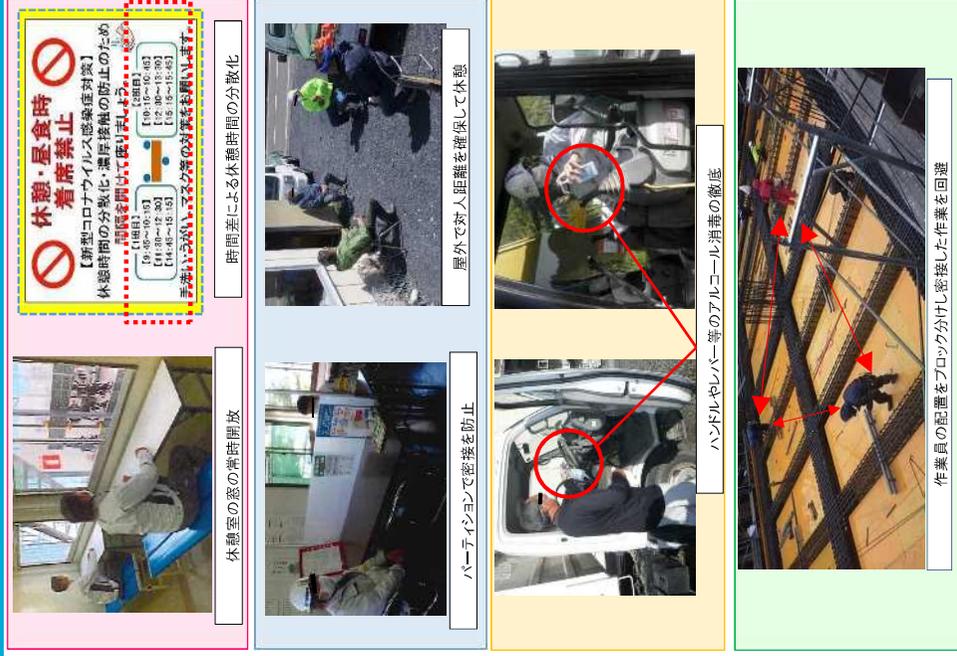
建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ②

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 (時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等) 等

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 (室内作業や型枠組立、内装工事など)
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 (現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 (ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)

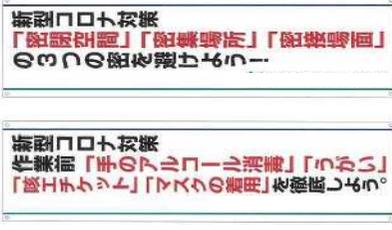


オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



【コロナ感染防止10則】	
1	出勤前の検温実施
2	発熱しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	話所はみんなです清涼に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかり
10	怪しい時はすぐ報告



【建設現場『三つの密』の回避等】 朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保



立ち位置をマーキングして配列間隔を確保



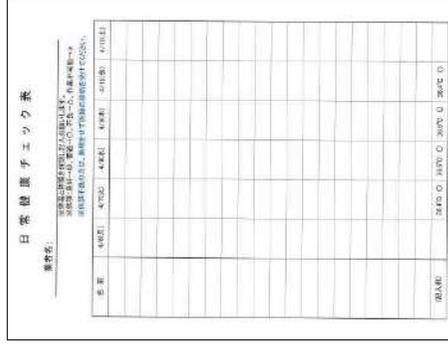
朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施



作業員の毎日の体温と体調を記録・チェック



【建設現場『三つの密』の回避等】

現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web (TV) 会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等ではできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水
対応の加湿器を使用し空気を殺菌

【建設現場『三つの密』の回避等】

食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを
設置して間隔を確保

施工中の空きスペースを
オープンエアの休憩所として利用

昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、
ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置

- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



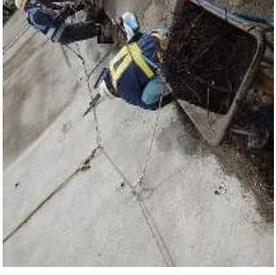
現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



作業時のマスク着用



作業場所での手洗い励行



現場パトロール状況



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示

テレワーク中の担当者でも、自宅PC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

参考

ー建設業法違反通報窓口ー
駆け込みホットライン

※メールアドレスが変更となりました。



あつたなら違反、
なくせよう通報!!

全国
共通

TEL. ナビダイヤル 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

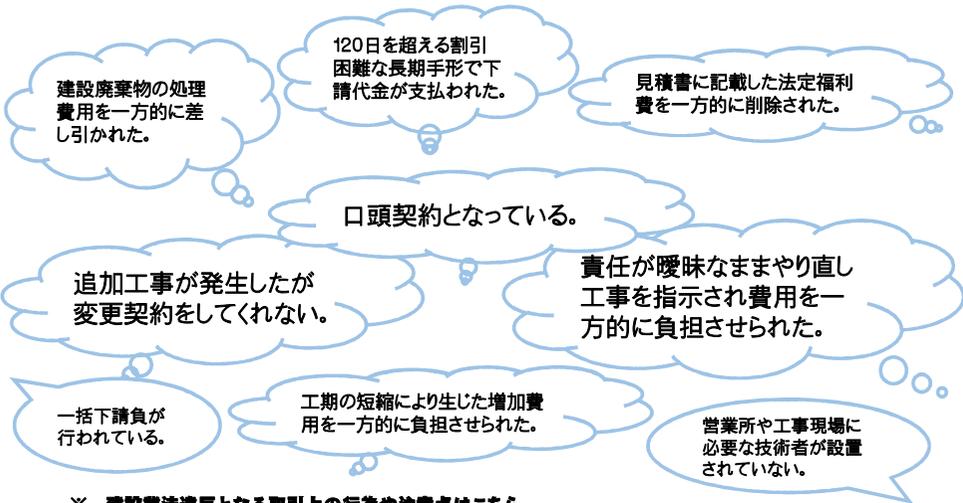
(新) E-mail. hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

国 地 契 第 1 号
 国 官 技 第 6 号
 国 営 管 第 12 号
 国 営 計 第 1 号
 国 港 総 第 16 号
 国 港 技 第 3 号
 国 空 予 管 第 15 号
 国 空 空 技 第 5 号
 国 空 交 企 第 3 号
 国 北 予 第 1 号
 令 和 2 年 4 月 7 日

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

<主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます>



※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。 通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

1. 通報される方の情報
(匿名による通報も可能です)

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	
そ の 他	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

R2.1月版

- 大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿
- 各 地方 整備 局 総 務 部 長 殿
- 企 画 部 長 殿
- 営 繕 部 長 殿
- 北 海 道 開 発 局 港 湾 空 港 部 長 殿
- 事 業 振 興 部 長 殿
- 各 地 方 航 空 局 営 繕 部 長 殿
- 総 務 部 長 殿
- 空 港 部 長 殿
- 保 安 部 長 殿
- 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 総 務 部 長 殿
- 管 理 調 整 部 長 殿
- 国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国土交通省
 大 臣 官 房 地 方 課 長
 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
 港 湾 局 総 務 課 長
 港 湾 局 技 術 企 画 課 長
 航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
 航 空 局 航 空 ネットワーク 部 空 港 技 術 課 長
 航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
 北 海 道 局 予 算 課 長
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染

症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

I. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等については、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の

感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知I. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知I. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

事 務 連 絡
令和2年5月4日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

標記について、国土交通省直轄事業の工事等において、別添のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

別添資料1

事務連絡
令和2年5月7日

事務連絡
令和2年5月4日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応の延長について

標記について、国土交通省直轄事業の工事等において、別添のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

標記について、別添資料1のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について」（令和2年5月4日付け国土入企第7号）の通知が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

別添

事務連絡
令和2年5月4日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

工事及び業務の対応について」(令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号)に取扱いを定めたところである。これらの通知及び今般の国土交通大臣発言に基づき、引き続き、遺漏なきよう措置されたい。

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月4日に緊急事態宣言が延長された。また、この延長措置を受けて開催された、同日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部(第12回)においては、国土交通大臣より、工事等を継続又は再開する場合の現場での3つの密の回避など感染拡大防止対策の徹底、受注者の申し出に応じた一時中止や工期延期などの措置、これらに伴う経費の発注者による適切な負担について発言があった。

感染拡大防止対策の徹底については「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号)に、緊急事態宣言を踏まえた工事等の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた

別紙 1

国官総第 12 号
国地契第 5 号
国官技第 19 号
国営管第 49 号
国営計第 9 号
国港総第 62 号
国港技第 9 号
国空予管第 47 号
国空空技第 13 号
国空交企第 12 号
国北予第 3 号
令和 2 年 4 月 20 日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿 企画部長殿 営繕部長殿 港湾空港部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿 営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿 空港部長殿 保安部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿 管理調整部長殿
国土地理院	総務部長殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付け国地契第 1 号、国官技第 6 号、国営管第 12 号、国営計第 1 号、国港総第 16 号、国港技第 3 号、国空予管第 15 号、国空空技第 5 号、国空交企第 3 号、国北予第 1 号）（以下「4 月 7 日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和 2 年 4 月 16 日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4 月 7 日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4 月 7 日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3 つの密を避けるための手引き（別紙 1）」や「建設現場「3 つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和 2 年 4 月 17 日付け国土建第 7 号。別紙 2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の 3 密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNS の活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



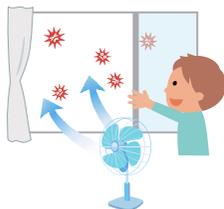
①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の種類」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- 風の流れができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m)を確保するよう努めなければなりません。
- したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- 通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離(**2メートル以上**)を取りましょう。



- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

- 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。**

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。



店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

- エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

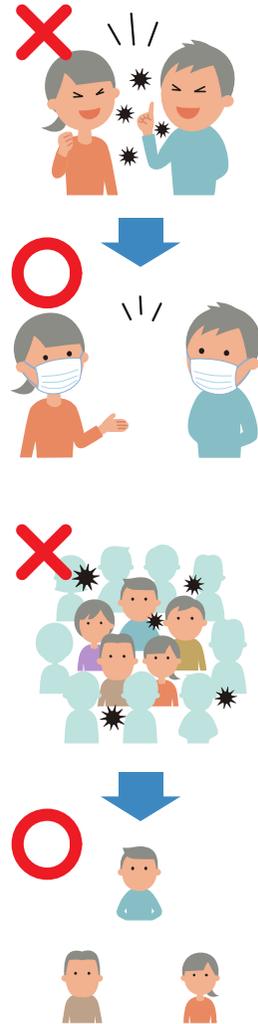
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。**
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、このほか注意して下さい。



建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が
全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について

内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、基本的対処方針における事業継続の考え方、感染拡大防止策の徹底、下請負人への配慮、事業者への支援措置等につきまして、下記のとおり改めて通知いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解頂くとともに、建設工事の現場における「三つの密」の回避等の対策に万全を期すなど、適切な対応をお願いいたします。また、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的対処方針における事業継続の考え方について

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。)において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、事業の継続が求められる事業に位置付けられております。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係(電力、ガス、上下水道等)、家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられます。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日決定)においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされております。

今回、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたところですが、公共工事については、対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、この取扱いを民間工事の発注者にも参考送付しているところです。

工事の継続にあたっては、「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」で改めて示したとおり、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、適切な対応が図られるよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付事務連絡）において、手洗い・うがいなどの感染予防対応の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について適切な対応をお願いしたところでありますが、今般、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大されたことを受け、改めて、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しくお願ひします。

加えて、建設工事の現場において、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策に一層万全を期す必要があることから、令和2年4月8日付事務連絡のとおり、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めていただくことを改めてお願いいたします。

これまで施工中の建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、関係団体のご協力を得て、このたび、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を別添のとおりとりまとめたので、貴職におかれましては、会員企業及び傘下団体等において、これを参考に、建設現場における「三つの

密」の回避等の徹底に努められるよう、会員企業等に周知徹底いただけますようお願いいたします。

なお、施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従って、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

3. 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期等に際しては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）により、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底をお願いしているところです。

今般の緊急事態宣言等を受け、建設工事の一時中止・延期がさらに増えることも考えられますが、その際には、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をしていただくとともに、元請負人と下請負人との間の取引の適正化について更なる徹底が必要です。

国土交通省では、建設工事における元請下請間の取引適正化を推進するため、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（平成19年6月）を策定するとともに、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているところです。

上記ガイドラインでは、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、正当な理由がない長期にわたる支払保留などの下請負人へのしわ寄せ行為等について、どのような行為が建設業法に違反又は違反するおそれがあるかについて具体的に示しています。

貴職におかれては、傘下の建設業者等に対して、建設工事の一時中止・延期等に伴う変更契約等に際し、元請下請間の取引適正化が図られるよう、改めて上記ガイドライン及び「駆け込みホットライン」の周知を図っていただくとともに、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6により、当該建設工事に従事するすべての下請負人に対して、建設業法の規定に違反しないよう、指導に努めなくてはならない義務があることについて、併せて周知いただくようお願いいたします。

【建設業法令遵守ガイドライン】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

※ 上記ガイドラインのポイント「建設企業のための適正取引ハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/001202625.pdf>

【駆け込みホットライン】

<http://www.mlit.go.jp/common/001330568.pdf>

4. 建設業に係る金融支援事業の活用について

公共工事等については、工事の請負代金債権を譲渡し、債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を融資する「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化等に配慮いただくようお願いいたします。

また、公共工事、民間工事を問わず、万が一、元請負人から建設工事の請負代金・賃金等が支払われなかった場合に備え、下請負人が元請建設業者に対して有する債権の支払いをファクタリング会社が保証し、元請負人からの債権回収が困難となった際、保証債務の履行により下請建設業者等に保証金を支払い、下請け代金等債権を保全する「下請債権保全支援事業」の活用を図ることも可能でありますので、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

【下請セーフティネット債務保証事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/safety_leaflet.pdf

【地域建設業経営強化融資制度】

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka/about.html>

【下請債権保全支援事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/leaflet_hozen2019.pdf

5. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援措置

令和2年4月13日付国総政第2号により、国土交通大臣より新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮を要請したところです。これまでも、工事の一時中止等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう、下請負人への十分な配慮等をお願いしているところですが、今後、一時休止等が拡大することにより、資金繰りが悪化するなどの影響も懸念されることです。

政府としては、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模108兆円の経済対策を講じ、特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じることとしております。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規にかかわらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の

休業の対象への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

貴団体におかれましては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動を受けやすい現場の労働者の雇用の安定を図るため、改めて、以下の事業継続に向けた資金繰り支援や雇用調整助成金の特例措置などを積極的に活用し、従業員の雇用維持に努めていただくよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

○資金繰り対策

- ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠の拡充、既往債務の実質無利子・無担保債務への借換
- ・民間金融機関による実質無利子・無担保融資

○雇用の維持

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（助成率引き上げ、助成対象の非正規雇用労働者への拡充等）
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度であり、種々の特例を措置

○事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- ・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（「持続化給付金（仮称）」）の創設

○税制措置

- ・納税の猶予（無担保・延滞税なしで1年間猶予）
- ・中小事業者等に対する固定資産税等の減免

以上を含め、下記のホームページに新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策が掲載されておりますのでご活用ください。

【新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

以上

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2 m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩こみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等利用による現場・事務所間の遠隔開催等

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小等
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用等

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 (時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等) 等

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 (室内作業や型枠組立、内装工事など)
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 (現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 (ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)



作業員間の一定距離の確保

サーモグラフィカメラによる体温計測



現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



次亜塩素酸水



休憩室の窓の常時開放



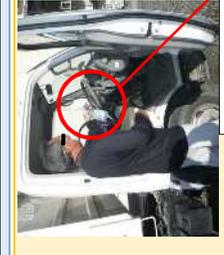
時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



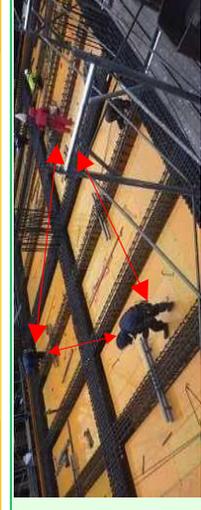
屋外で対人距離を確保して休憩



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の設備をブロック分けし密接した作業を回避



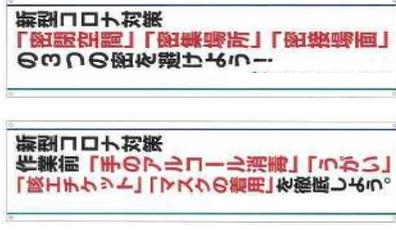
作業員の設備をブロック分けし密接した作業を回避

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



【コロナ感染防止10則】	
1	出勤前の検温実施
2	発熱しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	話所はみんなです清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかり
10	怪しい時はすぐ報告



【建設現場『三つの密』の回避等】 朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保



立ち位置をマーキングして配列間隔を確保



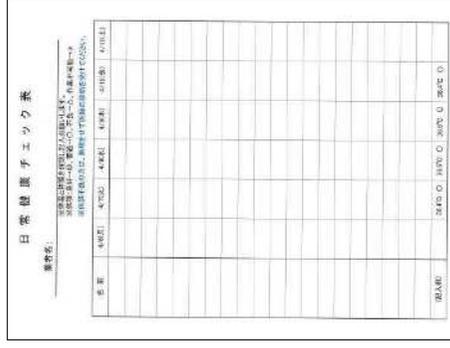
朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施



作業員の毎日の体温と体調を記録・チェック



【建設現場『三つの密』の回避等】

現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気



シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用

Web (TV) 会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等ではできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水
対応の加湿器を使用し空気を殺菌

【建設現場『三つの密』の回避等】

食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを
設置して間隔を確保



施工中の空きスペースを
オープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、
ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



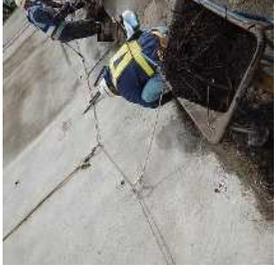
現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



作業時のマスク着用



現場パトロール状況



作業場所での手洗い励行



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示

テレワーク中の担当者でも、自宅PC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

参考

ー建設業法違反通報窓口ー
駆け込みホットライン

※メールアドレスが変更となりました。



あつたなら違反、
なくならぬ通報!!

全国
共通

TEL. ナビダイヤル 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

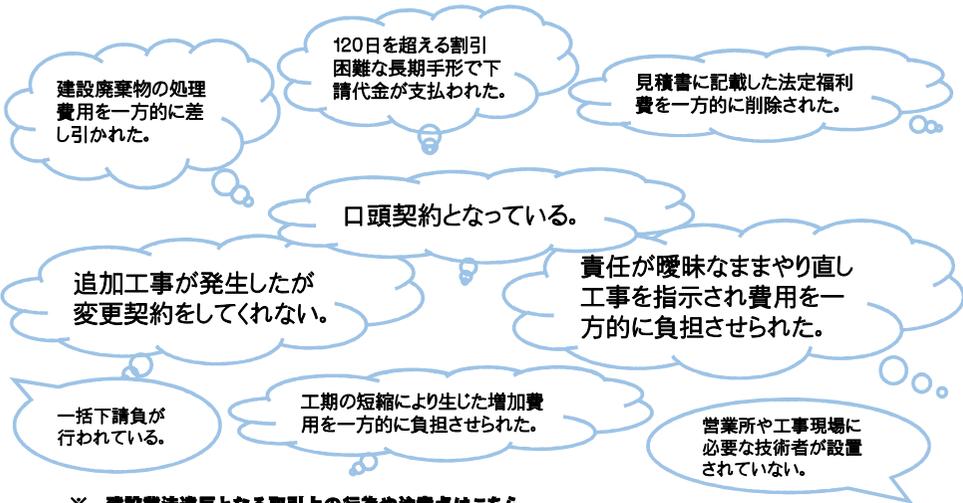
(新) E-mail. hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

国 地 契 第 1 号
 国 官 技 第 6 号
 国 営 管 第 12 号
 国 営 計 第 1 号
 国 港 総 第 16 号
 国 港 技 第 3 号
 国 空 予 管 第 15 号
 国 空 空 技 第 5 号
 国 空 交 企 第 3 号
 国 北 予 第 1 号
 令 和 2 年 4 月 7 日

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

<主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます>



※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。 通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各 課 長 殿 |
| 各 地方 整備 局 | 総 務 部 長 殿 |
| | 企 画 部 長 殿 |
| | 営 繕 部 長 殿 |
| 北 海 道 開 発 局 | 港 湾 空 港 部 長 殿 |
| | 事 業 振 興 部 長 殿 |
| 各 地 方 航 空 局 | 営 繕 部 長 殿 |
| | 総 務 部 長 殿 |
| | 空 港 部 長 殿 |
| | 保 安 部 長 殿 |
| 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 | 総 務 部 長 殿 |
| | 管 理 調 整 部 長 殿 |
| 国 土 地 理 院 | 総 務 部 長 殿 |

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

1. 通報される方の情報 (匿名による通報も可能です)

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	E-mail
2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建 設 業 許 可 番 号	
電 話 番 号	
そ の 他	
3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

R2.1月版

国土交通省
 大 臣 官 房 地 方 課 長
 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
 港 湾 局 総 務 課 長
 港 湾 局 技 術 企 画 課 長
 航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
 航 空 局 航 空 ネットワーク 部 空 港 技 術 課 長
 航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
 北 海 道 局 予 算 課 長
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染

症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

I. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等については、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の

感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知I. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知I. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

事 務 連 絡
令和2年5月4日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

標記について、国土交通省直轄事業の工事等において、別添のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

国水下企第 12 号
令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施について)

下水道使用料については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」(令和 2 年 3 月 18 日付け国水下企第 97 号 国土交通省水管理・国土保全局下水道企画課長通知)において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している者を対象として、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いしたところです。

皆様にご協力いただいた支払猶予等の実施状況に関する調査結果では、4 月 23 日時点で、約 7 割の市町村で支払猶予等を実施中又は実施予定となっており、3 市 2 町では、地元企業を支援する観点から、独自に下水道使用料の減免も実施しているとのことでした。その後、各市町村のHP等から確認できた限りで約 40 市町村において、下水道使用料の減免を実施又は実施予定となっております。

この点、令和 2 年度補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、原則として下水道使用料の減免について、一般会計から公営企業会計への繰出に対して同交付金の対象とする旨、内閣府地方創生推進室のHPに掲載されましたので、情報提供をさせていただきます。(別添 Q&A 参照)

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金特設 HP】

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、各下水道管理者におかれましては、引き続き、個人・法人の別を問わず、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している者を広く対象として、下水道使用料について、柔軟な措置を講じていただきますよう、改めてお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

以上

交付対象事業について		
1	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当してよいか。</p>	<p>本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途(事業内容)に制限はない。</p> <p>ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること(制度要綱第2の4)及び基金への積立等が許容されていないことから、本交付金を充当する費用(歳出)を地方公共団体において整理しておく必要がある。(減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。)</p> <p>なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。</p> <p>【一般会計・特別会計】 実施計画の事業概要②(経費内容)は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。</p> <p>【公営企業会計】 実施計画の事業概要②(経費内容)は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。</p>
2	<p>公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、指定管理者への支援金も含め、原則として使途に制限はない。</p> <p>ただし、可能であれば、支援を行うのに合わせて、休業中の施設の再開後に向けた準備や、施設の改修等の次への備え、3密を回避</p>

		<p>した上での教育活動の再開に向けた教育現場への準備の協力など、積極的に脱コロナに向けた協力活動を引き出すような工夫を検討されたい。</p> <p>なお、事業者等への損失補償に関する Q&A（5月1日第1版の17番・18番、5月12日追加版の1番、5月15日追加版の3番）に留意されたい。</p> <p>必要に応じ、活用事例集の事例109も参考とされたい。</p>
3	地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだが、定率で支給する場合はどうか。	<p>要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については交付対象外であるが、例えば、休業等に伴い売上げが減少した事業者を支援するため、売上減少額や休業中も必要となる家賃等について、その一定割合を、上限額を設けて、支援金その他の名目で給付する場合はこれに該当しない。</p>
4	利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。	<p>本交付金は、原則として令和2年度実施事業が交付対象事業となるため、利子補給金としては原則として令和2年度に発生する利子分に対する利子補給金が本交付金の対象となる。</p> <p>ただし、令和3年度以降の利子分相当額を、支援金等の形で金融機関に一括交付する場合は、本交付金の対象となる。（その場合、繰上償還等により、利子補給金の地方公共団体への返還が生じないよう工夫されたい。）</p>
5	国庫補助事業について、国の令和元年度当初予算に計上された予備費を活用して実施する事業に係るもので、地方公共団体の令和元年度補正予算に計上された事業は交付対象となるのか。	<p>本交付金の対象にはならないが、当該国庫補助事業の地方負担分については別途、地方財政措置が講じられることとなっている。</p>

6	事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。	<p>対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。</p>
7	企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。	<p>制度上は可能。ただし、国庫補助事業の地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄附を充当する場合は、企業版ふるさと納税と国庫補助金等との併用の可否に留意されたい。詳しくは、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A<認定申請編>」を確認されたい。</p>
手続きについて		
8	実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。	<p>必須の記載事項ではないが、「事業内容」欄の補足的に活用するため、既存の予算説明資料やホームページがあれば可能な限り記載をお願いしたい。</p>
9	同一内容の事業だが、予算区分がR2当初やR2補正と複数ある場合、実施計画にどのように記載すべきか。	<p>内閣府における集計の便宜上、複数予算にまたがる事業については、予算区分ごとに複数行に分けて記載いただきたい。</p>
10	提出資料の鑑文は必要か。	<p>不要である。</p>
11	国庫補助事業がない自治体は、実施計画のチェックリスト上、国庫補助に関するチェック部分は空欄でよいのか。	<p>空欄で差し支えない。</p>
12	交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「D 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、D欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「F その他」に記載するのか。	<p>全額「D 交付対象経費」に全額記載する。</p>

効果の検証について		
13	<p>交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要があるのか。</p> <p>また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。</p>	<p>事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めることがある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。</p> <p>公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。</p>
地方財政上の措置との関係について		
14	<p>交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。</p>	<p>交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分（ハード分）について、交付金を充当するか又は補正予算債を充当するかは、地方公共団体の判断による。仮に補正予算債を充当した場合でも、交付金の交付限度額に影響はない。</p>
15	<p>国の令和元年度予備費の国庫補助事業で特別交付税が措置されるものについて、交付金を充当した場合も特別交付税の算定対象となるか。</p>	<p>令和元年度予備費の国庫補助事業について、地方公共団体の令和元年度予算計上分は特別交付税、地方公共団体の令和2年度予算計上分は交付金で措置されることになる。地方公共団体の令和2年度予算計上分については、交付金の実際の充当の有無にかかわらず、特別交付税の算定の対象とならない。</p>

事務連絡
令和2年5月25日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

標記について、別添資料1のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け国土入企第6号）（以下「4月8日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4月8日付け通知の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切なお対応を宜しく申し上げます。

また、施工中の工事等における一時中止措置等につきましては、4月8日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対

応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。

別添資料1

事務連絡
令和2年5月26日

事務連絡
令和2年5月26日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における工事及び業務の対応等について（参考）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における工事及び業務の対応等について（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添1から3のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

標記について、別添資料1のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

別添1

別紙様式第1号

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後 における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管

第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、引き続き、工事等の対応について、4月7日通達のI2、I3及びII並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、本日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）において、国土交通大臣より、国土交通省所管の団体等が作成している感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防対策を確実に実践することが不可欠であり、ガイドラインを個々の事業者等に周知して感染予防に万全を期すべく、改めて関係業界等に要請するよう指示があったことも踏まえ、引き続き、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について）（令和2年5月14日付け国土建第18号。別紙3）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
国土地理院	総務部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた
国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長補佐殿
各地方整備局	総務部 契約課長殿
	企画部 技術管理課長殿
	営繕部 計画課長殿
北海道開発局	事業振興部 工事管理課長補佐殿
	営繕部 営繕計画課長殿
国土技術総合研究所	総務部 会計課長殿
国土地理院	総務部 契約課長殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課建設技術調整室	課長補佐
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
北海道局	予算課	課長補佐

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策の運用について

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号。以下「施工体制通知」という。）において取扱いを定めたところであるが、当該通知の運用について下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

施工体制通知別紙2.（1）⑤一括審査方式の更なる活用において、配置予定技術者を複数申請した場合には複数の工事の落札を認めることとしているが、これを運用する場合においては、一括審査方式が企業の受注機会の増大の一助となっている中で、不調不落の発生が強く懸念される状況下において施工体制を確保するための対策として配置予定技術者の複数申請を認めるものであるとの制度趣旨を踏まえ、工事受注者の偏在等の弊害を助長することのないよう対象工事の選択及び配置予定技術者が申請できる上限に留意すること。

また、配置予定技術者の複数申請を認める場合には、不調不落の発生状況等の地域の実情を踏まえ、必要に応じて各業界団体等と意見交換等を実施した上で運用すること。

事務連絡
令和2年5月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第18号）（以下「4月17日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止対策につきましては、引き続き、4月17日付け通知の「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」等を参考に、適切なご対応をお願いいたします。

なお、地方公共団体における工事等の一時中止措置等につきましては、別添1のとおり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、国土交通省直轄事業における対応についても、別添2のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせいたします

また、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように、引き続き、十分に配慮していただきますよう、宜しくお願いいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年5月28日

別添資料1

事務連絡
令和2年5月26日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(第4回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

各公共下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(第3回調査(水道料金)、第3回調査結果及び第4回調査(下水道使用料)依頼)(令和2年5月14日付け事務連絡)」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にしていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における工事及び業務の対応等について(参考)

標記について、国土交通省直轄事業において別添1から3のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知をお願いします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(参考)厚生労働省「水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果(第3回)」

以上

別添1
緊急経路

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管

第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、引き続き、工事等の対応について、4月7日通達のI2、I3及びII並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、本日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）において、国土交通大臣より、国土交通省所管の団体等が作成している感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防対策を確実に実践することが不可欠であり、ガイドラインを個々の事業者に周知して感染予防に万全を期すべく、改めて関係業界等に要請するよう指示があったことも踏まえ、引き続き、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について」（令和2年5月14日付け国土建第18号。別紙3）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
国土地理院	総務部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた
国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長補佐殿
各地方整備局	総務部 契約課長殿
	企画部 技術管理課長殿
	営繕部 計画課長殿
北海道開発局	事業振興部 工事管理課長補佐殿
	営繕部 営繕計画課長殿
国土技術総合研究所	総務部 会計課長殿
国土地理院	総務部 契約課長殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課建設技術調整室	課長補佐
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
北海道局	予算課	課長補佐

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策の運用について

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号。以下「施工体制通知」という。）において取扱いを定めたところであるが、当該通知の運用について下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

施工体制通知別紙2.（1）⑤一括審査方式の更なる活用において、配置予定技術者を複数申請した場合には複数の工事の落札を認めることとしているが、これを運用する場合においては、一括審査方式が企業の受注機会の増大の一助となっている中で、不調不落の発生が強く懸念される状況下において施工体制を確保するための対策として配置予定技術者の複数申請を認めるものであるとの制度趣旨を踏まえ、工事受注者の偏在等の弊害を助長することのないよう対象工事の選択及び配置予定技術者が申請できる上限に留意すること。

また、配置予定技術者の複数申請を認める場合には、不調不落の発生状況等の地域の実情を踏まえ、必要に応じて各業界団体等と意見交換等を実施した上で運用すること。

事務連絡
令和2年5月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第18号）（以下「4月17日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止対策につきましては、引き続き、4月17日付け通知の「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」等を参考に、適切なご対応をお願いいたします。

なお、地方公共団体における工事等の一時中止措置等につきましては、別添1のとおり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、国土交通省直轄事業における対応についても、別添2のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせいたします

また、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように、引き続き、十分に配慮していただきますよう、宜しくお願いいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年6月23日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) について (周知)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA: COVID-19 Contact Confirming Application)」の周知について、内閣官房及び厚生労働省より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、アプリの活用について、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村 (政令指定都市を除く。) への周知をお願いいたします。

(別添)

○新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の周知について (令和2年6月19日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・厚生労働省健康局事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年6月23日

日本下水道事業団総務企画課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課課長補佐 (管理)

新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) について (周知)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA: COVID-19 Contact Confirming Application)」の周知について、内閣官房及び厚生労働省より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、貴法人におかれましては、アプリの活用について、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

(別添)

○新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の周知について (令和2年6月19日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・厚生労働省健康局事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年6月23日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課専門官

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について（周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」の周知について、内閣官房及び厚生労働省より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、貴法人におかれては、アプリの活用について、職員及び会員各位に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

（別添）

○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について（令和2年6月19日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・厚生労働省健康局事務連絡）

以上

事務連絡
令和2年6月19日

各府省庁
新型コロナウイルス感染症対策担当 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
厚生労働省健康局

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、厚生労働省で開発を進めていた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 **C**ontact **C**onfirming Application）」が本日リリースされました。

本アプリは、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、感染の可能性をいち早く知ることができます。それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動を取ることができ、感染拡大の防止につながることを期待されます。なお、個人が特定される情報や、陽性者と接触者（接触の可能性がある人と通知を受けた者）との関係についての情報は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されています。

本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されますので、各府省庁におかれては、本アプリの活用について、職員及び所管の業界・団体等に対して広く周知するとともに、業界・団体等へ普及の協力を促していただきますようお願いいたします。

【参考資料1】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）チラシ

【参考資料2】新型コロナウイルス接触確認アプリについて（概要）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【参考資料3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

【本件連絡先】

（本事務連絡全体について）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：横澤田、西田、中山

電話：03（6257）3087

（アプリの内容について）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

疫学・データ班

電話：03（3595）2305（内線8281／8282）

(参考資料1)

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ COCOA

COVID-19 Contact Confirming Application

COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者
と接触した可能性について、通知を受け取ることが
できる、スマートフォンのアプリです



*画面イメージ

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

アプリのインストールや
詳しい情報は
[こちらから](#)

厚生労働省 接触確認アプリ

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向け Q & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発されています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にさせていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者には氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

新型コロナウイルス接触確認アプリについて



厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策テックチーム事務局

※アプリは6月19日にリリースします。ご利用いただける機種、OSの情報は、厚生省ホームページに順次掲載しますのでご確認ください。
※資料の内容は、6月19日時点の準備内容に基づくものです。今後、変わりますので、ご注意ください。

接触確認アプリは互いに分からない形で接触した可能性について通知を受けることができる仕組みです

- 接触確認アプリは、本人の同意を前提に、スマートフォン近接通信機能（Bluetooth）を利用して、互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診などを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

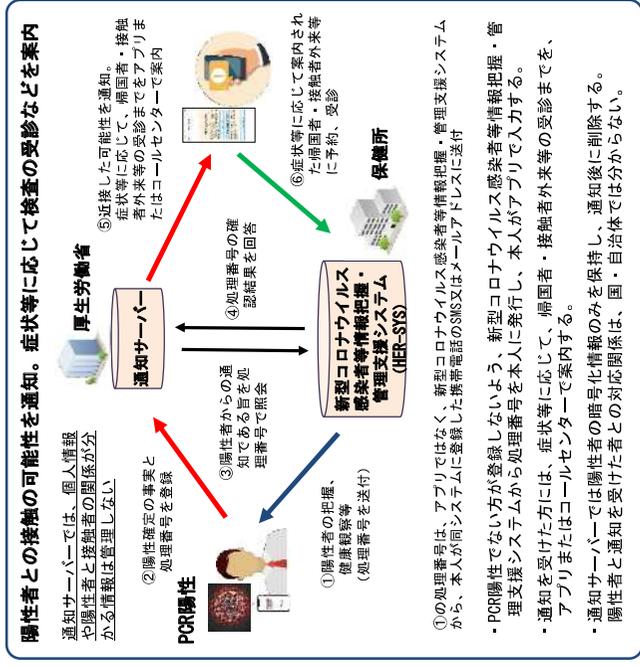
利用に同意 **厚生労働省**

アプリをインストールして利用 **※仕様は開示する**

- ・Bluetoothを利用し、近接した可能性がある場合にランダムな符号を交換して記録
- ・電話番号、位置情報など個人が特定される情報は記録しない
- ・近接に関する情報は、14日経過後に自動で無効となる
- ・利用の同意はいつでも撤回し、アプリを削除して、記録を消去できる

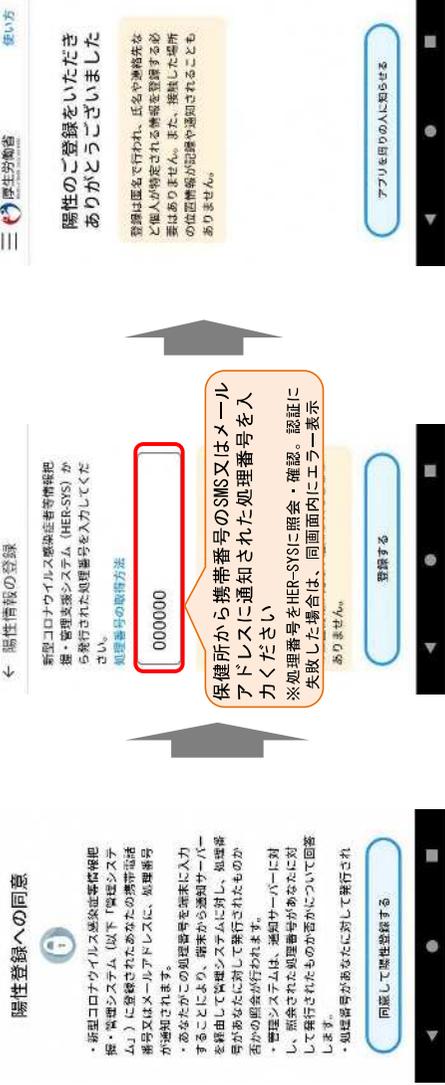
1メートル以内、15分以上の接触した可能性

- ・端末内のみでランダムな符号を生成して記録（14日経過後に無効となる）
- ・どこで、いつ、誰との近接した状態か、互いにわからない
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しない
- ※Bluetoothをオフにすると記録しない



新型コロナウイルスの陽性が判明した場合、本人が同意して、本人がアプリで登録いただきます

- 陽性者でない方がアプリで通知の登録をしないよう、本人がPCR検査等の際に新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システムに登録した電話番号のSMS又はメールアドレスあてに、「処理番号」を通知します。
- 本人が陽性の登録について同意し、本人がアプリの画面で「処理番号」を登録したら、通知の登録がされます。



2

陽性者との接触の可能性があった場合に、本人が確認すると、通知を見ることができません

- 陽性者との接触の可能性の情報は、メイン画面で表示するのではなく、本人が「確認」を選択すると確認できる流れとします。
(※) 接触の可能性の情報は、1日1回程度、更新されます。

利用開始後に最初に表示する画面 (メイン画面)



「陽性者との接触を確認する」を押下すると表示される画面

接触が確認されない場合



接触が確認された場合



※接触の可能性が同一の者であるかどうかは、システムでも判別できませんので、同一の者でも一日単位で件数が表示されます。

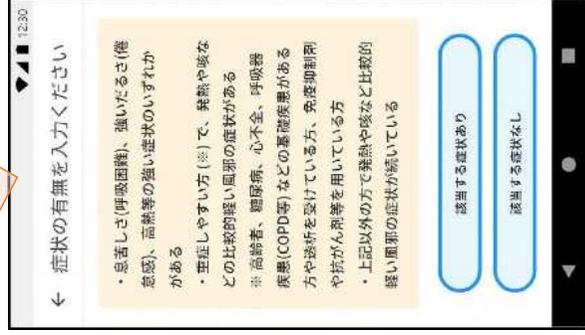
3

通知がされた方には症状や身近な者の状況を選択すると検査の受診などを案内します

- 本人が症状の有無や身近な者の状況を選択すると、帰国者・接触者外来等（※）への受診までを案内します。（※）都道府県によって、当画面は、帰国者・接触者相談センターに連絡いただいた上で、帰国者・接触者外来等への受診を案内します。

○アプリの画面で入力する場合の流れ

○症状の有無を選択



※専用のコールセンターに照会した場合も同じに対応

「症状あり」の場合 → 帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診を案内

- 速やかに最寄りの帰国者・接触者外来等を予約し、受診してください（マスク着用）。
- ※ 帰国者・接触者外来等の連絡先を表示 ※都道府県により当画面は、帰国者・接触者相談センターを案内
- ・ 検査結果が陽性だった場合、患者として対応。
- ・ 検査結果が陰性だった場合、下記の身近に接した人に関する質問を帰国者・接触者外来等で問診し、該当する場合には、保健所に連絡。保健所から「濃厚接触者」として本人に連絡する。

「症状なし」の場合 → 身近な者に感染者等がいるかどうかを確認

- あなたは陽性者との接触の可能性が確認されていますが、家族や友人、職場の人など2週間以内に身近に接した人で、以下のような方に心当たりはありますか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者がいる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状※がある人がいる。

（厳密でなくとも、だいたいそう思われれば「はい」と回答ください）
 ※疑われる症状：息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠）、高熱等の強い症状
 重症化しやすいつ方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状
 これら以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が疑う

「はい」の場合 → 濃厚接触者の可能性が高い/帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診を案内

- 速やかに最寄りの帰国者・接触者外来等を予約し、受診してください（マスク着用）。
- 14日間は自宅待機をお願いします。
- ※ 帰国者・接触者外来等の連絡先を表示 ※都道府県により当画面は、帰国者・接触者相談センターを案内

「いいえ」の場合 → 濃厚接触者の可能性は高くない

- 14日間は体調の変化に気をつけてください。
- 体調に変化があった場合は、以下を選択ください。
- 「症状の有無を入力ください」※画面が遷移

広く利用されることで感染拡大の防止につながる事が期待されます

- アプリを利用し、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

【特に利用が想定される方々（イメージ）】



【利用の働きかけが想定される場面など（イメージ）】

知っている人同士で利用を呼びかけ

- ・ 家族で
- ・ 職場で
- ・ 学校で
- ・ 地域のコミュニティで
- ※ 利用は本人の同意が前提です
- ※ プライバシーは守られます

サービスの利用者に働きかけ

- ・ 飲食店、百貨店、スーパーマーケット
- ・ ホテル・宿泊施設、空港、飛行機
- ・ バス、タクシー、鉄道、新幹線
- ・ 首都圏の通勤・通学の電車内
- ・ 多数の者が利用する施設
- ・ 医療機関での受診
- ・ 介護・福祉施設、保育所の利用

地域、企業等の協力

- ・ 政府機関、地方公共団体
- ・ 経済界、企業、NPO、NGO
- ・ 医療・福祉関係者、医療保険者
- ・ 学校、大学、教育機関 など

近接するリスクが高い方

- ・ 販売業、接客業
- ・ 交通、バス、タクシー—運転手
- ・ 配送業、物流業
- ・ 医療関係者
- ・ 介護・保育・福祉施設関係者

基礎疾患、感染リスクが高い方

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患 等

若い方々

- ・ スマホネイティブ世代

あなた自身

- ・ あなた自身
- ・ 家族
- ・ 友人
- ・ 介護施設、福祉施設関係者
- ・ 幼稚園、保育園の保育士 など

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

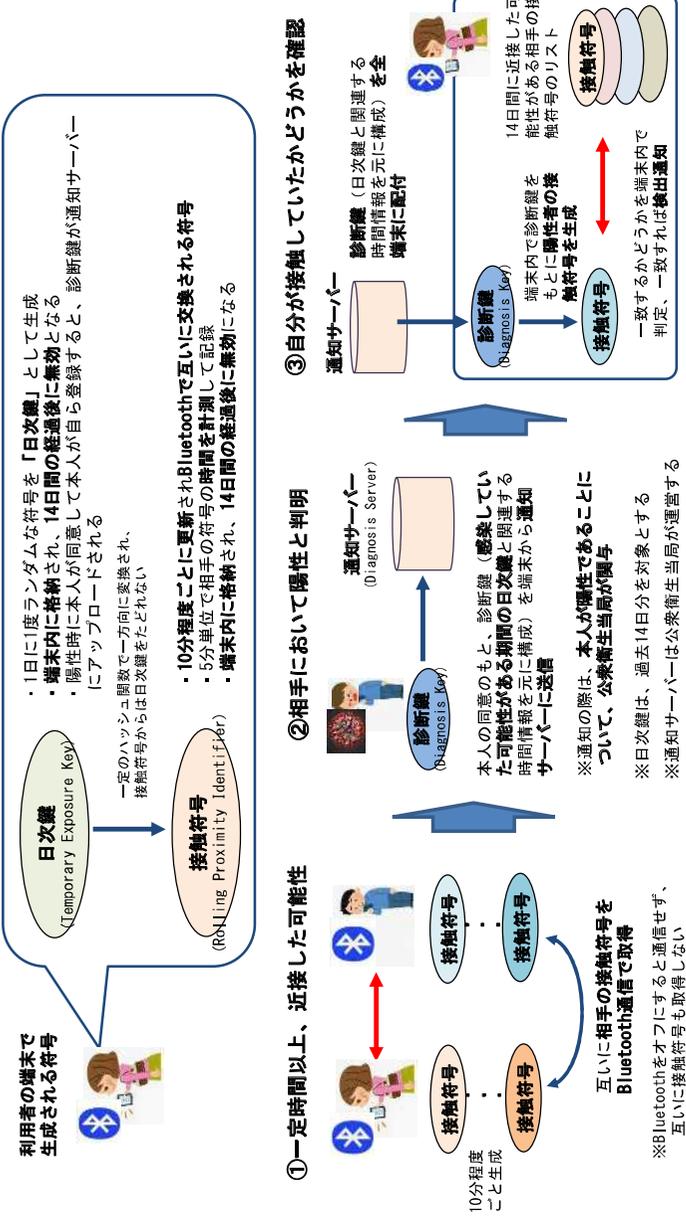
- (3) まん延防止
- 2) 催物（イベント等）の開催制限
また、スマートフォンを活用した**接触確認アプリ**についても導入が検討されており、接触の拡大防止に寄与すること等を周知する。
- 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等
（催物（イベント等）の開催）
催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている**接触確認アプリ**の活用等について、主催者に周知すること。
- 8) クラスタ対策の強化
- ⑤ 政府は、個人情報保護の確保及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミング言語（API）を活用した**接触確認アプリ**について、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

6

（参考）近接した状態に関する情報は、端末から外部に出ることはなく、プライバシーが確保された仕組みです

※ Apple/GoogleのAPIの仕様のドキュメントから作成

- 各端末で、日次鍵と接触符号が生成され、陽性の判明時に、本人の同意のもと、必要な鍵のみを通知サーバーに登録します。
- これにより、公衆衛生当局においても陽性者、接触者・未接触者の情報をもたずに、接触者に通知がされる仕組みとしています。



7

(参考：各国の比較) 日本のアプリは、電話番号などの個人情報や位置情報を取得せず、利用しない仕組みです

- 各国のアプリは、プライバシーへの配慮と公衆衛生の使用目的などにより、取得する情報の範囲や管理の仕組みが異なります。
- 日本のアプリは、プライバシーに最大限に配慮して、電話番号などの個人情報や位置情報は取得せず、利用しない仕組みです。

①Apple/GoogleのAPIを利用した仕組み

- ・ **プライバシーに最大限に配慮した仕組み。** アプリでは、個人情報や位置情報を取得しない。
- ・ **アプリの利用や陽性者の登録は、本人の同意が前提。** 同意はいつでも撤回し、本人が記録を削除できる。
- ・ **公衆衛生当局は、誰と誰が近接した距離にいたか(陽性者と接触者との関係)は、アプリでは把握できない。**
- ・ **アプリを起動し続ける必要がないので、利用しやすく、消費電力も抑えられる。**
- ・ **近接の記録は、ランダムな符号で個人の端末内のみ記録。外部には出さず、中央サーバーでも管理しない。**

日本、ドイツ、スイス、ラトビア、デンマーク、ポーランドなど

②近接情報の記録など、アプリを独自に開発した仕組み

- ・ **プライバシーに配慮しつつも、位置情報や電話番号など個人情報を取得する仕組み。**
- ・ **Bluetoothウースを利用する場合は、アプリを起動し続ける必要があり、消費電力がかかり、利用しづらい。**
- ・ **近接の記録は、公衆衛生当局の中央サーバーで管理する。**

シンガポール、インド、オーストラリア、イギリスなど

③スマートフォンで感染者や個人の動向を把握する仕組み

- ・ **スマートフォンで、位置情報、電話番号など個人情報を取得する仕組み。決済情報などで個人の行動履歴も把握。**
- ・ **公衆衛生当局の中央サーバーで管理する。**

中国、韓国、台湾

(※) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策チーム(令和2年5月8日) 資料を参考に作成

8

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetoothウース)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能(Bluetoothウース)を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態(概ね1メートル以内で15分以上)を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することもありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境(ガラス窓や薄い障壁など)、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

9

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合には、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただく、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐに来ますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていたと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただく、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

問13 アプリに関する不具合や意見などは、どこに連絡すればいいですか。

大変お手数ですが、メール (appsupport@cov19.mhlw.go.jp) にてご連絡いただけますよう、お願いいたします。

10

〇接触確認アプリケーション利用規約

(目的) 第1条 本利用規約は、厚生労働省が提供する接触確認アプリケーションの利用に関し、これを利用するすべての者に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

(変更) 第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。
一 「接触」とは、概ね1メートル以内の距離で、15分以上の近接した状態にあった可能性が高い状態をいいます。
二 「陽性者」とは、新型コロナウイルス感染症の陽性診断が確定した者をいいます。
三 「接触確認アプリケーション」及び「本アプリ」とは、スマートフォン、近接通信機能(Bluetooth) を利用し、人と人との接触を検知及び記録し、あるアプリ利用者について陽性者であることが判明した場合に、当該陽性者の同意のもと、当該陽性者との間を過去14日以内に接触を確認された他のアプリ利用者が、当該陽性者について個人として識別可能な情報を受け取ることなく、自らが過去14日以内に陽性者と接触したことがある旨の情報について通知を受け取ることができるアプリケーションをいいます。
四 「アプリ利用者」とは、本アプリを利用して、本アプリが提供するサービスの利用を行う者をいいます。
五 「アプリ導入端末」とは、本アプリを導入したスマートフォン端末をいいます。
六 「日次鍵」とは、アプリ導入端末において、当該端末と一対一の対応関係を持ち、24時間単位で変更される識別子をいいます。
七 「接触符号」とは、アプリ導入端末において、日次鍵をもとに生成され、10分単位で変更される識別子をいいます。
八 「通知サーバー」とは、アプリ導入端末と連携して、アプリ利用者が必要事項に同意の上でアプリ導入端末から登録した日次鍵を管理し、一定の条件下で当該日次鍵を他のアプリ利用者のアプリ導入端末に提供する機能を持つ。厚生労働省が管理する「サーバー」をいいます。
九 「管理システム」とは、新型コロナウイルスの陽性者及び濃厚接触者の情報を管理するため、厚生労働省が運用し、都道府県及び保健所設置市において利用される、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システムをいいます。
十 「処理番号」とは、アプリ利用者が陽性者であると判明した場合に、管理システム上で当該アプリ利用者に対して、ランダムに発行され、通知がされる無意かつ一時的な番号をいいます。

(本利用規約への同意) 第3条 アプリ利用者は、本利用規約の定めに従って本アプリを利用しなければならず、本利用規約の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意しない限り、本アプリを利用できません。

2 アプリ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合には、本利用規約の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意したものとみなされます。

(令和2年6月 日 厚生労働省健康局総務課) ※利用開始日を設定

(本アプリによる情報の生成、記録及び提供等の仕組み) 第4条 アプリ利用者は、本アプリの利用を開始する前に、本アプリによる情報の生成、記録及び提供等の仕組みに関する事項について、十分に理解した上で、本利用規約に同意し、本アプリの利用を開始しなければなりません。
一 アプリ利用者のアプリ導入端末において自動的に日次鍵が生成され、記録されることともに、記録された日次鍵は、生成から14日が経過した後に自動的に無効となること。
二 アプリ利用者のアプリ導入端末において接触符号が自動的に生成された後、自動的に無効となること。
三 アプリ利用者及び接触状態にある他のアプリ利用者がそれぞれのアプリ導入端末のBluetoothを起動している間限り、Bluetoothを利用して、(1)自らの他のアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、接触状態にある他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、記録されることにも、(1)当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、自らのアプリ導入端末に対して自動的に提供され、記録されること。
四 前号によりアプリ導入端末に記録された他のアプリ利用者の接触符号は、記録から14日が経過した後自動的に無効となること。
五 アプリ利用者が、自らが陽性者であると判明した場合において、(a)他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が提供され、かつ、(b)他のアプリ利用者のうち14日以内に自らと接触状態となったことのある者については当該陽性者を個人として識別可能な情報の提供を受けた旨に不特定の陽性者との接触した可能性がある旨を通知することができる状態となることにつき同意し、別途同意した場合は、(1)管理システムに別途登録した自らの携帯電話番号又はメールアドレスに通知された処理番号を自らのアプリ導入端末に入力することにより、(1)当該アプリ導入端末から通知サーバーを經由して管理システムに対して、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの照会が行われ、(1)管理システムから通知サーバーに対して、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かについての回答が行われること。かかる照会の結果、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものである旨の回答が行われた場合は、陽性者自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が、通知サーバーを經由して他のアプリ導入端末に自動的に提供され、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、最大で過去14日間分までの当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末に記録された接触符号の検索が自動的になされ、一時的な接触符号の記録があることが判明した場合には、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、不特定の陽性者との接触の可能性についての通知がされること。

2 アプリ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合には、前項の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意したものとみなされず。

11

(本アプリ等に関する知的財産権等)

第5条 厚生労働省がアプリ利用者から提供される一切のサービス、プログラム及び各種著作物（本利用規約及び利用手順書等を含みます。以下同じ。）に関する著作権及び著作人権、商標権その他の知的財産権並びにノウハウその他の知的所有権に係る権利は、全て厚生労働省に帰属します。

第6条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、厚生労働省がアプリ利用者へ提供する一切のサービス、プログラムの利用に際し、各種著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。

- 1 本利用規約に従った本アプリの適正な利用のためにのみ使用すること。
- 2 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバーエンジニアリングを行わないこと。
- 3 無利益の複製にかかわらず、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。
- 4 厚生労働省が指定する者が表示した著作権表示又は商標権表示を削除又は変更しないこと。
- 5 前2項にかかわらず、オープンソースの利用に関連して、当該オープンソースの規定に従う必要がある事項については当該規定が優先します。当該オープンソースに関しては、<https://github.com/Covid-19Radar/Covid19Radar>において確認することができます。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第6条 本アプリの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、管理システム上の運転状況により、本アプリの一部の機能の提供ができない場合があります。

第7条 厚生労働省は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、アプリ利用者に対し、事前に厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブサイト又は本アプリ内に掲載した上で、本アプリの利用の停止、休止又は中断をさせるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本アプリの利用の停止、休止又は中断をさせることができるものとします。

- 1 本アプリの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
 - 2 本アプリの運用機器の故障が発生した場合
 - 3 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本アプリの運用に係る重大な障害が発生した場合
 - 4 法令又はこれに基づく指針により、本アプリの運用が不可能となった場合
 - 5 その他、厚生労働省において、本アプリの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合
- 第8条 厚生労働省は、本アプリの利用が著しく集中した場合には、本アプリの利用を制限することができるものとします。

(禁止事項及び遵守事項)

第7条 アプリ利用者は、本アプリの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- 1 本アプリを本来の目的以外の目的で利用すること。
- 2 不正アクセス行為、本アプリのサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、本アプリを不正に操作する行為、本アプリの不具合を意図的に利用する行為、本アプリを不正に複製する行為、本アプリの不正な複製を行う行為をすること。

第8条 厚生労働省は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第9条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第10条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第11条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第12条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第13条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第14条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第15条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第16条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第17条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第18条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第19条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

第20条 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は複製の目的をなさないこと。

(免責事項)

第9条 厚生労働省は、本アプリを利用すること（利用に際してウイルス・マルウェア等に感染したことその他の理由の如何を問いません。）又は利用できないこと（本アプリの利用の停止、休止、中断若しくは制限、本アプリの動作不具合又は通信回線の障害）その他の事由の如何を問いません。）その他本アプリに起因又は関連してアプリ利用者又は第三者が蒙った損害について一切の責任を負わないものとします。但し、厚生労働省が自ら故意又は重大な過失によりかかる損害の全部又は一部を生じさせたものである場合は、かかる損害の全部又は一部については、この限りではありません。

第10条 アプリ導入端末間の距離の測定は、Bluetoothの信号強度に依っており、Bluetooth番号が連通するバリエーション（ガラス窓や薄い障壁など）があるかどうかを考慮する仕組みではなく、アプリ導入端末の性能、所指する方向などの条件や状態によって測定値に差が生じるため、本アプリで計測する個々の距離と時間について正確性を保証するものではありません。

(アプリの利用中止及び記録の削除)

第10条 アプリ利用者は、いつでも任意に、本アプリをアプリ導入端末から削除することにより、本アプリの利用を中止できます。本アプリをアプリ導入端末から削除した場合は、その端末に記録されていた情報は、全て削除され、復元できません。

(本利用規約の変更)

第11条 厚生労働省は、必要があると認めるときは、アプリ利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を変更することができるものとします。

第12条 厚生労働省は、本利用規約の変更を行った場合には、遅滞なく厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブサイト又は本アプリ内に掲載するものとします。変更後の本利用規約にかかる掲載がなされた時点からその効力を生ずるものとします。

第13条 前項に規定する変更後の本利用規約の掲載後に、アプリ利用者は変更後の本利用規約の内容に利用した場合には、当該利用の時点で、アプリ利用者は変更後の本利用規約の内容に十分に理解した上で、変更後の本利用規約に同意したものとみなされます。

(譲渡等禁止)

第12条 本アプリの利用権は、第三者に譲渡、貸与、承継、相続又は担保として提供することはできません。

(連絡方法)

第13条 本アプリに関するアプリ利用者から厚生労働省への連絡は、本アプリ内又は厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブサイト内に掲載し、厚生労働省が指定する方法により行行っていただきます。

(準拠法及び合意管轄)

第14条 本利用規約及び本アプリの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。

第15条 本アプリの利用に起因又は関連して厚生労働省とアプリ利用者との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

公開日から1か月間は試行版（プレビュー版）です。OSを確認してインストールしてください

- 利用のスマートフォンにより、App Store またはGoogle Playからインストールをいただくことができます。
- 公開日から1か月間は試行版（プレビュー版）となります。試行版は、ご利用いただく状況も参考にしつつ、デザイン・機能などの修正を予定しておりますので、最新アプリにアップデートいただきますようお願いいたします。

【iPhone端末の場合】 iOS 13.5以上

【Android端末の場合】 Android 6.0以上

○ 利用可能な機種一覧（下記のHPで順次掲載します）

○ 厚生労働省のホームページで随時、更新して掲載しますのでご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoo_00138.html

アプリのインストールや
詳しい情報はこちらから

厚生省 接触確認アプリ

検索



新型コロナウイルス 接触確認アプリ

COCOA

COVID-19 Contact Confirming Application

16

（参考資料3）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

2）催物（イベント等）の開催制限

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

3）施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

② また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

6）緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

（催物（イベント等）の開催）

・ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

8）クラスター対策の強化

⑤ 政府は、個人情報の保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインタフェース（API）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

事務連絡
令和2年7月6日

(参考) 赤羽国土交通大臣発言 2020年7月3日 (関係部分抜粋)

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

以上

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(感染予防対策の徹底)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、令和2年7月2日に、東京都で2か月ぶりに100人を超えたことを受け、翌日の会見において国土交通大臣より「昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、高い緊張感をもって警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を发出する状況にはないと考えているところです。そうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さまに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。」との発言がありました。

5月25日付けで非常事態宣言が解除されましたが、東京以外の各地域でも感染再拡大や、下水道事業従事者に罹患者が発生する可能性もあることから、引き続き緊張感をもって、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていただきますようお願いいたします。

また、令和2年3月30日付け事務連絡に記した「作業現場の状況に応じたマスク・保護メガネの着用」、「作業終了後の手洗いの徹底」、「作業終了後の器具等の洗浄」等を継続していただきますようお願いいたします。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラです。万一、次なる流行が発生した場合においても、十分対応することができるよう、終末処理場の運転管理等の業務継続について、引き続き、対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和2年7月6日

関係法人 各位

日本下水道事業団総務企画課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課課長補佐（管理）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
（感染予防対策の徹底）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
（感染予防対策の徹底）

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、令和2年7月2日に、東京都で2か月ぶりに100人を超えたことを受け、翌日の会見において国土交通大臣より「昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、高い緊張感をもって警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を発出する状況にはないと考えているところです。そうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さまに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。」との発言がありました。

5月25日付けで非常事態宣言が解除されましたが、東京以外の各地域でも感染再拡大や、下水道事業従事者に罹患者が発生する可能性もあることから、引き続き緊張感をもって、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていただきますようお願いいたします。

下水道管理者については、手洗い等の基本的感染対策のほか、作業現場の状況に応じたマスク・保護めがねの着用、作業終了後の手洗いの徹底、作業終了後の器具等の洗浄等を継続するよう本日付けで下水道企画課企画指導室から依頼したところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラです。万一、次なる流行が発生した場合においても、十分対応することができるよう、終末処理場の運転管理等の業務継続について、引き続き、対策に万全を期していただきますよう重ねてお願いいたします。

貴法人におかれましては、職員等に対して広く周知していただけますようお願いいたします。

（参考）赤羽国土交通大臣発言 2020年7月3日（関係部分抜粋）

以上

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、令和2年7月2日に、東京都で2か月ぶりに100人を超えたことを受け、翌日の会見において国土交通大臣より「昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、高い緊張感をもって警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を発出する状況にはないと考えているところです。そうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さまに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。」との発言がありました。

5月25日付けで非常事態宣言が解除されましたが、東京以外の各地域でも感染再拡大や、下水道事業従事者に罹患者が発生する可能性もあることから、引き続き緊張感をもって、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていただきますようお願いいたします。

また、令和2年3月30日付け事務連絡に記した「作業現場の状況に応じたマスク・保護めがねの着用」、「作業終了後の手洗いの徹底」、「作業終了後の器具等の洗浄」等を継続していただきますよう、本日、下水道企画課管理企画指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラです。万一、次なる流行が発生した場合においても、十分対応することができるよう、終末処理場の運転管理等の業務継続について、引き続き、対策に万全を期していただきますよう重ねてお願いいたします。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

（参考）赤羽国土交通大臣発言 2020年7月3日（関係部分抜粋）

以上

赤羽国土交通大臣会見発言 2020年7月3日(金)
(関係部分抜粋)

(問) 新型コロナウイルスについてです。昨日、東京都で2か月ぶりに100人を超える感染が確認されました。再び感染再拡大が懸念されているところだと思います。国土交通省では、特に交通機関での感染防止の取組を進めてきましたし、また、特に観光分野では先月から移動の自粛が緩和される中で、大臣も安心・安全が大事だと述べてきました。交通・観光分野を所管する立場として、東京都での感染確認をどう受け止めているのか、また、今後の対応、利用者への呼び掛けなどあればお願いします。

(答) 最近の東京都の新規感染者数につきましては、昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、「高い緊張感をもって警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を発出する状況にはない」と考えているところです。

そうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さまに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。

公共交通機関につきましては、(中略)かねてより利用者の皆さまにお願いをということで、1つ目は、マスクを着用し、車内では会話は控えめに。2つ目は、車内換気への御理解・御協力を。冷房をかけても窓を開けるということが原則です。そうしたことも御理解いただきたい。3つ目は、混雑を避けた時間帯、車両での御利用を。テレワーク・時差出勤への御協力、このような3本柱をかねてよりお願いしてまいりましたが、(中略)引き続きこの取組を強化していきたいというのが1つです。

また、観光・旅行業につきましては、6月19日、県をまたぐ移動が解禁された日に発表させていただきましたが、新たな生活様式における、安心して楽しい旅行のための「新しい旅のエチケット」、標語とイラストによる大変わかりやすいエチケット一覧ですが、こうしたことを観光関連事業者の皆さんと協力して、旅行者の皆さんへの普及・啓発に努めてまいりたいと考えています。

当然のことながら、事業者の皆さまに、それぞれ業界団体で作成されたガイドラインをしっかりと現場で徹底していただくということも強く要請していきたいと考えています。

引き続き、今後の感染状況を注視しながら、関係省庁等とも連携しつつ、適時適切にしっかりと対応してまいりたいと考えています。

安全・安心はすべての大前提だということは当然のことだと思っています。

事務連絡
令和2年7月14日

事務連絡
令和2年7月14日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（周知）

7月13日に内閣官房より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について依頼がございました。これを受け、大臣官房危機管理室より、改めて、関係団体等においてガイドラインの遵守が徹底されるよう、情報提供や指導を行うよう依頼があったところです。

貴法人におかれましてはご確認いただくとともに、改めて会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

- （別添1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）（令和2年7月14日付大臣官房危機管理官）
- （別添2）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）（令和2年7月13日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

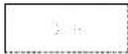
大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について内閣官房より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、各局におかれては、改めて、所管の関係団体等において、ガイドラインの遵守が徹底されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

- （別添）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）（令和2年7月13日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）



事務連絡
令和2年7月13日

各府省庁担当官 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの作成及びこれに基づく感染防止対策の推進に協力いただき感謝申し上げます。

関係省庁及び関係団体の御尽力により、これまでに150を超えるガイドラインが策定され、各業界において、実態に応じた感染防止策に取り組んでいただいているところです。

一方、直近では、バー・クラブなど接待を伴う飲食店はもとより、会食やいわゆる飲み会等を通じての新規感染者数の増加がみられるところであり、これらの事例の中には、例えば、マスクの着用、対人距離の確保、十分な換気等の点でガイドラインが遵守されていないものも散見されるところです。

今後とも、感染拡大防止と社会経済活動の段階的引き上げを両立していくため、関係省庁におかれましては、改めて、所管の関係団体等において、ガイドラインの遵守が徹底されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

（本件連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
担当者：八重樫、兼井、服部、北村、福田、石岡
TEL：03-6257-1309

事務連絡
令和2年7月21日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂及び感染が拡大している都道府県における対応について（周知）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、内閣官房から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について、改めて依頼がございました。これを受け、大臣官房危機管理室より、標記について、関係団体等に対し情報提供や指導を行うよう依頼があったところです。

貴法人におかれましてはご確認いただくとともに、改めて会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(別添①) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について（依頼）（令和2年7月17日付事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

(別添②) 感染が拡大している都道府県における対応について（令和2年7月17日付事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

事務連絡
令和2年7月17日

各府省庁担当官 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について（依頼）

平素から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）」において、ガイドラインの遵守の徹底をお願いしたところですが、改めて下記の点について御対応をよろしくお願ひします。また、所管の関係団体において、業種別ガイドラインの改訂がなされましたら、当室まで速やかにその旨御連絡をお願いいたします。

記

1. 基本的な感染防止策その他業態に応じた必要な対策の記載について

7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）において、「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」（別添1）において、「参加者の体調管理」、「マスク」、「大声抑制」、「密閉の回避（換気）」、「密集・密接の回避」、「参加者自身による感染把握」などに関する基本的な感染防止策が示されたところです。

基本的な感染防止策はイベント関連の業種に限らず、多くの業種にとって重要な対策です。各府省庁におかれましては、所管の関係団体に対して、再度業種別ガイドラインを確認した上で、前述の基本的な感染防止策が適切に記載されるよう、調整・指導方願ひします。また、これらに限らず、その他業態に応じ

イベント開催等に係る基本的な感染防止策

た必要な対策を盛り込んでいただくよう、改めて情報提供や指導をお願いいたします。

2. 業種別ガイドラインにおける飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項の記載について

本日、消防庁から「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）」（別添2）が発出されましたので、周知いたします。

所管の関係団体の業種別ガイドラインにおいて、感染防止対策として飛沫防止用シートの設置などの記載がある場合は、業種別ガイドラインに飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意点が適切に記載されるよう、情報提供や指導をお願いいたします。

3. 持続化補助金の活用について

業種別ガイドラインの遵守を行うに当たり、持続化補助金（最大200万円）の活用が可能ですので、所管の関係団体に対して情報提供や指導をお願いいたします。

（本件連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
担当者：八重樫、兼井、服部、北村、福田、石岡
TEL：03-6257-1309

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、「感染拡大予防ガイドライン」に基づく行動。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動。
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染防止策やそれに基づくイベント開催要件等を見直し。

（1）ウイルスを持ち込まない

スタッフの体調管理

- ・ スタッフの定期的な検温
- ・ 発熱など、体調が悪いスタッフはイベント等への参加を控える

参加者の体調管理

- ・ 参加者の入場時の検温
- ・ 発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る（入場を断った際の払い戻し措置の規定）

（2）持ち込んでも感染させない

マスク

- ・ 熱中症対策等に必要ない場合を除き、マスクの着用を奨励
- ・ 着用していない者がいた場合は注意喚起、必要な場合はマスクを配布

大声抑制

- ・ 観客等による大声を抑制（演者が大声を発する場合、観客まで一定距離を確保）

手洗い

- ・ こまめな手洗いの奨励

消毒

- ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

密閉の回避（換気）

- ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

密集・密接の回避

- ・ 入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接の回避(時間差入退場の工夫等)

飲食の制限

- ・ 飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食の制限

催物前後の行動管理

- ・ イベント前後の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起

（3）感染しても広げない

参加者の連絡先把握

- ・ 可能な限り事前予約制（WEB予約の推奨）、又は入場時に連絡先の把握

参加者自身による感染把握

- ・ 接触確認アプリの導入の推奨（特に、参加者の位置が固定されない催物の場合は強く推奨）、（各都道府県等で開発する）QRコード等による登録の推奨

事務連絡
令和 2 年 7 月 17 日

別紙

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 } 御中
関係府省庁担当部局

消防庁 予防課

燃えにくい素材の考え方について

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

平素より火災予防の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、各業種の感染拡大予防ガイドラインに、シートの火災予防上の留意点を記載することにつきまして、貴府省庁所管の各団体に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 ガイドラインへ掲載する文例

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

2 その他

燃えにくい素材の考え方については、別紙を参考とするようお願いいたします。

消防庁予防課企画調整係
担当：木村、能仁
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

- 一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。
- 難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

参考

シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されている。



[防災製品ラベルの例]

事務連絡
令和2年7月17日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

感染が拡大している都道府県における対応について

現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加がみられ、高い緊張感をもって警戒すべき状況となっている。基本的対処方針（令和2年5月25日改定。参考参照。）を踏まえ、特に感染者が多く生じている接待を伴う飲食店、その他の酒類の提供を行う飲食店に関し、下記の点について留意されたい。

記

1. 事業者に対する感染拡大予防ガイドラインの遵守の協力要請

感染が拡大している都道府県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」（以下これらを「特定の飲食店」という。）に感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう協力の要請を行うこと。その際、特に次の点に留意すること。

- ①「外食業ガイドライン」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。」、「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」、「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。
- ②「社交飲食業ガイドライン」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を空けるまたはパーティション

で区切るなど工夫する。」、「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」、「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。

- ③ガイドラインの遵守を行うに当たり、持続化補助金（最大200万円）により支援を行っていることを周知すること。

2. ガイドラインを遵守していない特定の飲食店の利用自粛の協力要請

感染が拡大している都道府県においては、住民に対し、改めて対策の基本である「三つの密」の回避を徹底するとともに、特措法第24条第9項に基づき、特定の飲食店のうち感染拡大予防ガイドラインを遵守しているもの以外のものの利用自粛の協力要請を行うこと。

あわせて、利用者が各飲食店のガイドラインの遵守状況を確認することができるよう、感染拡大予防ガイドラインの遵守に関し、各都道府県においてステッカーを配布することや事業者等による自主的な宣言を促す等の取組を推進し、適切に周知等を行うこと。例えば、周知する内容として、各都道府県で配布しているステッカー等が店舗に掲示されているかを確認することや、事前に電話やホームページ等で店舗の遵守状況を確認することを住民に促すといったことが考えられる。

3. ガイドラインを遵守していない特定の飲食店に対する休業要請

感染が拡大している都道府県においては、上記の対策による効果を見極めつつ、高齢者の感染状況や重症者の状況等を勘案し、特措法第24条第9項に基づいて感染拡大予防ガイドラインを遵守しない特定の飲食店に対して休業要請等の措置を講じるよう求めることの必要性について、随時検討すること。なお、現時点において、各都道府県でそれぞれの状況を踏まえて当該措置を講じることを妨げるものではない。

4. 特措法第24条第9項に基づく要請の対象

特措法第24条第9項に基づく要請の対象については、新型インフルエンザ等対策ガイドライン中「IV まん延防止に関するガイドライン」や「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」（令和2年4月23日付け事務連絡）等において、業種や類型毎に行うこととしているが、これについて、現下の感染状況の下でより実効性のある対応を行うことができるよう、個々の事業者や施設の管理者等に要請を行っても差

し支えない。

この場合、特措法第24条第9項に基づく個々の事業者や施設の管理者等に対する要請は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられ、同法の規定に従うことに留意すること。具体的には、同法第35条に基づき、要請が口頭で行われるか書面で行われるかを問わず、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

なお、特措法第24条第9項に基づいて施設の使用制限・停止に係る要請を行う場合には、「緊急事態宣言に伴う事業者への要請に係る留意事項等について」（令和2年4月10日付け事務連絡）で示しているとおり、当該要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条第1項各号に掲げる施設を対象としており、それ以外の施設は、引き続き、施設の使用制限・停止に係る要請の対象としないものであることに留意すること。また、特措法第24条第9項に基づく個別の施設の使用制限・停止に係る要請は、当面、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない者に対して行われることを想定している点に留意すること。

以上

（参考）基本的対処方針（令和2年5月25日改定）（抜粋）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

6）緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

①

（外出の自粛等）

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組（前記の1）②、2）、3）②、4）②）」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。

④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

事務連絡
令和2年7月29日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(8月1日以降における催物の開催制限等に関する情報提供)

標記につきましては、令和2年5月28日付け事務連絡において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)に基づく、イベント開催制限等の段階的な緩和の目安について情報提供させていただいたところですが、7月23日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁関係課室に対して、8月以降のイベント開催については現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を屋内、屋外ともに5,000人以下とすること等を内容とする事務連絡が発出されましたので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物等を開催する場合や広報施設を開館する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別添) 8月1日以降における催物の開催制限等について(令和2年7月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

(参考) 7月10日以降における都道府県の対応について(令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年7月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

8月1日以降における催物の開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限(屋内は50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m)を維持する一方、人数上限(5,000人)を撤廃する)の目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2.(1)に留意すること。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

○ 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。

○ 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

○ 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステツプ① 5月25日～	屋内 50%以内 ----- 屋外 十分な間隔 *できれば2m	100人 200人
ステツプ② 6月19日～ *ステツプ①から約3週間後	屋内 50%以内 ----- 屋外 十分な間隔 *できれば2m	1000人 1000人
ステツプ③ 7月10日～ *ステツプ②から約3週間後	屋内 50%以内 ----- 屋外 十分な間隔 *できれば2m	5000人 5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内 50%以内 ----- 屋外 十分な間隔 *できれば2m	5000人 5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等 <small>（全国的移動を伴うもの）</small>	プロスポーツ等	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	×	△ 【100人又は50%（屋外200人）】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○ 【無観客】 <small>（ネット中継等）</small> *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	○
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×

※どちらから小さい方を限度。他の場合も同様。

449

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスター発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ 県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。
ステップ② 6月1日～	○ *一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。
ステップ③ 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○
ステップ④ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を選ぶなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等との連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△	×～△
ステップ① 6月1日～	* 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	* 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		○
ステップ② 6月19日～		* 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
ステップ③ 7月10日～	* 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。 * クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。	
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持		

（注）バーやその他の屋内運動施設等も含まれる。

事務連絡
令和2年7月8日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

7月10日以降における都道府県の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、令和2年5月25日付け事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」において、6月1日、6月19日、7月10日から、感染の状況等を確認しつつ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等を段階的に緩和する方針を示したところ、7月10日以降は、同事務連絡で示した段階的緩和の方針のとおりとする。その際、特に以下の点について改めて留意されたい。

なお、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は、都道府県知事は速やかに当該地域における対応を再検討することとする。また、仮に再度緊急事態措置の対象となる都道府県が生じた場合においては、具体的取扱いについて、別途通知する。

記

1. 外出の自粛等

各都道府県においては、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、特に以下の点に留意すること。

- ・ 発熱等の症状がある者は、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより外出を控えるよう促すこと。
- ・ 外出をする際には、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」に基づく行動を促すこと。また、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えるよう促すこと。
- ・ 観光地において、人と人との間隔を確保するよう促すこと。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

2. 催物の開催制限

各都道府県においては、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、特に以下の点に留意すること。

(1) 催物開催の目安

令和2年5月25日付け事務連絡で示されているとおり、7月10日から31日までの間の催物開催の目安は、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記の人数要件に加え、屋内にあっては、収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈について、令和2年5月25日付け事務連絡3（1）の注書きの他、以下の点について留意すること。

- ・ 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。

ここで、上記の人数要件及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることについて留意すること。ただし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

また、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基に、収容率を含めた催物の開催要件についての見直しを検討しているところ、見直し結果については追って通知する。

(2) 催物の開催にあたっての留意事項

① 基本的な感染防止策の注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、以下の点について改めて注意喚起をすること。

【イベント参加者】

- ・ 発熱等の症状がある者はイベントに参加しないこと。
- ・ イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・ イベントに参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・ イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。
- ・ イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとること。

【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・ イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。

- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

なお、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、これらの基本的な感染防止策が盛り込まれるよう促すこと。

② 都道府県との事前相談

令和2年5月25日付け事務連絡3.(2)に示すように、全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）を開催しようとする場合には、「事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切」である。このような事前調整の実効性を担保するため、各都道府県においては、

- ・全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は
- ・収容人数が2,000人を超えるような施設（収容率50%で1,000人超）

の施設管理者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント（以下「全国的又は大規模なイベント」という。）の開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について各都道府県に事前相談をするよう依頼しておくこと。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とする。

イベント開催について事前相談があった場合には、各都道府県は、地域の感染状況等に応じたイベント開催の方針を伝えるとともに、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止策が実施されることを確認すること。特に、全国的又は大規模なイベントを開催する場合には、参加者の連絡先等を把握するよう強く促すこと。

また、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、全国的又は大規模なイベントを開催する場合に各都道府県に対して事前相談をする旨を盛り込むよう促すこと。

3. 施設の使用制限等

施設の使用制限等については、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、同事務連絡で示されているとおり、「都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない

施設については、施設の使用制限等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討する」こと。

また、各都道府県においては、施設利用者や施設管理者に対して、以下の点について改めて注意喚起をすること。

【施設利用者】

- ・発熱等の症状がある者は施設の利用を含め、外出を控えること。
- ・施設を利用する際には、施設の利用前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のために施設管理者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・不特定多数の者がいる施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・不特定多数の者がいる施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けること。

【施設管理者】

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにすること。
- ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をすること。
- ・施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

（参考）5月25日 内閣官房
新型コロナウイルス対策推進室
報道対応への事務連絡（別紙）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステツプ① 5月25日～	屋内 50%以内 ----- 屋外 十分な間隔 *できれば2m	100人 200人
ステツプ② 6月19日～ *ステツプ①から約3週間後	屋内 50%以内 ----- 屋外 十分な間隔 *できれば2m	1000人 1000人
ステツプ③ 7月10日～ *ステツプ②から約3週間後	屋内 50%以内 ----- 屋外 十分な間隔 *できれば2m	5000人 5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステツプ③から約3週間後	屋内 50%以内 ----- 屋外 十分な間隔 *できれば2m	上限なし 上限なし

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

以上

なお、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、又は改定する際には、これらの基本的な感染防止策が盛り込まれるよう促すこと。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当とはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全開场比赛を行うもの)</small>	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、 人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、 人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 <small>(ネット中継等)</small> *無観客でも、感染対策徹底、主催者による試合中前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を 目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえ、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	△
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○	△
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	○	○

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターへの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等
	<p>接待を伴う飲食業、ライブハウス等</p> <p>カラオケ、スポーツジム等（注）</p>
<p>【移行期間】</p> <p>ステップ①</p> <p>5月25日～</p>	<p>×～△</p> <p>*知事の判断。 *業種別ガイドラインの作成。</p>
<p>ステップ①</p> <p>6月1日～</p>	<p>*知事の判断。 *業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。</p>
<p>ステップ②</p> <p>6月19日～</p> <p>*ステップ①から約3週間後</p>	<p>○</p> <p>*人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 *クラスターが発生した場合には休業要請等を検討。</p>
<p>ステップ③</p> <p>7月10日～</p> <p>*ステップ②から約3週間後</p>	<p>○</p> <p>*感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 *クラスターが発生した場合には休業要請等を検討。</p>
<p>【移行期間後】</p> <p>感染状況を見つつ、</p> <p>8月1日を目途</p> <p>*ステップ③から約3週間後</p>	

（注）バーやその他の屋内運動施設等も含まれる。

事務連絡
令和2年8月6日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

お盆休みにおける帰省等のあり方の周知について（依頼）

標記につきましては、昨日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して、「帰省する場合には、「基本的感染防止策（手指消毒やマスク着用、大声を避ける、十分な換気など）」の徹底や三密を極力避けるとともに、特に大人数の会食など感染のリスクが高い状況を控えるなど、高齢者等への感染につながらないように注意をお願いします。」等を内容とする提言をいただき、これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省庁担当課室あてに、別紙のとおり依頼がございました。

つきましては、各下水道管理者におかれては、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

（別紙）

○お盆休みにおける帰省等のあり方の周知について（依頼）（令和2年8月5日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

以上

事務連絡
令和2年8月5日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

お盆休みにおける帰省等のあり方の周知について（依頼）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、別添のとおり、政府に対して、お盆休みにおける帰省等のあり方について提言をいただき、西村国務大臣からも国民に対して周知を行ったところです。

各府省庁におかれては、関係団体への周知等、ご対応いただくようお願いいたします。

以上

(別添)

お盆休みにおける帰省等のあり方について

令和2年8月5日
新型コロナウイルス
感染症対策分科会提言

お盆休みの時期が迫っている中、次の分科会開催を待たず、私どもとして政府に対し、以下、提言を行うこととしました。

【提言】

もうすぐお盆休みです。多くの人が帰省をお考えになっているかと思えます。お盆休みに帰省した場合、高齢者と接する機会や飲酒・飲食の機会も多くなることが考えられます。したがって、新型コロナウイルス感染が広がっている現状では、帰省する場合には、「基本的感染防止策(手指消毒やマスク着用、大声を避ける、十分な換気など)」の徹底や三密を極力避けるとともに、特に大人数の会食など感染のリスクが高い状況を控えるなど、高齢者等への感染につながらないよう注意をお願いします。

そうした対応が難しいと判断される場合には、感染が収まるまで当分の間、オンライン帰省を含め慎重に考慮していただきたいと思えます。また、そもそも、発熱等の症状がある方は、帰省は控えて下さい。感染リスクが高い場所に最近行った方は、慎重に判断して下さい。

以上のメッセージを政府として国民に是非発信していただく必要があると考えています。

事務連絡
令和2年8月7日

令和2年8月7日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

職場における新型コロナウイルス感染症への
感染予防、健康管理の強化について(周知)

標記については、令和2年5月15日付け事務連絡でお送りした「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(令和2年5月14日付け厚生労働省労働基準局長通知)でお知らせしているところです。

直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国的に増加傾向にあり、一部地域では感染拡大のスピードが増しています。このため、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、新規感染者数を減少させるための迅速な対応として、事業者に対しては、①集団感染の早期封じ込め、②基本的な感染予防の徹底が提案されたところです。

このような状況を踏まえ、集団感染発生事業場における要因分析等を踏まえて「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の改訂を行うとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について最新の状況を踏まえた留意事項等を取りまとめ、本日付けで厚生労働省労働基準局長から労使団体の長あてに通知されておりますので、送付させていただきます。

各下水道管理者におかれては、これらをご一読いただき、それぞれの職場における感染予防の参考としていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

(別添)「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(令和2年8月7日付け厚生労働省労働基準局長通知)

以上

労使団体の長あて

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、5月14日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)に基づき、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、傘下団体・企業(連合は「構成組織」)に対し、周知等をお願いしたところです。

直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国的に増加傾向にあり、一部地域では感染拡大のスピードが増しています。このため、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、新規感染者数を減少させるための迅速な対応として、事業者に対しては、①集団感染の早期封じ込め、②基本的な感染予防の徹底が提案されたところです。

このような状況を踏まえ、今般、集団感染発生事業場における要因分析等を踏まえて「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の改訂を行うとともに、下記のとおり、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について最新の状況を踏まえた留意事項等を取りまとめたところです。併せて、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けた周知についても引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

1 労務管理の基本的姿勢

参考資料1の基本的対処方針の三の(3)の4)「職場への出勤等」及び6)「緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」の内容に基づき、職場における感染防止対策に取り組むこと。

その際、労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となり、これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の(1)から(5)にご留意いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきたいこと。

(1) 職場における感染防止の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと。

(2) テレワーク支援措置の活用

テレワークについては、助成金やテレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの作成等を行っており、こうした施策も活用いただきながら、取組を進めていただきたいこと。

(3) 感染拡大を予防する新しい生活様式の定着

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、全ての住民、事業者において、感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があることに鑑み、新しい生活様式の趣旨や必要性について、専門家会議で示された参考資料2の「新し

い生活様式(生活スタイル)の実践例」等を活用して労働者に周知を行っていただきたいこと。

また、接触確認アプリ(COCOA)は、利用者が増加することで感染拡大防止につながる事が期待されることから、別添1の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」等を活用して労働者に周知を行うとともに、インストールを勧奨していただきたいこと。

(4) 雇用調整助成金等を活用した休業の実施

感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っ労働者の不利益の回避に努めていただきたいこと。なお、緊急事態宣言や要請などがある場合でも、一律に労働基準法第26条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意いただきたいこと。

また、同法に基づく休業手当の支払の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者を休業させ、事業主がその分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の対象になり得ることも踏まえ、労使が協力して、労働者を安心して休ませることができる体制を整えていただきたいこと。

雇用調整助成金については、緊急対応期間(令和2年4月1日～9月30日)において助成額の上限を引き上げ、解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする等の拡充を行っており、その活用を通じて休業を検討いただきたいこと。

さらに、事務処理や資金繰りの面から、雇用調整助成金を活用して休業手当を支払えない中小企業の労働者の生活の安定のため、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も含め、労働者本人が申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度を創設し、令和2年7月10日から受付を開始している。休業中の休業手当が支払われていない労働者にはその申請を検討いただくとともに、その申請書類には事業主が記載する部分もあることから、事業主においては適切に対応いただきたいこと。

(5) 子どもの世話や家族の介護が必要な労働者のための有給の休暇制度の導入

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの世話や、家族の介護を行う必要が生じた労働者が、仕事と家庭を両立し、必要な場合に安心して休むことができるよう、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇制度を導入していただきたいこと。有給の休暇制度の導入にあたっては、小学校等が臨時休業した場合等に子の保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度(※1)や、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度(※2)を創設しており、こうした施策を積極的に活用していただきたいこと。

※1 小学校休業等対応助成金

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策として、正規・非正規を問わず、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額（※）を支給する制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。（参考資料3）

※ 1日当たり8,330円（4月1日以降に取得した休暇については15,000円）が支給上限。

※2 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業とは別に介護のための有給の休暇（所定労働日で20日以上）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に助成をする制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。（参考資料4）

2 職場における感染予防対策の徹底について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、多くの関係団体では、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成し、その周知等に取り組んで来られたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策分科会における提案を踏まえ、新規感染者数を減少させるための迅速な対応として、集団感染の早期封じ込めや基本的な感染予防対策の徹底に取り組む必要がある。

このため、今般、集団感染発生事業場における要因分析等を踏まえて、別添2の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の改訂を行ったところであり、これを活用して職場の状況を確認していただくとともに、独立行政法人労働者健康安全機構がホームページで公表している動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」を参照していただく等により、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただきたいこと。職場での感染防止対策については、別添3の「新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント」等を活用して労働者に周知を行っていただきたいこと。感染防止対策を講じる際に、例えば、消毒液を確保できない場合に家庭用塩素系漂白剤等を希釈して使用することなど、代替の対策を講じることについても検討いただきたいこと。

また、感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効

活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただきたいこと。

なお、産業医や産業保健スタッフの主な役割については、一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会が公表した「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（令和2年5月11日発行。令和2年6月3日改訂）において、次のとおり示されているので一つの参考としていただきたいこと。

- ・ 医学情報の収集と職場への情報提供
- ・ 職場における感染予防対策に関する医学的妥当性の検討と助言
- ・ 職場における感染予防対策及び管理方法に関する教育・訓練の検討と調整
- ・ 従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施
- ・ 事業場に感染者（疑い例含む）が出た場合の対応
- ・ 職場における従業員のメンタルヘルスへの配慮
- ・ 職場における段階的な措置の解除に関する医学的妥当性の検討と助言
- ・ 職場における中・長期的な対策に関する医学的妥当性の検討と助言

併せて、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されていない事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構の産業保健総合支援センターにおいて、メールや電話による相談の受付、各種情報の提供等を行っているため、その活用について検討していただきたいこと。

このほか、マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあるため、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求める等、熱中症防止対策についても着実に実施いただきたいこと。その際、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施事項を参考にいただきたいこと。

3 配慮が必要な労働者等への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けがつかない。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考慮した労務管理を行っていただきたく、具体的には、下に掲げる対応が考えられること。

また、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本

人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、テレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮を行っていただきたいこと。特に、妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指導又は健康診査に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（テレワーク又は休業をいう。）等の措置を講じる必要があることに留意いただきたいこと。この措置により休業が必要な女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度を創設しているため、積極的にご活用いただきたいこと。なお、テレワークを行う場合は、メンタルヘルスの問題が顕在化しやすいという指摘があることにも留意いただきたいこと。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 労働者を休業させる場合、休業中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（具体的な目安は以下を参照）」を労働者に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」（厚生労働省ホームページより抜粋）

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○ 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」

妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図るための母性健康管理措置により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度の整備と社内への周知を行い、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。（参考資料5）

※ 令和2年9月30日までに有給の休暇制度の整備・社内周知を行った場合は、令和3年1月31日までに取得した休暇も対象。既に欠勤などで対応した場合には、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

（1）衛生上の職場の対応ルールについて

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。この際、企業における具体的な取組事例を取りまとめた参考資料6の「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の衛生上の対応ルール（例）」を適宜参考にしていただきたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症の陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意いただき、同報告書を作成する際には参考資料7のリーフレットを適宜参考にしていただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、労働者本人や人事労務担当者等から医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただきたいこと。

・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関すること（報告先部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲（※）等）

（※）「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日付け労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号）に留意。

・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること（保健所と連携する部署・担当者、保健所と連携して対応する際の陽性者と接触した労働者の対応等）

- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
- ・ 陽性者が陰性になった後、職場復帰する場合の対応に関すること（PCR 検査の結果や各種証明書は不要である等）
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
- ・ その他必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等

別添・参考資料 一覧

（2）労災補償について

労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

これまで労働基準監督署においては、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求に対して、多くの労災認定を行っており、先般、厚生労働省ホームページにおいて、別添4のとおり、職種別の労災認定事例を公表したところである。医療従事者はもとより、飲食店店員、小売店販売員やタクシー乗務員等、多様な職種の労働者の労災認定を行っているので、参考にしていただきながら、業務に起因して感染したと思われる労働者から積極的に労災請求がなされるよう労災請求を勧奨していただきたいこと。

なお、労働者が新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に係る Q&A については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、確認していただきたいこと。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体、公益性の高い学術学会等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。

その際、新型コロナウイルス感染症に関することも含めた職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康相談等についてメールや電話による相談を受け付ける「こころの耳」や精神保健福祉センター等のメンタルヘルスに関する相談窓口を労働者に周知いただきたいこと。また、DVや児童虐待に関する相談などの窓口についても、必要に応じ、労働者に周知いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する個別の労働紛争があった場合は、都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。

○別添

- 別添1 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 別添2-1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 別添2-2 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例
- 別添3 新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント
- 別添4 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例

○参考資料

- 参考資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）
- 参考資料2 「新しい生活様式」の実践例
- 参考資料3 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金をご活用ください
- 参考資料4 両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内
- 参考資料5 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください
- 参考資料6 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）
- 参考資料7 新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。

**自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。**

厚生労働省
**新型コロナウイルス
接触確認アプリ**
(略称：COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application



*画面イメージ

**接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取
ることができる、スマートフォンのアプリです**

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません。どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することもありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にさせていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者には氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認**できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・普段からマスク着用や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出勤時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空調調設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等なるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性等者」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性等者に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性等者であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性等者が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者や濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.8.7版

別添 2-2

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る職場における集団感染事例

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る職場における感染防止措置の取組の参考となるよう、職場における集団感染が発生したと考えられる事例を紹介いたします。

なお、同感染症の職場における対策については、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討をお願いいたします。

各事例の(対応について)については、チェックリストの対応する項目を示しており、1 (1) 1項のように示しております。

事例 1) 事業場(執務室)

多数の労働者が勤務する執務室内で集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・執務室内で作業する労働者の半数がマスクをしていなかった。
- ・席配置について、他の労働者と密接する環境であった。
- ・換気が不十分であった。
- ・複数人で物品・機器等を共有する場合において、消毒を実施していなかった。

(対策について)

- ・普段からマスク装着や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を労働者に周知し、徹底すること。
→チェックリスト対応項目 2 (2) 2項
- ・人との間隔は、できるだけ 2m (最低 1m) 空けることとし、席配置を見直すこと。
→チェックリスト対応項目 2 (1) 1項
- ・こまめな換気について労働者に周知し、実施を徹底すること。
→チェックリスト対応項目 2 (2) 3項
- ・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用をできる限り回避し、どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底すること。また可能であれば共用物品は使用後に消毒すること。
→チェックリスト対応項目 3 (4) 1項

事例2) 事業場（休憩スペースや社員食堂等）

多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室も複数の労働者が同時に利用したことから、集団感染が発生したもの。

（集団感染が発生した原因として考えられるもの）

- ・多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室および食堂で密集した状況となっていた。
- ・更衣室において、複数の労働者がロッカーを共同で利用する場合に、消毒を実施していなかった。
- ・食堂において、飛沫感染の防止措置を取らず、労働者が対面で会話をしながら食事をしていた。

（対策について）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。
→チェックリスト対応項目3（7）1項
- ・休憩スペースはこまめに換気し、可能であれば常時換気すること。
→チェックリスト対応項目3（7）2項
- ・休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をすること。
→チェックリスト対応項目3（7）3項
- ・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせること。
→チェックリスト対応項目3（7）4項
- ・食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしないよう要請する、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などの工夫をすること。
→チェックリスト対応項目3（7）5項

事例3) 事業場外（外勤時や移動時）

研修など宿泊を伴う業務において、行動を共にしていた労働者が発症。また複数の労働者が、車両にて移動したことから同乗した複数の労働者にも感染が拡大したもの。

（集団感染が発生した原因として考えられるもの）

- ・集団での活動や生活する場で密集していたことから感染した。
- ・車内では、密接した配席であり、換気も不十分であった。

（対策について）

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。
→チェックリスト対応項目2（1）1項
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用すること。
※なお、熱中症のリスクがある場合には、チェックリスト6について確認してください。
→チェックリスト対応項目2（1）3項
- ・こまめな換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目2（2）3項
2（5）6項、3（1）1項
- ・外出から戻ったら手洗いを行うこと、手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと（手指消毒薬の使用も可）。
→チェックリスト対応項目2（1）4項
- ・日常生活用品の複数人での共用は避けること。
→チェックリスト対応項目3（6）5項（7）6項
- ・車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目3（3）6項

事例4) 事業場外（勤務時間外等）

職場で開催された就業時間後の飲み会を端緒に集団感染が発生したもの。

（集団感染が発生した原因として考えられるもの）

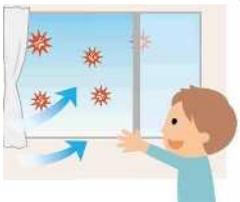
- ・飲み会の場では密集した状況であり、換気も不十分であった。
- ・近い距離で比較的大きな声で談笑していた。
- ・職場以外でも感染防止が必要なことが十分周知できていなかった。

（対策について）

- ・職場以外においても、労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行うこと。
→チェックリスト対応項目1 6項

新型コロナウイルス 職場における「4つ」の対策ポイント ～ 職場での感染にご注意ください!～

**換
気**



室内では
こまめに換気をしましょう

密



席や更衣室で、人と
適切な距離をとりましょう

**共
用**



複数人での備品の共用は
できる限り避けましょう

休



体調が悪い場合は、
軽めの症状でも
休みましょう・休ませましょう

また、感染防止の3つの基本である ①**身体的距離の確保**、
②**マスクの着用**、③**手洗い** の徹底もお願いします。

「接触確認アプリ」(COCOA) ご活用をお願い



職場のみんなをまもるため、
新型コロナウイルス接触確認アプリ※のインストールをお願いします。

※このアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、
通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。



詳しくは厚生労働省特設サイトへ

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る労災認定事例

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る労災請求のご参考となるよう、労災認定の具体的な事例について概要をご紹介します。

なお、同感染症の労災認定の考え方について示した令和2年4月28日付け基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」(以下「通知」といいます。))に記載している事項に沿って、職種に着目して事例をご紹介します。

1 医療従事者等の事例 (通知 記の2の(1)のA)

【考え方: 医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる】

事例1) 医師

A 医師が診察した患者に発熱等の症状がみられ、その患者は後日新型コロナウイルスに感染していたことが判明した。その後、A 医師は発熱等の症状が出現し、濃厚接触者としてPCR検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、A 医師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例2) 看護師

B 看護師は、日々多数の患者に対し、問診、採血等の看護業務に従事していたところ、頭痛、発熱等の症状が続き、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、B 看護師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例3) 介護職員

介護職員のCさんは、訪問介護利用者宅で介護業務に従事していたところ、利用者に新型コロナウイルス感染が確認されたため、濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Cさんは、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例4) 理学療法士

D 理学療法士は、病院のリハビリテーション科で業務に従事していたところ、院内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、複数の医師の感染が確認された。それらの医師と接触歴があったD 理学療法士にも、咳、発熱等の症状が出現し、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、D 理学療法士は、業務外で感染したことが

明らかではなかったことから、支給決定された。

2 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合の事例（通知 記の2の（1）のイ）

【考え方：感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる】

事例5）飲食店店員

飲食店店員のEさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Eさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Eさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

事例6）建設作業員

建設作業員のFさんは、勤務中、同僚労働者と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に同乗した同僚が新型コロナウイルスに感染していることが確認された。Fさんはその後体調不良となり、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Fさんについては当該同僚以外の感染者との接触は確認されなかった。

以上の経過から、Fさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

3 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例（通知 記の2の（1）のウ）

【考え方：感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など）に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる】

事例7）小売店販売員

小売店販売員のGさんは、店頭での接客業務等に従事していたが、発熱、咳等の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Gさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Gさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

事例8）タクシー乗務員

タクシー乗務員のHさんは、乗客輸送の業務に従事していたが、発熱の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Hさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人の乗客（海外や県外からの乗客を含む）を輸送する業務を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、飛沫感染が考えられるなど、当該乗務員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Hさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

4）職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

（中略）

6）緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。（中略）
 - ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

「新しい生活様式」の実践例

参考資料2

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- 毎めに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

労働者を雇用する事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による

参考資料3

小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！ *詳細は裏面をご参照ください

4月1日以降取得した休暇分については**日額上限額を15,000円**に引き上げました！

（2月27日から3月31日までの休暇分については日額上限額は8,330円）

※既に申請や支給済の場合、追加の給付を順次行いますので、再度の申請は必要ありません。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を上限とする）

申請期間：令和2年12月28日までです。

- *①雇用保険被保険者の方と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。
- *事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出先

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号
学校等休業助成金・支援金受付センター

※郵送先は厚生労働省ではありません。
必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配達してください。
（宅配便などは受付不可）

新型コロナ 休暇支援 検索



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：授業日 ※日曜日や夏休み（夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの）などは対象外
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。
- ・なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。
- ・助成金の支給上限である8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

事業主の皆さまへ

参考資料4

両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

支給要件

* 1中小事業主あたり5人まで申請可能です

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得（※）すること

※対象となる休暇の取得期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

※過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。（振り替える際には労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。）

対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

○申請期限○

- ・支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内*令和2年6月15日より受付開始
- ・なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

○申請先○

- ・各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」を策定した場合は、通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

詳細は裏面を参照

◎その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照いただくか、申請する管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 介護 新型コロナ 検索

<両立支援等助成金 介護離職防止支援コース>

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度について、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。コースの詳細は以下のとおりです。

※>内は、生産性要件を満たした場合の支給額

介護離職防止支援コース		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」★を策定した場合は、「A介護休業」または「B介護両立支援制度支給」（下記の赤枠囲み部分が対象です。）対象となります。

A 介護休業

<休業取得時>

●介護支援プランを作成し、対象労働者がそのプランに基づく合計5日（所定労働日）以上の介護休業を取得すること。

※介護休業は法定の介護休業制度のみならず、企業が任意で設けている法を上回る規定化された制度も対象となります。

<職場復帰時>

●介護休業を取得した対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

法定の介護休業期間（93日）に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた期間以上の制度を規定化、プランを策定し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば前ページの特例と併給できます。

B 介護両立支援制度

●介護支援プランを作成し、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を対象労働者がそのプランに基づき合計20日以上（*1, 2を除く）利用し、引き続き対象労働者を雇用保険被保険者として継続雇用していること。

*1, 2 利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件をみたすことが必要

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る（時間単位・有給）介護休暇制度 * 1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度 * 2

（併給の場合の注意点）法定の介護休業日数（年5日（対象家族が2人以上の場合は年10日））に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた日数以上の制度を規定化、プランを策定し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば、前ページの特例と併給できます。

★「介護支援プラン」について

労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、作成したプランです。

・プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定マニュアル」を参考にしてください。

・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、プラン策定支援を無料で行っています。

詳細はHPをご覧ください。

厚生労働省 仕事と家庭の両立支援プランナー 検索

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に（※）

③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主
（※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間）

▶▶助成内容

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円 *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

- *雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- *事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8294	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



参考資料 6

新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容について、全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年9月30日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年9月30日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象となります。**

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

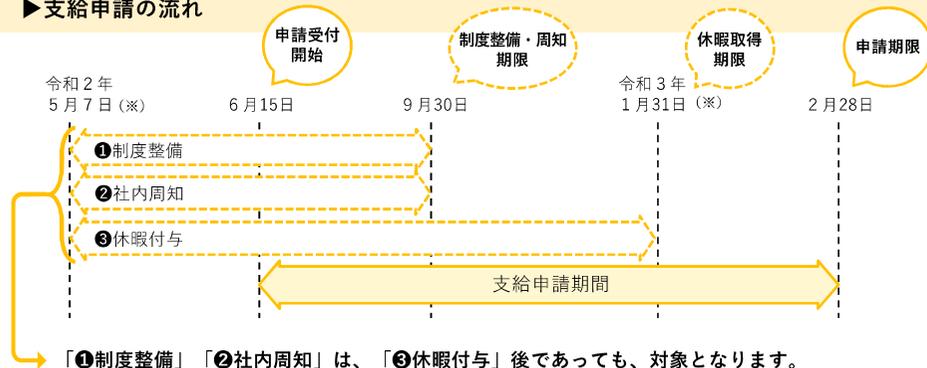
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ



※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること

(1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。

(2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。

(3) 健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱を行う関係者を定めることとする。

- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること
労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。

(1) 消毒を行う箇所

- ① 陽性者等の執務室

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでも差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1) 労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3) 労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かぐし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000622716.pdf#page=36>



労働者死傷病報告

記入例

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働者死傷病報告書(労働者)の記入例(表紙)

81001 131111234560000000 医療、福祉業

コウセイカイロウドウビョウイン

医療法人 厚生会労働病院

千代田区霞ヶ関

100-XXXXXX 100 7:平成 9020401 1500

ロウドウ タロウ 7010101 (32)歳 性別 ○

労働 太郎 看護師 経験期間 12

新型コロナウイルス感染症による肺炎 呼吸器 勤務地内

救急病棟に勤務中、○月○日に救急患者(後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり同日から入院した。勤務中は防護衣とマスクを着用していた。

事務長 厚生 太郎

医療法人 厚生会労働病院 病院長 安衛 法子

被災者が複数いる場合は、被災者ごとに報告する必要があります。

法人ではなく、事業場全体の労働者数を記入してください。

陽性判定日ではなく、傷病名に記載した症状が現われた日付を記入してください。

記載例のとおりに入してください。
※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入

左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。

感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。

感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。

事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。

記名・押印に代えて、署名によることができます。

令和2年 4月10日

事業者職氏名

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

事務連絡
令和2年8月25日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(9月1日以降における催物の開催制限等に関する情報提供)

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月29日付け事務連絡において、8月末までは現在の開催制限を維持すること等について情報提供させていただいたところですが、8月24日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁関係課室に対して、9月1日以降の催物開催については、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を屋内、屋外ともに5,000人以下とすること等を内容とする事務連絡が発出されましたので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物等を開催する場合や広報施設を開館する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別添)9月1日以降における催物の開催制限等について(令和2年8月24日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年8月25日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(9月1日以降における催物の開催制限等に関する情報提供)

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月29日付け事務連絡において、8月末までは現在の開催制限を維持すること等について情報提供させていただいたところですが、8月24日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁関係課室に対して、9月1日以降の催物開催については、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を屋内、屋外ともに5,000人以下とすること等を内容とする事務連絡が発出されましたので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物等を開催する場合や広報施設を開館する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますよう、本日、下水道企画課管理指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

(別添)9月1日以降における催物の開催制限等について(令和2年8月24日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年8月24日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

9月1日以降における催物の開催制限等について

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月23日付け事務連絡により通知したとおり、8月末までは現在の開催制限を維持することとしてきたところであるが、9月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

9月1日以降のイベント開催については、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡2.(1)に留意すること。また、各都道府県においては、同事務連絡2.(2)①に示した基本的な感染防止策を改めて注意喚起すること。

また、各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。

なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。また、10月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

以上

感染状況の段階に応じたイベント開催制限の目安

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、**基本的な感染防止策**の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「**業種別ガイドライン**」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- **イベントの開催制限**については、**当面9月末まで、現在の収容率要件及び人数上限を維持**することとし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- **各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。**

時期	収容率	人数上限
5月25日～	屋内	100人
	屋外	200人
6月19日～	屋内	1000人
	屋外	1000人
7月10日～	屋内	5000人
	屋外	5000人
感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持	屋内	5000人
	屋外	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

2

479

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

< 具体的な当てはめ >

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国規模を除くもの)	お祭り・野外フェス等
5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、営業器具にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50% ^{(屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可}
6月19日～	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、営業器具にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
7月10日～	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

事務連絡
令和2年8月28日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(第6回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

各下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(支払猶予等の措置に関する第6回調査依頼)(令和2年8月5日付け事務連絡)」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

以上

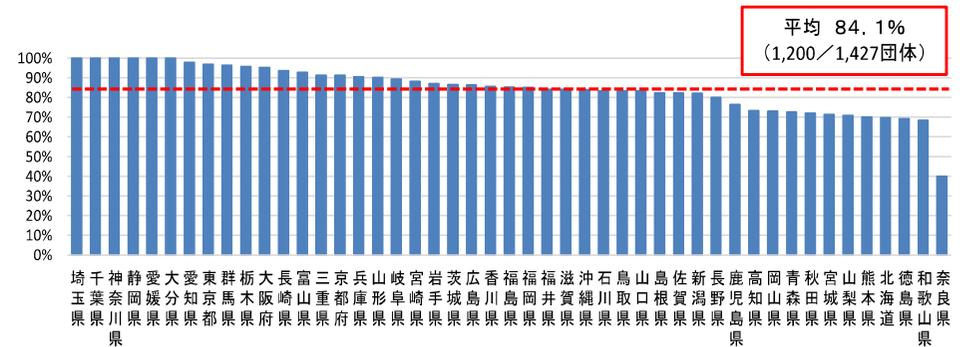
1. 調査実施概要

- ①対象団体: 全国の公共下水道管理者(1,427団体)
- ②実施時期: 令和2年8月14日(金)時点
- ③回答状況: 回収率100%(1,427団体/1,427団体)

2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

- ①実施中 1,200 団体 (84.09%)
- ②今後実施予定 21 団体 (1.47%)
- ③検討中 61 団体 (4.28%)
- ④実施予定無し 145 団体 (10.16%)
- 合計 1,427 団体 (100.00%)

(参考)都道府県別の実施率



3. 支払猶予等の実施状況

- ①支払猶予の実施件数 52,491件(家庭用 44,261件、家庭用以外 8,230件)
- ②支払猶予の実施総額 約13億3,500万円(家庭用 3億6,700万円、家庭用以外 9億6,800万円)
※算出不可と回答した団体がある。
- ③延滞金・督促手数料の減免額 183,158円(家庭用 52,916円、家庭用以外 130,242円 24団体)

4. 使用料減免の実施・検討状況

- ①実施中 99 団体 実績額 約34億400万円
- ②今後実施予定 10 団体
- 合計 109 団体

※1:実施中は、8月14日時点で実績額を回答した団体。
※2:今後実施予定は、見込額を回答した団体で、実施中の団体を除く。

事務連絡
令和2年9月15日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(11月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月1日以降の催物開催については、令和2年8月25日付け事務連絡において、9月末までは現在の開催制限を維持すること等について情報提供させていただいたところですが、9月11日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁担当課室に対して、9月19日以降の催物開催における収容率要件や人数上限については、必要な感染防止対策が担保されている場合には、当面11月末まで緩和する旨の事務連絡が発出されました。例えば、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで緩和(収容率要件又は人数上限による人数のいずれか小さい方を限度とする。)することとされておりますので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別添) 11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年9月15日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(11月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月1日以降の催物開催については、令和2年8月25日付け事務連絡において、9月末までは現在の開催制限を維持すること等について情報提供させていただいたところですが、9月11日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁担当課室に対して、9月19日以降の催物開催における収容率要件や人数上限については、必要な感染防止対策が担保されている場合には、当面11月末まで緩和する旨の事務連絡が発出されました。例えば、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで緩和(収容率要件又は人数上限による人数のいずれか小さい方を限度とする。)することとされておりますので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますよう、本日、下水道企画課管理企画指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(別添) 11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年9月11日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡により通知したとおり、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日から実施する。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件につい

て」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする

- ・ 別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙3及び別紙4）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提とする催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記(2)によることとする。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア)に該当しない催物は、イ)の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和2年8月24日付け事務連絡1.に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記(2)によることとする。

(2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔(1m)を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保(1m)、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ(COCA)や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

(3) 人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(1)(人数上限に係る部分を除く。)に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることによること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

(2) 都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第1担当 松田・植田・磯・井上・寺井
直通 03(6257)3085

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について (概要) 【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見 (適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等) を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合 (別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合について」) には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
- ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント (クラシック音楽コンサート等) については100%以内に緩和する。その他のイベント (ロックコンサート、スポーツイベント等) については50%以内 (※) とする。
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント (参加者1,000人超) の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内に限る。) 内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期	収容率	人数上限
現在	50%以内 十分な間隔 (* できれば 2 m)	5,000人 5,000人

時期	収容率	人数上限
当面11月末まで	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演、式典、展示会 等</p> <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <p>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント</p> <p>→詳細は次頁参照</p> <p>50% (※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)</p> <p>①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</p> <p>②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人</p> <p>(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度 (両方の条件を満たす必要)。</p>

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの例 【別紙2】

<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの例</p> <p>音楽</p> <p>クラシック音楽 (交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p> <p>演劇等</p> <p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p> <p>舞踊</p> <p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p> <p>伝統芸能</p> <p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p> <p>芸能・演芸</p> <p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p> <p>公演・式典</p> <p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p> <p>展示会</p> <p>各種展示会、商談会、各種ショー</p> <p>※映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるもの例</p> <p>音楽</p> <p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p> <p>スポーツイベント</p> <p>サッカー、野球、大相撲 等</p> <p>公営競技</p> <p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p> <p>公演</p> <p>キャラクターショー、親子会公演 等</p> <p>ライブハウス・ナイトクラブ</p> <p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p> <p>※遊園地 (いわゆる絶叫系のアトラクション) についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
--	---

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中 (休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。) の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底
主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと等**
- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
スपोर्टツイート等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止し**、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）**や十分な換気**
- ・ **休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止**
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ **演者・選手等と観客が催物前後に接触・飛沫感染リスクの排除**
おそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等におけるクラスタの発生があった場合、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

486

感染防止のチェックリスト

【別紙4】

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

- | | | |
|---|--------------|--|
| ① | マスク着用の担保 | ・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
* マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布 |
| ② | 大声を出さないことの担保 | ・ 大声を出すが者がいた場合、個別に注意等ができるもの
* 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m） |

(2) 基本的な感染防止等

- | | | |
|---|-----------|--|
| ③ | ①～②の奨励 | ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） |
| ④ | 手洗 | ・ こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ | 消毒 | ・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| ⑥ | 換気 | ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| ⑦ | 密集の回避 | ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 |
| ⑧ | 飲食の制限 | ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 |
| ⑨ | 参加者の制限 | ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 |
| ⑩ | 参加者の把握 | ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
・ 接触確認アプリ（COCA）や各地域の通知サービスの奨励 |
| ⑪ | 催物前後の行動管理 | ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 |

(3) イベント開催の共通の前提

- | | | |
|---|---------------|---|
| ⑪ | 入退場やエリア内の行動管理 | ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可 |
| ⑫ | 地域の感染状況に応じた対応 | ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月未まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づき行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に際し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等	
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）
想定されるイベント及び収容率等	<p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等
100%開催の具体的要件	<p>【当面11月未まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 <p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの） ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止策の徹底が行われるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止策が実施されるもの。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

- 当面11月未まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当面の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づき行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に際し、都道府県知事の判断により厳しい制限を課することも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できうる他の施設（美術館、博物館、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

展示会、地域の行事等	
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能 ・ 展示会（人数等を管理できるイベント） ・ 地域の行事
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者を把握困難 ・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当面の間、収容率50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づき行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。 ・ それ以外のものについては、感染拡大対策を前提として、ドローンに則った感染拡大対策を前提として、収容率100%以内、設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。
全国的・広域的なお祭り・野外フェス等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者を把握困難 ・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

【別紙7】

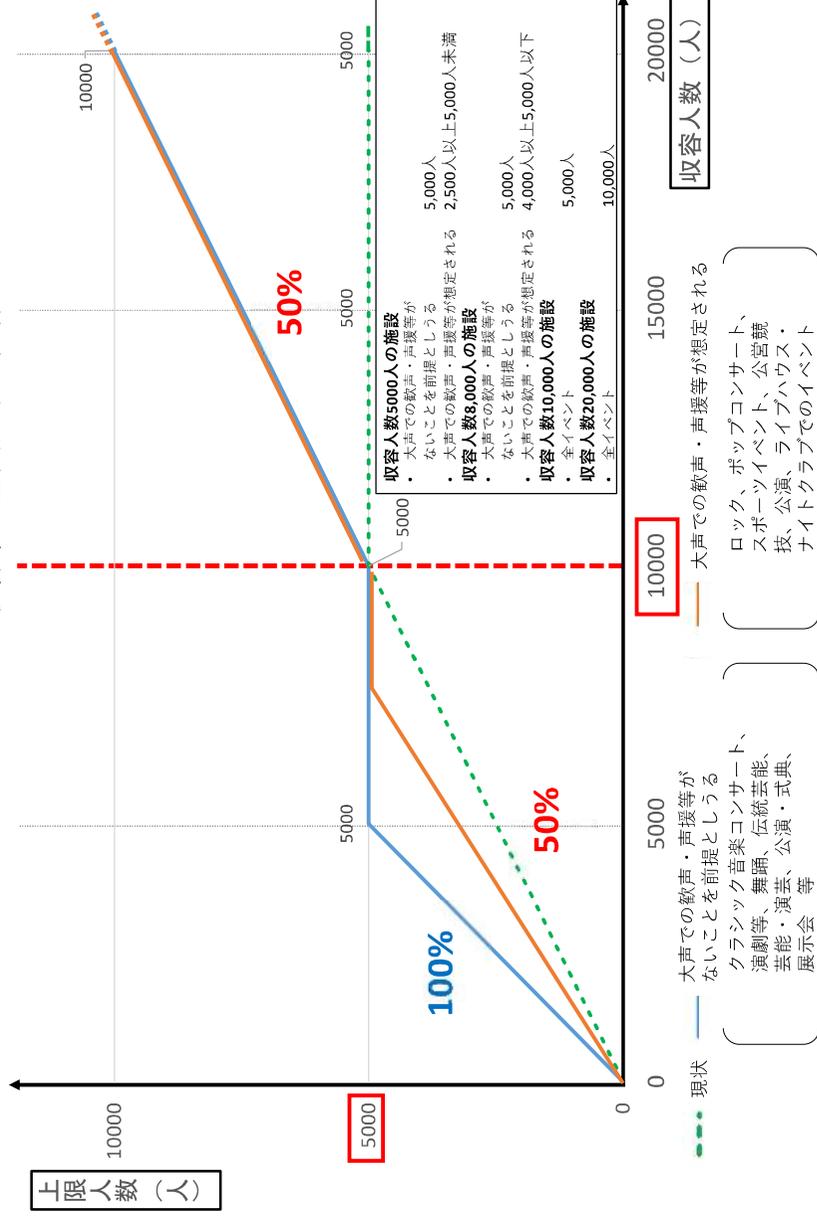
- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するもの**と考えられる。
- 具体的に、段階的に人数上限を引き上げることとする中で、**感染状況に応じた対応が可能になると考えられる**。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する**。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人以上）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す**。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	<p>①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人</p>		
留意事項	<p>・ 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。</p> <p>・ 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。</p> <p>・ 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。</p>		

慎重な判断

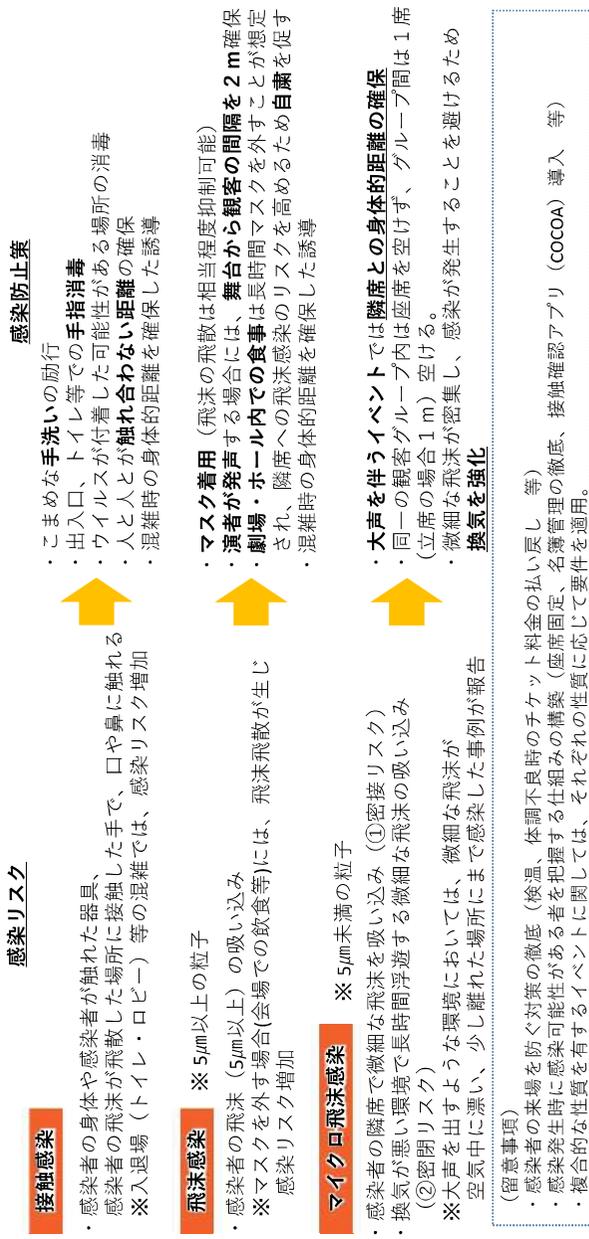
イベント類型と収容率・上限人数の関係

【別紙8】



基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の面立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させざるを得ない可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合、必要に応じて開催のあり方を見直し。



下水道使用料の支払猶予等措置の実施・検討状況調査結果(第7回)

事務連絡
令和2年9月30日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(第7回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

各下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(支払猶予等の措置に関する第7回調査依頼)(令和2年9月10日付け事務連絡)」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

以上

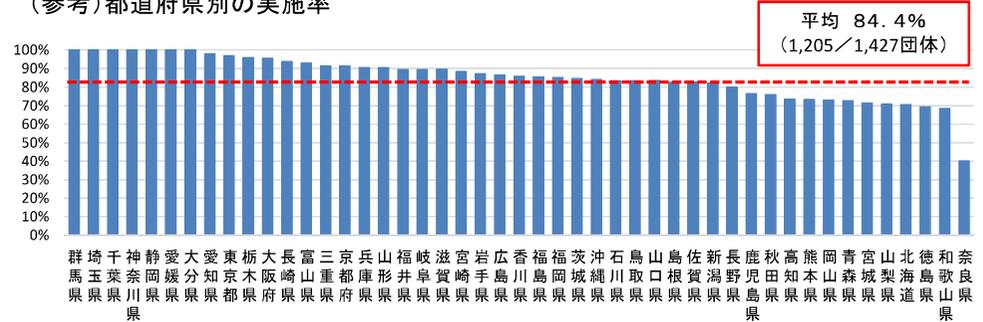
1. 調査実施概要

- ①対象団体: 全国の公共下水道管理者(1,427団体)
②実施時期: 令和2年9月15日(火)時点
③回答状況: 回答率100%(1,427団体/1,427団体)

2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

- ①実施中 1,205 団体 (84.4%)
②今後実施予定 18 団体 (1.3%)
③検討中 59 団体 (4.1%)
④実施予定無し 145 団体 (10.2%)
合計 1,427 団体

(参考)都道府県別の実施率



3. 支払猶予等の実施状況

- ①支払猶予の実施件数 56,878件(家庭用 47,922件、家庭用以外 8,956件)
②支払猶予の実施総額 約15億7,200万円(家庭用 4億3,800万円、家庭用以外 11億3,400万円)
※算出不可と回答した団体がある。
③延滞金・督促手数料の減免額 257,408円(家庭用 59,066円、家庭用以外 198,342円)

4. 使用料減免の実施状況

- ①実施中 105 団体 実績額 約56億1,900万円
②今後実施予定 6 団体
合計 111 団体

※実施中は、9月15日時点で実績額を回答した団体。今後実施予定は、見込額を回答した団体で、実施中の団体を除く。

5. 減免実施にあたっての財源

- ①一般会計 83 団体(74.8%)
②下水道事業特別会計 16 団体(14.4%)
③一般会計+下水道事業特別会計 2 団体(1.8%)
④検討中 8 団体(7.2%)
⑤未回答 2 団体(1.8%)
合計 111団体

※「4. 使用料減免の実施状況」における①及び②に該当する111団体の回答。



事務連絡
令和2年10月28日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼)

標記につきましては、令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して、「今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。」等を内容とする年末年始に関する提言及び「分科会から政府への提言『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」が行われ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より事務連絡が発出された旨、国土交通省大臣官房危機管理官より協力依頼がございました。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(別添)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について（協力依頼）（令和2年10月26日大臣官房危機管理官）

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について（協力依頼）（令和2年10月23日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

以上

事務連絡
令和2年10月26日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼)

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」（別添1参照）及び「分科会から政府への提言『感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」（別添2参照）が行われ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別紙のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、所管事業者・関係団体等に対し、当該提言について広く周知していただくとともに、提言内容の適切な履行に取り組んで頂くよう依頼をお願いいたします。

別紙：新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について（協力依頼）（令和2年10月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

別添

事務連絡
令和2年10月28日

事務連絡
令和2年10月26日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼)

標記につきましては、令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して、「今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。」等を内容とする年末年始に関する提言及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」が行われ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より事務連絡が発出された旨、国土交通省大臣官房危機管理官より協力依頼がございました。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」(別添1参照)及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添2参照)が行われ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別紙のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

つきましては、各局等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、所管事業者・関係団体等に対し、当該提言について広く周知していただくとともに、提言内容の適切な履行に取り組んで頂くよう依頼をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

別紙：新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼) (令和2年10月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

(別添)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について(協力依頼)
(令和2年10月26日大臣官房危機管理官)

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について(協力依頼)
(令和2年10月23日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

以上

別紙

事務連絡
令和2年10月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」(別添1参照)及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添2参照)が行われたため、別添のとおりお送りします。

各府省庁におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、所管団体への周知徹底をお願いします。

【問合せ先】
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)
担当者: 八重樫、神前、北村、山口、岩熊、石岡
TEL: 03-6257-1309
MAIL: reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp
shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

年末年始に関する分科会から政府への提言
令和2年10月23日(金)

別添1

新型コロナウイルス感染症対策分科会

年末年始には、多くの人が連続した休暇を取ることが予想される。年末年始に感染を拡大させないために、分科会から政府に対して以下のことを提言させて頂きたい。

1. 政府におかれては、今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範囲を示してもらいたい。
2. 1で述べた趣旨は働き方改革に資するものであり、新たな働き方を創造する意味からも、新型コロナウイルス感染症を契機として、今まで以上に強いリーダーシップを発揮して本提言を実現して頂きたい。
3. 政府におかれては、経済団体、地方公共団体等に対して、政府と同様に分散して休暇を取得することを呼び掛けて頂きたい。
4. 政府におかれては、民間企業とも連携し、「小規模分散型旅行」を推進するなど、GO TOキャンペーン各事業の運用の在り方を含めて、年末年始の人の流れが分散するよう努めて頂きたい。
5. さらに年末年始は飲酒や会食の機会が増えることから、政府におかれては、本分科会から提言した「感染リスクが高まる5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をあわせて国民・社会に幅広く伝えるよう発信して頂きたい。

分科会から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

令和2年10月23日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

別添2

緊急事態宣言を解除後、ほぼ半年が経過しようとしている。今冬をしっかりと乗り越えるためには、これまでの対策について評価することが必要である。

新型コロナウイルス感染症は、屋外で歩いたり、十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられる。本感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、今冬に備えるためには、クラスター連鎖をしっかりと抑えることが必須である。

9月25日の分科会では感染リスクを高めやすい「7つの場面」を示した。その後、各自治体とのヒアリングなどを通してクラスターの分析がさらに進んだことから、今回、「5つの場面」に整理し、提示することにした。

さらに、飲酒を伴う会食においてクラスターの発生が多く見られていることから、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を取りまとめた。

政府においては、「感染リスクが高まる5つの場面」及び「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を、国民・社会に幅広く伝えるよう発信して頂きたい。

1

感染リスクが高まる「5つの場面」

【場面1】飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

【場面2】大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。

【場面3】マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

【場面4】狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

【場面5】居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

2

感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

＜利用者＞

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
②なるべく普段一緒にいる人と、
③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回わず、一人ひとり。
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
（食事の際は、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。）

※1 フェイスシールドはもとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マスクシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。

※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。

- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店。
- ・体調が悪い人は参加しない。

＜お店＞

- ・お店はガイドライン★の遵守を。

（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）

- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、

接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれらも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

3

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、酔いが醒め、大きな声になりやすい。
- ・特に飲食店などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が存在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご酒では、短時間の食事にくらべて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクro飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、店カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、衣の触みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(参考) 7月以降のクラスター等の発生状況の推移

分類(件)	7月	8月	9月	10月 ※10月21日時点 で公表されている 件数
接待を伴う飲食店	47	41	23	17
会食	37	37	21	19
職場	86	100	80	55
学校・教育施設等	42	80	44	25
医療・福祉施設等	56	194	79	46
その他	53	71	68	31
総計	321	523	315	193

* 報道等情報を元に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において作成。

事務連絡
令和2年11月6日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(第8回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

各下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(支払猶予等の措置に関する第8回調査依頼)(令和2年10月13日付け事務連絡)」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

以上

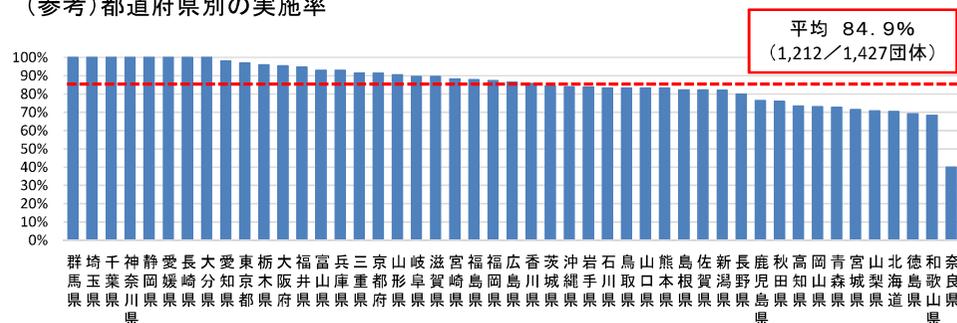
1. 調査実施概要

- ①対象団体: 全国の公共下水道管理者(1,427団体)
- ②実施時期: 令和2年10月15日(木)時点
- ③回答状況: 回答率100%(1,427団体/1,427団体)

2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

- | | | | |
|---------|------------------|---------|----------------|
| ①実施 | 1,212 団体 (84.9%) | ③検討中 | 54 団体 (3.8%) |
| ②今後実施予定 | 17 団体 (1.2%) | ④実施予定無し | 144 団体 (10.1%) |
| | | 合計 | 1,427 団体 |

(参考)都道府県別の実施率



3. 支払猶予等の実施状況

- ①支払猶予の実施件数 59,486件(家庭用 50,215件、家庭用以外 9,271件)
- ②支払猶予の実施総額 約17億7,000万円(家庭用 5億1,200万円、家庭用以外 12億5,800万円)
※算出不可と回答した団体がある。
- ③延滞金・督促手数料の減免額 308,778円(家庭用 63,646円、家庭用以外 245,132円)

4. 使用料減免の実施状況

- ①実施中 109 団体 実績額 約77億6,200万円
- ②今後実施予定 6 団体
- 合計 115 団体

※実施中は、10月15日時点で実績額を回答した団体。今後実施予定は、見込額を回答した団体で、実施中の団体を除く。

5. 減免実施にあたっての財源

- ①一般会計 84 団体(73.0%)
- ②下水道事業特別会計 17 団体(14.8%)
- ③一般会計+下水道事業特別会計 2 団体(1.7%)
- ④検討中 9 団体(7.8%)
- ⑤未回答 3 団体(2.6%)
- 合計 115 団体

※「4. 使用料減免の実施状況」における①及び②に該当する115団体の回答。



事務連絡
令和2年11月13日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について)

標記につきましては、令和2年11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して、「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」が提言され、それを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられること等を内容とした、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」等について事務連絡が発出された旨、国土交通省大臣官房危機管理官より周知依頼がございました。

つきましては、各下水道管理者におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、冬季における換気等が十分なされるよう、適切な履行に取り組んでいただくとともに、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(別添)
寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（令和2年11月12日大臣官房危機管理官）

(別紙)
寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（協力依頼）（令和2年11月11日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

以上

事務連絡
令和2年11月12日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、「最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について」が提言され、その中で、換気の問題等、寒冷な場面における感染防止策について、「例えば特に飲食店などでは二酸化炭素濃度をモニターするなど、具体的な指針を示すこと」とされたことから、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれては、提言を踏まえ、冬期における換気等が十分なされるよう、別添の「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を所管事業者・関係団体等へ広く周知をお願いいたします。

特に、所管事業者・関係団体等には、下記事項の周知を行い、業種ごとの感染拡大防止ガイドライン（以下「業種別ガイドライン」という。）改訂の検討を促すようお願いいたします。

- 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。特に、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられることや、飲食店など、特に密が発生しやすい場所では、換気状況を確認すること等が有効であることを周知すること。
- 周知先の団体が業種別ガイドラインを策定している場合は、必要に応じ寒冷な場面における換気方法や、CO2センサー、加湿器等の設置が有効であることを明記する等、業種別ガイドラインの改訂を検討すること。

別添：寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（令和2年11月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

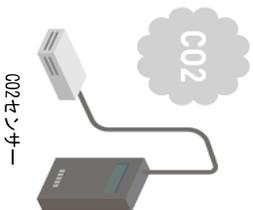
1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』
場面1：飲酒を伴う懇親会
場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
場面3：マスクなしでの会話
場面4：狭い空間での共同生活
場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け (窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下 (*) を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。



3. 適度な保湿 (湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

以上

寒冷な場面における感染防止対策を徹底するため、関係各所に「寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント」を周知するとともに、必要に応じて、当該感染防止対策について、業種別ガイドラインへの記載等の検討を促すようお願いいたします。

別添

事務連絡
令和2年11月11日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、「最近の感染状況を踏まえ、より一層の対策強化について」が提言され、その中で、換気の問題等、寒冷な場面における感染防止策について、「例えば特に飲食店などでは二酸化炭素濃度をモニターするなど、具体的な指針を示すこと」とされております。

そうした提言を踏まえ、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」をとりまとめておりますので、関係各府省庁におかれては、冬期における換気等が十分なされるよう、関係各所に周知願います。

特に、関係団体等に下記のとおり周知を行い、当該団体が業種ごとの感染拡大防止ガイドライン（以下「業種別ガイドライン」という。）改訂の検討を促すようお願いいたします。

- 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。特に、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられることや、飲食店など、特に密が発生しやすい場所では、換気状況を確認すること等が有効であることを周知すること。
- 周知先の団体が業種別ガイドラインを策定している場合は、必要に応じ、寒冷な場面における換気方法や、CO2センサー、加湿器等の設置が有効であることを明記する等、業種別ガイドラインの改訂を検討すること。

なお、今後、厚生労働省など、関係各府省庁から別途寒冷な場面における具体的な換気方法等について周知される場合には、当該周知にも御留意ありたい。

事務連絡
令和2年11月13日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長

新型コロナウイルス感染症発生時における終末処理場の
運転管理等の業務継続に向けた取組みの徹底について (依頼)

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラであり、感染拡大期にあっても、真に必要な業務に絞り込んだ上で、終末処理場の運転管理等の業務を継続することが求められます。感染拡大期における業務継続に当たっては、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下、「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づく取組みが有用であり、平成21年9月28日付け国都下管第8号下水道管理指導室長通知、平成28年12月6日付け事務連絡、令和2年2月5日付け事務連絡、同月17日付け事務連絡及び令和2年4月17日付け事務連絡等により、下水道管理者に対して、新型インフルエンザ等BCPの策定や罹患発生時の代替要員確保のための事前の確認等について、重ねて要請してきたところです。

下水道事業従事者の感染状況を把握し、必要な対応の検討や周知をすること等により、感染拡大防止と下水道機能の維持を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の罹患発生時に報告していただいているところです。このうち、今月上旬に報告のあった、佐賀県内の公共下水道の終末処理場の運転管理業務従事者1名の罹患の件について確認したところ、新型インフルエンザ等BCPは策定されておらず、かつ、あらかじめ業務継続に向けた委託先事業者への人員確保の状況確認や指示等も行われていなかったことが判明しました。

幸い、同処理場の運転管理に関しては、代替要員を確保できており、現時点で業務継続に影響はないとの報告を受けておりますが、上述の事務連絡により、新型インフルエンザ等BCPの策定や罹患発生時の代替要員確保のための事前の確認等について重ねて要請してきたにも関わらず、取組みが行われてこなかったことは誠に遺憾です。

各都道府県におかれましては、直営、委託に関わらず、管内市町村に対し、例え、今この時に、職員又は委託先の下水道従事者の罹患が判明した場合であっても、直ちに代替要員による運転管理業務が可能となるよう、新型インフルエンザ等BCPの策定や罹患発生時の代替要員確保のための事前の確認等についてご指導いただくとともに、その後の取組状況についても随時ご確認いただきますようお願いいたします。

また、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

以上

事務連絡
令和2年11月19日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(来年2月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月19日以降11月末までの催物の開催については、令和2年9月15日付け事務連絡において、必要な感染防止対策が担保されている場合には、それまでの催物の開催制限の一部を緩和すること等について情報提供させていただいたところですが、12月1日以降の催物の開催について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添のとおり事務連絡が発出されましたので情報提供いたします。

具体的には、来年2月末までの催物の開催制限について、現在の人数上限及び収容率を維持し、引き続き、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで(収容率要件又は人数上限による人数のいずれか小さい方を限度とする。)となっております。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別紙) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月17日付け大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年11月19日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(来年2月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月19日以降11月末までの催物の開催については、令和2年9月15日付け事務連絡において、必要な感染防止対策が担保されている場合には、それまでの催物の開催制限の一部を緩和すること等について情報提供させていただいたところですが、12月1日以降の催物の開催について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添のとおり事務連絡が発出されましたので情報提供いたします。

具体的には、来年2月末までの催物の開催制限について、現在の人数上限及び収容率を維持し、引き続き、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで(収容率要件又は人数上限による人数のいずれか小さい方を限度とする。)となっております。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますよう、本日、下水道企画課管理指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

なお、感染拡大予防ガイドラインを作成している法人におかれましては、必要に応じて業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリストの作成・配布等、適切に対応いただくようお願いいたします。

(別紙) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月17日付け大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年11月17日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守徹底に向けた取組強化等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれては、来年2月末までの催物の開催制限、イベント等に業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について、広く周知をお願いいたします。

また、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について、所管事業者・関係団体等に対し、業種別ガイドラインの周知・徹底を促すとともに、必要に応じて、各局又は関係団体等から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリストの作成・配布、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、クラスターの状況を調査・分析すること等により適切に対応するようお願いいたします。

更に、別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、事業者が感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践ができるようにすることと、別紙10に示された「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を所管事業者・関係団体等に対し周知するようお願いいたします。

別添：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

**12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱を維持し、一部の催物について、収容率の緩和や具体的な感染防止策等を明確化するので、催物開催の目安とされたい。
また、イベント等におけるガイドライン遵守徹底に向けた取組を強化するので、適切な情報連携、PDCA体制の構築等を検討されたい。**

別添

事務連絡
令和2年11月12日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について

令和2年9月11日付け事務連絡（以下「9月11日付け事務連絡」という。）により通知したとおり、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされているが、12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守を徹底するため、より一層の取組強化を図ることとするので、留意されたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、12月1日から実施する。

なお、来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

9月11日付け事務連絡1.(1)①のとおり取り扱うこと。なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すこと。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、9月11日付け事務連絡1.(1)②ア)を改め、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を出し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと(開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を出し、又は歌唱することが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して別紙1に記載した対策の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、9月11日付け事務連絡別紙2のとおり、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とする催物について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの」として取り扱うことができることとする。

各都道府県においては、別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等に係る取扱いについては、引き続き、9月11日付け事務連絡1.(1)②

ア)のとおり取り扱うこと。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア)に該当しない催物は、9月11日付け事務連絡1.(1)②イ)のとおり取り扱うこと。

(2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。その上で、別紙4に該当するものについては、9月11日付け事務連絡1.(2)①に示す「十分な人と人との間隔(1m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものとして明確にするので、御留意ありたい。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等に関連し、別紙5のとおり、初詣における感染防止対策の留意事項について、取りまとめているので御留意ありたい。

(3) 人数上限や収容率の要件の解釈について

9月11日付け事務連絡1.(3)のとおり取り扱うこと。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について

イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療ひっ迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化を図ることとする。

① 関係府省庁及び関係団体における業種別ガイドラインの周知・徹底

関係各府省庁においては、関係団体が傘下会員等に対して、業種別ガイドラインの周知・徹底を図るよう促すとともに、必要に応じて、関係各府省庁又は関係団体から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリスト等を配布すること等により、業態に応じた感染防止策の理解促進を図るとともに、ガイドラインの遵守徹底に努めること。

また、関係各府省庁においては、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合など、必要に応じて、業種別ガイドラインのさらなる改善に向けた助言等を実施し、適切に改訂するよう促すこと。

② 建築物衛生法の立入検査等における周知

各都道府県等においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。

③ 都道府県等における平時からの体制構築及びクラスター発生時の連携・情報共有体制の構築

大規模イベントに係るクラスター対策については、10月27日付事務連絡においてクラスター対策・分析の組織体制を構築するよう対応をお願いしているところであるが、各都道府県においては、引き続き、関係部局間や政令市、中核市、保健所設置市等との役割分担やイベントにおけるクラスター対策についての組織的な対応について留意すること。特に、関係部局間の情報連携に留意すること。

また、今後の感染拡大防止対策等の強化につなげる観点から、各都道府県においては、大規模イベントでのクラスターが確認された場合に加え、イベントでの大規模クラスターが確認された場合についても、可能な範囲で、チェックリスト等を活用しながら、関係各府省庁に確認された感染防止策の実施状況等を共有するよう努めること。

④ 関係府省庁及び関係団体の主体的な調査・分析、ガイドラインの改訂

関係各府省庁においては、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、関係団体、感染症等の専門家、内閣官房等と連携しながら、クラスターの状況を把握・分析するとともに、

- ・ 業種別ガイドラインの未遵守が原因と考えられる場合はその遵守を働きかけること、
- ・ 業種別ガイドライン上の対策が不明確と考えられる場合は当該対策を業種別ガイドラインにおいて明確化すること

等により、再発防止に努めること。また、関係各府省庁においては、関係団体及び専門家等と連携し、前記③等で共有された情報等に基づき、クラスターの状況を把握・分析すること。また、必要に応じて、内閣官房とも相談しつつ、各所管団体に対して業種別ガイドラインのさらなる周知の徹底、改訂等の検討を促すこと。

なお、関係各府省庁においては、本事務連絡で示した考え方について、他の類型の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

⑤ 業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を促すための検討体制の構築

イベント等における感染防止策を徹底するためには、業種別ガイドラ

インの遵守状況の継続的なフォローアップが不可欠である。関係各府省庁においては、関係団体と連携しながら、上記①～④の検討を継続的にを行い、業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を実施するための体制構築を図ること。

(2) 都道府県における事前相談、注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

なお、各都道府県においては、9月11日付事務連絡2.(1)のとおり、イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、必要に応じて、これまでも別紙6の記載事項に留意するよう促すこととしてきたが、今後、別紙7及び別紙8の記載事項についても留意するよう促すこと。

(3) その他留意事項について

各都道府県、関係各府省庁においては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所(催物前後など)での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。

3. 業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について

令和2年11月9日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、業種別ガイドラインの遵守徹底に向けて、現場での実践等の提言が出されたところである。別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、これまでも周知を行ってきたところであるが、各都道府県、関係各府省庁等においては、改めて、関係団体とも連携しながら、事業者が、感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。

また、関係各府省庁においては、業種別ガイドラインの実効性を高めるべき旨の提言が出されたこと等を踏まえ、前記2.(1)に関連した業種にかかわらず、各業種におけるクラスター発生状況等を踏まえ、さらなる対策が求められる場合には、必要に応じて、前記2.(2)と同様に、業種別

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 ・隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スゴーズイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ・必要に応じて、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じて、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化を検討すること。

4. 寒冷な場面における換気等について

冬期においては、寒冷地を中心に、通常の換気（定期的な窓開け換気）では、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持できない可能性が想定される。

各都道府県及び関係各府省庁においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、別紙10に示すとおり、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行っていくことが重要であること等から、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を周知すること。また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。

以上

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービス等の奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対応
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を²原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等(飲食を伴うものの発声がないもの)における感染防止策 【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしようる催物に限定して、収容率を100%以内に行うことができることとする。

具体的な条件(感染防止策)

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めめること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面(例：上映前後・休憩中のシアター内等)での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること(野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービス等の導入に向けた具体的措置の徹底 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短く短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの 例【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの例	大声での歓声・声援等が想定されるもの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクタショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	ライブハウス・ナイトクラブ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む、以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインでは「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

野外フェス等における感染防止策 【別紙4】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）	
① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ヒールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

【別紙5】 初詣における感染防止対策の留意事項について

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

- 基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。
- その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・ 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- 〔 ・ 利用する駅の分散
・ 混雑状況の周知・呼びかけ など

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

6

屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント 【別紙6】

基本的方向性

- ・ 実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・ イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・ 自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・ エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・ 感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

飛沫感染

- ※ 5 μ m以上の粒子
- ・ 感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※ マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

マイクロ飛沫感染

- ※ 5 μ m未満の粒子
- ・ 感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・ 換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※ 大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

（留意事項）

- ・ 感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・ 感染発生時に感染可能性のある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・ 複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

感染防止策

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人との接触が避けられない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、**①大声を出すことによるリスク**、**②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク**、**③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対す必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

大声を出す

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

エビデンス・実績

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

必要な感染防止策

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

（別紙2）

- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・会話中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

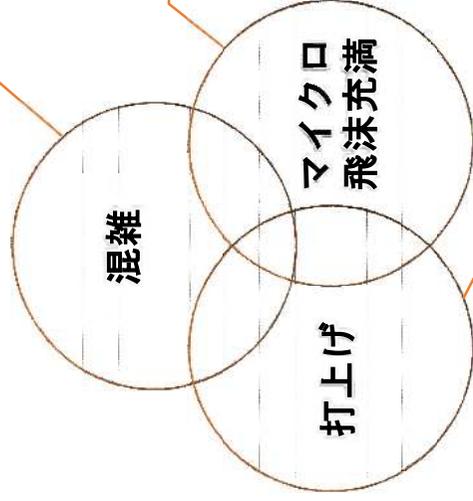
（別紙4、5）

- 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策 【別紙8】

- イベントが大規模化することによって、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げにより、感染リスクが高まるおそれがある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い
リスクが高まる場面



想定される場面

- 共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関
- 対策例
 - ・行列ができる場所における足元マーク設置
 - ・定点カメラやデジタル技術による混雑状況のモニタリング・発信
 - ・時差・分散（利用する駅の分散等）措置を講じた入退場
 - ・駅等～会場における誘導員の配置、シャトルバス等の増便
 - ・交通機関との連携（臨時便の発着等）

密接・密集 接触・飛沫

想定される場面

- 共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、地下道、交通機関
- ※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意
- 対策例
 - ・必要に応じ入場人数を制限
 - ・仮設休憩所（テント、プレハブ等）の適切な換気
 - ・換気状況のモニタリング（CO2濃度計測装置の設置等）
 - ・地下道を避ける、地上道路を利用するよう誘導
 - ・交通機関における走行中の窓の解放

密閉 マイクロ飛沫

想定される場面

- 飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント
- 対策例
 - ・自治体との連携により、会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起
 - ・参加者に飲食店等の事前予約を推奨
 - ・「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」に沿った飲み会等
 - ・歌唱を行う場合のマスク着用

3密 接触・飛沫・マイクロ飛沫

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、興奮が鈍麻し、声も大きくなる。
- 特に軒先などで区切りがないような狭い空間に居る時、人数が満座すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、個室は5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイコプラズマ肺炎感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カフェや会議などの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わることで、急な移動や環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休養生、安理所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料3-4抜粋

寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

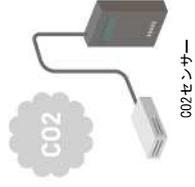
- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
連続窓開け (窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

- ### 3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)
- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
 - こまめな拭き掃除を

「5つの場面」

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



I 1 2月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容要件に基づき、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人以上）の主権者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） ・飲食を伴うが発声がないもの（注2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事の伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと捉えてきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限る。イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では臨席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では臨席間隔を取けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

事務連絡
令和2年11月20日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(職場における一層の対策強化に関する協力依頼)

新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について
(協力依頼)

令和2年10月28日付け事務連絡において、「年末年始に関する分科会から政府への提言」及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」について周知させていただいたところです。

今般、第46回新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「今般の感染拡大に対応したクラスター対策のさらなる強化等について」が取りまとめられ、このうち「職場における一層の対策強化」の中で、テレワークの推進や感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等について進めていくとされたところです。

これを受けて、別紙のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より周知依頼がございました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切な履行に取り組んでいただくとともに、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(別添) 新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について
(協力依頼) (令和2年11月20日付大臣官房危機管理官)

(別紙) 新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について
(協力依頼) (令和2年11月17日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

以上

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について、別紙のとおり協力依頼がありました。

つきましては、各局等におかれては、所管事業者・関係団体等の会員企業等に周知徹底いただくよう依頼をお願いいたします。

別紙：新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について
(協力依頼) (令和2年11月17日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

(別添) 職場における一層の対策強化

○職場における感染防止も、早期検知しにくいクラスター対策として極めて重要であり、テレワークの更なる推進や効果的な換気、「5つの場面」の周知徹底等を進めていく。

課題

業務中よりは、マスクを外す喫煙や昼食時などの休憩等でクラスターが発生している。また、接触機会を減らすためテレワーク、時差出勤等を一層推進することにより、感染機会を減らす努力が求められる。

具体的な対策

- 体調の悪い方は出勤しない・させない、産業医との連携
- テレワーク、時差出勤等のさらなる推進
(11月はテレワーク月間)
- CO2濃度センサーを活用した換気状況の確認、寒冷な場面での換気等の徹底
- 5つの場面の周知、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室)に注意すること



経済界への周知、勧奨

国がIT導入補助金、持続化補助金で支援！

別紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、テレワークの推進や感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等についてご協力をお願いするものです。

事務連絡
令和2年11月17日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について
(協力依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について」(令和2年10月23日付事務連絡)にて、「年末年始に関する分科会から政府への提言」及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」の周知についてご協力いただいたところですが、今般、第46回新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「今般の感染拡大に対応したクラスター対策のさらなる強化等について」が取りまとめられ、「職場における一層の対策強化」(別添参照)において、テレワークの推進や感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等について進めていくとされたところです。

各府省庁におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、別添の内容について適切な履行に取り組んでいただくとともに、所管団体への周知徹底をお願いします。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)

担当者: 八重樫、神前、北村、山口、岩熊、石岡

TEL: 03-6257-1309

MAIL: reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

店舗等での感染防止策の確実な実践

- 会食で感染が広がるケースが増えていることを踏まえ、専門家の御意見も聞きつつ、**早急に業種別ガイドラインの改訂、強化を行う。**

課題

これまでの経験や新たな知見等に基づいて、業種別ガイドラインの実効性をより高めるとともに、現場で確実な実践する必要がある。

- （飲食店におけるクラスターの発生要因の一例）
- ・発症者の向かいに座った者が感染していた。
- ・マスクやフェイスシールドを着用していなかった。
- ・大きな声で長時間会話をしていた。

具体的な対策

多数のクラスターが発生している飲食場面での感染管理を徹底するため、専門家・関係業界等による分析、協議を深め、早急に飲食関係ガイドラインを改定進化・徹底する。具体的には、以下のような取り組みを強化する。

- ・パーティションの活用
- ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事用のマスクの活用を含む）
- ・斜め向かいに座る
- ・CO₂濃度センサーを活用し、換気状況が適切か確認

(別添参考)

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・待た際などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、座カラボウケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバイクで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや気候の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



事務連絡
令和2年11月27日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(感染拡大地域における催物の開催制限等)

感染拡大地域における催物の開催制限等について

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められているところです。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省庁に対して、別添のとおり、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安が見直されることもあり得ること等について、連絡がございました。

各下水道管理者におかれましては、この旨ご留意いただくとともに、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別紙) 感染拡大地域における催物の開催制限について(令和2年11月26日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 感染拡大地域における催物の開催制限について(令和2年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

以上

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められていることから、感染拡大地域における催物の開催制限等について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、令和2年11月17日付け事務連絡のとおり、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について、周知をお願いしているところですが、各局等におかれては、このことを改めて、所管事業者・関係団体等に周知いただくとともに、今後、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得ることについて、周知いただくようお願いいたします。

別添：感染拡大地域における催物の開催制限等について(令和2年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

各都道府県においては、感染状況について、強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。

事務連絡
令和2年11月25日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

感染拡大地域における催物の開催制限等について

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められているところである。また、9月11日付け事務連絡1.(3)③のとおり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限及び収容率要件の目安と異なる基準を設定しうることとされている。

今後、各都道府県においては、大規模イベント開催等に伴う人の往来により、感染リスクが高まると判断する場合には、ステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。

なお、関係各府省庁及び各都道府県においては、11月12日付け事務連絡2.(1)のとおり、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底に向けた取組強化を図ることとされていることや、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得るので留意されたい。

以上

事務連絡
令和2年12月2日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況となっております。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」(第48回)において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう指示がありました。その後、12月1日の閣議後関係者において西村国務大臣からの発言を受けて、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施が推進されるよう対応依頼がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、テレワークの実施が推進されるよう、引き続き、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼) (令和2年12月1日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼) (令和2年12月1日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年12月2日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況となっております。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」(第48回)において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう指示がありました。その後、12月1日の閣議後関係者において西村国務大臣からの発言を受けて、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施が推進されるよう対応依頼がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、テレワークの実施が推進されるよう、引き続き、適切にご対応いただきますよう、本日、下水道企画課管理企画指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところで、

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼) (令和2年12月1日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼) (令和2年12月1日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

人と人との接触機会を減少させ、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを少しでも減少させるため、

- ①自らの所属省庁においても、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただく、
 - ②所管する関係団体等に対して、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただくよう働きかけていただく、
- という2点へのご協力をよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和2年12月1日

事務連絡
令和2年12月1日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

大臣官房危機管理官

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況となっております。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」（第48回）において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう指示があり、12月1日の閣議後閣僚懇において西村国務大臣からの発言を受けて、別添内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおり依頼がありました。

つきましては、各局等におかれては、所管の事業者、関係団体等においてテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなどの対応をよろしくお願いいたします。

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況です。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理からは、感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただきました。

そこで、本日の閣議後閣僚懇において西村国務大臣から御発言がございましたとおり、関係省庁におかれましては、人と人との接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼)」

【本件問合せ先】
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
担当者：八重樫、神前、北村、岩熊、山口、石岡
TEL：03-6257-1309
MAIL：reo_yaegashi.c8s@cas.go.jp
yuji_kozaki.f7j@cas.go.jp
shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

(参考)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について

〔令和二年十二月一日（火）閣僚懇
西村 国務大臣 発言要旨〕

- 一、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの推進について、御協力をいただき御礼申し上げます。
- 二、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、十一月以降増加傾向が強まり、二週間で二倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっています。
- 三、十一月二十七日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただいたところです。
- 四、そこで、関係省庁におかれましては、人と人の接触機会を減少させ、感染拡大を

防止するため、十一月の推進月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年12月16日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
(周知依頼)

12月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言があり、西村国務大臣からも国民に対して周知が行われたところです。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、忘年会・新年会はなるべく普段から一緒にいる人と少人数で開催し、その上で「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をしていただくこと等について、別添のとおり関係各府省に対し関係団体への周知と所属する職員等への注意喚起の依頼がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

(別紙) 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
(周知依頼) (令和2年12月14日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
(周知依頼) (令和2年12月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年12月14日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
(周知依頼)

12月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言があり、西村国務大臣からも国民に対して周知が行われたところであり、これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり関係各府省に対し関係団体への周知と所属する職員等への注意喚起の依頼がありました。

つきましては、各局におかれましては、忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について、所管の事業者、関係団体等に周知徹底をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(別添)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」
(周知依頼)

新型コロナウイルス感染症対策分科会

「忘年会・新年会・成人式等及び規制についての提言」

別紙

事務連絡
令和2年12月16日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
(周知依頼)

12月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言があり、西村国務大臣からも国民に対して周知が行われたところです。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、忘年会・新年会はなるべく普段から一緒にいる人と少人数で開催し、その上で「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をしていただくこと等について、別添のとおり関係各府省に対し関係団体への周知と所属する職員等への注意喚起の依頼がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

(別紙) 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
(周知依頼) (令和2年12月14日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
(周知依頼) (令和2年12月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

以上

事務連絡
令和2年12月14日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
(周知依頼)

12月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言があり、西村国務大臣からも国民に対して周知が行われたところであり、これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり関係各府省に対し関係団体への周知と所属する職員等への注意喚起の依頼がありました。

つきましては、各局におかれましては、忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について、所管の事業者、関係団体等に周知徹底をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(別添)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」
(周知依頼)

新型コロナウイルス感染症対策分科会

「忘年会・新年会・成人式等及び規制についての提言」

各都道府県及び関係各府省庁においては、年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項を、関係各所に周知いただくようお願いいたします。

別添

事務連絡
令和2年12月11日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の
留意事項について（周知依頼）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、別紙のとおり、政府に対して、「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言をいただき、西村国務大臣からも国民に対して周知を行ったところです。

都道府県におかれては市区町村及び都道府県民への周知等を、関係各府省庁におかれては関係団体への周知等をそれぞれお願いします。

また、各都道府県及び関係各府省庁におかれては、所属する職員等に、忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項を注意喚起し、特に強い対策を実施している地域では、年末年始を静かに過ごすための工夫を徹底するようお願いいたします。

以上

忘年会・新年会・成人式等及び
帰省についての提言
令和2年12月11日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

[はじめに]

- 我々の社会は新型コロナウイルス感染症が流行してから初めての冬を迎えることとなります。
- 年末年始は我々の社会にとって特別な時期です。特に、半年以上、つらい思いをされてきた多くの皆さんは、年末年始こそは、お酒を酌み交わし、親族や親しい友人たちと旧交を温めたいと考えていると思います。
- しかし、年末年始に人々の交流を通じて感染が全国的に拡大すると、さらに医療が逼迫し、結果的に経済も大きな打撃を被ります。
- 命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められます。
- 年末年始を迎えるに当たり、分科会としては、以下の提言を行いたいと思います。政府においては、本提言のメッセージを国民の皆さんに分かりやすく伝えて頂きたいと思います。

1

[Ⅱ] 分科会から政府への提言

1. 全国の皆さんへ

年末年始を静かに過ごすために、以下の工夫をお願いします。

(1) 忘年会・新年会

忘年会・新年会で最も大切なことは、なるべく普段から一緒にいる人と少人数で開催することです。その上で、

- ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶ。
- 体調が悪い人は参加しない。
- 座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
- 会話する時は必ずマスクを着用。
- 短時間で、深酒やはしご酒などは控え、適度な酒量で。
- お猪口やコップは使い回さず、一人ひとりで。

といった「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をして頂くようお願いします。

2

[Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

(2) 成人式

成人式は、多くの新成人が久しぶりに地元が集まる機会です。しかし、この機会は「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」（添付）が生じやすい機会でもあります。主催者や参加者には、次の点について注意喚起をお願いします。

①主催者の方へ

- ・参加人数の制限。
- ・会場での飲食を控えることの徹底。
- ・会場での感染防止策の徹底（マスクの着用、手指消毒など）。

②参加者の方へ

- ・体調が悪い人は参加しないこと。
- ・会場やその周囲では密集をしないこと。
- ・式典の前後には飲食を控えること。
- ・仮に飲食をする場合には上記の忘年会・新年会の工夫を参照。

3

[Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

(3) 初詣・カウントダウンイベントなど

初詣については、混雑する時期を避けて頂くようお願いします。境内での三密や、参拝後の混雑をできる限り避けるなど、感染防止策の徹底をお願いします。

また、年末年始は、カウントダウンイベント等が数多く行われます。これらのイベントでは、基本的な感染防止策を徹底するとともに、適切な雑踏警備等を検討してください。適切な行動管理が難しいと判断する場合には開催自粛等の対応をお願いします。

(4) 年末年始の帰省

年末年始に、多くの人が帰省をお考えになっているかと思いますが、帰省する場合には、三密回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるなど、高齢者等への感染につながらないよう注意をお願いします。

そうした対応が難しいと判断される場合は、帰省について慎重に検討頂きますようお願いいたします。特に発熱等の症状がある方などは、帰省を控えて下さい。

帰省される場合には、年末年始の休暇を分散して取得するなど、混雑する時期を避けて頂くようお願いします。

4

[Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

2. ステージⅢ相当の対策が必要となる地域の皆さんへ

ステージⅢ相当の対策が必要となる地域では、さらに対策を徹底するため、全国の皆さんにお願いした前述の内容から一歩踏み込んだ工夫をお願いしたいと思います。

- ・特に大人数の「忘年会・新年会」は見送り、オンライン忘年会・新年会を検討すること。
- ・「成人式」及び「その他年末年始に想定されるイベント」は、主催者はオンラインを活用した形での開催や開催時期、時間の分散化等、在り方について慎重に検討すること。
- ・「年末年始の帰省」は、時期の分散のみならず、延期も含め慎重に検討すること。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、壁カラボクなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中での注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回わず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスク着用。
（フェイスシールド・マウスシールド*¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要*²。）
 - ※1 フェイスシールドはもともマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン*を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン*の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

事務連絡
令和3年3月1日

事務連絡
令和3年3月02日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年2月26日に、令和3年3月1日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月1日に緊急事態宣言が一部の地域において解除された。緊急事態宣言が解除された地域においては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応について」（令和3年2月8日付け事務連絡）に基づき、適切に対応された。

別添資料 1

事務連絡
令和3年3月1日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年2月26日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年2月8日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年2月26日に、令和3年3月1日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、適切なお対応を宜しくお願いします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれは、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和3年3月22日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）
後における工事及び業務の対応について

令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年3月18日変更））において、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととするとされたところです。これらの内容を踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月21日に緊急事態宣言が全ての地域において解除された。令和3年3月18日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされている。

そのため、今回宣言が解除された地域に加え、令和3年1月7日以降に緊急事態宣言の対象地域となり、その後、解除された地域における工事等の実施に当たっては、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

また、その他の地域を含め、基本的対処方針において社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされていることから、基本的な感染対策の徹底等を図りながら、引き続き、工事等の対応について「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。）に基づき、適宜、対応されたい。

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年3月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところで、

令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年3月18日変更））（以下、「基本的対処方針」という。）において、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととするとされたところで、

また、基本的対処方針では、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところ。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ご

との感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しく願
いします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めております
ので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対して
も、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和3年4月5日

事務連絡
令和3年4月5日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に
関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に
関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月1日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。基本的対処方針においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業

種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なご対応を宜しくお願ひします。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場面を回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまで、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときには、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うようお願いしてきたところですが、これらの措置については、引き続き、同様の取扱いをお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添2のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願ひします。

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月1日変更））では、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。また、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、さらに、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」等を参考に、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切なご対応をお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

別添2

国会公契第1号
 国官技第2号
 国官総第1号
 国営管第4号
 国営計第9号
 国港総第7号
 国港技第2号
 国空予管第7号
 国空空技第2号
 国空交企第2号
 国北予第1号
 令和3年4月5日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房公共事業調査室長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長
 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。また、令和3年4月1日に改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められることは言うまでもない。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日付け国会公契台29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。以下「1月7日通達」という。別添）において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

工事等に関しては、対処方針では、重点措置区域における取組等として、関係都道府県知事が事業者に対して、職場への出勤等について「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向けた取組を働きかけるなど、緊急事態措置を実施すべき区域と同様の対応を行うこととされていると史料される。このため、重点措置区域における工事等の対応については、1月7日通達の緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応に基づき実施されたい。なお、重点措置区域外における工事等における対応については、引き続き1月7日通達の緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応に基づき実施されたい。

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
 工事及び業務の対応について

事務連絡
令和3年4月6日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、
テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について

令和3年4月1日に開催された第59回新型コロナウイルス感染症対策本部において、4月5日から5月5日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされ、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、まん延防止等重点措置区域の公示及び基本的対処方針の変更、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切に実施いただきますようお願いいたします。

特に、重点措置区域である都道府県においては、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(別紙)「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について」(令和3年4月5日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添1)「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について」(令和3年4月1日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

(別添1別紙1)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」(令和3年4月1日新型コロナウイルス感染症対策本部長)

(別添1別紙2)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年4月1日変更)

(別添2)「テレワーク等の推進について」(令和3年4月1日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

(別添3)「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年4月1日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)(補足として、令和2年11月12日付、令和3年2月4日付、令和3年2月26日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付)

(別添4)「第21回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上

事務連絡
令和3年4月12日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、
催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年4月9日に開催された第60回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加され、東京都については4月12日から5月11日、京都府及び沖縄県については4月12日から5月5日までを実施期間とすることとなり、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切に実施いただきますようお願いいたします。

特に、重点措置区域である都府県においては、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(別紙)「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年4月12日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添1)「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について」(令和3年4月9日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

(別添1別紙1)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」(令和3年4月9日新型コロナウイルス感染症対策本部長)

(別添1別紙2)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年4月9日変更)

(別添2)「テレワーク等の推進について」(令和3年4月9日付け新型コロナウイルス

感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

(別添3)「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年4月9日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)(補足として、令和2年11月12日付、令和3年2月26日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付)

(別添4)「第22回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上

事務連絡
令和3年4月13日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき
区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年4月9日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月12日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月12日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年4月9日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月12日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月5日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しく願います。

また、新型コロナウイルス感染症に係る重点措置区域の拡大を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

【別添】

事務連絡
令和3年4月12日

県に加え、拡大された重点措置区域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を 実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月9日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、大阪府、兵庫県のみから東京都、京都府、沖縄県を含む1都2府3県に拡大する公示が行われ、同4月12日から拡大された重点措置区域においてもまん延防止等重点措置を実施することが決定された。まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）において通知したところであるが、これまでの1府2

事 務 連 絡
令和3年4月12日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月9日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月12日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月5日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年4月19日

事務連絡
令和3年4月19日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月13日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について依頼がありました。

つきましては、本件モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的にご協力いただくよう宜しくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あてに、別添3のとおり日本建設業連合会あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施 4/12 18:00 時点

【目的】

- 緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆や感染源を早期探知、感染再拡大を防止
- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査などの対応を講じる。まん延防止等重点措置も機動的に実施。

【実施場所】

- 有識者の意見を踏まえ、繁華街・歓楽街・事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等比較的感染リスクの高い場所を中心に実施（入ホットで唾液PCR容器等を交付する方式・団体検査方式）

- 地域の実情を把握している自治体からの提案を踏まえ、実施場所を決定

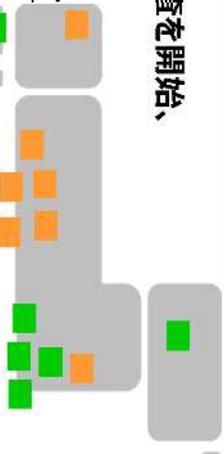
【対象地域】

- 栃木県は2月22日から、岐阜県は3月4日から、大阪府、京都府、兵庫県は3月5日から、愛知県、福岡県は3月6日から、それぞれ検査を開始
- 首都圏についても、神奈川県は3月18日から、千葉県は3月19日から、東京都、埼玉県は3月20日から、それぞれ検査を開始
- 北海道は4月1日、沖縄県は4月2日から、それぞれ検査を開始、
- 宮城県については開始に向けて調整中

【規模】

- 段階的に検査数を拡大、まずは1日1万件規模を目指す

- 【検査結果及び分析結果】
検査結果や分析に関しては、随時、内閣官房ウェブサイトに公開し、活用を図る



別添1

事務連絡
令和3年4月19日

国土交通省大臣官房技術調査課 御中
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組みにつきまして、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置が終了したところですが、同措置の終了後も、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくことが必要です。また、現在、まん延防止等重点措置を実施している地域があることにも留意する必要があります。この点について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月16日変更）においては、「サーベイランス・情報収集」として、「政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」とされているところです。

この趣旨を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においては、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等において感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査を実施することとしております。

このため、建設現場、特に共同生活を伴う寮等を設置している建設現場において、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から日本建設業連合会に対して協力をお願いしているところです。

つきましては、建設現場等において発注者の理解のもとに請負業者がモニタリング検査を円滑に実施できるよう、貴職においては、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設業者から発注者に検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただけるよう発注者への周知についてご協力をお願いいたします。

○感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施（4/12 18:00 時点）【別添①】

○新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査）モニター募集中【別添②】

○感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

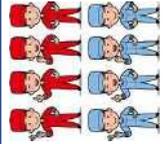
別添②
内閣官房
新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査 (PCR検査)
モニター募集中



定期的な検査で感染の再拡大を防止!

↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願いします↓↓↓
corona.go.jp/monitoring/form-group/
または、「**モニタリング検査 事業所登録**」で検索
※当面は随時募集いたします

<お問い合わせ先>
株式会社三菱総合研究所
メール：proactive_test@mri.co.jp



別添2

事務連絡
令和3年4月19日

- | | |
|---------------------|--|
| 大臣官房官庁管轄部
各地方整備局 | 各課長殿
総務部長殿
企画部長殿
管轄部長殿
港湾空港部長殿 |
| 北海道開発局 | 事業振興部長殿 |
| 各地方航空局 | 管轄部長殿
総務部長殿
空港部長殿
保安部長殿 |
| 国土技術政策総合研究所 | 総務部長殿
管理調整部長殿 |
| 国土地理院 | 総務部長殿
企画部長殿 |

- 国土交通省
- 大臣官房会計課長
 - 大臣官房技術調査課長
 - 大臣官房公共事業調査室長
 - 大臣官房官庁管轄部管理課長
 - 大臣官房官庁管轄部計画課長
 - 港湾局総務課長
 - 港湾局技術企画課長
 - 航空局予算・管財室長
 - 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 - 航空局交通管制部交通管制企画課長
 - 北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について

先般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月16日変更）において、「緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等」として「政府及び都道府県は、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析の実施を検討し、感染の再拡大を防ぐこと」とされていることを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等において感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査を実施することとして

このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力に

事務連絡
令和3年4月19日

ついて依頼があった。

ついては、本件モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり主な民間発注者団体の長あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり日本建設業連合会あてに送付しているため、参考まで送付する。

日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から日本建設業連合会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について依頼がなされているところであり、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設現場、特に共同生活を伴う寮等を設置している建設現場において、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、宜しく申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当当局あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。



事務連絡
令和3年4月20日

事務連絡
令和3年4月20日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月12日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月13日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る重点措置区域の拡大を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

【別添】

事務連絡
令和3年4月20日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
各地方航空局	営繕部長	殿
	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を 実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月16日に政府対策本部長職務代理より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示が行われ、同4月20日から拡大された重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空

技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）において通知したところであるが、これまでの1都2府3県に加え、拡大された重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遺漏なきよう措置された。

なお、重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域が変更された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

事務連絡
令和3年4月20日

別添1

事務連絡
令和3年4月20日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた
工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点
措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応につい
て」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたとこ
ろです。

このたび、令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策
特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」
という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3
県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなさ
れ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実
施することが決定されたところですが、令和3年4月12日付け事務連絡等の内容を
踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1
のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あ
てに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区
域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏ま
えた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延
防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業
務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応
をお願いしてきたところです。

令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措
置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」と
いう。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2
府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公
示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止
等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月12日付
け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

また、新型コロナウイルス感染症に係る重点措置区域の拡大を踏まえた、国土
交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されてお
りますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に
対しても、周知を宜しく願います。

参考

事務連絡
令和3年4月20日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
各地方航空局	営繕部長	殿
	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を 実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月16日に政府対策本部長職務代理より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示が行われ、同4月20日から拡大された重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空

技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）において通知したところであるが、これまでの1都2府3県に加え、拡大された重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遺漏なきよう措置された。

なお、重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域が変更された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

別添2

事 務 連 絡
令和3年4月20日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月20日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、
催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた
取組等に係る留意事項等、移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和3年4月16日に開催された第61回新型コロナウイルス感染症対策本部において、
まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉県、神奈川県、千葉県及び愛知県が追加
され、4月20日から5月11日までを実施期間とすることとなり、これに伴い「新型コ
ロonavirus感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、まん延防止等重点措置を実施すべき区
域の追加等、テレワーク等の推進、まん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、
施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等
について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、
適切に実施いただきますようお願いいたします。

特に、重点措置区域である都府県においては、職場への出勤等について、「出勤者数
の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、
出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底していただきますようお願い
いたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知を
お願いいたします。

(別紙)「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、催
物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取
組等に係る留意事項等、移動の自粛に向けた呼びかけについて」(令和3年4
月19日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機
管理官事務連絡)

(別添1)「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について」(令和3年4月
16日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型
コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

(別添1別紙1)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全
部を変更する公示」(令和3年4月16日新型コロナウイルス感染症対策本部長
組織代理同副本部長)

(別添1別紙2)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年4月

16日変更)
(別添2)「テレワーク等の推進について」(令和3年4月16日付け新型コロナウイルス
感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推
進室長事務連絡)

(別添3)「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴ
ールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について」(令和3年4
月16日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイ
ルス感染症対策推進室長事務連絡)(補足として、令和2年11月12日付、令
和3年2月26日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型
コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付)

(別添4)「移動の自粛に向けた呼びかけについて」

(別添5)「第22回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上

事 務 連 絡

令和3年4月19日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、
催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた
取組等に係る留意事項等、移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和3年4月16日に開催された第61回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下
「政府対策本部」という。）において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉
県、神奈川県、千葉県及び愛知県が追加され、4月20日から5月11日までを実施期
間とすることとなり、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3のと
おり、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、まん延
防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデ
ンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について依頼があり、さらに別添4のと
おり、基本的対処方針において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府
県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等について住民に対して協力の要請
を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を
防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととされまし
た。

そして、上記別添1～別添4により示された方針を受け、持ち回り開催された第23
回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「省対策本部」という。）にお
いて、別添5のとおり大臣指示がありました。

つきましては、各局等におかれては、別添について着実に実施して頂くとともに、所管
の事業者、関係団体等に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただくよう、
よろしく願います。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年4月9日変更）

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「テレワーク等の推進について」

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる『ゴール
デンウィーク』に向けた取組等に係る留意事項等について」

（補足として、令和2年11月12日付、令和3年2月26日付の催物の開
催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進
室長事務連絡を添付）

(別添4) 移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添5) 第23回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が追加されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いします。

事務連絡
令和3年4月16日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第3項に基づき、4月20日から5月11日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が追加されました。あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年4月16日変更）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、北村、山口、岩熊、石岡
TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年4月16日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長職務代理 同副本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更する。

記

- (1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間
令和3年4月5日から5月11日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。
 - ・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和3年4月5日から5月5日までとする。
 - ・京都府及び沖縄県については、令和3年4月12日から5月5日までとする。
 - ・東京都については、令和3年4月12日から5月11日までとする。
 - ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。
- (2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域
宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。
- (3) まん延防止等重点措置の概要
新型コロナウイルス感染症については、
 - ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
 - ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年4月16日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の第2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで、実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

併せて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国のかつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。

以後、4月16日に、各都道府県における感染状況等を踏まえ、全都道府県について緊急事態措置区域とし、5月4日には、全都道府県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することとした。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置区域を縮小していった。

5月25日に、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、政府対策本部長は、法第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

その後、新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていった。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とした。

令和3年1月13日には、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとした。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。

令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

令和3年3月5日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとした。

令和3年3月18日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対

する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了した。

緊急事態宣言の解除後は、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「緊急事態宣言解除後の対応」という。）を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととした。

令和3年4月1日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

令和3年4月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年4月16日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が気持ちを一つにして、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和3年4月14日までに、合計513,569人の感染者、9,497人の死亡者が確認されている。

令和2年4月から5月にかけての緊急事態宣言下において、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があったことから、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多いことや、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があったことなどから、全ての都道府県について緊急事態措置区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえ、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その結果、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病

床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

5月14日には、その時点における感染状況等の分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、5月21日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道府県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があった。

その後、5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言解除後、主として7月から8月にかけて、特に大都市部の歓楽街における接待を伴う飲食店を中心に感染が広がり、その後、周辺地域、地方や家庭・職場などに伝播し、全国的な感染拡大につながっていった。

この感染拡大については、政府及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）が連携し、大都市の歓楽街の接待を伴う飲食店等、エリア・業種等の対象を絞った上で、重点的なPCR検査の実施や営業時間短縮要請など、メリハリの効いた対策を講じることにより、新規報告数は減少に転じた。

また、8月7日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）においては、今後想定される感染状況に応じたステージの分類を行うとともに、ステージを判断するための指標（以下「ステージ判断の指標」という。）及び各ステージにおいて講じるべき施策が提言された。その後、2度の緊急事態宣言の経験を通じ、感染の早期探知のための指標及びステージ判断における、よりの確な評価方法が明らかになってきたことを踏まえ、令和3年4

月 15 日の分科会提言において、感染の再拡大防止に向けて、感染の予兆を早期に探知するため、ステージ判断の指標等の精緻化及び補強が行われた。

この提言を踏まえ、今後、緊急事態宣言の発出及び解除（緊急事態措置区域の追加及び除外を含む。）の判断に当たっては、以下を基本として判断することとする。その際、「ステージ判断の指標」は、提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。また、緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的なつながり等を考慮する。

（緊急事態宣言発出の考え方）

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、分科会提言におけるステージⅣ相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

（緊急事態宣言解除の考え方）

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、緊急事態措置区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。

令和 2 年 8 月 28 日には政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」がとりまとめられ、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化すること、また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充することとなった。

夏以降、減少に転じた新規報告数は、10 月末以降増加傾向となり、11 月以降その傾向が強まっていったことから、クラスター発生時の大規模・集中的な検査の実施による感染の封じ込めや感染拡大時の保健所支援の広域調整等、政府と都道府県等が密接に連携しながら、対策を講じていった。また、10 月 23 日の分科会においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避することや、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知することなどの提言がなされた。12 月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和 3 年 1 月 7 日、政府対策本部長は、法第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 1 月 8 日から令和 3 年 2 月 7 日までの 31 日間とし、緊急事態措置区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。

令和 3 年 1 月 13 日には、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置区域を栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。

令和 3 年 2 月 2 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2 月 8 日以降については、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の 10 都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 3 月 7 日まで延長した。

令和 3 年 2 月 26 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3 月 1 日以降については、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の 4 都府県に変更することとした。

令和 3 年 3 月 5 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第 32 条第 3 項に基づき、引き

続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の 4 都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 3 月 21 日まで延長することとした。

令和 3 年 3 月 18 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている 3 月 21 日をもって緊急事態措置を終了することとした。

また、3 月 18 日、政府対策本部において、「緊急事態宣言解除後の対応」がとりまとめられ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととなった。

令和 3 年 2 月 3 日に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行（以下「改正法の施行」という。）を踏まえ、まん延防止等重点措置の実施及び終了の判断に当たっては、以下を基本として判断する。その際、「ステージ判断の指標」は、分科会提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。また、提言において示された「早期探知のための指標」等も活用し、感染拡大の予兆を早期に探知し、まん延防止等重点措置を含む様々な強い感染対策等を早期に講じるものとする。

（まん延防止等重点措置の実施の考え方）

都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること（特に、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域の状況になっている等）を踏まえ、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

また、都道府県がステージⅡ相当の対策が必要な地域においても、当該

都道府県の特定の区域において感染が急速に拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがあると認められる場合や、都道府県がステージⅢ相当の対策が必要な地域において、感染が減少傾向であっても、当該都道府県の特定の区域において感染水準が高い又は感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合に、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

（まん延防止等重点措置の終了の考え方）

都道府県の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、まん延防止等重点措置を実施している区域の感染状況が、都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準か等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

令和 3 年 4 月 1 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第 31 条の 4 第 1 項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和 3 年 4 月 5 日から令和 3 年 5 月 5 日までの 31 日間とし、重点措置区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

令和 3 年 4 月 9 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4 月 12 日以降については、法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和 3 年 4 月 12 日から令和 3 年 5 月 11 日までの 30 日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和 3 年 4 月 12 日から令和 3 年 5 月 5 日までの 24 日間とする旨の公示を行った。

令和 3 年 4 月 16 日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4 月 20 日以降については、法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知

県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にある。令和2年6月から8月に診断された人における重症化する割合や死亡する割合は1月から4月までと比べて低下している。重症化する人の割合は約1.6%（50歳代以下で0.3%、60歳代以上で8.5%）、死亡する人の割合は、約1.0%（50歳代以下で0.06%、60歳代以上で5.7%）となっている。
- ・ 重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人で、重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満がある。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させる可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7日から10日間程度とされている。また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられている。

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの人は他の人に感染させていないと考えられている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の環境で感染リスクが高まる。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要である。

- ・ 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等がある。新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっている。なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療は、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行う。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬（炎症を抑える薬）・抗ウイルス薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器や体外式膜型人工肺（Extracorporeal membrane oxygenation：ECMO）等による集中治療を行うことがある。
- ・ 現在、従来よりも感染しやすい可能性のある変異株やワクチンが効きにくい可能性のある変異株が世界各地で報告されている。国立感染症研究所によると、N501Yの変異がある変異株は、英国で確認された変異株（VOC-202012/01）、南アフリカで確認された変異株（501Y.V2）、ブラジルで確認された変異株（501Y.V3）、フィリピンで確認された変異株（P3系統）がある。我が国でも、これら懸念される変異株（Variant of Concern：VOC）の感染者の割合が上昇しており、急速に置き換わりが定きつつある。この変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある（英国で確認された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の1.32倍と推定）。また、英国や南アフリカで確認された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、E484Kの変異がある変異株は、南アフリカで確認された変異株、ブラジルで確認された変異株、フィリピンで確認された変異株がある。このE484Kの変異がある変異株については、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。このほか、E484K単独の変異がある変異株（R.1）が、関東・東北地方で増加している。このE484K単独の変異がある変異株については、注目すべき変異株（Variant of Interest：VOI）として、その疫学

的特性を分析し、今後の拡大状況をゲノムサーベイランスで引き続き注視する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」など「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた一方で、その後、欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている。7月、8月の感染拡大は、検体全てが欧州系統から派生した2系統に集約されたものと考えられる。現時点では、国内感染は国内で広がったものが主流と考えられる。
- ・ また、ワクチンについては、令和3年前半までに全国民に提供できる数量の確保を目指すこととしており、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和3年2月9日に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（以下「ワクチン接種について」という。）をとりまとめた。その後、2月14日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2月17日に医療従事者向けの先行接種を開始し、4月12日より高齢者への接種を開始した。その他、アストラゼネカ社及びモデルナ社のワクチンについて薬事承認申請がなされており、現在、安全性及び有効性の確認を最優先に、迅速審査を行っている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、令和2年3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが

示されている。また、同年4～6月期の国内総生産（GDP）は実質で前期比8.3%減、年率換算で29.3%減を記録した。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- ② 「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、飲食の感染対策、モニタリング検査の拡大や高齢者施設での検査、保健所の体制強化など感染拡大防止策の強化、変異株対策の強化、ワクチン接種の着実な推進、医療提供体制の充実等の取組を進めていく。
- ③ 緊急事態措置区域から除外された地域においては、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。
- ④ 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。
- ⑤ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。
- ⑥ 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていく。
- ⑦ 感染の再拡大が認められる場合には、政府と都道府県が密接に連携しながら、重点的・集中的なPCR検査や営業時間短縮要請等を実施するとともに、まん延防止等重点措置を機動的に活用するなど、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民に分かりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。
 - ・ 変異株についての正確で分かりやすい情報の提供。
 - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
 - ・ 室内で「三つの密」を避けること。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼吸が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促すこと。
 - ・ 令和2年10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」（飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など）や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話の時はマスク着用等）の周知。
 - ・ 大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこと。
 - ・ 業種別ガイドライン等の実践。特に、飲食店等について、業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を利用するよう、促すこと。
 - ・ 風邪症状等体調不良がみられる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。

- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ厚生労働省が定める方法による必要があることの周知。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知すること。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
 - ・ 接触確認アプリ（COVID-19 Contact-Confirming Application：COCO A）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触があった旨の通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。併せて、地域独自のQRコード等による追跡システムの利用の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症やクラスターの発生状況について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する14日間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。

- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府に対し、帰国時・入国時の手続や目的地までの交通手段の確保等について適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② 厚生労働省及び都道府県等は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制をもつことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働

省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。令和 3 年 2 月 8 日時点で緊急事態措置区域であった 10 都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画に基づく検査を、3 月中までを目途に着実に実施するよう求めるとともに、さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、4 月から 6 月にかけて、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的実施するよう求める。また、政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広い PCR 検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、社会経済活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第 16 条の 2 に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めることなどにより環境整備を進めていく。

- ③ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスを実施する。また、いわゆる超過死亡については、新型コロナウイルス感染症における超過死亡を推計し、適切に把握する。
- ④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19：HER-SYS）を活用し、都道府県別の陽性者数等の統計データの収集・分析を行うとともに、その結果を適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。

- ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System：G-MIS）を構築・運営し、医療提供状況やPCR検査等の実施状況等を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関するいわゆる後遺症について、諸外国で報告もあることも踏まえ、調査・研究を進める。
- ⑧ 政府及び都道府県等は、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりが不明な事例等も継続して確認されていることを踏まえ、変異株スクリーニング検査での抽出を早期に40%程度まで引き上げ、全国的な監視体制を強化する。また、厚生労働省及び文部科学省は、国立感染症研究所・都道府県等・民間検査機関や大学等間の連携を一層促進し、変異株PCR検査やゲノム解析を強化する。さらに、都道府県等は変異株事例が発生した場合には、積極的疫学調査の強化や幅広い関係者への検査を徹底する。これらの取組により、クラスターの迅速な封じ込めを図るとともに、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。
- ⑨ 都道府県等は、感染症法第12条及び第15条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、分科会提言で示された「早期探知のための指標」等も参考に、県下の感染状況について、リスク評価を行う。
- ⑩ 遺伝子配列を分析するにあたり、公衆衛生対策を進めていく上で必要な情報を、国立感染症研究所において収集を行う。

（3）まん延防止

1）外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する。なお、その際、

不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促す。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うものとする。

2）催物（イベント等）の開催制限

特定都道府県は、当該地域で開催される催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第45条第2項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行うものとする。

その際、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意する。このことは後述3）においても同様とする。

併せて、開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるものとする。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て引き続き普及を促進する。

3）施設の使用制限等（前述の「2）催物（イベント等）の開催制限」、後述する「5）学校等の取扱い」を除く）

- ① 特定都道府県は、法第45条第2項等に基づき、感染リスクが高い

と指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対して営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請を行うとともに、法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。

要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。

また、特定都道府県は、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、別途通知する飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第11条第1項に規定する施設についても、同様の働きかけを行うものとする。

また、特定都道府県は、感染の拡大につながるおそれのある一定の施設について、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った施設の使用の働きかけを行うとともに、法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。

- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。
- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

4) 職場への出勤等

- ① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底すること。
- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

- ② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。
- ③ 政府は、上記①に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。

5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求

めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果の実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。

6) 緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等（重点措置区域にあっては後述7))

① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージII相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述8)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和する。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。その際、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(令和3年2月25日新型コ

ロナウイルス感染症対策分科会)を参考にして取り組むものとする。

- ・ 当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。
- ・ 当該地域で開催される催物(イベント等)に係る規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)については、別途通知する目安を踏まえ、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。
- ・ 法第24条第9項に基づく飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。併せて、業種別ガイドラインを遵守するよう、引き続き要請すること。これらの要請に当たっては、引き続きできる限り個別店舗に対して働きかけを行うこと。

また、別途通知する飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設に対する営業時間の短縮等の働きかけについては、地域の感染状況等を踏まえながら、各都道府県知事が適切に判断すること。

- ・ 職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。
- ③ 政府及び都道府県は、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等(モニタリング検査)やデータ分析の実施を検討し、感染の再拡大を防ぐこと。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅

速に情報共有を行う。

7) 重点措置区域における取組等

- ① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の変向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述8)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

- ・ 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮(20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。)の要請を行うこと。なお、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うこと。
- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)以外の地域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。
- ・ いわゆる屋カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、法第24条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。

- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第31条の6第1項に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、令第5条の5に規定される各措置について飲食店に対して要請を行うこと。
- ・ 不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、別途通知する飲食店等以外の令第11条第1項に規定する施設(特に、大規模な集客施設)についても、営業時間や入場整理等について同様の働きかけを行うこと。
- ・ 法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。
- ・ 上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。
- ・ 法第31条の6第2項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと。
- ・ 都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物(イベント等)

について、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行うこと。

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。
 - ・ 措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うこと。
 - ・ 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行するとともに、感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）を行うこと。
- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。
- ③ 重点措置区域である都道府県は、①の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。
- 8) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等
- ① 都道府県は、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染

拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のとおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

（外出の自粛等）

- ・ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和 2 年 4 月 22 日の専門家会議で示された「10 のポイント」、5 月 4 日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10 月 23 日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等について住民や事業者等に周知を行うこと。
- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。
感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。
- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。
（催物（イベント等）の開催）
- ・ 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件（人数上限や収容率）の目安を示すこと。その際、事業者及び関係団

体において、エビデンスに基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知すること。

催物等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（COCOA）等の活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。（職場への出勤等）
- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。
- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項の確認を促し、遵守

している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

（施設の使用制限等）

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
 - ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。
 - ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、8月7日の分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講ずべき施策」や累次の分科会提言（12月11日「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」等）等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にあつては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。
 - ④ 都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。
 - ⑤ 政府は、関係団体や地方公共団体に対して、飲食店に係る業種別ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査、遵守状況に関する情報の表示や認定制度の普及を促すとともに、関係団体等と連携しつつ、クラスターが発生している分野等（飲食・職場など）を対象とした業種別ガイドラインについて、見直し・強化を図り、徹底する。

9) 予防接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことであること。
- ② 関係機関と連携し、迅速にワクチンの開発等を進めるとともに、承認申請された際には審査を行った上で、安全性及び有効性を確認し、できるだけ早期の実用化、国民への供給を目指すこと。
- ③ 予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）による改正後の予防接種法に基づく臨時接種の特例として、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村において実施すること。
- ④ 予防接種の実施体制や接種順位等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立つて行うこと。
- ⑤ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用し適切に実施すること。
- ⑥ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要であること。

その上で、政府は、国民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確で丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組むこと。

10) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、変異株を含め、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、

帰国者の検査・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を、引き続き、実施する。特に、変異株については、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況などのリスク評価に基づき、検疫の強化等について検討する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請、港湾の利用調整や水際・防災対策連絡会議等を活用した対応力の強化等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

11) クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。その際、より効果的な感染拡大防止につなげるため、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮する。積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合の命令、この命令に正当な理由がなく応じない場合の罰則の適用については、対象者の人権に十分に配慮し、慎重に運用すること。
- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策に当たる専門家の確保及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、都道府

県は関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。感染拡大に伴う優先度を踏まえた積極的疫学調査については、感染状況の改善に伴い改めて対応を強化する。その際には、IHEATの積極的な活用も図りながら、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、感染源の推定のための調査を含めた強化を図る。

また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の業務の重点化や人材育成等を行うこと、保健所業務の外部委託の活用、IHEATの積極的な活用、人材確保の好事例の横展開等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

- ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、地方公共団体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第20条に基づく総合調整を行う。
- ⑤ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を強化する観点から、以下の取組を行う。
- ・ 大規模な歓楽街については、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組を踏まえ、通常時から相談・検査体制の構築に取り組むとともに、早期に予兆を探知し、介入時には、速やかに重点的（地域集中的）なPCR検査等の実施や、必要に応じ、エリア・業種を絞った営業時間短縮要請等

を機動的に行うこと。

- ・ 事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかけること。
 - ・ 言語の壁や生活習慣の違いがある在留外国人を支援する観点から、政府及び都道府県等が提供する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につなげる仕組みを構築すること。
- ⑥ 政府は、接触確認アプリ（COCOA）について、機能の向上を図るとともに、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、その幅広い活用や、感染拡大防止のための陽性者としての登録を行うよう、呼びかけを行い、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携した積極的疫学調査で活用することにより、効果的なクラスター対策につなげていく。

12) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じる。特定都道府県又は重点措置区域である都道府県は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じるに当たっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、国民に対し丁寧に説明する。
- ② 政府及び特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、国民に冷静な対応を促す。
- ③ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施に当たっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ④ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(4) 医療等

① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和2年10月14日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の改正（令和2年10月24日施行）により、高齢者や基礎疾患のある者等入院勧告・措置の対象の明確化を行っており、改正法の施行により、この取扱いが法定化された。都道府県等は、関係法令に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を運用すること。また、改正法の施行により、入院措置に正当な理由なく応じない場合や入院先から逃げた場合の罰則が設けられたが、都道府県等は、その運用に当たって、患者の人権に十分に配慮し、慎重に運用するとともに、患者への偏見・差別につながらないように、(6)で後述する取組の一層の強化を図ること。

重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、特に病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力した上で、なお病床がひっ迫する場合には、高齢者等も含め入院治療が必要な無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）については、感染症法第44条の3第2項に基づき宿泊施設（適切な場合は自宅）での療養を要請することで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。丁寧な健康観察を実施すること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とすること。そのため、都道府県は、患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、ホテル等の一時的な宿泊療養施設の確保に努めるとともに、都道府県等は、宿泊療養施設の運営

体制を確保すること。政府は、都道府県等と密接に連携し、これらの取組を支援すること。

自宅療養等を行う際には、都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。パルスオキシメーターの確保や、往診・オンライン診療・訪問看護等の活用など、適切な療養環境を確保するための取組を推進すること。

- ・ 都道府県等は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 都道府県等は、変異株が確認された患者等について、適切に入院措置・勧告を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、変異株が確認された軽症者等について、丁寧に健康観察を実施のうえ、宿泊施設での療養を要請すること。さらに、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ改定された退院基準等に基づき、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講ずること。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行うこと。
- ・ 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保すること。

特に、病床がひっ迫している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること。

その際、地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進める

こと。

また、医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用の取組を推進するとともに、それでもなお病床が不足すると見込まれる場合には、法第 31 条の 2 に基づく臨時の医療施設の開設についてその活用を十分に考慮すること。臨時の医療施設の開設に当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行うとともに、開設後は定期的に運営状況を報告する。厚生労働省は、それらの活用に合わせて、必要な支援を行うこと。また、都道府県等が感染症法第 16 条の 2 に基づく協力要請等及び法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等を行う場合には、当該医療等が適切に実施されるよう、必要な支援を行うこと。

- ・ 「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえ、引き続き病床・宿泊療養施設の確保に万全を期すとともに、感染者が短期間に急増する場合の緊急的な患者対応を行う体制について早急に検討し、対応方針を定めること。
- ・ さらに、都道府県等で今回の感染拡大局面で認識された課題を点検し、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、次の感染拡大時にも確実に機能する医療提供体制を整備すること。
- ・ その際、次の感染拡大に備え、地域において、一般医療と新型コロナウイルス感染症に対する医療との両立について改めて協議し、患者受入が実際に可能な新型コロナウイルス感染症患者用の病床を確実に確保する観点から、病床・宿泊療養・自宅療養の役割分担の徹底や総合的な調整体制の整備により病床活用を効率化した上で、必要とされる病床・宿泊療養施設を確保することとし、厚生労働省と都道府県

は、連携して病床・宿泊療養施設確保計画を見直すこと。

- ・ 政府及び都道府県において、上記の病床確保・活用の状況及び感染状況を適切にモニタリングするとともに、感染拡大防止策の実施に適時適切に反映させること。
 - ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備し、患者の医療提供に関する必要な総合調整を行うとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行うこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
 - ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進めること。
 - ・ また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援の仕組みを検討すること。
 - ・ 退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、連携して検査体制整備計画を見直すとともに、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置を行うこと。

また、大型テントやプレハブを活用した、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや受け入れが適切に行われるようにすること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、診療・検査医療機関の指定や地域外来・検査センターの設置を柔軟かつ積極的に行うこと。
 - ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関等について、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。
 - ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材等の活用を進めること。
 - ・ 厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、全国の医療機関等の医療人材募集情報を掲載する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」の運営等を通じて、医療関係団体、ハローワ

ーク、ナースセンター等と連携し、医療人材の確保を支援すること。

- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防止に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査等や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保すること。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
 - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、等の対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族の QOL を考慮しつつ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討するこ

と。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、患者、家族のQOLを考慮しつつ、施設での通所サービス等の一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限するなどの対応を検討すること。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けることなどを含む感染防止策の更なる徹底等を通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や陽性者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるようにする。また、感染者が多数発生している地域における医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。

また、都道府県は、高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行う体制を構築するとともに政府は、この体制を構築するに当たり、各都道府県を支援することに併せて、研修の実施や実践例の展開により、対応力を強化する。

また、高齢者施設等において、感染対策マニュアルを活用した感染対策等の対応力強化の取組を、事例集の展開や業務継続計画の策定支援などにより一層進める。

加えて、手術や医療的処置前等において、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等の取組を推進すること。
- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備等を、引き続き、強化すること。
- ・ レムデシビルやデキサメタゾンについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、実施時期や実施時間等に配慮すること。
- ・ 政府及び都道府県等は、実費でPCR検査が行われる場合にも、医療と結びついた検査が行われるよう、周知を行うとともに、精度管理についても推進すること。

- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算・第2次補正予算・第3次補正予算、予備費等も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、対策に万全を期す。

(5) 経済・雇用対策

現下の感染拡大の状況に応じ、その防止を最優先とし、予備費を活用するなど臨機応変に対応することとする。昨年春と夏の感染拡大の波を経験

する中、感染対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図ってきた。具体的には、政府は、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）及び令和2年度第2次補正予算の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期してきた。今後、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）や「新たな雇用・訓練パッケージ」（令和3年2月12日策定）、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）、「新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について」（令和3年3月23日策定）を含む各種の経済支援策、更には令和3年度当初予算を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、医療提供体制の確保やワクチンの接種体制等の整備をはじめとする新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に全力を挙げ、感染症の厳しい影響に対し、雇用調整助成金や実質無利子・無担保融資等により雇用・事業・生活をしっかりと守っていく。その上で、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。今後も感染状況や経済・国民生活への影響を注意深く見極め、公平性の観点や円滑な執行等が行われることにも配慮しつつ、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

（6）その他重要な留意事項

1) 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等

- ① 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差

別的な取扱いや誹謗中傷、名誉・信用を毀損する行為等は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論のとりまとめ（令和2年11月6日）や法第13条第2項の規定を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう、以下のような取組を行う。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ（corona.go.jp）等を活用し、地方公共団体や関係団体等の取組の横展開にも資するよう、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化すること。
 - ・ 感染者やその家族、勤務先等に対する偏見・差別等の実態の把握に努めるとともに、偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化すること。
 - ・ 悪質な行為には法的責任が伴うことについて、政府の統一的なホームページ等を活用して、幅広く周知すること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた行政による情報公表の在り方に関して、改めて政府としての統一的な考え方を整理すること。また、情報の公表に当たっては、個人情報の保護に留意すること。
 - ・ クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信すること。
- ② 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。
 - ③ 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援や

いじめ防止等の必要な取組を実施する。

- ④ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合において、国民の自由と権利の制限を必要最小限のものとする。特に、罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、罰則の適用は、慎重に行うものとする。また、女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意し、女性や障害者等に与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク、個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰や買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
 - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待等。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う。
- ⑧ 政府は、ワクチン接種に便乗した詐欺被害等の防止のため注意喚起や相談体制を強化する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具、

消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を政府の責任で確保する。例えば、マスク等を政府で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布するとともに、感染拡大に備えた備蓄を強化する。

- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資が安定的に供給されるよう、これらの物資の需給動向を注視するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬及び抗ウイルス薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進に当たっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含め全ての部局が協力して対策に当たる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かすとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措

置や取組を行うに当たり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。

- ⑦ 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等を実施するに当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等が適切に緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、必要な指示を行うものとする。
- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの積極的な実施に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要

に応じ、国民への周知を図る。

- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル等を防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
 - ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。
- 5) 緊急事態宣言解除後の取組
- 政府は、緊急事態宣言の解除を行った後も、都道府県等や基本的対処方針分科会、分科会等との定期的な情報交換等を通じ、国内外の感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価・検証を行う。その上で、最新の情報に基づいて適切に、国民や関係者へ情報発信を行うとともに、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても講じることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言、継続若しくは終了するに当たっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
 - ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

参考

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年3月28日(令和3年4月16日変更)(該当箇所抜粋))

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

6) 緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等

- ① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述8)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和する。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。その際、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考にして取り組むものとする。

(中略)

- ・ 職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

(中略)

7) 重点措置区域における取組等

- ① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述8)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(中略)

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤

まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が追加されたことを踏まえ、当該区域における出勤者数7割削減を目指すテレワーク等の推進をお願いするものです。

事務連絡

令和3年4月16日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

テレワーク等の推進について

平素より大変お世話になっております。

テレワーク等については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところで。

本日、4月20日から5月11日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が追加されました。

重点措置区域である都道府県においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること」とされています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する改めての周知・呼びかけをお願いします。

なお、緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県においては、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進」することとされており、また、緊急事態措置を実施すべき区域及び重点措置区域以外の都道府県においても、こうした趣旨を踏まえ、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけることとされておりますので、御留意ください。

【問合せ先】
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)
担当者: 八重樫、多田、阪本、坂本、北村、山口、岩熊、石岡
TEL: 03-6257-1309
MAIL: g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp